

諏訪広域連合  
第9期介護保険事業計画

令和6年3月  
諏訪広域連合

## はじめに



平成 15 (2003) 年度から諏訪広域連合が保険者となり実施しております介護保険事業につきましては、皆様の多大なご支援とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度は、平成 12 (2000) 年 4 月の施行から 24 年が経過し、この間、介護サービス提供基盤の整備の充実により、現在は高齢者やその家族を支えるうえで欠かせない制度として定着してまいりました。

一方、わが国では、令和 7 (2025) 年には団塊の世代が後期高齢者となり、令和 22 (2040) 年にはその子供たちの世代が 65 歳以上となるなど、高齢化はさらに進み医療や介護の必要性が更に見込まれています。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活していくことを可能にするため、多職種連携による包括的な支援体制の構築・強化を図ることが必要となります。

こうしたなか、当広域連合においては、構成市町村の特性に応じた生活支援や介護予防、認知症施策等の地域づくりに向けた体制の整備・強化を進める「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくとともに、介護に従事する人材の確保と育成が必要不可欠となります。介護現場の様子や介護職員として働いている方の声等を積極的に発信しながら、県や関係機関と連携・協力し、継続して介護の仕事のイメージアップを図ってまいります。

当広域連合では、これらを踏まえ中長期的な人口構造や介護ニーズの変化等を見据えて、令和 6 (2024) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 3 年間を対象年度とした「諏訪広域連合第 9 期介護保険事業計画」を策定いたしました。

今後は、構成市町村や関係機関等と連携を図りながら、本計画の基本理念の具現化に努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、「諏訪広域連合介護保険委員会」の委員の皆さまには、様々な視点からご意見やご提言をいただきましたことに心から感謝を申し上げますとともに、本計画が着実、円滑に実施されますよう圏域住民各位のご理解とご協力をお願いいたします。

令和 6 年 3 月

諏 訪 広 域 連 合  
広域連合長 金子 ゆかり

## 目次

第1章	計画策定にあたって	1
1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画の位置づけと計画期間	1
1-3	計画の策定体制	2
1-4	基本理念	4
1-5	基本指針の改正について	5
第2章	諏訪広域圏と高齢者の概況	7
2-1	諏訪広域圏の概要	7
2-2	高齢者の状況	8
2-3	高齢者の世帯	14
2-4	認知症高齢者の状況	15
第3章	介護保険事業の実施状況	17
3-1	要支援・要介護認定者の推移及び推計	17
3-2	介護保険サービスの利用状況	19
3-3	構成市町村ごとの利用状況	27
3-4	地域支援事業の実施状況	33
3-5	第8期計画値との比較	37
第4章	地域包括ケア体制の強化	41
4-1	地域包括ケアシステムの深化・推進	41
4-2	日常生活圏域の設定	42
4-3	地域包括支援センターの運営支援	42
4-4	地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現	43
4-5	介護予防・重度化防止の推進	45
4-6	在宅医療・介護連携の推進	45
4-7	認知症施策の充実	46
4-8	高齢者虐待防止対策の推進	48
4-9	介護する家族等への支援の充実	49
4-10	地域密着型サービスの充実	49
4-11	災害・感染症対策の体制整備	50
第5章	介護保険事業の適正かつ円滑な運営	51
5-1	介護保険サービス基盤の充実	51
5-2	要介護認定等	53
5-3	適切なサービス利用の促進	53
5-4	相談体制・苦情対応の充実	55

5-5	適正な事業運営の推進	56
5-6	事業者に対する相談・指導及び情報提供の推進	57
5-7	介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進	59
第6章	介護保険事業量及び給付費の推計	60
6-1	居宅サービス	60
6-2	地域密着型サービス	74
6-3	施設サービス	83
第7章	地域支援事業の推進	86
7-1	介護予防・日常生活支援総合事業	86
7-2	包括的支援事業	92
7-3	任意事業	100
第8章	保険料の算定	102
8-1	所得段階別被保険者数の推計	102
8-2	介護保険給付費等	103
資料編		106
資料1	高齢者等実態調査の結果概要	106
資料2	サービス提供事業者アンケート調査の結果概要	133
資料3	ケアマネジャーアンケート調査の結果概要	143
資料4	パブリックコメントの結果と考え方	155
資料5	諏訪広域連合介護保険委員会	160
資料6	諏訪広域圏内 介護保険サービス事業所一覧（令和6年2月現在）	164
資料7	諏訪広域圏内 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅一覧	179
資料8	用語解説	181

※数値の表記について

計画書に記載している各種数値について、四捨五入にて表記している場合、表記上の数値を合計した数値と「合計」の数値が合わないことがあります。



# 第1章

## 計画策定にあたって

# 第1章 計画策定にあたって

## 1-1 計画策定の趣旨

本広域圏における高齢者人口は、令和5(2023)年10月現在で63,345人、高齢化率は33.2%となり、およそ3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。令和3(2021)年をピークに減少傾向に転じていますが、令和7(2025)年にはいわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、さらに10年後の令和17(2035)年には85歳以上となることから、介護ニーズが高まることが見込まれ、介護人材の確保に向けた取組や介護現場の生産性の向上を図っていく必要があるほか、令和22(2040)年には、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者自身が「支え手」として活躍できる仕組みの必要性が高まっています。加えて、高齢者の一人暮らし世帯や認知症高齢者の増加、核家族化や近隣関係の希薄化等、高齢者を取り巻く環境が変化する中、抱えている課題も複雑化、複合化してきており、分野を超えた包括的な支援体制の整備が求められています。

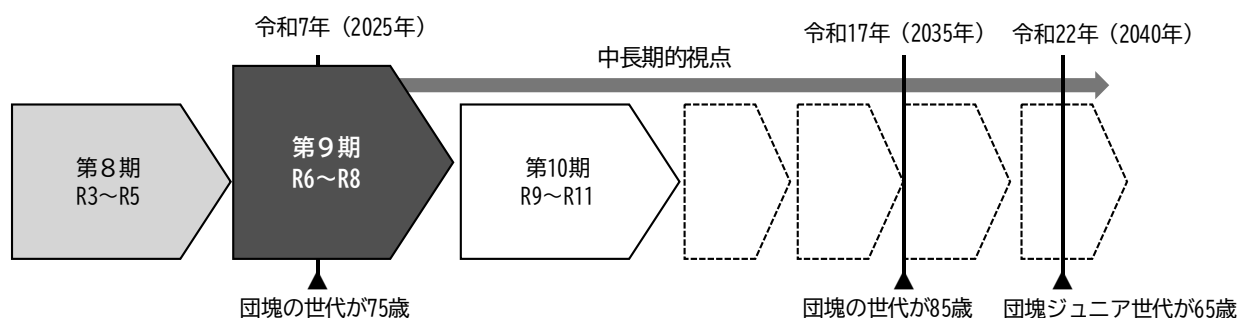
こうしたことから、中長期的な人口構造や介護ニーズの変化等を見据え、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進と介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、構成市町村やサービス提供事業者の関係機関や地域の各種団体、地域住民等と連携・協力しながら取り組んでいく必要があります。

こうした社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化、制度改正等に対応し、高齢者が安心して暮らすことができる環境づくりと介護保険事業の適正な運営を推進するため、第8期介護保険事業計画(以下「前計画」という。)の見直しを行い、新たに第9期介護保険事業計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

## 1-2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置づけられ、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス量の見込みを定めるとともに、介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるものです。

計画の期間は、介護保険法に基づき、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間となります。



## 1-3 計画の策定体制

本計画は、以下の体制により策定しました。

### (1) 介護保険委員会

計画策定にあたり、介護保険被保険者の代表や保健、医療及び福祉関係団体の代表等で構成する介護保険委員会において、本広域圏における介護保険運営や高齢者を取り巻く状況、地域が抱える課題等を確認・評価するとともに、今後の介護ニーズの見通し等を踏まえ、計画内容について協議を重ねてきました。会議の開催状況は以下のとおりです。

	日時	協議内容等
第1回	令和5年6月27日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第9期介護保険事業計画の策定と介護保険委員会の運営について</li><li>・高齢者等実態調査集計報告について</li></ul>
第2回	令和5年9月7日	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者実態調査（最終版）・自由意見について</li><li>・第8期介護保険事業計画の進捗状況と介護保険サービス給付実績分析について</li><li>・サービス提供事業所・介護支援専門員アンケート集計報告について</li></ul>
第3回	令和5年10月31日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第9期介護保険事業計画の策定等について</li><li>・サービス提供事業所・介護支援専門員アンケート集計報告（その他・自由意見）</li><li>・被保険者数、要介護認定者数の推計について</li><li>・サービス見込み量の算出について</li><li>・第9期介護保険料の試算について</li><li>・第9期介護保険事業計画介護保険施設・居住系サービス等の整備について（案）</li></ul>
第4回	令和5年12月19日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第9期介護保険事業計画（素案）について</li><li>・パブリックコメントの募集について</li></ul>
第5回	令和6年1月16日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第9期介護保険事業計画（素案）について（修正）</li><li>・パブリックコメントの結果について</li><li>・介護保険料の設定について</li></ul>
第6回	令和6年3月7日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第9期介護保険事業計画（素案）の最終検討</li><li>・諏訪広域連合長へ第9期介護保険事業計画（案）の提出</li></ul>



## (2) アンケート調査等の実施

### ①高齢者等実態調査

要介護・要支援認定を受けていて在宅で生活している方（居宅要介護・要支援認定者）及び要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の方（元気高齢者）を対象に、長野県と協力し、実態調査を実施しました。

○調査方法：郵送調査

○調査期間：令和4年12月1日～令和4年12月26日

対 象	発送数	有効回収数	有効回収率
元気高齢者	998 票	666 票	66.7%
居宅要介護・要支援認定者等	7,545 票	4,243 票	56.2%

### ②ケアマネジャー・サービス提供事業所アンケート調査

ケアマネジメントの状況や介護サービスの提供状況、今後の事業展開等を把握するため、ケアマネジャー及びサービス提供事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

○調査方法：郵送調査

○調査期間：令和5年6月16日～令和5年6月30日

対 象	発送数	有効回収数	有効回収率
ケアマネジャー	210 票	153 票	72.9%
サービス提供事業所	343 票	258 票	75.2%

## (3) 構成市町村

本広域圏の構成市町村の担当課及び地域包括支援センターと定期的な協議を行い、調整を図りながら策定しました。

## (4) 県との連携

サービス見込量の推計、保険料の設定及び計画策定等において、県からの助言、指導等の支援を受けるとともに、県が策定する医療計画及び介護保険事業支援計画との整合性を確保するため、県との協議の場を設け、緊密に連携しながら策定しました。

## 1-4 基本理念

---

介護保険制度の趣旨や高齢者を取り巻く環境等を踏まえ、本計画における基本的な考え方を以下の4つとし、基本理念を以下のとおりとします。

### (1) 高齢者の自立支援

高齢者自身が自らの意思に基づき、自らの有する能力を最大限活かしながら、自立した質の高い生活を送ることができるよう、きめ細かな支援の充実を図ります。

### (2) 尊厳の保持と権利擁護

住み慣れた地域でその人らしく安心して生活を送ることができるよう、全ての高齢者の尊厳と権利が守られるための体制の強化を図ります。

### (3) 利用者本位のサービス提供

利用者が安心してサービス提供を受けることができるよう、サービスを必要とする人が希望するサービスを適切に選択できるための体制の充実とサービス水準の確保・向上を図ります。

### (4) 地域による支え合いの支援

地域共生社会の実現に向けて、高齢者自身も支える側として活動しつつ、地域全体で見守り、支え合う体制づくりを支援します。

## 1-5 基本指針の改正について

介護保険法第116条第1項に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）が改正されました。概ねの内容は以下のとおりです。

### ① 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### ② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

### ③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

## 第2章

### 諏訪広域圏と高齢者の概況

## 第2章 諏訪広域圏と高齢者の概況

### 2-1 諏訪広域圏の概要

#### (1) 諏訪広域圏の位置

本広域圏は長野県、広くは日本列島のほぼ中央に位置し、東経 138 度から 138 度 24 分、北緯 35 度 48 分から 36 度 10 分の範囲にあり、東西約 35 km、南北約 41 km、周囲約 150 km で、面積は 715.41 km<sup>2</sup>、標高は諏訪湖で 759m、最も高い八ヶ岳の主峰赤岳で 2,899m です。

#### (2) 自然的条件

本広域圏は、周囲を山に囲まれ、諏訪湖を中心とする 2 市 1 町と、八ヶ岳山麓に広がる 1 市 1 町 1 村により盆地を形成しています。その形状は糸魚川静岡構造線を西端とし、それと平行に走る東端の断層との間の地溝帯にできた構造盆地であり、北西から南東方向にかけて細長く伸びています。

諏訪湖は諏訪盆地の北西に位置し、上川、宮川、砥川、横河川等の各水系が流入し、長野県一の大きな湖です。諏訪湖を中心とする平坦地は、湖に流入する河川の土砂によってできた沖積地で、河口では三角州上の地形をつくっています。

一方、八ヶ岳山麓は緩やかに傾斜した広々とした平地で、その中に集落が形成され、耕地が開け、八ヶ岳山麓特有の景観をつくっています。

気候は、位置と地形の関係上、きわめて顕著な内陸性気候の特性を示しており、寒暖の差が大きく、空気は乾燥して澄み、四季の変化に富んでいます。

また、圏域の高原には、多様な動植物が豊かに生息分布していることも特性となっています。

#### (3) 交通体系

本広域圏の主要な交通機関として、中央自動車道・長野自動車道、国道 20 号、J R 中央本線が圏域を南北に縦貫しています。

中央自動車道・長野自動車道は、首都圏、中京・関西圏、日本海方面を短時間で結び、産業経済、文化をはじめ生活圏域の拡大に大きな役割を果たしています。

幹線道路としての国道は、20 号、142 号、152 号、299 号があり、圏域と主要都市を結んでいます。J R 中央本線は、高速性と大量輸送機能を有した基幹交通機関となっています。

## 2-2 高齢者の状況

### (1) 高齢者人口の推移

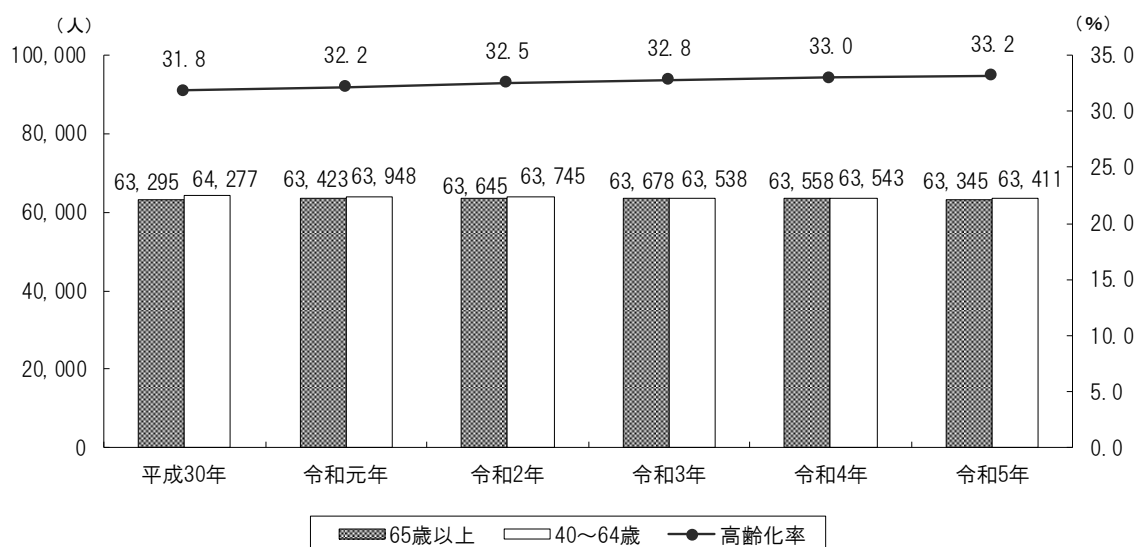
本広域圏の総人口は、減少傾向が続いており、令和5(2023)年10月1日現在で190,840人となっています。

高齢者(65歳以上)人口は、これまで増加し続けていましたが、令和3(2021)年をピークに減少に転じ、令和5(2023)年10月1日現在で63,345人、高齢化率は33.2%となっています。前期高齢者は減少し、後期高齢者が増加してきています。

第2号被保険者となる40歳から64歳人口は、令和5(2023)年10月1日現在で63,411人となっています。

【単位：人、％】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口(A)	198,847	197,169	195,654	193,890	192,598	190,840
0～14歳(B)	24,408	23,813	23,268	22,511	21,866	20,990
割合(B÷A)	12.3	12.1	11.9	11.6	11.4	11.0
15～64歳(C)	111,144	109,933	108,741	107,701	107,174	106,505
割合(C÷A)	55.9	55.8	55.6	55.5	55.6	55.8
40～64歳	64,277	63,948	63,745	63,538	63,543	63,411
65歳以上(D)	63,295	63,423	63,645	63,678	63,558	63,345
割合(D÷A)	31.8	32.2	32.5	32.8	33.0	33.2
65歳～74歳(E)	29,248	28,507	28,205	28,263	26,974	25,566
割合(E÷D)	46.2	44.9	44.3	44.4	42.4	40.4
75歳以上(F)	34,047	34,916	35,440	35,415	36,584	37,779
割合(F÷D)	53.8	55.1	55.7	55.6	57.6	59.6



出展：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

## (2) 計画期間における高齢者人口の推計

第9期介護保険事業計画の策定にあたり、計画期間及び中長期的な将来推計を行いました。推計方法として、構成市町村ごとに住民基本台帳人口（各年10月1日現在）を基にコーホート変化率法により推計し、広域圏全体の推計値は、構成市町村ごとの推計値の合算としています。

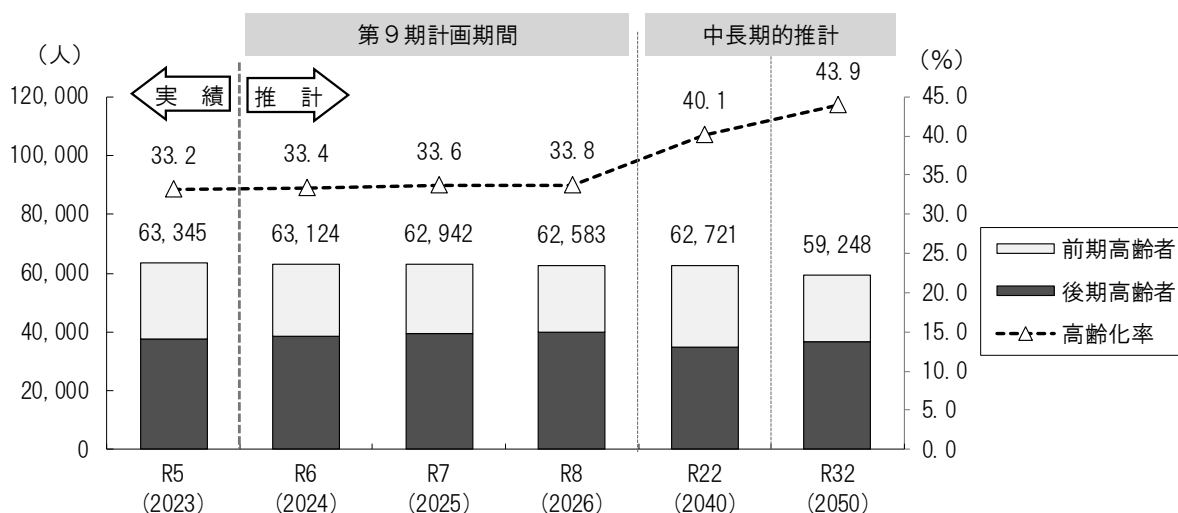
(コーホート変化率法)

あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が将来にわたって維持されるものと仮定して将来人口を算出する方法。例えば、X年に20歳の人口が100人、X+1年に21歳の人口が102人だった場合、20歳→21歳の変化率を102%と設定する。

### 【広域全体】

令和5（2023）年以降、高齢者人口は減少傾向が続き、第9期計画期間の最終年度となる令和8（2026）年には、高齢者数が62,583人となると推計されます。高齢化率は上昇し続け、令和8（2026）年で33.8%、令和32（2050）年には43.9%まで上昇すると推計されます。

前期・後期別にみると、計画期間は前期高齢者が減少し、後期高齢者が増加すると見込まれます。団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年には、前期高齢者が増加しますが、さらに10年後の令和32（2050）年には、団塊ジュニア世代が後期高齢者となり、後期高齢者人口が増加すると推計されます。



【単位：人、％】

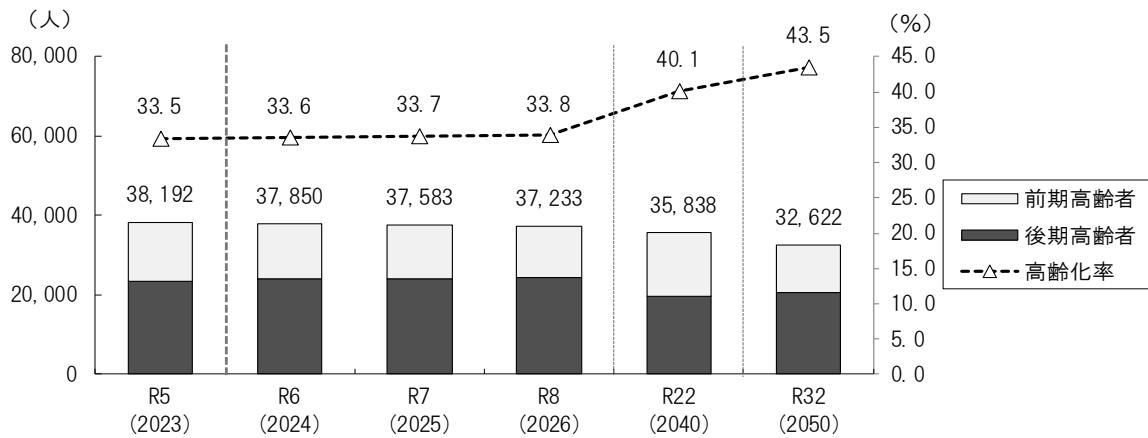
	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)	R32 (2050)	増減 (R5-R8)
人口	190,840	189,016	187,235	185,406	156,343	135,032	▲ 5,434
高齢者	63,345	63,124	62,942	62,583	62,721	59,248	▲ 762
前期高齢者	25,566	24,388	23,565	22,807	27,702	22,451	▲ 2,759
後期高齢者	37,779	38,736	39,377	39,776	35,019	36,797	1,997
高齢化率	33.2	33.4	33.6	33.8	40.1	43.9	0.6

※各年10月1日現在の実績及び推計値



## 【湖周】

湖周（岡谷市、諏訪市、下諏訪町）では、総人口、高齢者人口ともに減少傾向で推移すると見込まれます。



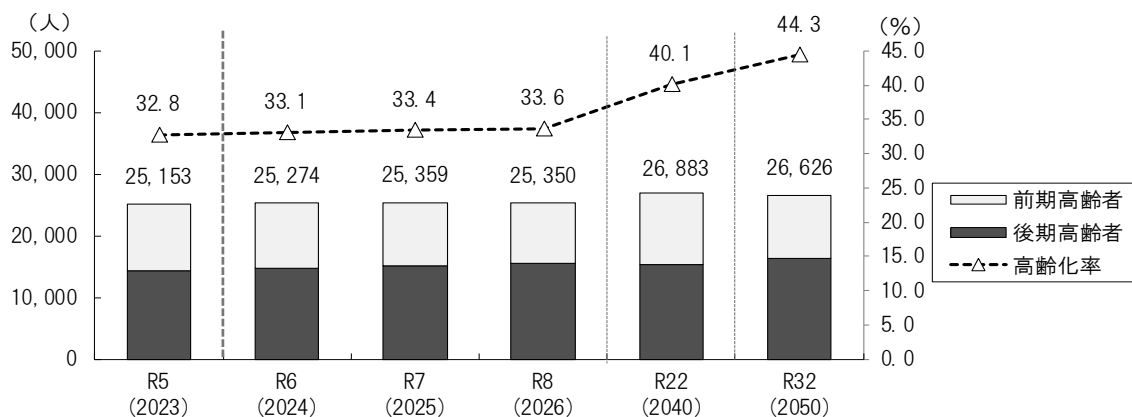
【単位：人、％】

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)	R32 (2050)	増減 (R5-R8)
人口	114,110	112,745	111,400	110,037	89,318	74,992	▲ 4,073
高齢者	38,192	37,850	37,583	37,233	35,838	32,622	▲ 959
前期高齢者	14,720	13,917	13,401	12,919	16,111	12,088	▲ 1,801
後期高齢者	23,472	23,933	24,182	24,314	19,727	20,534	842
高齢化率	33.5	33.6	33.7	33.8	40.1	43.5	0.4

※各年10月1日現在の実績及び推計値

## 【岳麓】

岳麓（茅野市、富士見町、原村）では、総人口が減少する一方、高齢者人口は令和7年まで増加し、令和8年で減少に転じると予想されます。



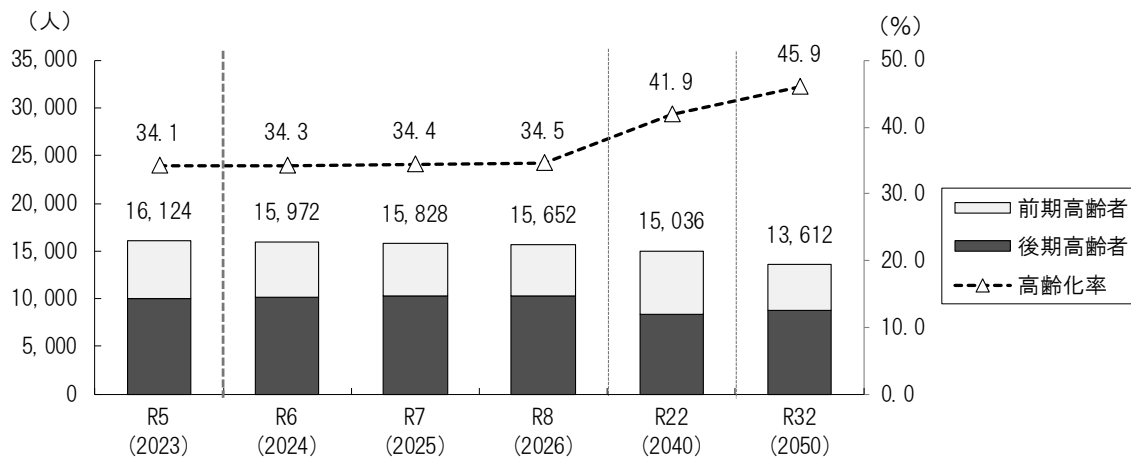
【単位：人、％】

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)	R32 (2050)	増減 (R5-R8)
人口	76,730	76,271	75,835	75,369	67,025	60,040	▲ 1,361
高齢者	25,153	25,274	25,359	25,350	26,883	26,626	197
前期高齢者	10,846	10,471	10,164	9,888	11,591	10,363	▲ 958
後期高齢者	14,307	14,803	15,195	15,462	15,292	16,263	1,155
高齢化率	32.8	33.1	33.4	33.6	40.1	44.3	0.9

※各年10月1日現在の実績及び推計値

構成市町村別人口推計の結果は以下のとおりです。

### 【岡谷市】

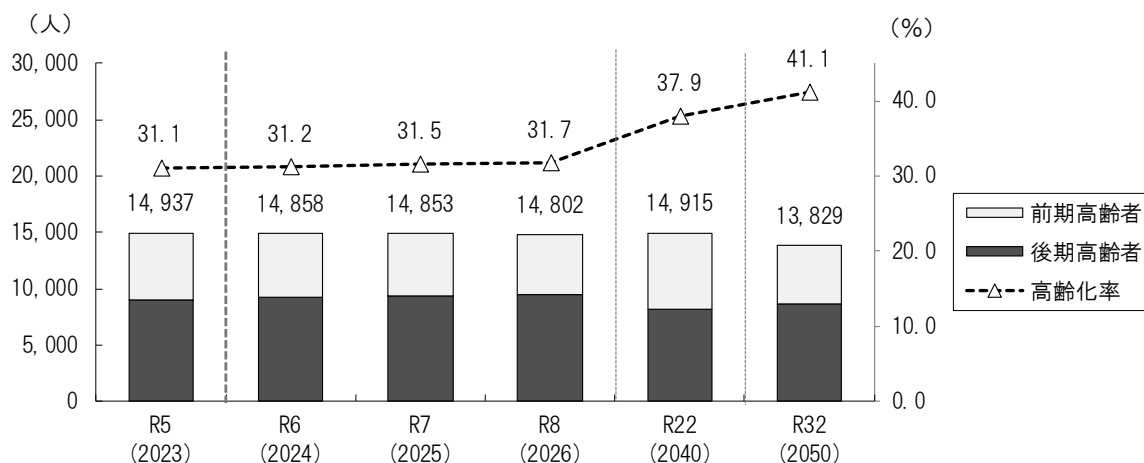


【単位：人、％】

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)	R32 (2050)	増減 (R5-R8)
人口	47,220	46,575	45,949	45,319	35,914	29,629	▲ 1,901
高齢者	16,124	15,972	15,828	15,652	15,036	13,612	▲ 472
前期高齢者	6,144	5,806	5,547	5,342	6,736	4,904	▲ 802
後期高齢者	9,980	10,166	10,281	10,310	8,300	8,708	330
高齢化率	34.1	34.3	34.4	34.5	41.9	45.9	0.4

※各年10月1日現在の実績及び推計値

### 【諏訪市】

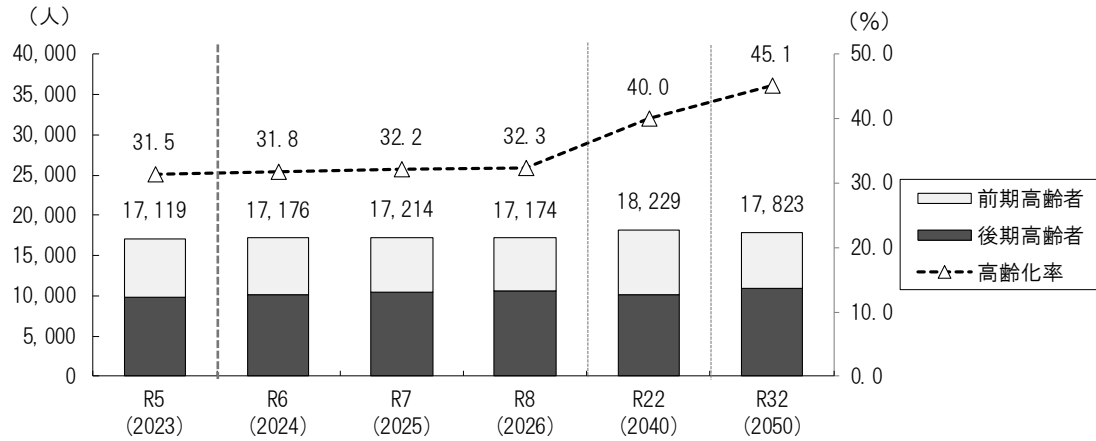


【単位：人、％】

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)	R32 (2050)	増減 (R5-R8)
人口	48,028	47,585	47,147	46,700	39,357	33,621	▲ 1,328
高齢者	14,937	14,858	14,853	14,802	14,915	13,829	▲ 135
前期高齢者	5,960	5,668	5,529	5,387	6,747	5,164	▲ 573
後期高齢者	8,977	9,190	9,324	9,415	8,168	8,665	438
高齢化率	31.1	31.2	31.5	31.7	37.9	41.1	0.6

※各年10月1日現在の実績及び推計値

## 【茅野市】

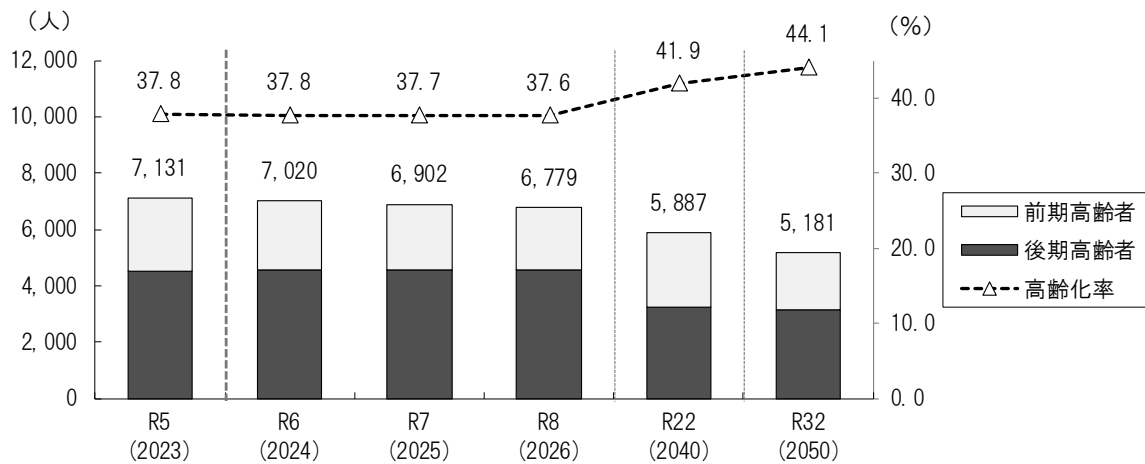


【単位：人、％】

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)	R32 (2050)	増減 (R5-R8)
人口	54,377	53,953	53,538	53,102	45,591	39,514	▲ 1,275
高齢者	17,119	17,176	17,214	17,174	18,229	17,823	55
前期高齢者	7,284	6,974	6,769	6,544	8,137	6,892	▲ 740
後期高齢者	9,835	10,202	10,445	10,630	10,092	10,931	795
高齢化率	31.5	31.8	32.2	32.3	40.0	45.1	0.9

※各年10月1日現在の実績及び推計値

## 【下諏訪町】

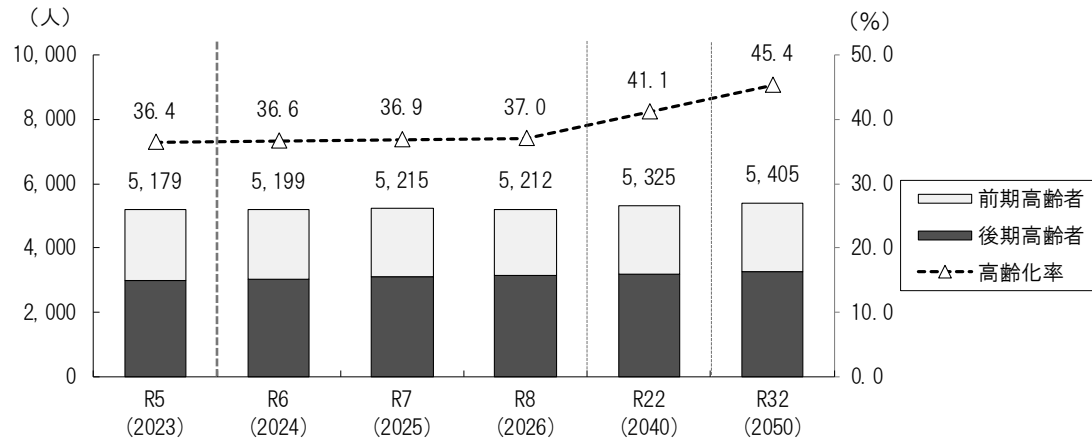


【単位：人、％】

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)	R32 (2050)	増減 (R5-R8)
人口	18,862	18,585	18,304	18,018	14,047	11,742	▲ 844
高齢者	7,131	7,020	6,902	6,779	5,887	5,181	▲ 352
前期高齢者	2,616	2,443	2,325	2,190	2,628	2,020	▲ 426
後期高齢者	4,515	4,577	4,577	4,589	3,259	3,161	74
高齢化率	37.8	37.8	37.7	37.6	41.9	44.1	▲ 0.2

※各年10月1日現在の実績及び推計値

## 【富士見町】

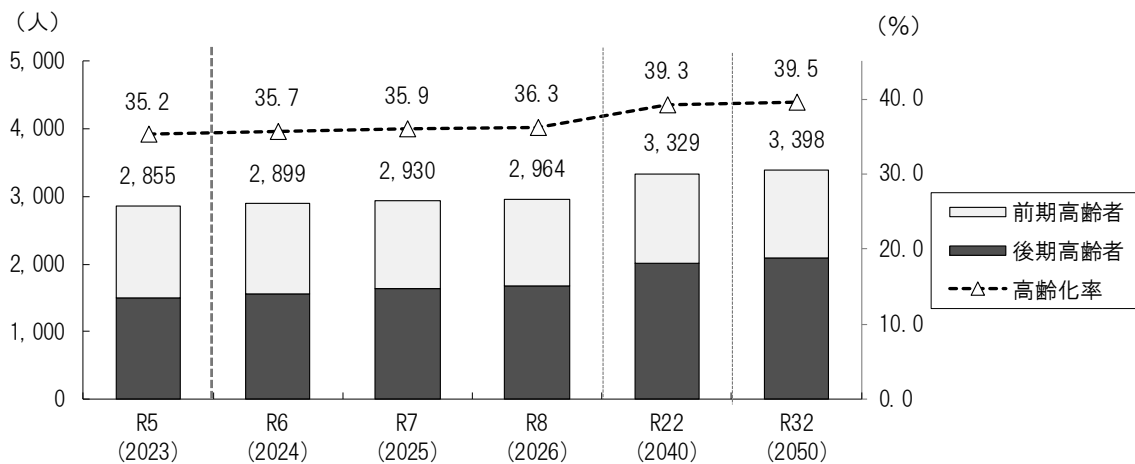


【単位：人、％】

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)	R32 (2050)	増減 (R5-R8)
人口	14,246	14,190	14,143	14,095	12,955	11,918	▲ 151
高齢者	5,179	5,199	5,215	5,212	5,325	5,405	33
前期高齢者	2,201	2,150	2,100	2,057	2,142	2,158	▲ 144
後期高齢者	2,978	3,049	3,115	3,155	3,183	3,247	177
高齢化率	36.4	36.6	36.9	37.0	41.1	45.4	0.6

※各年10月1日現在の実績及び推計値

## 【原村】



【単位：人、％】

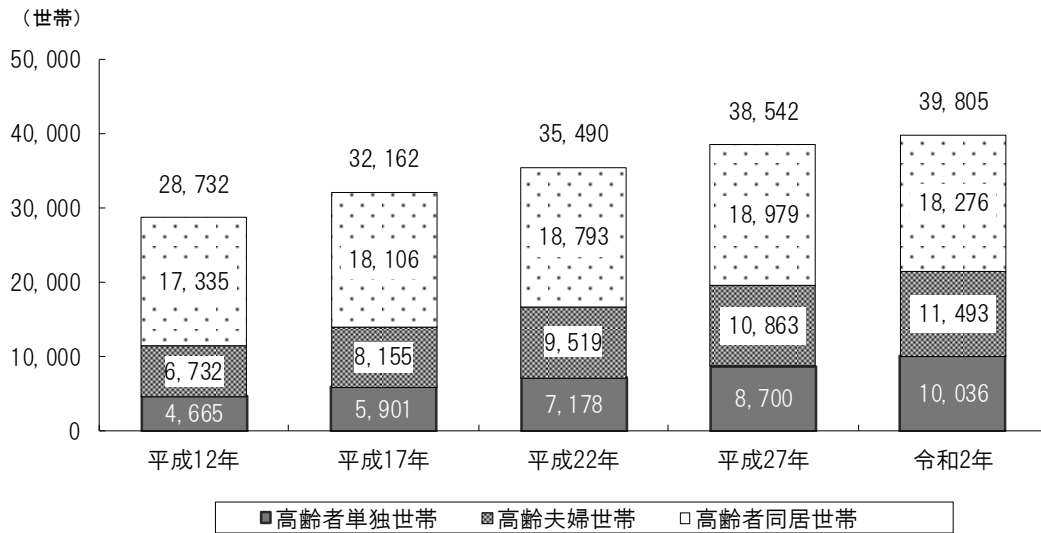
	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)	R32 (2050)	増減 (R5-R8)
人口	8,107	8,128	8,154	8,172	8,479	8,608	65
高齢者	2,855	2,899	2,930	2,964	3,329	3,398	109
前期高齢者	1,361	1,347	1,295	1,287	1,312	1,313	▲ 74
後期高齢者	1,494	1,552	1,635	1,677	2,017	2,085	183
高齢化率	35.2	35.7	35.9	36.3	39.3	39.5	1.1

※各年10月1日現在の実績及び推計値

## 2-3 高齢者の世帯

高齢者のいる世帯数の推移を国勢調査の結果でみると、令和2(2020)年10月現在で39,805世帯となっており、平成12(2000)年から20年間で11,073世帯(38.5%)増加しています。特に高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯が増加しており、全体の約3割を占めています。

■高齢者世帯数の推移(構成別)



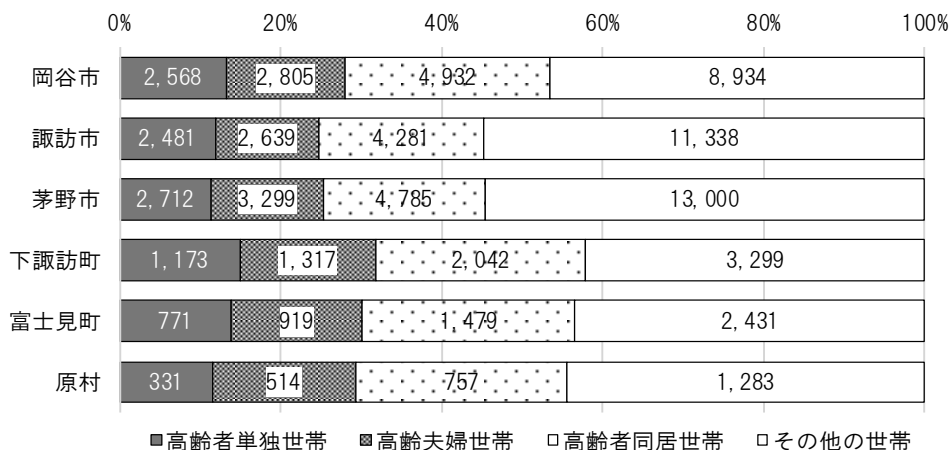
【単位：世帯】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	74,926	78,390	78,195	76,516	80,090
高齢者世帯	28,732	32,162	35,490	38,542	39,805
割合	38.3%	41.0%	45.4%	50.4%	49.7%
高齢者単身世帯	4,665	5,901	7,178	8,700	10,036
割合	6.2%	7.5%	9.2%	11.4%	12.5%
高齢夫婦世帯	6,732	8,155	9,519	10,863	11,493
割合	9.0%	10.4%	12.2%	14.2%	14.4%
高齢者同居世帯	17,335	18,106	18,793	18,979	18,276
割合	23.1%	23.1%	24.0%	24.8%	22.8%

(出典) 国勢調査

■構成市町村別高齢者世帯の状況(令和2年)

(単位：世帯)



(出典) 国勢調査

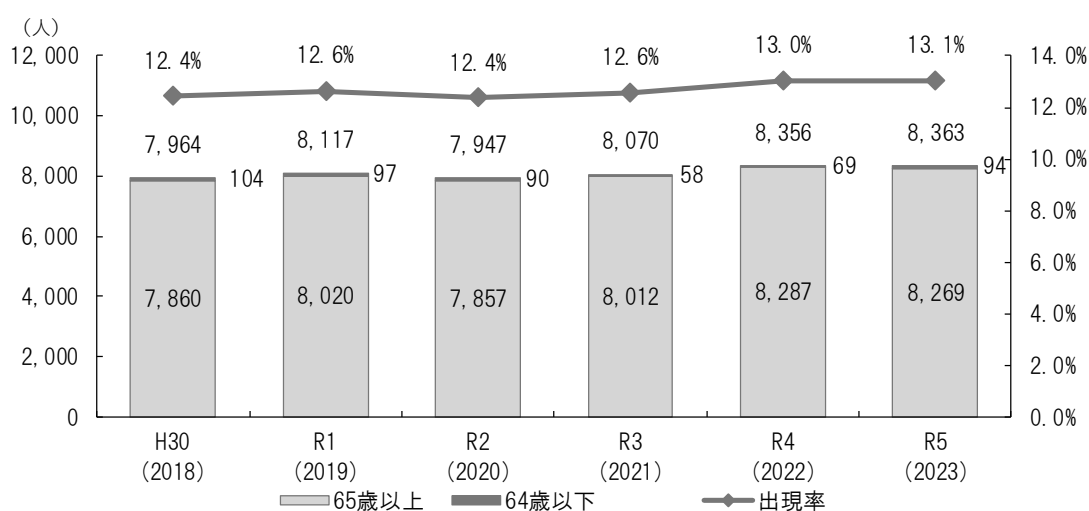
## 2-4 認知症高齢者の状況

### (1) 認知症高齢者等の推移

要支援・要介護認定者のうち、日常生活自立度がⅡ以上の認知症の人は、令和5（2023）年10月現在で8,363人となっています。そのうち、64歳以下の人94人、65歳以上の人8,269人で、65歳以上人口に占める認知症高齢者の割合（出現率）は13.1%となっています。認知症高齢者等の人数、出現率とも、令和2（2020）年で一度減少していますが、令和3（2021）年以降、再び増加傾向となっています。

日常生活自立度別にみると、Ⅱbが最も多く、全体の約4割を占めています。

■認知症高齢者等の人数及び出現率の推移



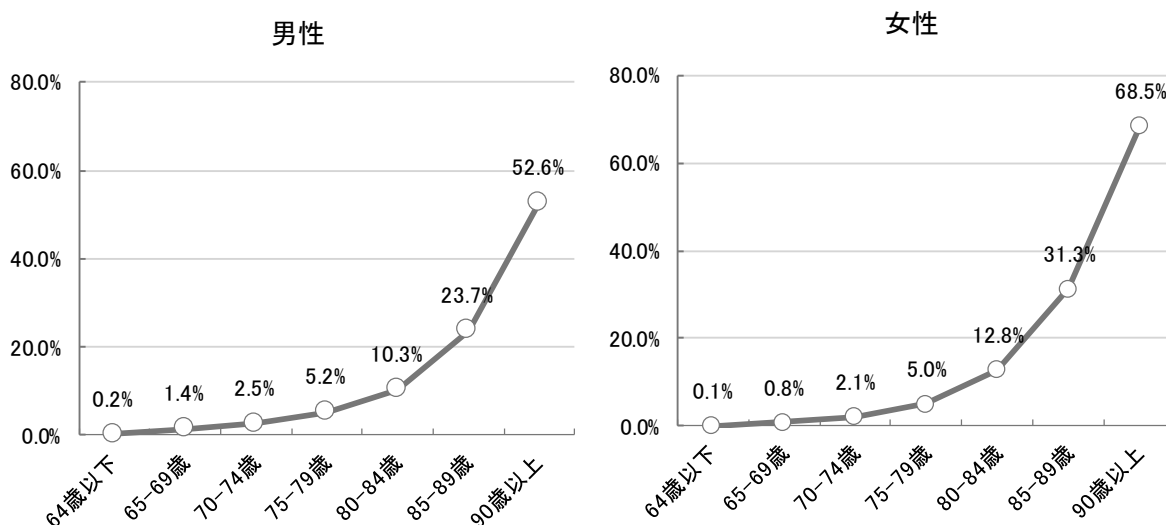
【単位：人】

		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
Ⅱ a	64歳以下	25	20	20	9	15	22
	65歳以上	1,164	1,214	1,226	1,252	1,309	1,280
Ⅱ b	64歳以下	37	27	20	12	19	26
	65歳以上	3,069	3,138	2,984	2,983	2,974	3,082
Ⅲ a	64歳以下	21	24	23	16	17	21
	65歳以上	2,305	2,304	2,282	2,345	2,529	2,512
Ⅲ b	64歳以下	2	3	2	1	1	2
	65歳以上	392	380	371	380	423	417
Ⅳ	64歳以下	13	18	20	16	15	21
	65歳以上	835	903	908	964	971	911
M	64歳以下	6	5	5	4	2	2
	65歳以上	95	81	86	88	81	67
計	64歳以下	104	97	90	58	69	94
	65歳以上	7,860	8,020	7,857	8,012	8,287	8,269

(出典) 要介護認定情報

性別・年齢別の出現率をみると、男女ともに年齢とともに上昇しており、90歳以上では、男性で52.6%、女性で68.5%となっています。

■性別・年齢別\_認知症高齢者等の出現率（令和5年）

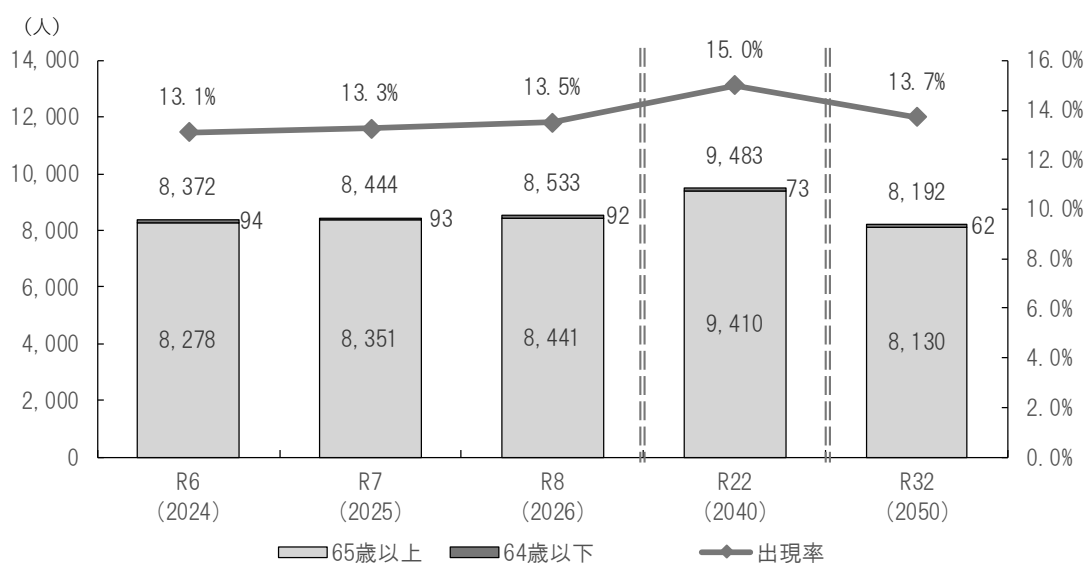


（出典）要介護認定情報

## （2）計画期間における認知症高齢者等の推計

性別・年齢別の認知症出現率の推移から計画期間における出現率を設定し、将来推計人口を乗じて、計画期間における認知症高齢者等の推計をすると、計画最終年度の令和8(2026)年で8,533人、令和22(2040)年には9,483人まで増加すると見込まれます。

■認知症高齢者等の人数及び出現率の推移



## 第3章

# 介護保険事業の実施状況



# 第3章 介護保険事業の実施状況

## 3-1 要支援・要介護認定者の推移及び推計

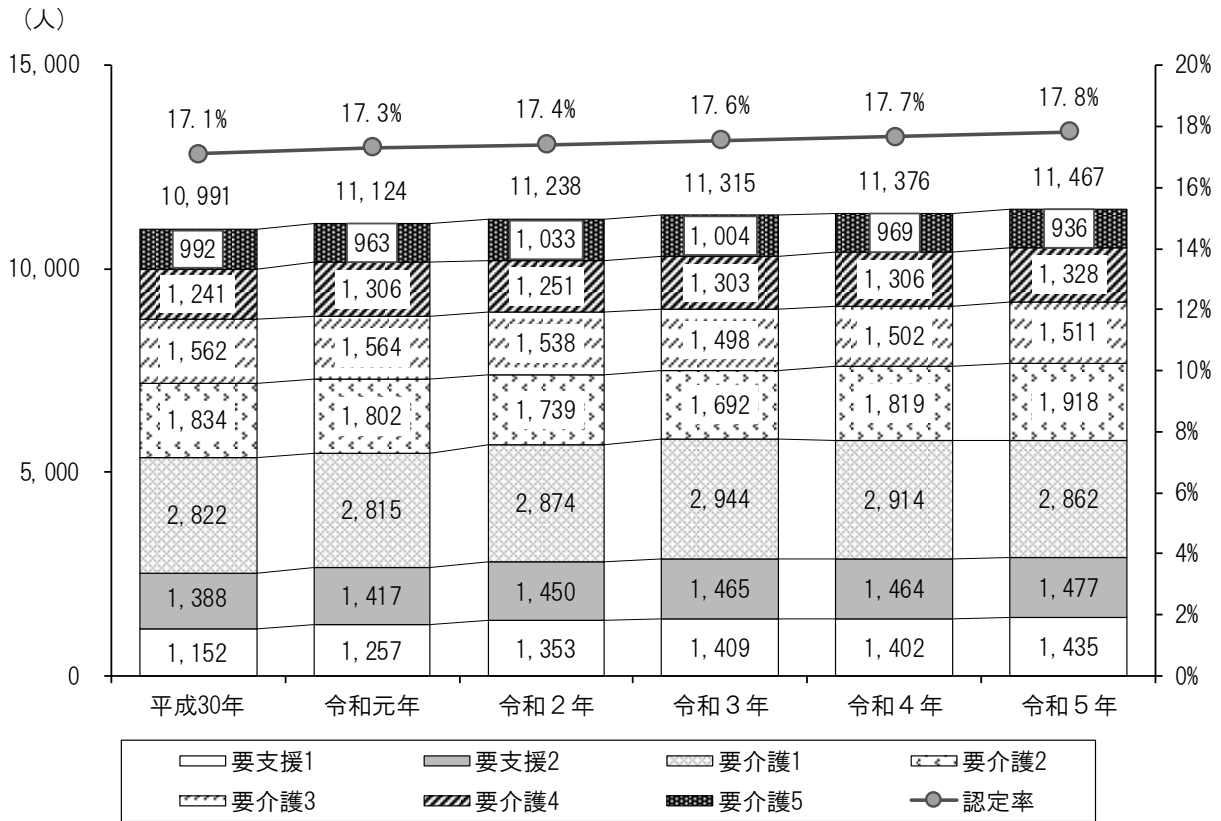
### (1) 要支援・要介護認定者数の状況

要支援・要介護認定者数は年々増加しており、平成30(2018)年9月末の10,991人から5年間で476人(4.3%)増加し、令和5(2023)年9月末現在で11,467人となっています。

第1号被保険者数に対する認定者数の割合(認定率)も増加傾向にあり、平成30(2018)年9月末の17.1%から令和5(2023)年9月末には17.8%と0.7ポイント上昇しています。

要介護度別にみると、特に要支援1で大きく増加し、要介護3及び要介護5は減少してきています。

■要介護度別認定者数及び認定率の推移



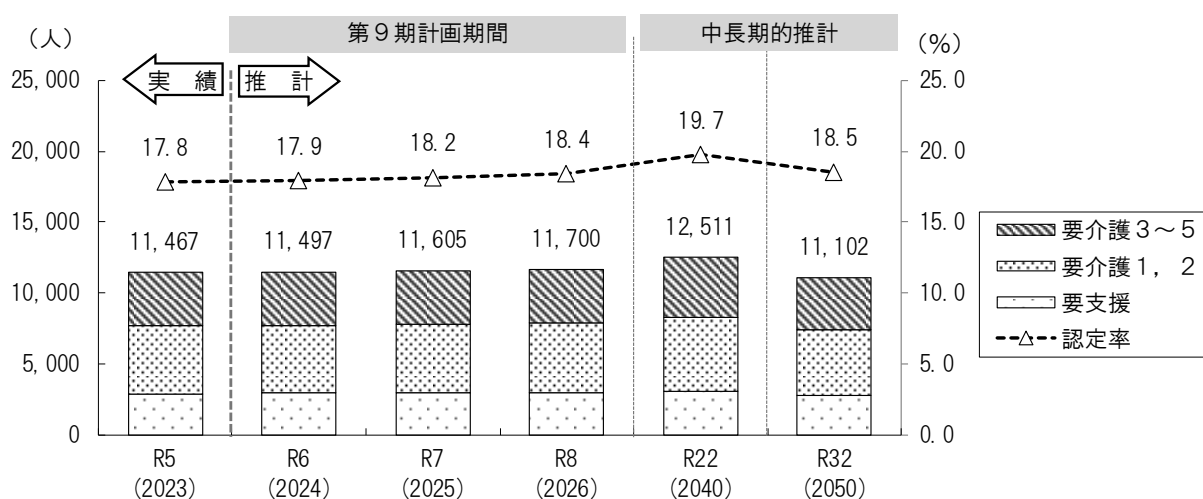
※認定率は第1号被保険者の認定者数により算出。

(出典) 介護保険事業状況報告(各年9月月報)

## (2) 計画期間中の要支援・要介護認定者数の推計

計画期間中の要支援・要介護認定者数について、本広域圏全体の男女別・5歳ごと年齢別の要介護度別認定率の実績を勘案して計画期間の認定率を設定し、将来推計人口に乗じて算出すると、高齢者数は減少傾向になるものの、認定率の高い後期高齢者の増加等により認定者数が増加し、令和8(2026)年には認定者数11,700人、認定率18.4%まで上昇すると見込まれます。

中長期的な推計では、令和22(2040)年に12,511人まで増加し、その後は高齢者数の減少に伴い、認定者数も減少するものと推計されます。



【単位：人、%】

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)	R32 (2050)	増減 (R5-R8)
要支援1	1,435	1,448	1,464	1,474	1,473	1,375	39
要支援2	1,477	1,485	1,500	1,509	1,559	1,416	32
要介護1	2,862	2,872	2,899	2,921	3,097	2,765	59
要介護2	1,918	1,920	1,939	1,957	2,126	1,872	39
要介護3	1,511	1,512	1,524	1,542	1,709	1,480	31
要介護4	1,328	1,325	1,336	1,348	1,515	1,293	20
要介護5	936	935	943	949	1,032	901	13
合計	11,467	11,497	11,605	11,700	12,511	11,102	233
認定率	17.8	17.9	18.2	18.4	19.7	18.5	0.6

※認定率は第1号被保険者の認定者数により算出。

※R5は「介護保険事業状況報告9月月報」(9月末現在)、R6以降は各年9月末時点の推計値。

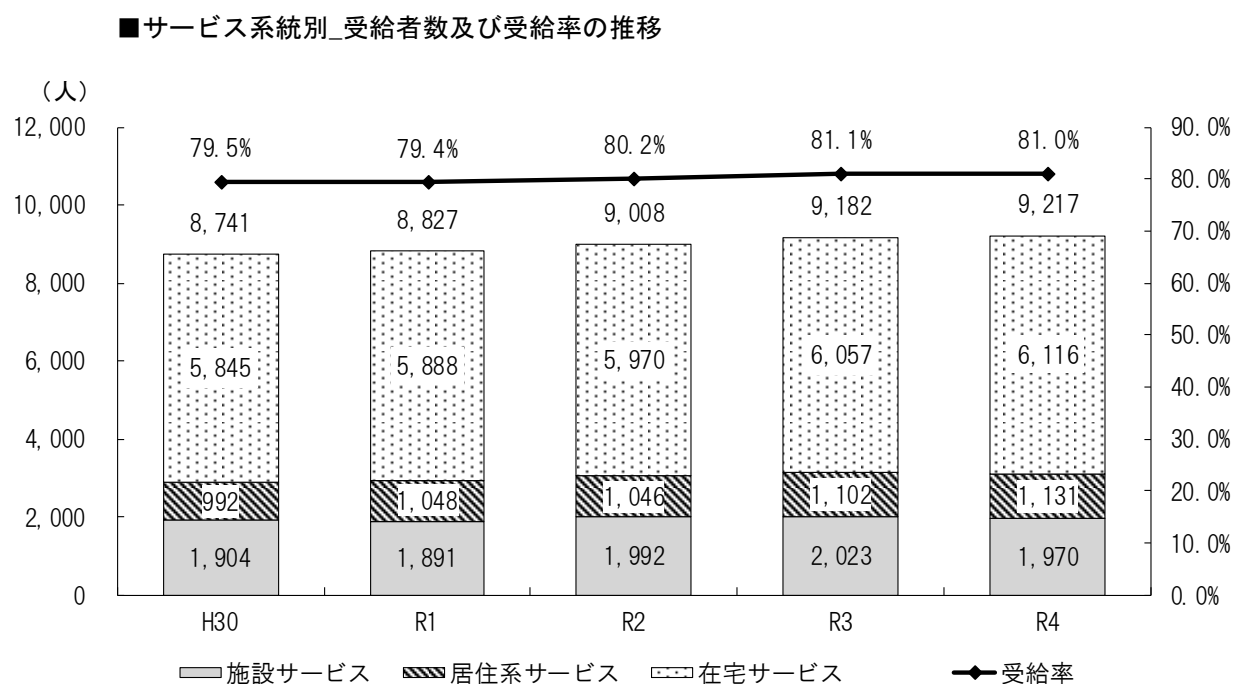
## 3-2 介護保険サービスの利用状況

### (1) サービス別利用者数

#### ①受給者数及び受給率の推移

介護保険サービス受給者数は、令和4年度（月平均）が9,217人で、平成30年度の8,741人から476人（5.4%）増加しています。認定者における受給者の割合（受給率）も上昇傾向にあり、令和4年度で81.0%となっています。

サービス系統別にみると、サービス利用者全体のうち、在宅サービスが7割弱、施設サービスが約2割、居住系サービスが1割強となっています。いずれの系統も受給者数が増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度までの4年間で、在宅サービスが271人（4.6%）、居住系サービスが139人（14.0%）、施設サービスが66人（3.5%）増加しています。



(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

#### ■ サービス系統別構成比の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
施設サービス	21.8%	21.4%	22.1%	22.0%	21.4%
居住系サービス	11.3%	11.9%	11.6%	12.0%	12.3%
在宅サービス	66.9%	66.7%	66.3%	66.0%	66.4%

※四捨五入の関係により、各サービスの合計が100にならない場合があります。(以下、同様)

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

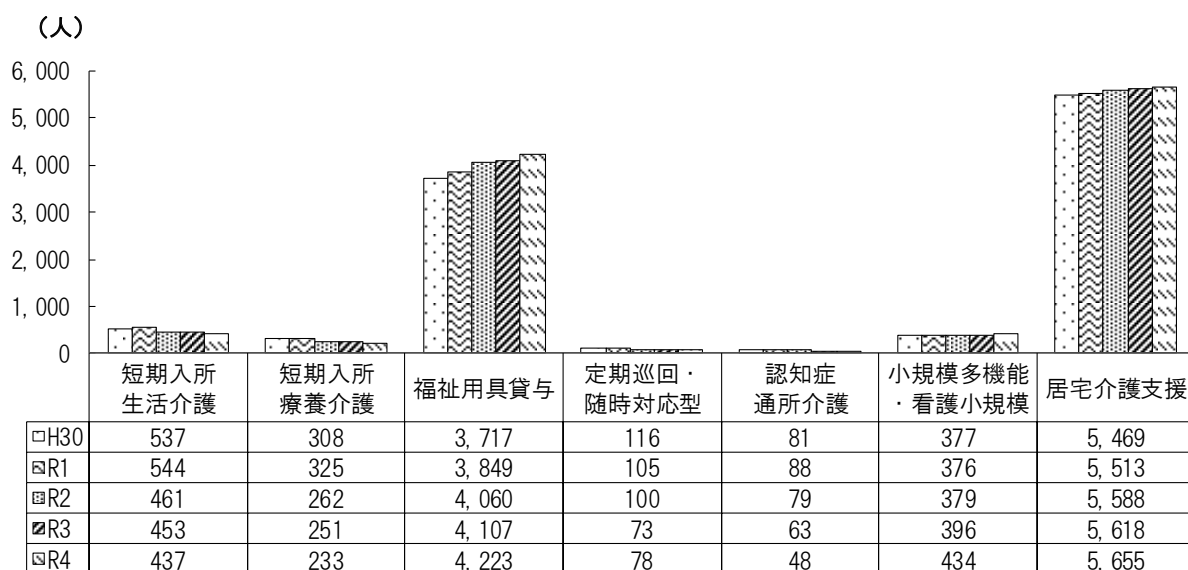
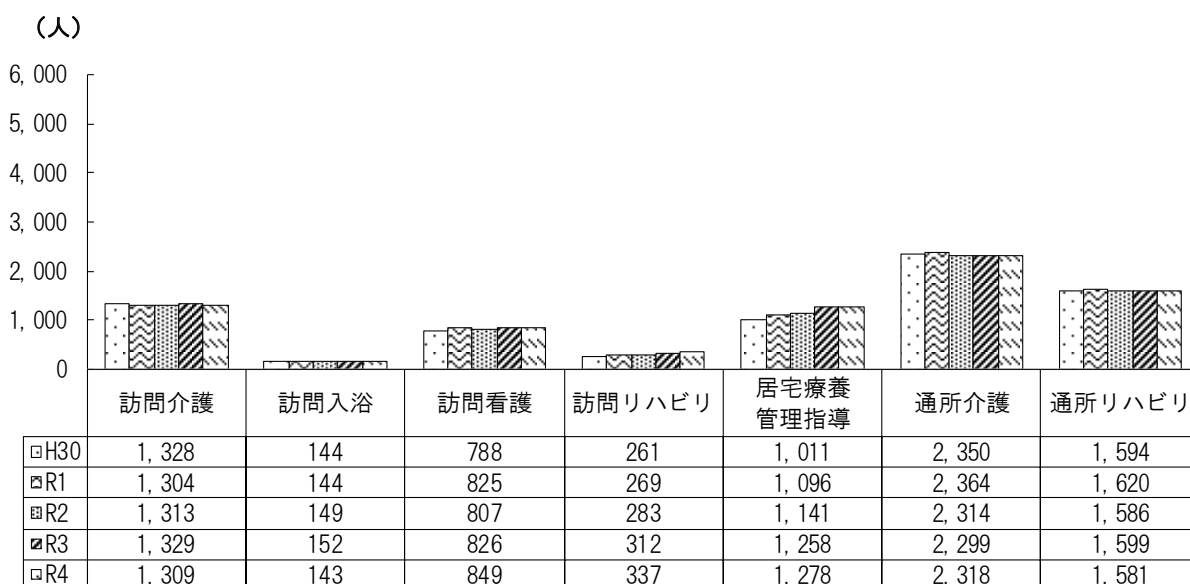
## ②サービス別利用者数の推移

在宅サービスのサービス別利用者数は、令和4年度で「居宅介護支援」が5,655人で最も多く、次いで「福祉用具貸与」（4,223人）、「通所介護（地域密着型含む）」（2,318人）と続いています。

平成30年度以降の推移をみると、「福祉用具貸与」、「居宅療養管理指導」、「居宅介護支援」、「訪問リハビリ」、「訪問看護」、「小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護」等が増加傾向、「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「認知症対応型通所介護」等で減少傾向となっています。

認定者数に占める利用者の割合（受給率）の推移をみると、「福祉用具貸与」、「居宅療養管理指導」が大きく上昇しています。

■在宅サービス\_利用者数（月平均）の推移



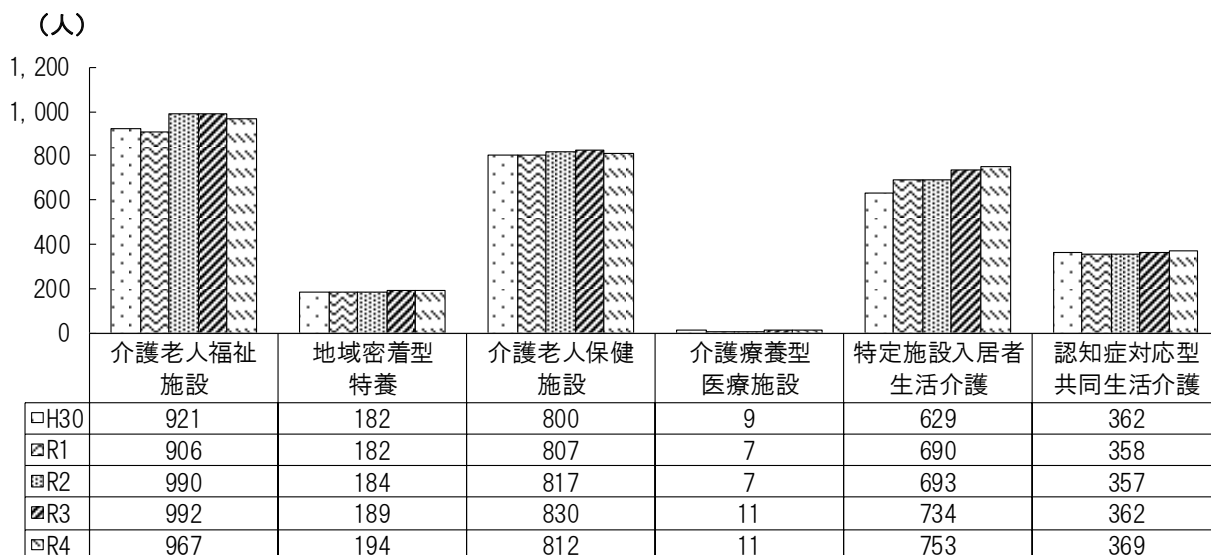
※通所介護は、地域密着型通所介護を含む。

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

施設・居住系サービスの利用者数をみると、令和4年度で「介護老人福祉施設」が967人、「介護老人保健施設」、「特定施設入居者生活介護」が増加傾向にあります。

平成30年度以降の推移をみると、「特定施設入居者生活介護」が増加傾向にあり、「介護老人福祉施設」は令和2年度に大きく増加し、令和4年度で減少しています。

■施設・居住系サービス\_利用者数（月平均）の推移



※介護療養型医療施設は、介護医療院を含む。特定施設入居者生活介護は、地域密着型を含む。

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

■在宅サービス\_受給率の推移

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリ
H30	12.1%	1.3%	7.2%	2.4%	9.2%	21.4%	14.5%
R1	11.7%	1.3%	7.4%	2.4%	9.8%	21.3%	14.6%
R2	11.7%	1.3%	7.2%	2.5%	10.2%	20.6%	14.1%
R3	11.7%	1.3%	7.3%	2.8%	11.1%	20.3%	14.1%
R4	11.5%	1.3%	7.5%	3.0%	11.2%	20.4%	13.9%

	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	認知症通所介護	小規模多機能・看護小規模	定期巡回・随時対応型	居宅介護支援
H30	4.9%	2.8%	33.8%	0.7%	3.4%	1.1%	49.8%
R1	4.9%	2.9%	34.6%	0.8%	3.4%	0.9%	49.6%
R2	4.1%	2.3%	36.1%	0.7%	3.4%	0.9%	49.7%
R3	4.0%	2.2%	36.3%	0.6%	3.5%	0.6%	49.6%
R4	3.8%	2.0%	37.1%	0.4%	3.8%	0.7%	49.7%

■施設・居住系サービス\_受給率の推移

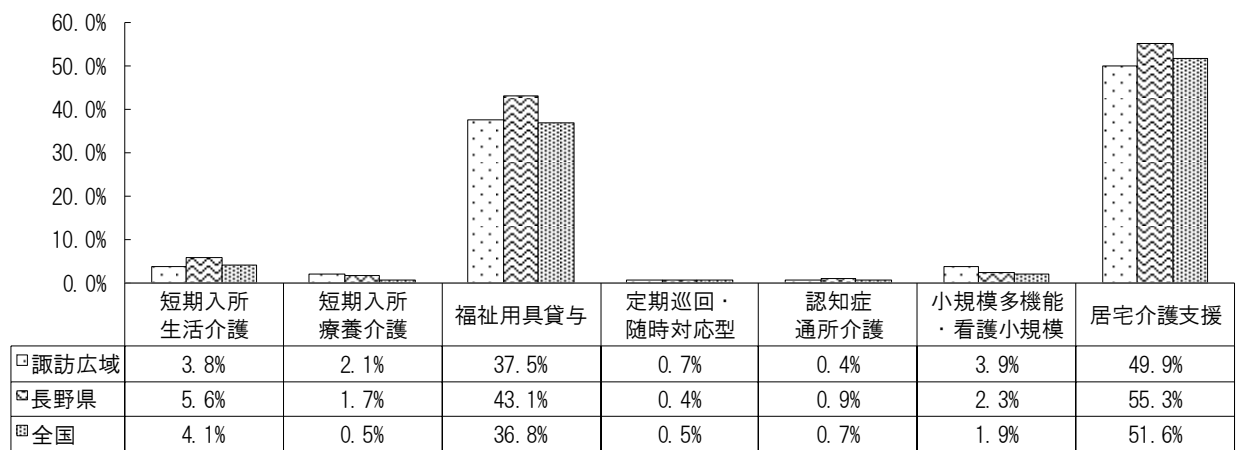
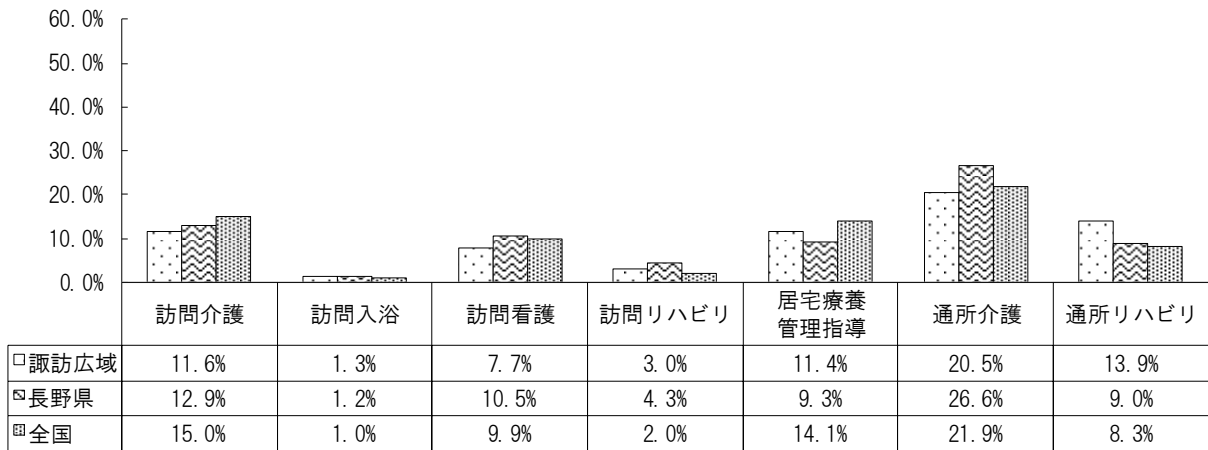
	介護老人福祉施設	地域密着型特養	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護
H30	8.4%	1.7%	7.3%	0.1%	5.7%	3.3%
R1	8.1%	1.6%	7.3%	0.1%	6.2%	3.2%
R2	8.8%	1.6%	7.3%	0.1%	6.2%	3.2%
R3	8.8%	1.7%	7.3%	0.1%	6.5%	3.2%
R4	8.5%	1.7%	7.1%	0.1%	6.6%	3.2%

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

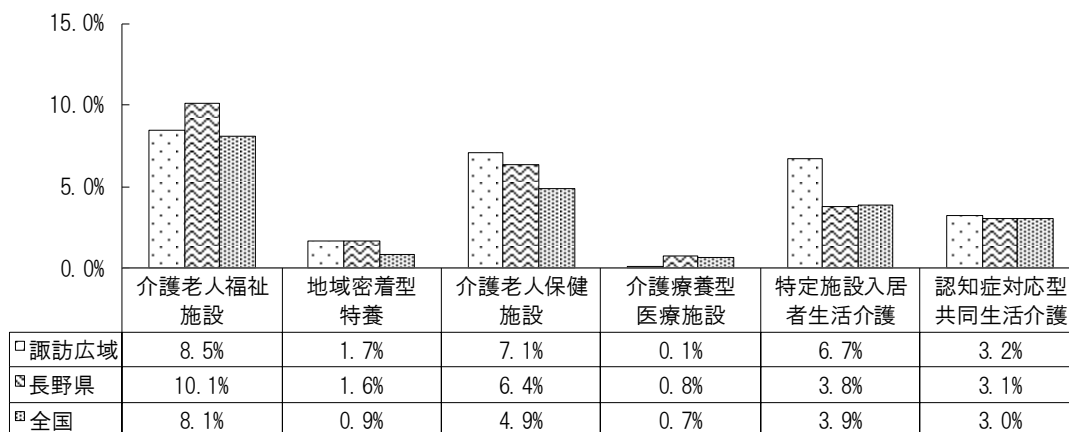
#### ④他自治体との比較

本広域圏の各サービスの受給率を全国、長野県と比べると、「通所リハビリテーション」、「特定施設入居者生活介護」、「介護老人保健施設」、「小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護」等の受給率が高く、「訪問介護」、「訪問看護」、「通所介護」等の受給率が低くなっています。

##### ■在宅サービス



##### ■施設・居住系サービス



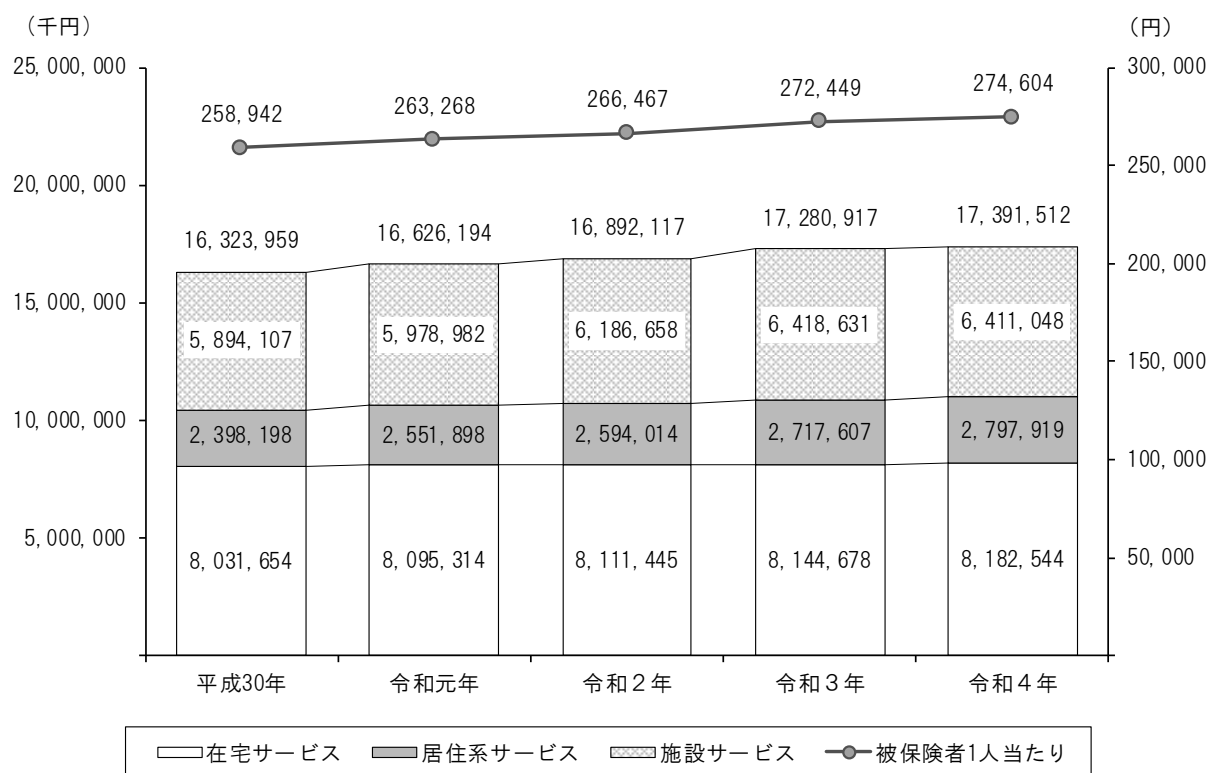
(出典) 介護保険事業状況報告 R4.11月報(9月サービス提供分)より算出

## (2) 給付費

### ①給付費の推移

介護保険サービス給付費は増加傾向にあり、平成30年度の約163億3千万円から4年間でおよそ10億6千万円増加し、令和4年度は約173億9千万円となっています。

第1号被保険者1人当たり給付費も増加してきており、令和4年度で274,604円となっています。



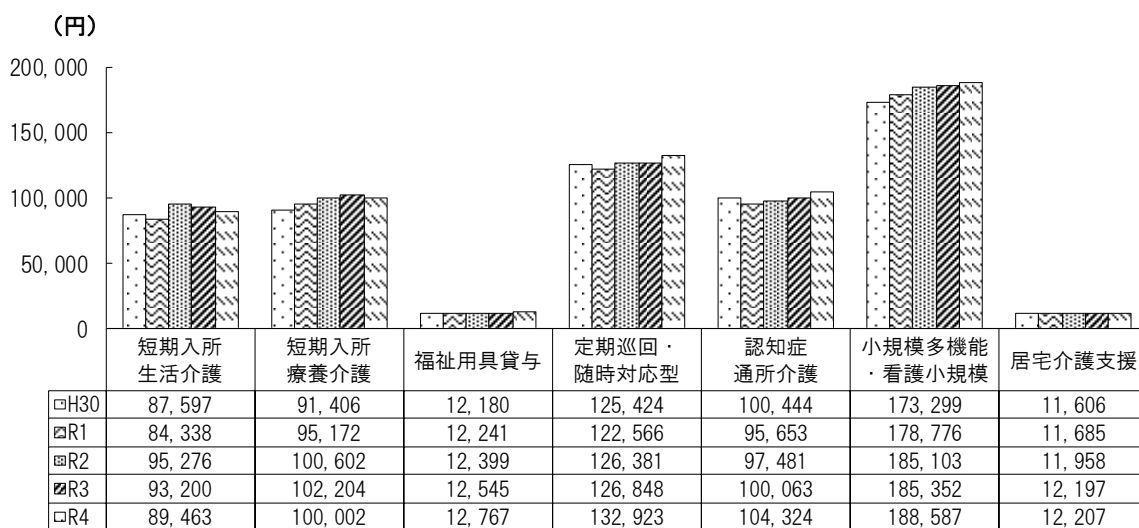
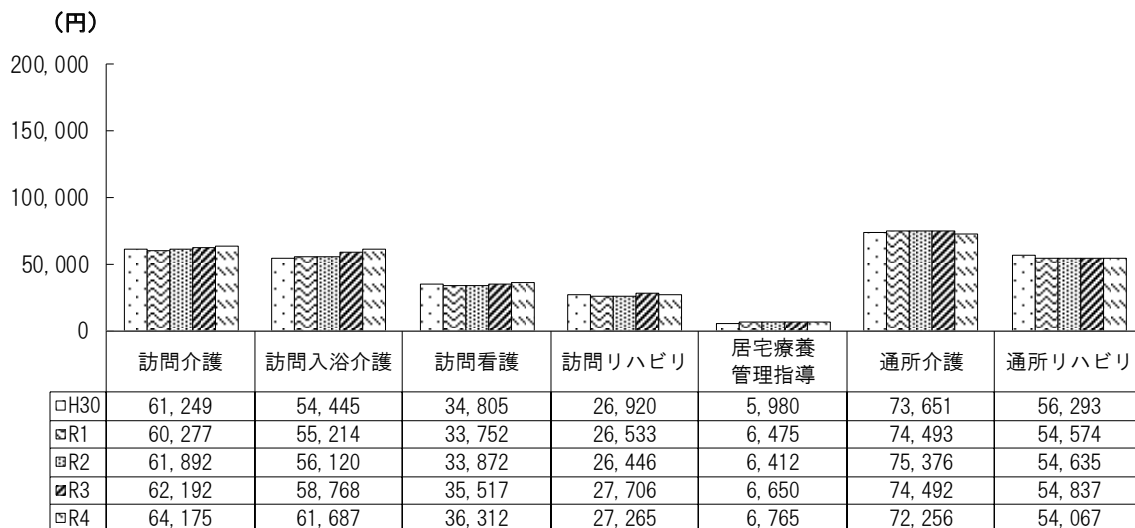
(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

## ②利用者一人あたり給付費の推移

サービスごとの利用者一人あたり給付費の推移をみると、在宅サービスでは、「小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護」、「短期入所療養介護」、「訪問入浴介護」、「訪問介護」、等で増加しています。

施設・居住系サービスでは、「地域密着型介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」をはじめ、すべてのサービスで増加傾向がみられます。

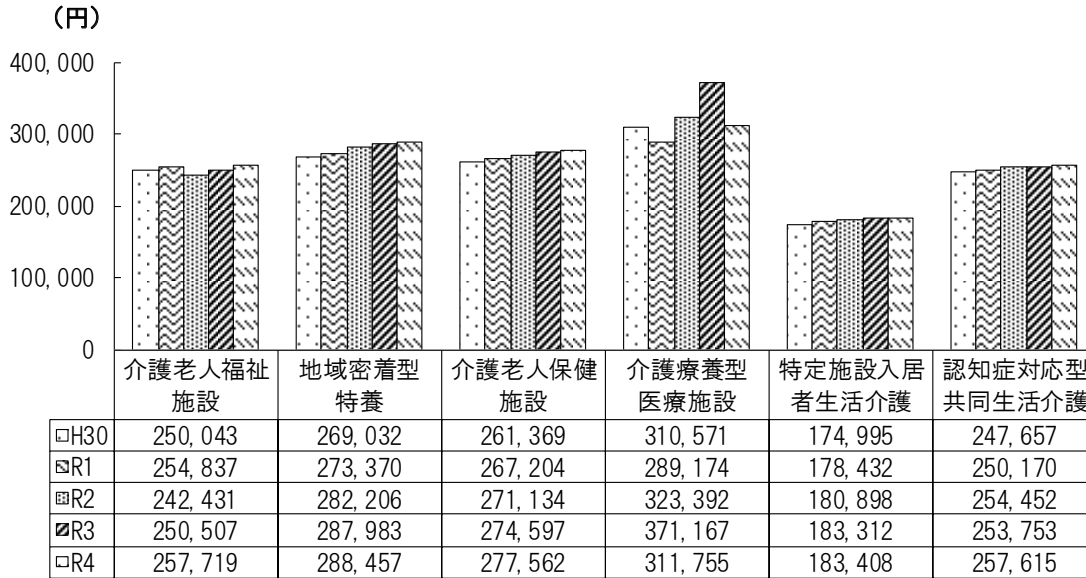
### ■在宅サービス



(出典) 地域包括ケア「見える化」システム



■施設・居住系サービス

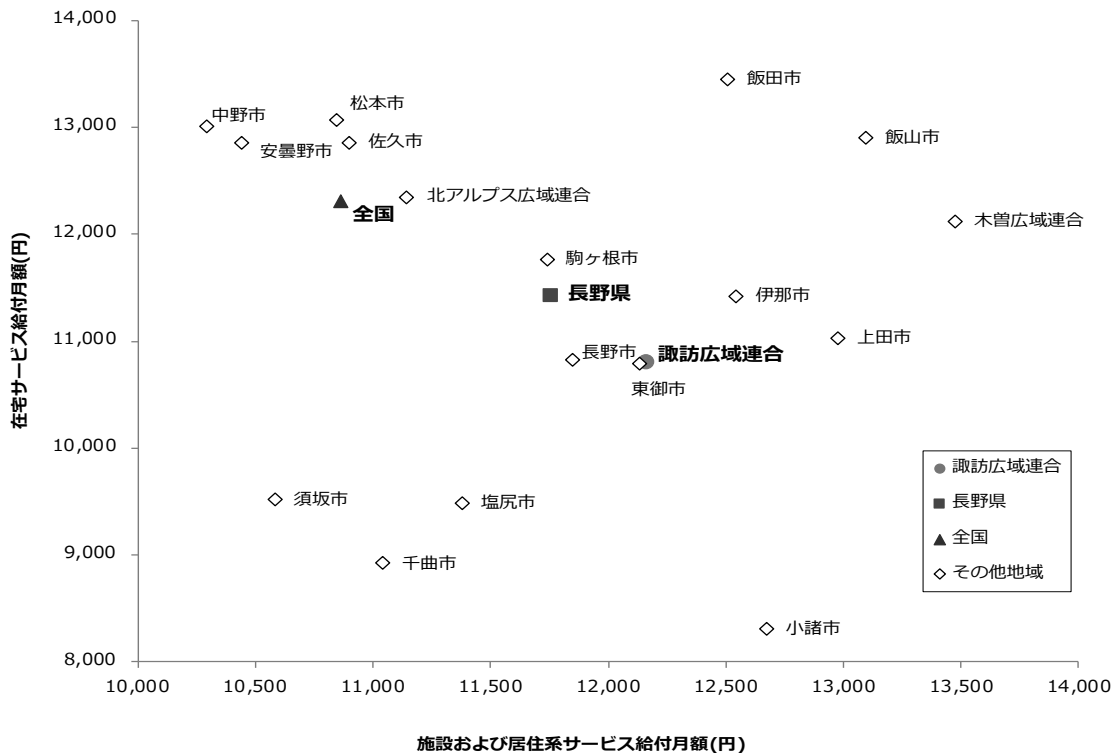


(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

④他自治体との比較

在宅サービス、施設・居住系サービス別の被保険者一人あたり給付月額を、全国、長野県及び県内保険者（市・広域連合）と比較すると、本広域圏は、在宅サービスがやや低く施設・居住系サービスがやや高い水準となっています。

■サービス系統別\_被保険者1人あたり給付月額

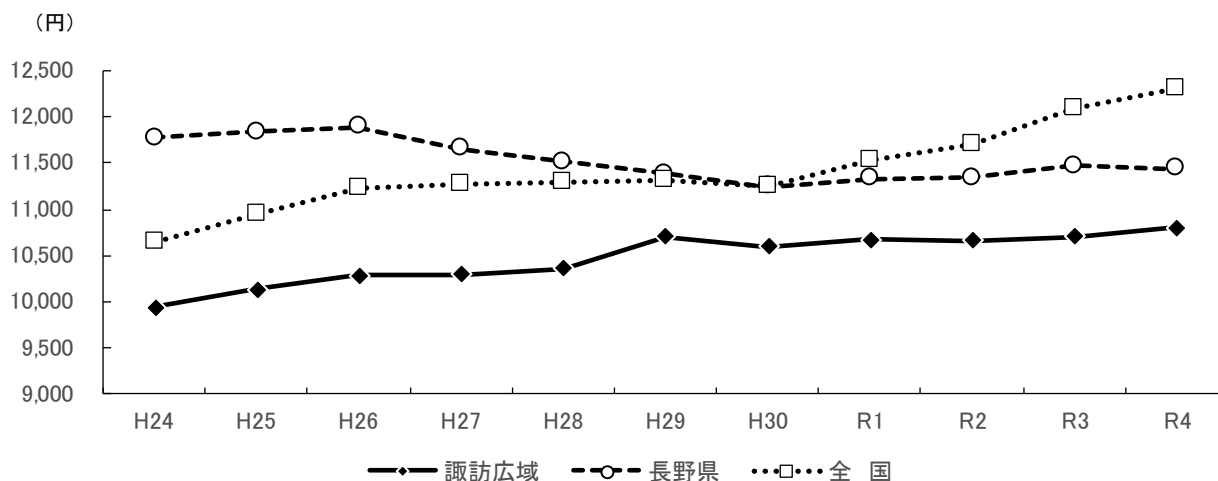


(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

第1号被保険者1人当たり給付費の推移を全国、長野県と比較すると、在宅サービスでは、本広域圏は低い水準で推移していますが、長野県が減少してきている中、本広域圏は微増傾向にあり、その差が縮まってきています。

施設・居住系サービスでは、全国より高く、長野県と同程度の水準で推移してきましたが、令和3年に大きく上昇し、長野県より高い値となっています。

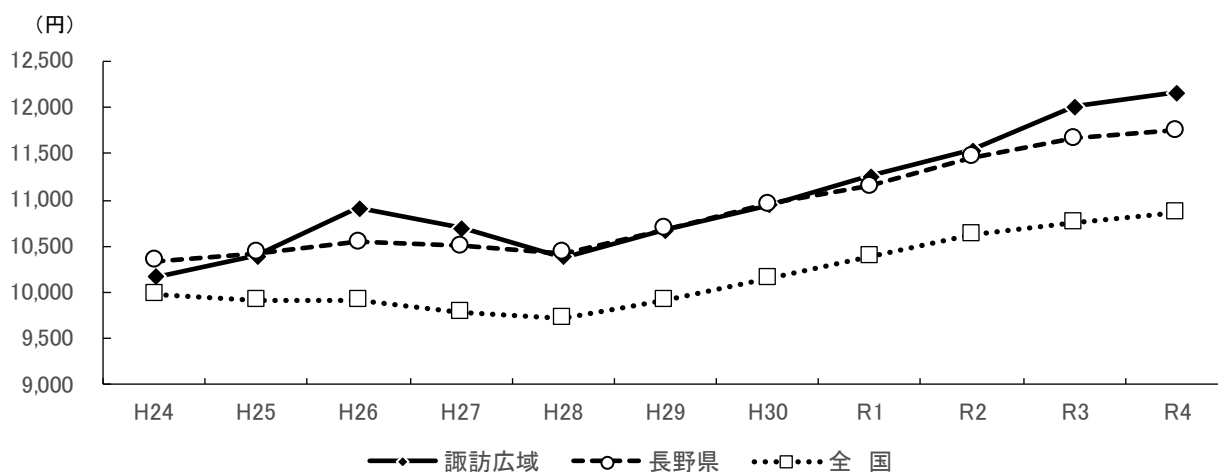
### ■在宅サービス



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
諏訪広域	9,944	10,132	10,289	10,298	10,365	10,707	10,604	10,677	10,659	10,705	10,808
長野県	11,779	11,842	11,895	11,656	11,520	11,385	11,242	11,330	11,342	11,468	11,439
全国	10,657	10,949	11,225	11,282	11,295	11,320	11,262	11,531	11,712	12,104	12,311

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

### ■施設・居住系サービス



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
諏訪広域	10,171	10,391	10,917	10,698	10,383	10,669	10,948	11,252	11,538	12,008	12,164
長野県	10,340	10,428	10,542	10,505	10,427	10,687	10,952	11,154	11,457	11,672	11,755
全国	9,971	9,915	9,920	9,779	9,709	9,912	10,151	10,393	10,633	10,756	10,865

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

### 3-3 構成市町村ごとの利用状況

#### (1) 岡谷市

■人口	47,220人	■認定者数	2,983人	■認定率	18.1%
■高齢者数	16,124人	■高齢化率	34.1%		

※人口、高齢者数、高齢化率は令和5年10月1日現在（住民基本台帳人口）

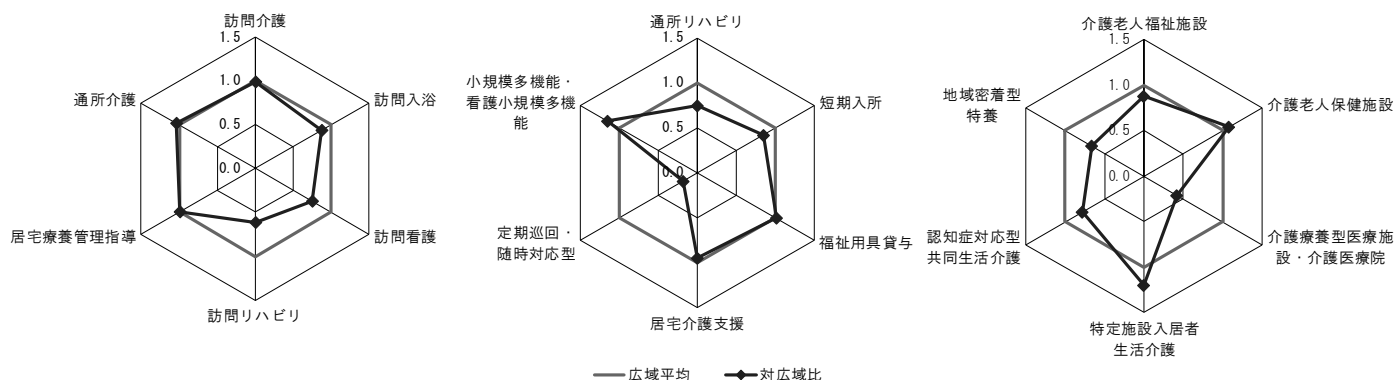
※認定者数・認定率は令和5年3月31日現在（介護保険事業状況報告年報）

#### ■サービス利用率（令和4年度）

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護
岡谷市	12.5%	1.2%	5.9%	1.9%	13.7%	22.7%
前回	12.6%	1.3%	5.8%	0.9%	10.3%	23.6%
対広域比	0.98	0.88	0.75	0.62	0.99	1.04

	通所リハビリ	短期入所	福祉用具貸与	居宅介護支援	定期巡回・随時対応型	小規模多機能・看護小規模多機能
岡谷市	10.7%	5.2%	39.0%	48.2%	0.1%	4.6%
前回	11.3%	5.9%	35.9%	47.2%	0.5%	4.6%
対広域比	0.75	0.85	1.01	0.95	0.19	1.15

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設・介護医療院	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特養
岡谷市	7.6%	8.0%	0.0%	8.1%	2.6%	1.2%
前回	8.0%	8.2%	0.0%	7.4%	3.0%	1.1%
対広域比	0.89	1.09	0.42	1.20	0.78	0.66



#### 【特徴】

- 在宅サービスでは、広域平均に比べて「小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護」等の利用率が高く、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「訪問リハビリテーション」、「訪問看護」、「通所リハビリテーション」等の利用率が低くなっています。
- 施設・居住系サービスでは、広域平均に比べて「特定施設入居者生活介護」の利用率が高く、「介護療養型医療施設・介護医療院」、「地域密着型特養」の利用率が低くなっています。

## (2) 諏訪市

■人口	48,028人	■認定者数	2,683人	■認定率	17.7%
■高齢者数	14,937人	■高齢化率	31.1%		

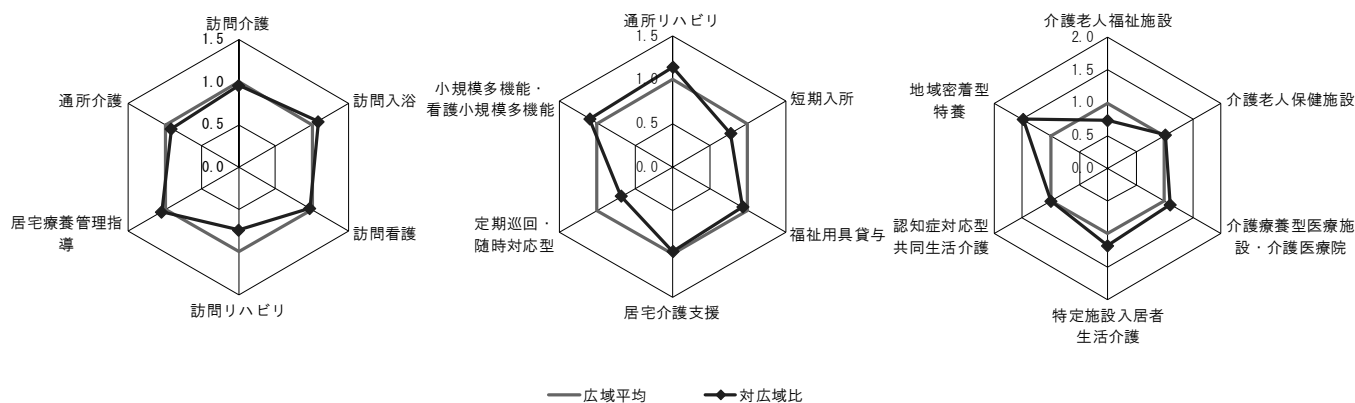
※人口、高齢者数、高齢化率は令和5年10月1日現在（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数）  
 ※認定者数・認定率は令和5年3月31日現在（介護保険事業状況報告年報）

### ■サービス利用率（令和4年度）

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護
諏訪市	12.3%	1.4%	7.5%	2.2%	14.4%	19.9%
前回	12.0%	1.7%	7.1%	2.8%	11.3%	20.9%
対広域比	0.97	1.09	0.96	0.73	1.04	0.91

	通所リハビリ	短期入所	福祉用具貸与	居宅介護支援	定期巡回・随時対応型	小規模多機能・看護小規模多機能
諏訪市	16.4%	4.7%	36.3%	49.6%	0.5%	4.4%
前回	17.2%	2.5%	34.9%	50.2%	1.2%	3.9%
対広域比	1.15	0.77	0.94	0.97	0.68	1.10

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設・介護医療院	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特養
諏訪市	6.3%	7.5%	0.1%	7.9%	3.3%	2.6%
前回	6.8%	7.5%	0.1%	7.4%	3.6%	2.1%
対広域比	0.74	1.02	1.11	1.17	0.99	1.49



### 【特徴】

- 構成市町村の中で高齢化率が最も低い地域です。
- 在宅サービスでは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の利用率が前回策定時（令和元年度、以下同様）から低下し、広域平均と比べて低くなっているほか、「訪問リハビリテーション」、「短期入所」等の利用率が低くなっています。
- 施設・居住系サービスでは、「地域密着型特養」、「特定施設入居者生活介護」等の利用率が高く、「介護老人福祉施設」の利用率が低くなっています。

### (3) 茅野市

■人口	54,377人	■認定者数	2,885人	■認定率	16.7%
■高齢者数	17,119人	■高齢化率	31.5%		

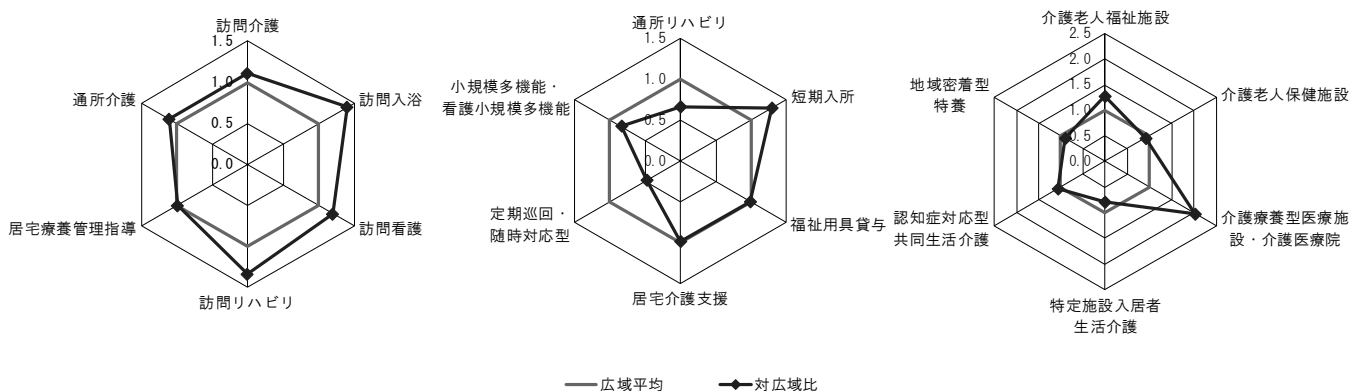
※人口、高齢者数、高齢化率は令和5年10月1日現在（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数）  
 ※認定者数・認定率は令和5年3月31日現在（介護保険事業状況報告年報）

#### ■サービス利用率（令和4年度）

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護
茅野市	14.1%	1.8%	9.3%	4.1%	13.7%	24.2%
前回	13.2%	1.6%	9.2%	3.6%	13.4%	26.4%
対広域比	1.11	1.40	1.20	1.33	0.99	1.11

	通所リハビリ	短期入所	福祉用具貸与	居宅介護支援	定期巡回・随時対応型	小規模多機能・看護小規模多機能
茅野市	9.4%	7.9%	38.4%	50.4%	0.3%	3.3%
前回	10.0%	6.5%	35.4%	50.5%	0.1%	2.6%
対広域比	0.66	1.29	0.99	0.99	0.49	0.84

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設・介護医療院	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特養
茅野市	10.8%	6.8%	0.2%	5.4%	3.5%	1.6%
前回	9.2%	7.1%	0.1%	5.9%	3.3%	1.7%
対広域比	1.27	0.91	2.03	0.79	1.07	0.91



#### 【特徴】

- 構成市町村の中で最も人口及び高齢者数が多い地域です。
- 在宅サービスでは、広域平均と比べて「訪問入浴」、「訪問リハビリテーション」、「短期入所」、「訪問看護」等の利用率が高く、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「通所リハビリテーション」、「小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護」等の利用率が低くなっています。
- 施設・居住系サービスでは、広域平均と比べて「介護療養型医療施設・介護医療院」、「介護老人福祉施設」等の利用率が高く、「特定施設入居者生活介護」等の利用率が低くなっています。

## (4) 下諏訪町

■人口	18,862人	■認定者数	1,476人	■認定率	20.4%
■高齢者数	7,131人	■高齢化率	37.8%		

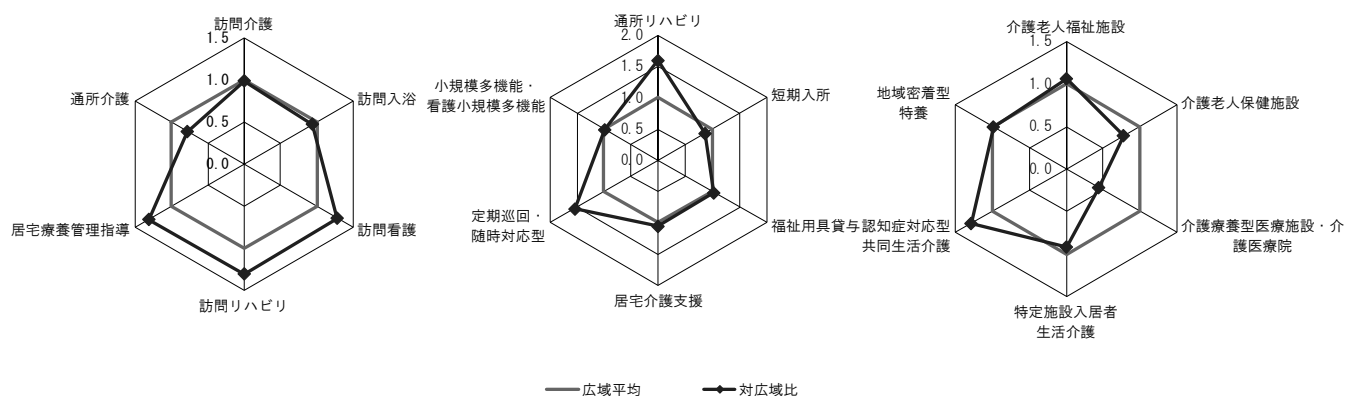
※人口、高齢者数、高齢化率は令和5年10月1日現在（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数）  
 ※認定者数・認定率は令和5年3月31日現在（介護保険事業状況報告年報）

### ■サービス利用率（令和4年度）

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護
下諏訪町	12.6%	1.2%	10.0%	4.0%	18.0%	16.9%
前回	13.7%	1.0%	8.7%	1.7%	14.8%	14.5%
対広域比	0.99	0.94	1.28	1.31	1.31	0.78

	通所リハビリ	短期入所	福祉用具貸与	居宅介護支援	定期巡回・随時対応型	小規模多機能・看護小規模多機能
下諏訪町	22.8%	5.3%	39.3%	53.7%	1.1%	3.9%
前回	21.2%	5.3%	33.4%	49.9%	1.1%	3.3%
対広域比	1.60	0.86	1.01	1.05	1.54	0.98

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設・介護医療院	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特養
下諏訪町	9.0%	5.8%	0.0%	6.2%	4.2%	1.7%
前回	7.5%	5.7%	0.1%	4.7%	3.6%	1.6%
対広域比	1.06	0.78	0.45	0.92	1.28	0.99



### 【特徴】

- 構成市町村の中で、高齢化率、認定率ともに最も高い地域です。
- 在宅サービスでは、広域平均と比べて「通所リハビリテーション」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「訪問看護」等の利用率が高く、「通所介護」等の利用率が低くなっています。
- 施設・居住系サービスでは、広域平均と比べて「認知症対応型共同生活介護」等の利用率が高く、「介護療養型医療施設・介護医療院」、「介護老人保健施設」等の利用率が低くなっています。

## (5) 富士見町

■人口	14,246人	■認定者数	860人	■認定率	16.6%
■高齢者数	5,179人	■高齢化率	36.4%		

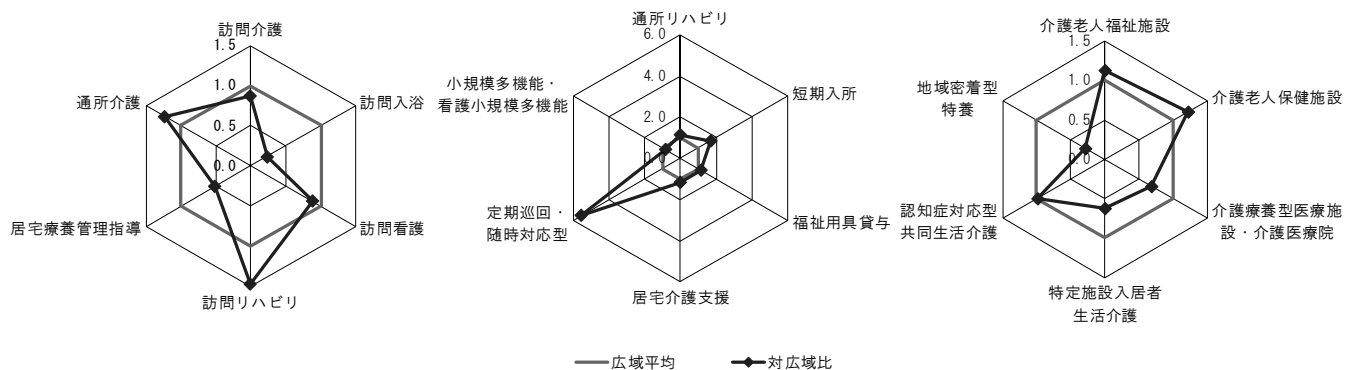
※人口、高齢者数、高齢化率は令和5年10月1日現在（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数）  
 ※認定者数・認定率は令和5年3月31日現在（介護保険事業状況報告年報）

### ■サービス利用率（令和4年度）

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護
富士見町	11.0%	0.3%	6.9%	4.4%	7.1%	27.0%
前回	12.0%	0.4%	7.2%	4.8%	6.3%	30.0%
対広域比	0.87	0.23	0.88	1.46	0.52	1.24

	通所リハビリ	短期入所	福祉用具貸与	居宅介護支援	定期巡回・随時対応型	小規模多機能・看護小規模多機能
富士見町	16.0%	10.3%	45.0%	60.5%	4.0%	3.3%
前回	16.9%	7.3%	41.9%	60.7%	4.4%	3.2%
対広域比	1.13	1.66	1.16	1.19	5.60	0.83

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設・介護医療院	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特養
富士見町	9.6%	9.0%	0.1%	4.1%	3.3%	0.5%
前回	11.4%	8.8%	0.0%	4.6%	2.5%	0.6%
対広域比	1.13	1.22	0.67	0.61	1.00	0.29



### 【特徴】

- 在宅サービスでは、広域平均と比べて「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「短期入所」、「訪問リハビリテーション」、「通所介護」、「居宅介護支援」等の利用率が高く、「訪問入浴」、「居宅療養管理指導」の利用率が低くなっています。
- 施設・居住系サービスでは、広域平均と比べて「介護老人保健施設」の利用率が高く、「地域密着型特養」、「特定施設入居者生活介護」、「介護療養型医療施設・介護医療院」の利用率が低くなっています。

## (6) 原村

■人口	8,107人	■認定者数	427人	■認定率	15.2%
■高齢者数	2,855人	■高齢化率	35.2%		

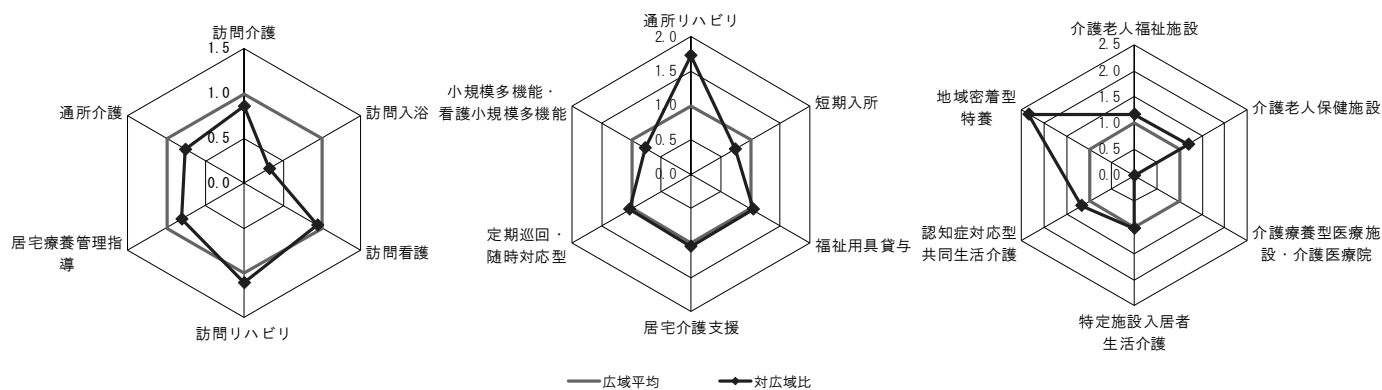
※人口、高齢者数、高齢化率は令和5年10月1日現在（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数）  
 ※認定者数・認定率は令和5年3月31日現在（介護保険事業状況報告年報）

### ■サービス利用率（令和4年度）

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護
原村	11.0%	0.4%	7.3%	3.4%	11.1%	16.6%
前回	11.1%	0.9%	6.6%	2.2%	8.9%	18.9%
対広域比	0.87	0.33	0.94	1.11	0.80	0.76

	通所リハビリ	短期入所	福祉用具貸与	居宅介護支援	定期巡回・随時対応型	小規模多機能・看護小規模多機能
原村	24.6%	4.6%	40.2%	53.4%	0.7%	3.0%
前回	28.6%	3.3%	42.1%	60.3%	0.3%	0.0%
対広域比	1.73	0.74	1.04	1.05	1.03	0.77

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設・介護医療院	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特養
原村	10.0%	8.7%	0.0%	6.8%	3.9%	4.0%
前回	8.2%	8.2%	0.0%	5.7%	2.7%	4.0%
対広域比	1.17	1.18	0.00	1.01	1.17	2.33



### 【特徴】

- 構成市町村の中で最も人口、高齢者数が少なく、認定率が最も低い地域です。
- 在宅サービスでは、広域平均と比べて「通所リハビリ」等の利用率が高く、「短期入所」、「訪問入浴」、「通所介護」、「小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護」、「居宅療養管理指導」等の利用率が低くなっています。
- 施設・居住系サービスでは、広域平均と比べて「地域密着型特養」、「介護老人保健施設」、「介護老人福祉施設」、「認知症対応型共同生活介護」等の利用率が高く、「介護療養型医療施設・介護医療院」の利用率が低くなっています。



### 3-4 地域支援事業の実施状況

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

##### ①訪問型サービス

要支援者及び事業対象者に対し、従来の訪問介護に相当する身体介護や生活援助をはじめ、多様なサービスの提供を行う事業です。令和4(2022)年度実績で、従前相当訪問型サービスが延べ5,198件、緩和基準サービス(サービスA)が延べ275件となっています。

##### ■訪問型サービスの実施状況

【単位：件】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
従前相当訪問型サービス	延件数	R3	1,169	1,375	1,057	1,105	394	102	5,202
		R4	1,157	1,373	1,056	1,049	432	131	5,198
緩和基準サービス(サービスA)	延件数	R3	150	43	-	43	118	-	354
		R4	108	35	-	36	96	-	275

##### ②通所型サービス

要支援者及び事業対象者に対し、従来の通所介護に相当する身体介護や生活援助をはじめ、多様なサービスの提供を行う事業です。令和4(2022)年度実績で、従前相当通所型サービスが延べ10,280件、緩和基準サービス(サービスA)が延べ2,290件となっています。

##### ■通所型サービスの実施状況

【単位：件】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
従前相当通所型サービス	延件数	R3	3,032	2,649	2,745	802	595	218	10,041
		R4	2,894	2,884	2,695	920	705	182	10,280
緩和基準サービス(サービスA)	延件数	R3	122	494	457	39	384	110	1,606
		R4	148	492	1,120	38	382	110	2,290

##### ③介護予防ケアマネジメント

介護予防及び生活支援を目的として、利用者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が提供されるよう、専門的な必要な援助を行うもので、アセスメント、ケアプランの作成、モニタリングを行う事業です。令和4(2022)年度実績で要支援者が1,679件、事業者対象者等が290件となっています。

##### ■介護予防ケアマネジメントの実施状況

【単位：件】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
介護予防ケアマネジメント事業(要支援)	件数	R3	452	488	404	227	160	81	1,812
		R4	468	539	179	219	200	74	1,679
介護予防ケアマネジメント事業(事業者等)	件数	R3	38	62	65	5	36	7	213
		R4	32	75	146	8	21	8	290

## (2) 一般介護予防事業

### ① 介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレットの作成・配布や講演会、教室等の開催を行う事業です。パンフレット等の作成・配布は3市村で実施しています。また、令和4(2022)年度実績で、講演会等を299回、介護予防教室等を2,681回開催しています。

#### ■ 介護予防普及啓発事業の実施状況

【単位：人】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
パンフレット等の作成・配布	回数	R3	-	12	-	-	-	2	14
		R4	1	12	-	-	-	-	13
講演会等の開催	開催回数	R3	-	-	-	-	7	-	7
		R4	1	-	-	288	10	-	299
介護予防教室等の開催	開催回数	R3	6	123	681	608	525	28	1,971
		R4	288	167	1,010	308	778	130	2,681

### ② 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動を支援する事業です。令和4(2022)年度実績で、ボランティア等の人材育成が4回、地域活動組織の育成・支援が1,466回、地域活動の実施が648回の開催となっています。

#### ■ 地域介護予防活動支援事業の実施状況

【単位：回】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
ボランティア等の人材育成	開催回数	R3	-	-	-	-	4	-	4
		R4	-	-	-	-	4	-	4
地域活動組織の育成・支援	開催回数	R3	452	128	-	-	257	13	850
		R4	919	133	8	-	368	38	1,466
介護予防に資する地域活動の実施	実施回数	R3	-	-	256	160	55	11	482
		R4	-	-	347	180	101	20	648

### ③ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防活動において、リハビリテーション専門職との連携を促進する事業です。事業実績は以下のとおりとなっています。

#### ■ 地域リハビリテーション活動支援事業の実施状況

【単位：回】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
住民への助言	開催回数	R3	7	-	232	24	208	-	471
		R4	9	-	-	24	307	6	346
介護職員へ助言	開催回数	R3	-	-	-	-	-	-	-
		R4	-	-	-	-	-	1	1
ケアマネジメント支援	開催回数	R3	-	1	-	-	-	1	2
		R4	-	1	-	-	-	-	1

### (3) 総合相談支援事業

地域の高齢者の様々な相談に対する支援を行うとともに、関係者とのネットワークを構築し、適切な支援・サービスにつなげる事業です。令和4(2022)年度実績で、相談者の実人数が3,858人、相談回数が延べ12,424回となっています。

#### ■総合相談支援事業の実施状況

【単位：人、回】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
総合相談支援事業	相談者実人数	R3	720	1,337	1,603	269	220	231	4,380
		R4	974	1,575	527	273	204	305	3,858
	延相談回数	R3	3,560	2,979	3,212	637	1,499	982	12,869
		R4	5,128	2,862	1,383	552	1,267	1,232	12,424

### (4) 権利擁護事業

高齢者の尊厳や権利が失われずに、安心して地域で生活できるよう、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待の予防・対応等を行う事業です。令和4(2022)年度実績で、成年後見制度に関する相談者の実人数が136人、相談回数が延べ291回、高齢者虐待に関する相談者の実人数が97人、相談回数が延べ467回となっています。

#### ■権利擁護事業の実施状況

【単位：人、回】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
成年後見制度等に関すること	相談者実人数	R3	6	72	18	19	-	-	115
		R4	7	68	18	41	-	2	136
	延相談回数	R3	8	130	45	75	-	-	258
		R4	10	122	49	107	-	3	291
高齢者虐待に関すること	相談者実人数	R3	25	25	7	23	-	1	81
		R4	31	34	20	10	1	1	97
	延相談回数	R3	132	136	14	106	-	14	402
		R4	180	171	52	43	20	1	467

### (5) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する事業です。各市町村において、医療機関・介護事業所のガイドマップの作成や関係者間における情報共有ツールの普及促進、多職種による連携会議・研修の開催等を行っています。

## (6) 生活支援体制整備事業

生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく事業です。令和4(2022)年度実績で、生活支援コーディネーターが25人配置され、協議体による会議を8回開催しています。

### ■生活支援体制整備事業の実施状況

【単位：人、回】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
生活支援コーディネーター	配置人数	R3	4	1	11	2	8	3	29
		R4	2	1	10	2	8	2	25
協議体	開催回数	R3	4	-	-	3	-	-	7
		R4	3	1	1	3	-	-	8

## (7) 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域で総合的に支援する事業です。令和4(2022)年度実績で、認知症初期集中支援推進事業の実人数が89人、認知症地域支援・ケア向上事業の実人数が915人となっています。

### ■認知症総合支援事業の実施状況

【単位：人】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
認知症初期集中支援推進事業	実人数	R3	8	1	17	19	15	-	60
		R4	5	3	18	42	20	1	89
認知症地域支援・ケア向上事業	実人数	R3	108	140	19	334	180	26	807
		R4	32	115	19	388 +不特定多数	287	74	915

## (8) 地域ケア会議推進事業

医療、介護等の多職種が協働して包括的・継続的ケアマネジメント業務を効果的に実施するため、地域ケア会議を開催する事業です。令和4(2022)年度実績で、個別会議の開催が27回、全体会議の開催が27回となっています。

### ■地域ケア会議推進事業の実施状況

【単位：回】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
個別会議	開催回数	R3	10	3	6	5	14	1	39
		R4	11	2	4	5	5	-	27
全体(市町村)会議	開催回数	R3	5	1	1	-	11	3	21
		R4	2	2	-	-	12	11	27

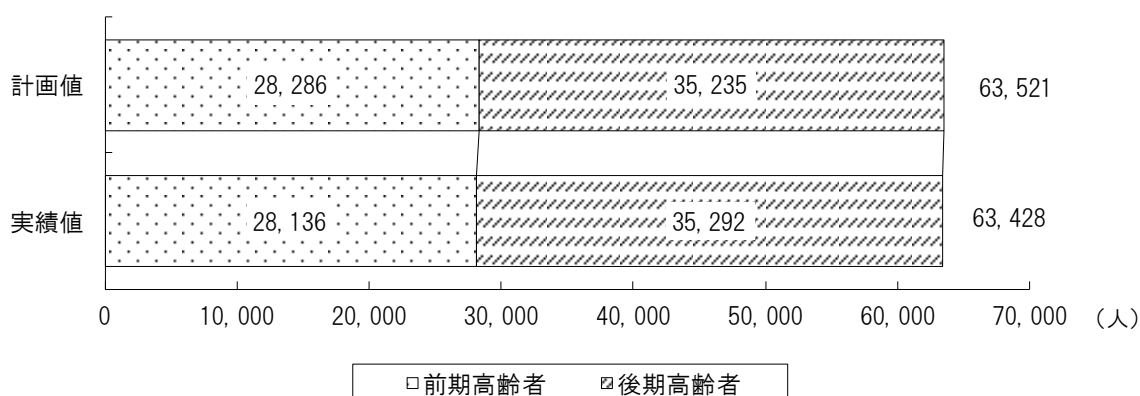
### 3-5 第8期計画値との比較

#### (1) 第1号被保険者数

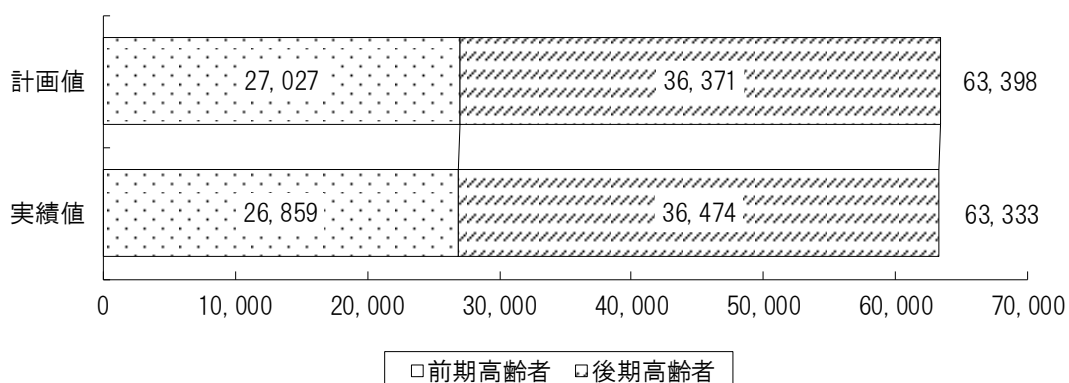
第1号被保険者数の実績を計画値と比べると、令和3年度で93人(0.1%)、令和4年度で65人(0.1%)下回っていますが、ほぼ計画値どおりで推移しています。

前期・後期別にみると、前期高齢者で計画値をやや下回り、後期高齢者で計画値をやや上回っています。

#### ■令和3年度



#### ■令和4年度



	単位	計画値		実績値		対計画比	
		令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
第1号被保険者	人	63,521	63,398	63,428	63,333	99.9%	99.9%
前期高齢者	人	28,286	27,027	28,136	26,859	99.5%	99.4%
後期高齢者	人	35,235	36,371	35,292	36,474	100.2%	100.3%

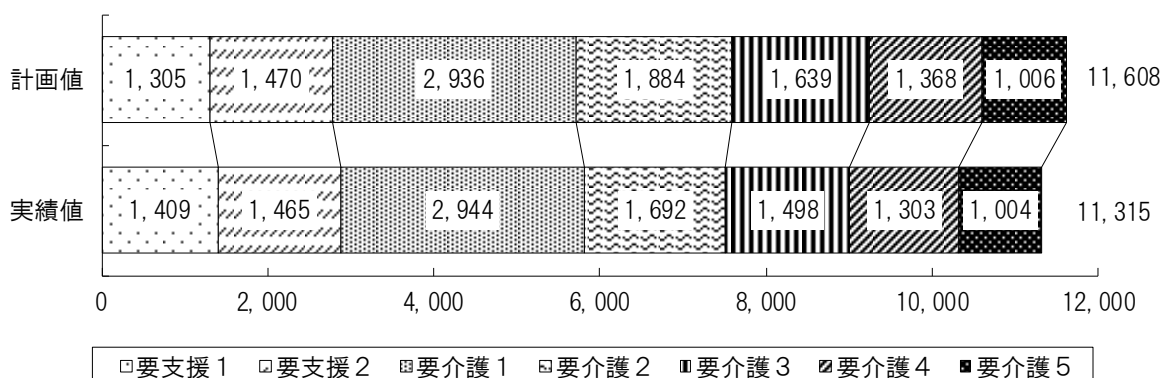
(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

## (2) 認定者数

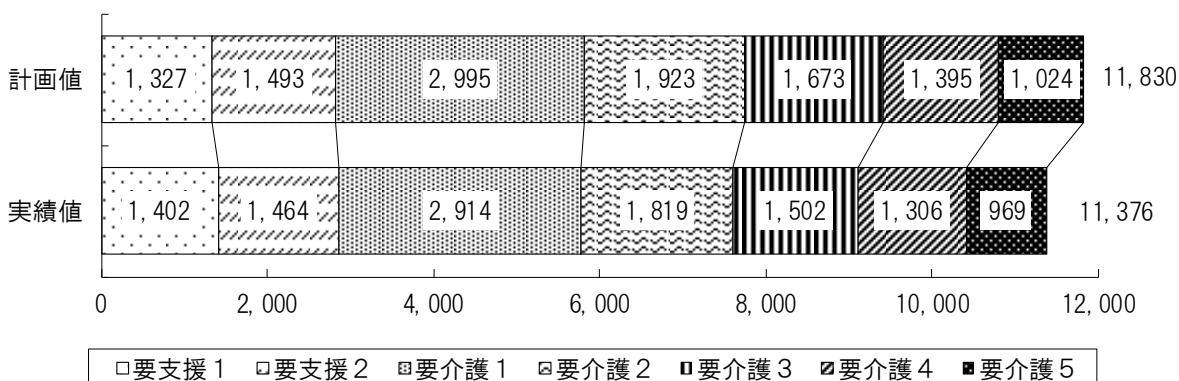
要支援・要介護認定者数の実績値を計画値と比べると、令和3年度で293人(2.5%)、令和4年度で454人(3.8%)計画値を下回っています。

要介護度別にみると、令和4年度では、要支援1で計画値を75人(5.7%)上回り、要介護3で計画値を171人(10.2%)下回っています。

### 令和3年度



### 令和4年度



		計画値		実績値		対計画比	
		令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
認定者数	人	11,608	11,830	11,315	11,376	97.5%	96.2%
要支援1	人	1,305	1,327	1,409	1,402	108.0%	105.7%
要支援2	人	1,470	1,493	1,465	1,464	99.7%	98.1%
要介護1	人	2,936	2,995	2,944	2,914	100.3%	97.3%
要介護2	人	1,884	1,923	1,692	1,819	89.8%	94.6%
要介護3	人	1,639	1,673	1,498	1,502	91.4%	89.8%
要介護4	人	1,368	1,395	1,303	1,306	95.2%	93.6%
要介護5	人	1,006	1,024	1,004	969	99.8%	94.6%
認定率	%	18.0%	18.4%	17.6%	17.7%	97.6%	96.2%

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

### (3) 利用者数

サービスごとの利用者数（年間）を計画値と比較すると、在宅サービスでは「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」等で計画値を上回り、「短期入所療養介護」、「短期入所生活介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等で計画値を下回っています。

施設・居住系サービスでは、「介護医療院」、「介護療養型医療施設」等で計画値を上回り、「地域密着型特定施設入居者生活介護」等で計画値を下回っています。

#### ■在宅サービス

	単位	計画値		実績値		対計画比	
		令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
訪問介護	人/年	16,320	16,536	15,950	15,710	97.7%	95.0%
訪問入浴介護	人/年	1,764	1,788	1,822	1,716	103.3%	96.0%
訪問看護	人/年	10,272	10,404	9,906	10,191	96.4%	98.0%
訪問リハビリテーション	人/年	3,348	3,408	3,745	4,048	111.9%	118.8%
居宅療養管理指導	人/年	13,692	13,860	15,095	15,335	110.2%	110.6%
通所介護	人/年	18,612	18,816	17,021	16,872	91.5%	89.7%
地域密着型通所介護	人/年	11,088	11,220	10,564	10,938	95.3%	97.5%
通所リハビリテーション	人/年	20,340	20,604	19,183	18,972	94.3%	92.1%
短期入所生活介護	人/年	6,840	6,936	5,434	5,246	79.4%	75.6%
短期入所療養介護（老健）	人/年	3,960	4,008	2,917	2,711	73.7%	67.6%
短期入所療養介護（病院等）	人/年	132	132	96	82	72.7%	62.1%
短期入所療養介護（介護医療院）	人/年	0	0	0	0	-	-
福祉用具貸与	人/年	48,216	48,828	49,283	50,670	102.2%	103.8%
特定福祉用具販売	人/年	828	828	834	778	100.7%	94.0%
住宅改修	人/年	576	576	618	574	107.3%	99.7%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	1,296	1,344	877	935	67.7%	69.6%
夜間対応型訪問介護	人/年	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	人/年	1,104	1,116	750	573	67.9%	51.3%
小規模多機能型居宅介護	人/年	4,704	4,752	4,729	4,697	100.5%	98.8%
看護小規模多機能型居宅介護	人/年	0	0	18	511	-	-
介護予防支援・居宅介護支援	人/年	69,096	69,936	67,412	67,862	97.6%	97.0%

#### ■施設・居住系サービス

	単位	計画値		実績値		対計画比	
		令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
介護老人福祉施設	人/年	11,448	11,448	11,907	11,606	104.0%	101.4%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/年	2,268	2,268	2,267	2,332	100.0%	102.8%
介護老人保健施設	人/年	10,020	10,020	9,955	9,744	99.4%	97.2%
介護医療院	人/年	36	36	105	96	291.7%	266.7%
介護療養型医療施設	人/年	36	36	28	41	77.8%	113.9%
特定施設入居者生活介護	人/年	8,580	9,552	8,658	8,881	100.9%	93.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/年	228	228	151	156	66.2%	68.4%
認知症対応型共同生活介護	人/年	4,260	4,668	4,346	4,427	102.0%	94.8%

（出典）地域包括ケア「見える化」システム

#### (4) 介護給付

給付費の実績値を計画値と比較すると、施設サービス、居住系サービス、在宅サービスを合わせた「総給付費」の対計画比は、令和3年度が99.0%、令和4年度97.4%となっています。

サービス系統別にみると、在宅サービスで計画値をやや下回っています。

		計画値		実績値		対計画比	
		令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
総給付費	千円	17,456,822	17,859,028	17,280,917	17,391,512	99.0%	97.4%
在宅サービス	千円	8,495,651	8,613,771	8,144,678	8,182,544	95.9%	95.0%
居住系サービス	千円	2,664,021	2,944,613	2,717,607	2,797,919	102.0%	95.0%
施設サービス	千円	6,297,150	6,300,644	6,418,631	6,411,048	101.9%	101.8%
第1号被保険者1人あたり給付費	円	274,820	281,697	272,449	274,604	99.1%	97.5%

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム



## 第4章

# 地域包括ケア体制の強化

## 第4章 地域包括ケア体制の強化

### 4-1 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、介護や支援が必要になっても、一人ひとりの状態に即した適切で効果的なサービスを総合的に提供できる体制が求められています。また、今後高齢化が一層進む中で、地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるものです。

中長期的な人口構造や介護ニーズの変化を見据え、地域共生社会の実現を目指し、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、介護サービス基盤及び介護人材の確保を図るとともに、多職種連携による包括的な支援体制の構築・強化や地域特性に応じた介護予防・生活支援、在宅医療・介護連携、認知症施策等の地域づくりを推進するための地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

また、第9期計画の具体的な施策により目指す目標を定め、達成状況を点検、評価するとともに、その結果について公表することとします。

#### 【第9期計画における成果目標（アウトカム）】

指 標		前回 (R1)	現状値 (R4)	目標値 (R7)
生活機能評価における リスク判定該当者の割合 (元気高齢者)	運動器の機能低下	12.4%	15.5%	12.4%
	転倒リスク	27.8%	28.5%	27.8%
	閉じこもりリスク	15.7%	19.1%	15.7%
	栄養リスク	0.7%	1.8%	0.7%
	口腔リスク	16.5%	20.4%	16.5%
	認知症リスク	44.2%	49.2%	44.2%
	うつ傾向	36.9%	38.4%	36.9%
要支援・要介護認定を受けていない人の割合		82.6%	82.2%	81.8%
1年後に要介護度が維持もしくは改善している人の割合		76.1%	58.5%	76.1%
利用している介護保険サービスに「満足している」人の割合		42.4%	41.9%	42.4%
介護保険サービスを利用したことにより、心身の状態が「よくなった」もしくは「どちらかといえばよくなった」人の割合		64.8%	65.2%	65.6%
地域包括支援センターと連携しているケアマネジャーの割合		80.2%	84.3%	88.4%
現在の仕事に満足しているケアマネジャーの割合		33.3%	26.1%	33.3%
現在のスタッフが充足している事業所の割合		42.2%	32.9%	42.2%
医療職と介護職の連携がとれていると思う事業所の割合		76.0%	79.6%	83.2%

## 4-2 日常生活圏域の設定

本広域圏を構成する市町村ごとに、高齢化の進行度合いや地域資源の状況、これまで積み重ねてきた高齢者施策や地域住民による取組状況等が異なっていることから、地域の実情に応じて日常生活圏域ごとにケアシステムを構築していく必要があります。

日常生活圏域は構成市町村の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備状況などを総合的に勘案して設定することとされています。当広域連合では、これまでと同様に市町村単位で1圏域を基本とし、茅野市においては市内の保健福祉サービスセンターを拠点とした4圏域とします。



## 4-3 地域包括支援センターの運営支援

### (1) 地域包括支援センターの設置、運営

岡谷市、諏訪市、茅野市では、包括的支援事業を当広域連合から受託し、市が地域包括支援センターを設置します。

下諏訪町、富士見町、原村では、包括的支援事業を法人等に委託することから、当広域連合から法人等に包括的支援事業を委託し、委託を受けた法人等が地域包括支援センターを設置します。

当広域連合では、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの運営支援を行います。

### (2) 地域包括支援センターの周知及び地域連携に向けた支援

地域包括支援センターが地域住民の信頼を得ながら円滑に活動できるよう、センター機能の周知に向けた広報・啓発活動を市町村と協働して推進します。

また、地域の高齢者の状況を的確に把握し、適切なサービス提供を図るため、関係機関のほか、地域の自治会や民生委員、医療機関等との連携を促進するためのネットワーク構築支援を行います。特に、在宅医療・介護連携の推進及び地域ケア会議が地域支援事業に位置づけられており、地域包括支援センターにおける円滑な実施・充実に向けた支援を行います。

### (3) 地域包括支援センターの機能強化

高齢化の進展やそれに伴う相談件数の増加等を勘案し、業務量に応じた機能強化を図ります。また、包括的支援事業に位置づけられている在宅医療・介護連携や認知症施策、権利擁護等の推進を図る中で、それぞれの役割を担う機能の強化を図ります。さらに、国が提供する点検ツールの活用等工夫しながら、構成市町村による地域包括支援センターの定期的な点検・評価を実施し、一体的かつ効率的な運営を図るとともに、職員の資質向上と人材確保に努めます。

### (4) 運営協議会の設置

地域包括支援センターの設置・運営に関し、公正・中立性の確保や人材確保支援等の観点から、サービス事業者、関係団体、利用者、被保険者の代表などで構成される「地域包括支援センター運営協議会」で協議します。

### (5) 各地域包括支援センターとの連携

当広域連合と地域包括支援センター及び構成市町村の連携強化を図り、利用者の視点に立った質の高い支援を行うために定期的を開催している「地域包括支援センター連絡会」の拡充を図ります。

## 4-4 地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現

「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、高齢者一人ひとりの状態を把握しながら、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される体制の整備に努めます。

### (1) 多職種連携・協働体制の強化

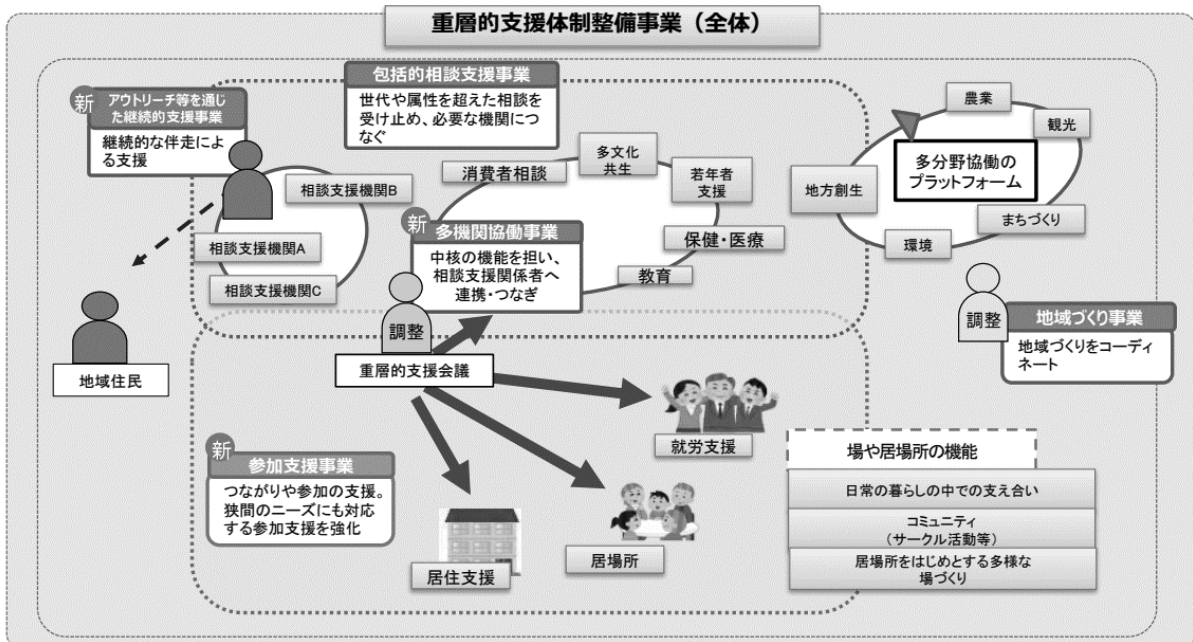
医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう支えるため、在宅医療・介護連携体制の強化を進め、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等のさまざまな局面において円滑な情報提供・情報共有を図り、一人ひとりの状況に応じた適切な支援につなげます。

また、地域ケア会議等を活用しながら、さまざまな生活課題を抱える高齢者への対応を検討するとともに、その積み重ねや課題分析等を通じて地域に共通する課題を抽出し、有効な支援に取り組むことができるよう、多職種連携・協働体制の強化を図ります。

## (2) 重層的支援体制の整備

複雑化・複合化する課題に対応できるよう、庁内各課や関係機関との連携を強化し、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」に向けた支援を柱とした取組を推進するとともに、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を含めた事業を一体的に展開する体制の構築を進めていきます。

### ■重層的支援体制整備事業のイメージ



出典：厚生労働省資料

## (3) 多様なサービス提供主体による支え合いの推進

地域包括ケアを推進していくためには、関係機関や専門家によるサポートのみならず、地域住民の参画が欠かせません。中長期的な超高齢社会像を見据え、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、高齢者自身がサポートの担い手として役割を持ち、活躍することができる地域社会を構築していくことが必要です。

生活支援コーディネーター及び協議体が中心となり、地域で活動する各種団体やNPO法人、民間事業所等への働きかけにより、地域包括ケアネットワークへの参画を促すとともに、高齢者が積極的に地域活動に参加して活躍し、協働して支え合う地域社会づくりを推進します。

## (4) 安心して暮らせる住まいの確保

高齢化の進展や高齢者のみ世帯の増加に伴い、介護が必要な状態でもなくとも暮らしづらかったり、見守りや生活支援が必要な高齢者が増加しています。

地域で安心して暮らしていくことができるよう、県及び構成市町村の関係部局と連携し、

個々の状態にあった住まいの確保に努めます。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿になっている状況を踏まえ、これらの設置状況の把握に努めるとともに、介護サービス相談員を積極的に活用するなど、質の確保に向けた取組を推進します。

## 4-5 介護予防・重度化防止の推進

---

高齢者が、その能力に応じて自立した日常生活を送ることができ、要支援・要介護状態になることの予防や要介護状態等の軽減もしくは悪化を防止するための取組を推進します。推進にあたっては、高齢者の心身の状態が、自立、フレイル、要支援、要介護、またはその状態が変わっていくというように、連続的に捉えた支援に努めます。

### (1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、介護・医療・健診情報等の活用を図りつつ、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進します。

また、高齢者のフレイル状態を把握したうえで、適切な医療サービスにつなげることで、疾病予防・重症化予防の促進を図ります。

### (2) 医療専門職等との連携

心身機能等の向上のための機能回復訓練に加え、生活機能全体を向上させ、高齢者が活動的で生きがいを持って暮らしていくことができるよう、地域における保健師や管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職との連携・協力による取組を推進するとともに、要支援者等への計画的なリハビリテーションサービスの提供を図ります。

## 4-6 在宅医療・介護連携の推進

---

医療と介護両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくため、地域における医療・介護の関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築します。その際、医療と介護の連携した対応が求められる場面（①日常の療養支援、②入退院の支援、③急変時の対応、④看取り）における目指す姿を設定するとともに、その実現に向けた取組を推進します。

### **(1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援**

疾病や加齢等により、医学的管理の下で療養生活を送ることになった高齢者や家族に対する在宅医療を支えるための相談支援体制の充実を図ります。また、入院・転院・退院時の相談にきめ細かく対応するため、入退院支援ルール（入退院時連携ガイドライン）を作成・活用し、関係者間のネットワークづくりの取組を進めます。

### **(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議**

在宅医療・介護連携推進会議において、在宅医療・介護連携を推進するうえでの課題の抽出を行うとともに、課題に対する対応策の検討を行います。

### **(3) 在宅医療・介護の情報の共有**

情報共有のツールとして、ICTに基づく連絡ツールの普及促進を図り、患者情報の共有を行い、在宅での緊急対応等に備えます。

### **(4) 人生会議（ACP）の普及啓発**

人生の終末期における医療やケアの内容について、事前に家族や医師など信頼できる人たちと話し合う「人生会議（ACP）」について、様々な機会・媒体を通じて普及啓発します。

## **4-7 認知症施策の充実**

---

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も増加することが見込まれることから、認知症予防及び早期発見に向けた取組を推進するとともに、認知症になっても尊厳を保ちながら安心して暮らせるよう、地域全体で見守り、支え合う環境整備を推進します。また、認知症高齢者を介護する家族の負担は大きく、身体的・精神的な負担を軽減する取組が今後一層重要となってくることから、家族・介護者支援の充実を図ります。

### **(1) 普及啓発・本人発信支援の推進**

認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等や子ども、学生をはじめ、幅広い人たちを対象とした認知症サポーター養成講座の拡大を図ります。

また、認知症に関する相談窓口の周知を図るとともに、認知症の方本人の意見の把握や施策の企画・立案、施策評価への本人視点の反映等に努めます。

## (2) 認知症予防の推進

介護予防事業や広報・啓発活動を通じて、認知症に対する知識の普及や理解促進に努め、認知症の予防と早期発見を図ります。

また、通いの場の拡充や通いの場等におけるかかりつけ医・保健師・管理栄養士等の専門職による認知症予防の取組を推進します。

## (3) 専門的サポート体制の充実と介護者への支援

保健・医療・福祉の各種専門機関の連携体制の強化や認知症サポート医など専門的人材の確保を図ります。特に、「認知症初期集中支援チーム」について、関係機関との連携、情報共有を図りながら、認知症高齢者の状況把握に努め、早期からの相談支援につなげていく体制の強化を図るとともに、「認知症地域支援推進員」の活用等により、状態に応じた適切な支援が受けられる体制の整備を推進します。

また、認知症高齢者やその家族が安心して利用できる介護保険サービスの充実に努めるとともに、認知症カフェ等を活用した取組や家族教室、家族同士のピア活動等を通して、介護者への支援の充実に努めます。

## (4) 認知症ケア拠点の整備

身近な地域における認知症ケアの拠点である認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護などについて計画的な整備を推進するとともに、質の高いサービスを提供するため職員の資質向上を促進します。

## (5) 若年性認知症の対応

若年性認知症（65歳未満の認知症）に対する理解促進を図りつつ、相談支援や居場所づくり、就労・社会参加等に向けた支援等の実施体制の整備やサービス提供の促進に努めます。

また、若年性認知症の人が利用できるサービスとして、自立支援医療（精神科通院）、障害年金や介護保険のサービス等があり、各種支援制度に関する情報の周知に努めます。

## (6) 認知症バリアフリーの推進

認知症サポーターによる見守り活動、ICTを活用した検索システムの活用等により、地域全体で認知症高齢者を見守る体制の構築・強化を図ります。

また、キャラバンメイトのフォローアップ研修等を行うことで、メイトによるサポーター養成を促進し、メイトの活躍の場が広がるよう充実を図るとともに、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みとして「チームオレンジ」等の構築を図ります。



## **(7) 権利擁護の推進**

高齢者が認知症などにより判断能力の低下や身体機能の低下により介護が必要な状態になっても、生命や財産が守られ、住み慣れた地域において安心して生活を送ることができるよう、地域包括支援センターにおける相談体制の充実や成年後見制度の利用支援、虐待防止及び早期発見・早期対応に向けたネットワークづくり、成年後見支援センターの運営・活用促進など、権利擁護支援体制の充実に努めます。

## **(8) 認知症ケアパスの作成・活用**

認知症の症状に応じた適切なサービスの提供がなされるよう、標準的な認知症ケアパスを作成します。また、認知症高齢者を支える地域資源を把握しながら、認知症ケアパスを機能させるための適切なケアマネジメント及び多職種間の連携強化を図ります。

# **4-8 高齢者虐待防止対策の推進**

---

## **(1) 早期発見・見守りネットワークの構築**

高齢者虐待が疑われるケースを把握した場合に、迅速かつ適切な支援につなげることができるよう、関係機関の連携強化を図ります。また、虐待を早期に把握するため、家族や施設職員、住民等に高齢者虐待についての知識を深めることや、相談窓口、高齢者虐待防止法等の周知を図ります。

## **(2) 養護者による高齢者虐待防止と対応強化**

高齢者を介護する家族等の負担軽減や不安・悩みに対する相談支援等を行うことにより、養護者による虐待発生の未然防止、再発防止に努めます。また、虐待を行った養護者に対する相談や指導・助言等を行うとともに、発生した虐待の要因を分析し、再発防止に取り組みます。

## **(3) 養護施設者による高齢者虐待防止と対応強化**

介護サービス事業所等において、職員の高齢者虐待に対する知識普及・介護技術向上のための研修やストレス対策等の実施を促進し、虐待の発生防止と早期発見につなげます。

## 4-9 介護する家族等への支援の充実

---

認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含め、在宅で要介護高齢者等を介護する家族介護者に対し、介護に関する知識・技術の普及や介護者同士の交流機会の創出等を通じて、介護にかかる負担の軽減を図ります。

### (1) 介護に関する知識・技術等の普及啓発

家族介護者等を対象とした家族介護教室を開催し、介護に関する基礎知識や介護技術の習得を支援します。併せて、介護に関する悩みや不安を相談する機会とします。

### (2) 介護者同士の交流機会の拡充

家族介護者等の介護負担軽減のために、交流会や心理相談を実施しながら、介護されている方のストレスケアとネットワークづくりを推進します。また、介護者交流会等を通じて、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズの把握に努め、それらの解決を図ります。

### (3) ヤングケアラーの支援

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる「ヤングケアラー」について、関係機関と連携しながらその実態把握に努めるとともに、必要な支援につなげます。

## 4-10 地域密着型サービスの充実

---

### (1) 地域密着型サービスの基盤整備

要介護状態等になっても可能な限り住み慣れた地域で継続して日常生活を送ることができるよう、地域密着型サービスの整備を推進します。

地域密着型サービスは、原則として利用者は当広域連合（保険者）の被保険者に限定されます。また当広域連合には、地域密着型サービス事業者の指定、指導監督の権限が与えられ、介護報酬も地域の実情に応じた設定ができるようになるサービスもあります。

日常生活圏域ごとの介護サービスのニーズを把握し、整備状況を踏まえながら、適切な整備を進めます。

## (2) 介護保険委員会の設置

地域密着型サービスの実施については、保険者に指定等の権限が与えられています。地域密着型サービスの指定に際しては、被保険者、関係団体の代表などで構成される「介護保険委員会」で被保険者などの意見を反映させます。

## 4-11 災害・感染症対策の体制整備

災害や感染症の感染拡大が発生した際に利用者の安全が確保されるよう、日頃からサービス提供事業所等と連携した取組を推進するとともに、発生時においても必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続計画（BCP）の策定・運用や研修・訓練の実施等に対する支援を行います。

### (1) 災害に対する備え

日頃からサービス提供事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動を促進するとともに、サービス提供事業所等で策定している災害に関する具体的な計画の定期的な確認や災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

また、構成市町村では、「避難行動要支援者名簿」を活用し、地域で暮らす高齢者をはじめとした災害時に避難の援助を必要とする方を把握し、地域の関係者らと有事の備えをしています。

### (2) 感染症に対する備え

日頃からサービス提供事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制や県、保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備を図ります。

また、感染症発生時においても利用者に対して必要なサービスが安定的、継続的に提供されるための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有して業務にあたることのできるための取組を推進します。

## 第5章

# 介護保険事業の適正かつ円滑な運営

## 第5章 介護保険事業の適正かつ円滑な運営

### 5-1 介護保険サービス基盤の充実

#### (1) サービス基盤の整備方針

##### ① 居宅サービス

中長期的な介護ニーズの見込みを踏まえつつ、本広域圏の住民ニーズを的確に把握し、より広い選択と質の高いサービスが供給できるよう引き続き点検・評価しながら民間事業者の参入促進による供給体制の整備を進めます。

特に、今後、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症に対応するサービスの提供体制の確保・充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの実現に向けて、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等について、日常生活圏域間での均衡に配慮しながら、計画的な整備を推進します。

##### ② 施設・居住系サービス

在宅介護重視の基本的な考え方は維持しつつ、特養入所待機者数、保険給付費、保険料負担や、県の施設整備の考え方、高齢者等実態調査、サービス提供事業者・ケアマネジャーアンケート調査の結果を勘案しながら、必要な整備数や整備時期を設定します。

また、施設整備を行う場合には、本広域圏内の地域バランスを考慮し、湖周地域（岡谷市・諏訪市・下諏訪町）と岳麓地域（茅野市・富士見町・原村）で高齢者人口比に応じ、均衡がとれるようにします。

#### (2) 施設整備の考え方

特養入所待機者と高齢者等実態調査での施設入所希望者の状況を考慮した上で、事業者の意向や各種制度の動向等を踏まえ、さらに、中長期的な人口構造の変化及び介護ニーズを見据えた計画的な整備を進めます。

地域密着型サービスでは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、第8期計画で積み残しとなっていた地域密着型特養のみの整備を進め、今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者グループホームについて、第8期積み残し分を整備します。

また、地域包括ケアシステムの実現に向けて、（看護）小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を促進することとします。

介護医療院については、参入希望があった場合に整備を進めることとし、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護施設については新たな整備を行わないこととします。

■第9期介護保険事業計画 介護保険施設等整備予定一覧表

(定員数 :人)

施設サービス名	第8期計画まで (～R5年度)	第9期計画 (R6～R8年度)	
		整備計画	期末累計
介護老人福祉施設 (特養、地域密着型を含む)	1,173	29	1,202
介護老人保健施設	874	0	874
介護医療院	0	48	48
認知症高齢者グループホーム	432	18	450
特定施設入居者生活介護 (混合型、地域密着型を含む)	940	0	940
合計	3,419	95	3,514

(参考) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム・サービス付き  
高齢者向け住宅の入居定員総数 (令和5年8月1日現在)

種別	入居定員総数
有料老人ホーム	515人
サービス付き高齢者向け住宅	136人

### (3) サービスの質の向上

介護保険制度は多くの住民に浸透し、介護サービス利用者は年々増加し続けています。このため、介護保険サービスの適切な提供が求められており、居宅介護支援事業者の役割が非常に重要となっています。とりわけ、ケアマネジャーは要介護者等の状態を的確に把握しながら、サービス事業者との連絡調整を行い、ケアプランを作成するという介護保険制度の要ともなる重要な役割を担っています。そのため、現任者研修会などを通じてケアマネジャーの資質の向上が図られるよう各種研修会を実施・支援していきます。

そのほか、サービス事業者に対する苦情などに対しては、県と連携して指定基準に基づく指導を行うとともに、サービスに対する苦情の分析や利用者のニーズを把握し、事業者への情報提供を行うことにより、より質の高いサービスの促進に努めます。

また、構成市町村においては、介護サービス相談員をサービス提供事業所に派遣し、利用者の日常的な不満や疑問に対応しながら介護サービスの改善や質の向上を図ります。

### (4) 事業者相互間の連携の確保

本広域圏に事業所を有する介護サービス事業者による「諏訪圏域介護保険指定事業者連絡協議会」により、安心してサービスが受けられることができるよう、会員相互の資質向上や情報交換・連携などを図ります。

また、「同一サービス種類事業者連絡会」を開催し、事業者間の情報交換、情報の共有を行い、利用者が安心してサービスを受けられることができるよう、一層のサービスの質向上を

目指します。

広域化の目的の一つである「圏域市町村内の住民が同じ負担で同じサービスが受けられる体制の整備」の実現を目指し、事業者の主体的な取組や活動が行えるよう、その体制の整備に努めていきます。

さらに、ケアマネジャーとサービス事業者との連携を図り、介護サービス利用者のニーズに即した最良のサービス提供ができるよう事業者全体の連携の確保を図っていきます。

## 5-2 要介護認定等

---

### (1) 認定調査

当広域連合では、調査の公平性や信頼性を確保する上からも、要介護認定に係る訪問調査は、認定調査員資格を有する構成市町村職員が行います。施設入所者の調査は入所している介護保険施設への委託により行う場合もありますが、公正性、信頼性を確保するため、概ね3回に一度は構成市町村職員が行います。

また、公正公平な要介護認定を迅速に行うため、認定調査員の確保と資質の向上が重要となりますので、県・構成市町村と連携して新任研修会の開催や現任研修会への参加を働きかけます。

### (2) 介護認定審査会

介護認定審査業務は、認定事務の公平性・公正性・専門性の確保のため、当広域連合に介護認定審査会を設置して審査判定を行っています。

また、要介護度の審査判定の均質化を図るため、定期的な委員研修会等を開催します。

### (3) 要介護認定の迅速化

要介護認定の迅速化を図るため、合議体の数及び審査会の開催回数を増やし、全体の期間短縮のほか、特に末期がんの方の認定に配慮し迅速な認定に努めます。

## 5-3 適切なサービス利用の促進

---

### (1) 広報活動の充実

介護保険サービスの適切な利用や円滑な提供を実施するためには、被保険者やその家族に介護保険制度の趣旨や内容、利用の方法などが十分に理解されることが大切です。

当広域連合及び構成市町村の広報紙やホームページを活用し、できる限りわかりやすい表現に努めながら、広報活動の充実を図るとともに、民生委員、シルバー人材センター、高齢者クラブなど地域組織や医療機関、サービス事業者などと連携し、幅広く情報提供を行うなど、あらゆる機会や媒体を通じて介護保険制度の普及、啓発に努めます。

## (2) 介護サービス計画の作成支援

### ① ケアマネジャーの資質の向上

利用者の意向を尊重し、必要なサービスを適切かつ効率的に利用できる介護サービス計画の作成に資するため、現任者研修の受講の働きかけや定期的な連絡会議の開催により、ケアマネジャーの資質の向上に努めます。

また、地域包括支援センターによるケアマネジャーへの指導、助言、支援を推進します。

### ② 情報提供

サービス事業者連絡協議会等を通じて介護サービス計画作成に必要な情報提供を行います。

## (3) サービス情報の提供

介護保険制度は、契約によるサービス提供であり、利用にあたっては、さまざまな種類のサービスを多くの事業者の中から利用者の意思により選択することとなります。

このため、利用者が安心してサービスを選択し、利用するためには、サービス内容や事業者に関する情報を十分提供するとともに、利用に際してのさまざまな相談に適切に応じていく必要があります。

当広域連合では、本広域圏を事業地域とする事業者の情報をまとめた冊子等を作成し、要介護認定者等に配布していくとともに、サービス事業者連絡協議会等を活用するなど、独自の情報収集・提供方法を構築していくよう努めます。

## (4) 低所得者への対応

利用料の軽減については、高額介護（予防）サービス費、特定入所者介護（予防）サービス費等の制度があります。また、低所得者の方を対象にした社会福祉法人等による負担軽減制度のほか、当広域連合では単独事業として利用者負担額助成事業を実施しています。

今後も、利用料を支払えないことにより必要とする介護サービスが利用できない事態に至らないよう、各種制度について丁寧に説明し、適切なサービス利用につなげるとともに、地域支援事業等による介護用品等の支給や購入等に対する助成を行います。

## (5) 介護老人福祉施設入所の平準化

特養の入所事務（申込みの受付・入所判定委員会の設置・優先順位付）を特別養護老人ホームが実施するにあたり、年2回「特養連絡会」を開催し、事務移行後の状況や取り扱いの平準化を図ります。



## 5-4 相談体制・苦情対応の充実

### (1) 相談窓口の充実

#### ① 地域包括支援センター

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらないさまざまな形での支援を可能とするため、包括的支援事業として地域包括支援センターにおいて引き続き総合相談支援事業の充実を図ります。

#### ② 市町村窓口

利用者の利便性の向上を図るため、基本的に構成市町村が行う業務として、介護保険に関する各種の申請手続や相談を受け付けます。また、各種申請手続は住所地市町村にこだわらず、構成市町村内のどこの窓口でも受け付ける体制の整備充実を図ります。

介護保険制度は、保健・医療・福祉との関連が密接であるとともに、制度が複雑であるため、窓口に関わる職員の資質の向上を図っていきます。

#### ③ 介護サービス相談員

構成市町村全てにおいて介護サービス相談員による相談活動が実施されており、定期的に施設などを訪問しながら利用者と事業者、保険者をつなぐ役目を果たしています。施設サービスや地域密着型サービス利用者を主な対象として活動していますが、相談事業は地域に密着した活動が要求されるため、今後も構成市町村の業務として対応していきます。

#### ④ 関係機関との連携

利用者本人に合ったきめ細かいサービスの提供のためには、本人の状態や生活実態、家族等の状況等を把握した上で、介護保険以外の保健・福祉サービスと組み合わせて提供していくことが重要であることから、構成市町村の保健福祉担当課をはじめ関係機関との連携を図っていきます。

### (2) 苦情対応体制の充実

苦情等は、構成市町村が第一次的な窓口として対応しますが、要介護認定や保険料等の徴収金に関しての不服は長野県介護保険審査会に審査請求を、介護サービス等についての苦情は長野県国民健康保険団体連合会にそれぞれ申し立てが行える仕組みが制度的に位置づけられています。

このため、今後も県や国民健康保険団体連合会など関係機関との連携を図り、円滑に苦情処理を行うための体制整備を推進していくとともに、全県・全国の相談窓口やサービス事業者などに寄せられる苦情の事例を収集・蓄積し、サービスの質の向上につなげるように努めていきます。

また、介護保険制度自体の問題といえることが苦情や事業者のサービス提供上の課題と

なっている面もあるため、制度の改善については県や国に要望していきます。

さらに、高齢者等実態調査の結果を今後の施策推進に反映させるとともに、利用者に対しアンケート調査などを実施し、介護保険サービスに対するご意見を丁寧に拾い上げ、サービス基盤整備やサービス提供の質の向上に役立てていきます。

## 5-5 適正な事業運営の推進

### (1) 構成市町村との協力

#### ① 窓口業務

認定申請をはじめ各種申請の受付や相談などの窓口業務は、住民の利便性を図る観点から基本的に構成市町村の窓口で行います。

#### ② 協力体制

介護保険制度の適切な運営及びサービスの基盤整備の促進を図るため、常に構成市町村との緊密な協議と連携を図ります。

### (2) 介護費用等の適正化

介護給付の適正化は、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、そのことによる介護給付費や介護保険料の増大を抑え、持続可能な介護保険制度の構築を図ることが必要です。

当広域連合では引き続き、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」を行います。また、「ケアプランの点検」については、利用者に対して在宅での自立支援に向けた質の高いケアプランが提供されることを主眼に構成市町村と連携した取組を行います。

### (3) 介護保険料上昇等への対応

中長期的な推計によると、第1号被保険者数が減少する一方で、要介護認定者数は今後とも増加することが推計されていることから、給付費の増加分を少ない被保険者で負担することとなり、第1号被保険者の保険料の上昇が見込まれます。

そのため、介護予防・重度化防止に力を入れることで、給付費の増加を抑制するとともに、介護給付費準備基金に積み立てられた余剰金については、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることの一つの考え方になっています。介護給付費準備基金を繰り入れ、介護保険料上昇の抑制を図ります。

#### (4) 介護保険料の収納率向上

介護保険料の徴収については、事務の切り分けにより構成市町村が主体となり、納付相談や臨戸徴収等を毎月計画的に実施しています。

今後も、当広域連合と構成市町村が連携を密にし、滞納者に対する納付相談等の機会を増やすことにより、納付意識を常に促すことや、要介護認定を受けている滞納者に対しては、給付制限の対象となることがないように優先して納付相談等を行うなど、保険料収納の向上に向けてさらなる取組を行います。

#### (5) 住民参加による推進体制の充実

介護保険事業のみならず保健・医療・福祉の体制について、住民の意見・提案を行政施策へ実効的に反映させるために、住民ニーズを十分に把握し、住民との合意形成を行う仕組みを整備していくことが必要です。

さらに、情報公開のもと住民や関連機関と行政が本事業計画の進捗状況等について定期的に点検し、計画推進における課題等を調査・検討して円滑に本事業が展開されるよう、「介護保険委員会」を設置しています。

#### (6) 保険者機能強化推進交付金等の活用

保険者機能強化推進交付金及び介護保険者保険者努力支援交付金は、保険者機能の強化を図る観点から、国が定める評価指標に基づき、市町村が行う様々な取組の評価を行い、その結果に応じて交付金を交付する仕組みです。

この仕組みを活用し、取組の実施状況やその成果などをPDCAサイクルによって評価し、保険者機能の更なる強化につなげていくとともに、交付金の有効活用を図ります。

### 5-6 事業者に対する相談・指導及び情報提供の推進

当広域連合は、地域密着型サービス事業者に対し、指定権者として集団指導や実地指導を実施し、適正な運営を指導するとともに、事業者からの相談には随時対応しています。

また、制度改正の周知や、感染症情報などについて当広域連合のホームページにより、情報提供の迅速化と確実性を確保しています。

今後も事業者に対する相談・指導及び情報提供を継続することによりサービスの質的向上を図るとともに、居宅介護支援事業所の指定権者として、相談件数の増加や指導対象事業者の増加に対応するための体制整備を行います。

## **(1) 事業者に対する相談・指導の実施**

事業者からの相談対応や、地域密着型サービス及び総合事業の事業者に対する国の方針と当広域連合の基準条例に基づく指導等を引き続き実施します。

## **(2) 事業者に対する情報提供の充実**

今後も引き続きホームページやEメール、SNS等を活用して、制度改正の周知や感染症情報など事業者に対して情報提供を行います。

## **(3) サービスの質の向上に向けた研修・指導等の実施**

利用者のニーズに応じた質の高いサービスの提供や、介護技術等の向上を目的とした人材育成研修の充実を事業所に働きかけます。

また、居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業者及び介護予防生活支援サービス事業者に対し、運営指導や集団指導、情報提供等を行いサービスの質の向上を図ります。

## **(4) 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進**

国における事故情報収集・分析・活用の仕組みの構築を見据え、報告された事故情報を適切に分析し、介護現場に対する指導や支援等を行います。

## **(5) 事業者に対する指導監督の強化**

事業者の指導監督については、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護サービスの質の確保・向上を図るため、事業者に対する指導・助言を効果的に行います。

また、介護保険制度の信頼性を維持するため、指定基準違反が疑われる場合には、適宜監査を行い、指定基準違反などが認められた場合には、公正かつ適切な措置を行います。

今後はさらに、介護サービス事業者の指導監督業務を積極的に進めるため、指導監督体制の充実、強化、資質向上を図り、介護保険制度のより一層の適正な運営を目指します。

## 5-7 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進

### (1) 介護人材の確保に向けた取組の推進

介護ニーズの拡大及び生産年齢人口の減少に伴う介護人材不足が顕在化しており、介護人材の確保は喫緊の課題となっています。事業者アンケートの結果をみると、6割以上の事業所でスタッフが不足していると回答し、約8割の事業所が、事業所の安定的な経営において必要なこととして人材の確保・育成を上げています。

今後も、県・関係機関と連携・協力し、介護の仕事の魅力の発信やイメージ向上のための取組の推進、専門的知識やスキルを身に付けるための支援の充実等を図るとともに、外国人介護人材の受入・定着支援や元気高齢者の参入促進、ボランティア人材の確保・育成等、介護を担う人材の裾野を広げていくための取組を推進するなど、地域の関係機関等との連携を図りながら、人材の育成・確保策に取り組んでいきます。

### (2) 働きやすい職場づくりに向けた取組の推進

介護人材の離職防止・職場での定着に向けて、サービス事業所に対し、職場におけるセクシュアルハラスメント又はパワーハラスメントを防止するための方針の明確化を促進するなど、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場環境の整備を促進します。

### (3) 介護現場の生産性向上及び事務処理の効率化に向けた支援

広域化のメリットの一つとして掲げられた事務処理の効率化について、ICT等の積極的な活用を行い、事務の正確かつ迅速な処理など当広域連合と構成市町村が一体となった効率的な事務処理体制の整備を図ります。

また、指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の活用を支援し、事務負担の軽減を図ります。

さらに、介護従事者の負担軽減と作業の効率化等を図るため、事業者や関係機関と連携し、介護分野におけるICT導入支援や介護ロボットなど最新技術の導入支援に向けた取組を推進します。



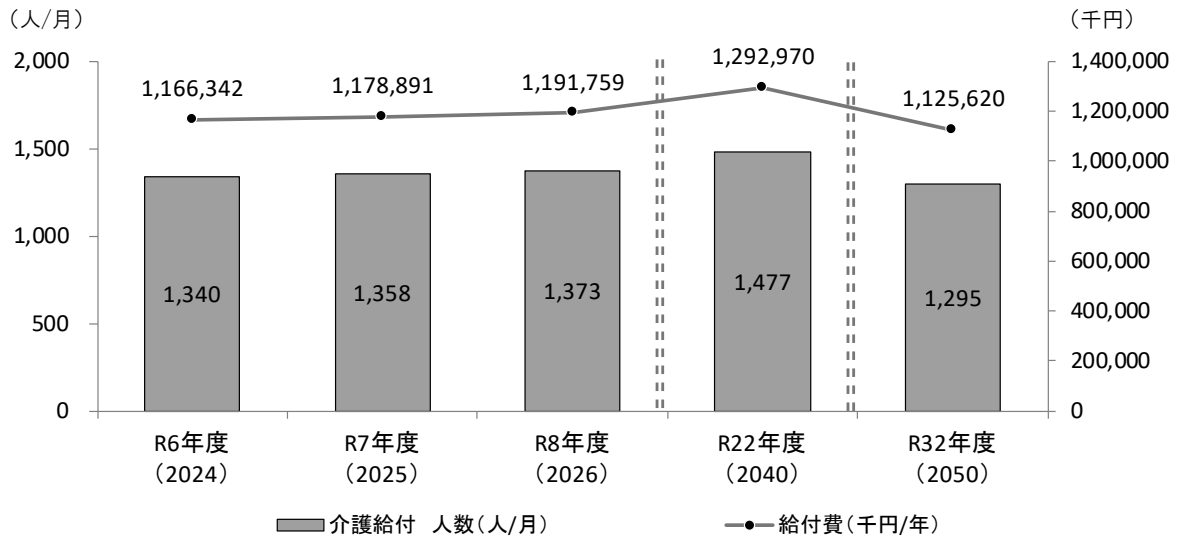
## 第6章

### 介護保険事業量及び給付費の推計

## 第6章 介護保険事業量及び給付費の推計

### 6-1 居宅サービス

#### (1) 訪問介護



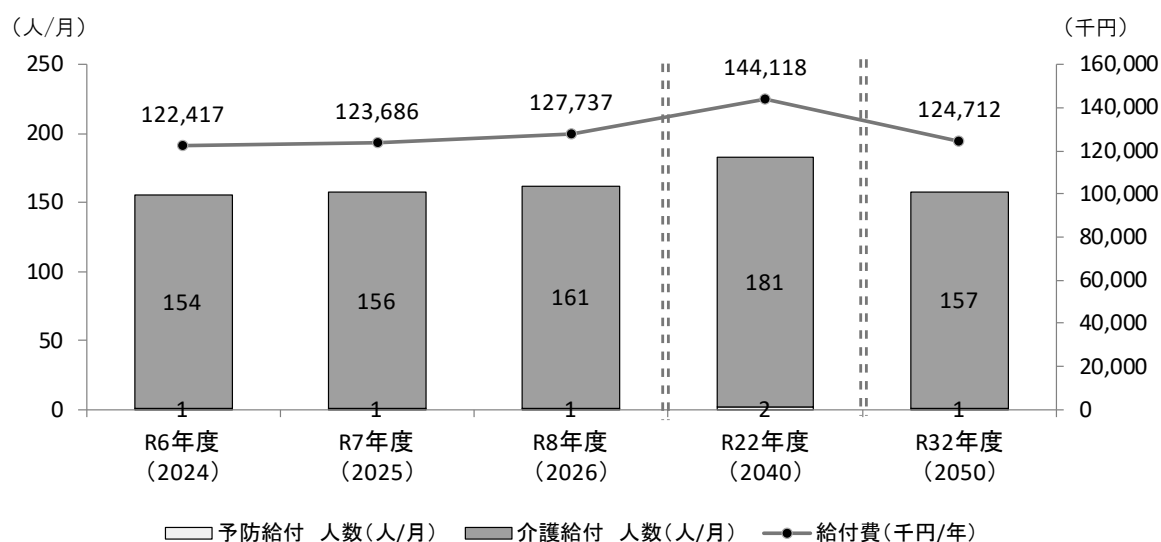
	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
介護給付 回数(回/月)	32,988	33,342	33,707	36,539	31,793
介護給付 人数(人/月)	1,340	1,358	1,373	1,477	1,295
給付費(千円/年)	1,166,342	1,178,891	1,191,759	1,292,970	1,125,620

#### 【施策の方向】

○ケアマネジャー調査では、サービス提供事業量の不足感が高くなっており、ニーズに対応できる事業者の確保に努めます。



## (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

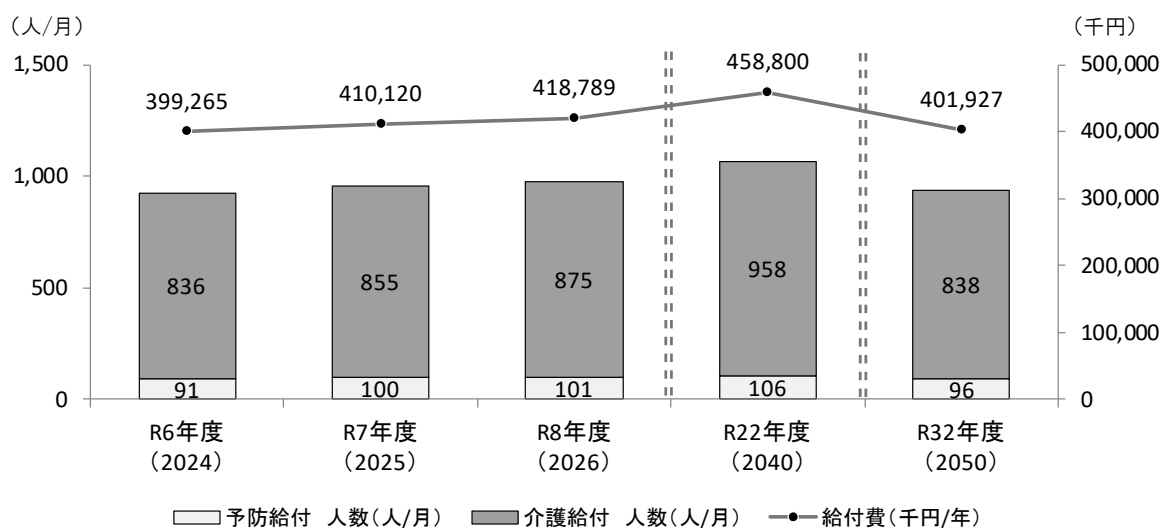


	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
予防給付 回数 (回/月)	4	4	4	8	4
予防給付 人数 (人/月)	1	1	1	2	1
介護給付 回数 (回/月)	799	807	834	938	814
介護給付 人数 (人/月)	154	156	161	181	157
給付費 (千円/年)	122,417	123,686	127,737	144,118	124,712

### 【施策の方向】

- ケアマネジャー調査では、サービス提供事業量の不足感が高くなっており、ニーズに対応できる事業者の確保に努めます。
- 重度認定者の利用割合が高いサービスであり、できる限り在宅での生活を続けていくためには必要なサービスであることから、ニーズに基づく提供体制の確保に努めます。

### (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

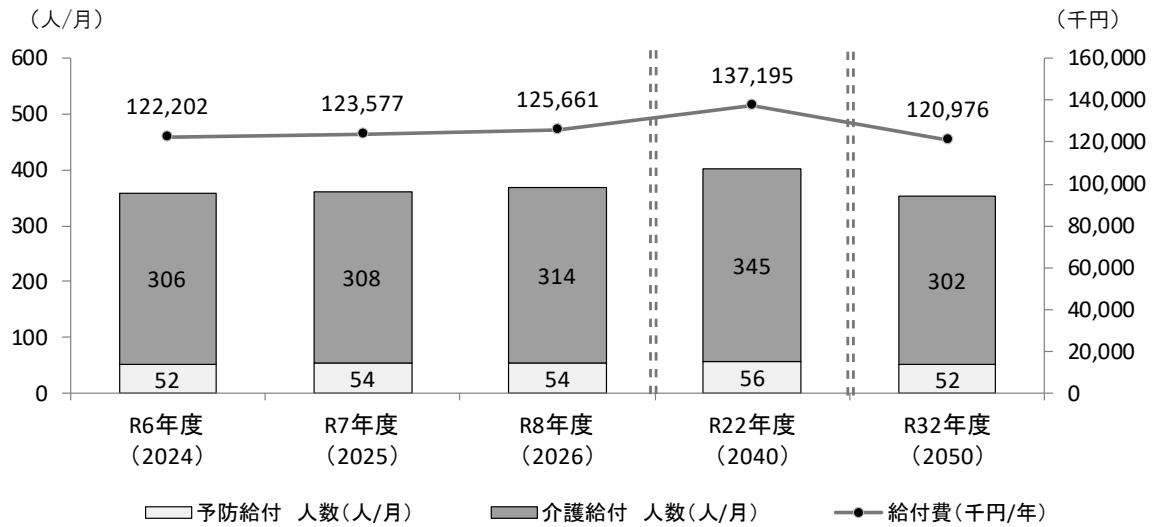


	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
予防給付 回数(回/月)	383	421	425	446	404
予防給付 人数(人/月)	91	100	101	106	96
介護給付 回数(回/月)	5,135	5,248	5,366	5,890	5,149
介護給付 人数(人/月)	836	855	875	958	838
給付費(千円/年)	399,265	410,120	418,789	458,800	401,927

#### 【施策の方向】

- ここ数年、利用者数が増加傾向にあり、また、重度認定者の利用割合が高く、できる限り在宅での生活を続けていくためには必要なサービスであることから、ニーズに基づく提供体制の確保に努めます。
- 在宅医療・介護連携を推進する観点からも、臨時や緊急時の対応も含め円滑なサービス提供体制を引き続き強化していきます。

#### (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

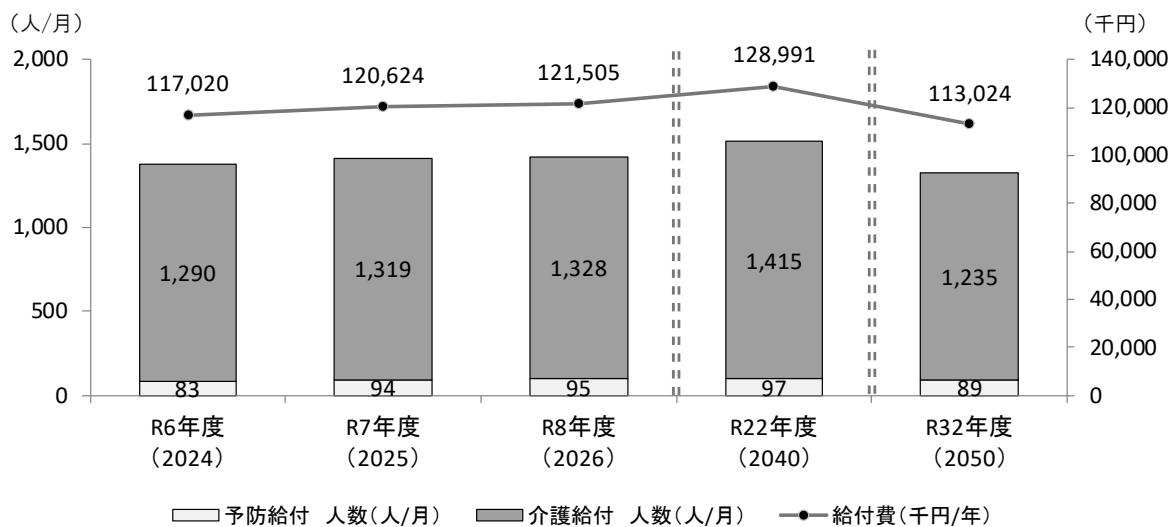


	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
予防給付 回数 (回/月)	469	488	488	507	469
予防給付 人数 (人/月)	52	54	54	56	52
介護給付 回数 (回/月)	3,088	3,111	3,171	3,486	3,053
介護給付 人数 (人/月)	306	308	314	345	302
給付費 (千円/年)	122,202	123,577	125,661	137,195	120,976

#### 【施策の方向】

- ここ数年、利用者数、利用率ともに増加傾向にあり、今後も要介護認定者数の増加に伴う利用ニーズが見込まれることから、ニーズに対応できる事業者の確保に努めます。

## (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

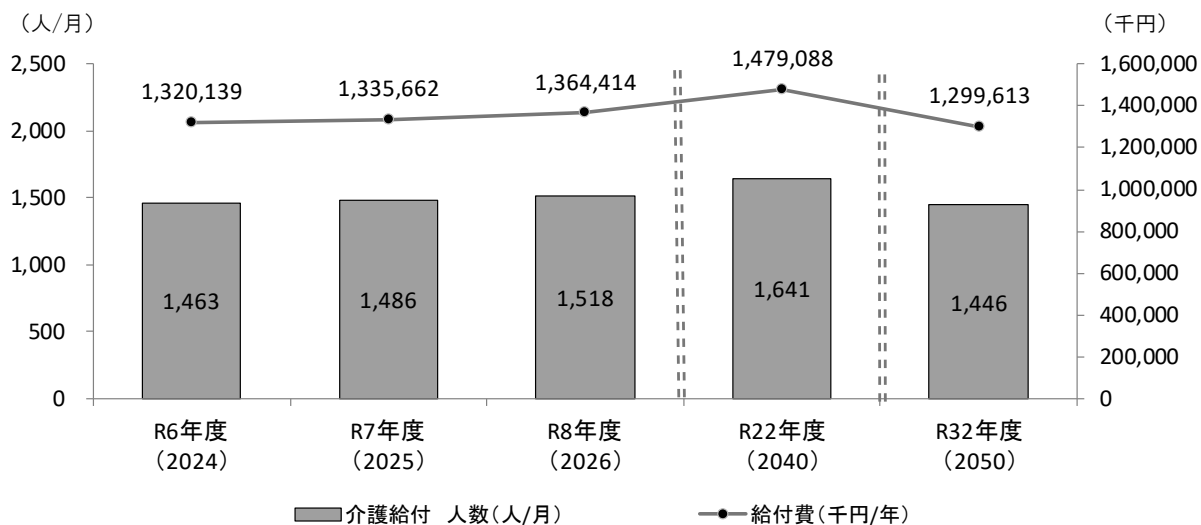


	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
予防給付 人数 (人/月)	83	94	95	97	89
介護給付 人数 (人/月)	1,290	1,319	1,328	1,415	1,235
給付費 (千円/年)	117,020	120,624	121,505	128,991	113,024

### 【施策の方向】

- ここ数年、利用者数・利用率ともに増加傾向にあるサービスであり、今後もニーズが増加することが見込まれます。
- 在宅で一貫した療養管理指導が受けられるよう、地域ケア会議の活用等を図りながら、医師、薬剤師等とケアマネジャーや関係サービス事業所間の連携強化に向けて支援します。

## (6) 通所介護

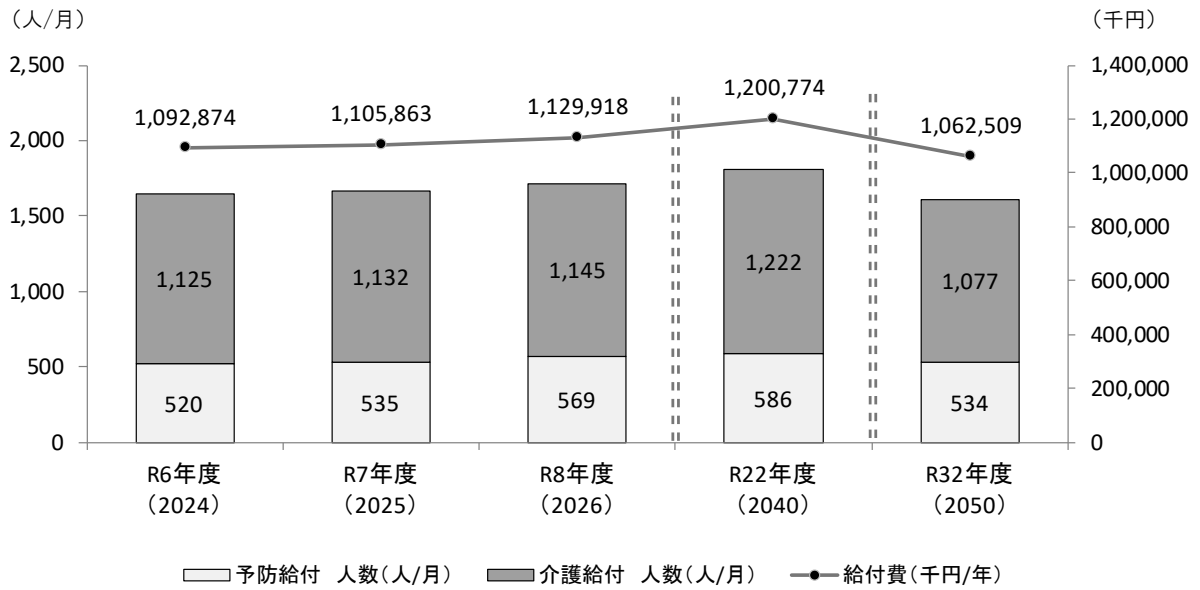


	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
介護給付 回数 (回/月)	13,384	13,588	13,882	15,017	13,224
介護給付 人数 (人/月)	1,463	1,486	1,518	1,641	1,446
給付費 (千円/年)	1,320,139	1,335,662	1,364,414	1,479,088	1,299,613

### 【施策の方向】

○コロナ禍ではやや利用者数・利用率が減少していましたが、今後は利用者数の増加も見込まれることから、ニーズに対応できる事業者の確保に努めます。

## (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

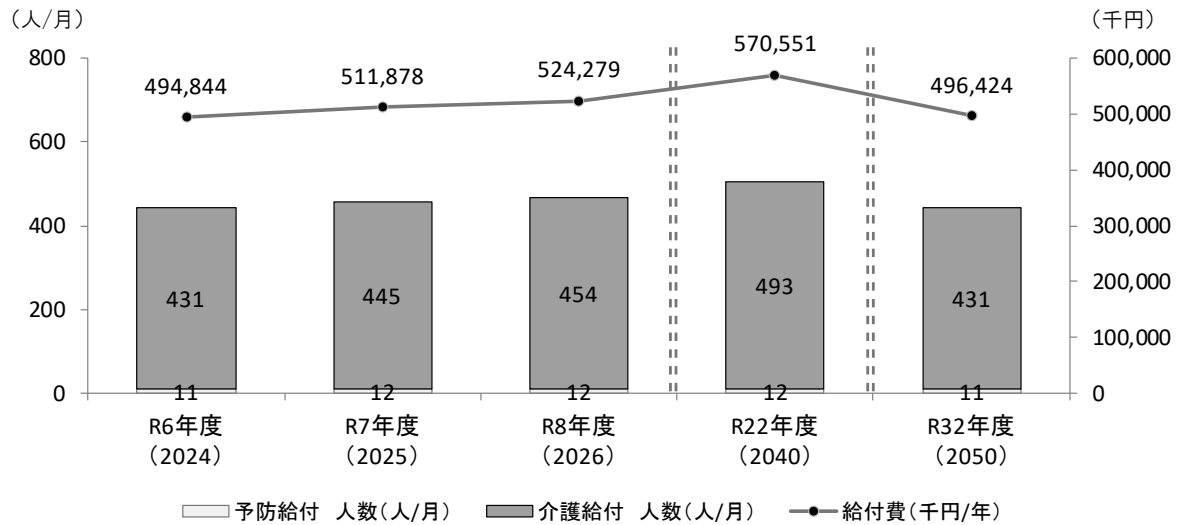


	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
予防給付 人数 (人/月)	520	535	569	586	534
介護給付 回数 (回/月)	9,118	9,175	9,280	9,910	8,732
介護給付 人数 (人/月)	1,125	1,132	1,145	1,222	1,077
給付費 (千円/年)	1,092,874	1,105,863	1,129,918	1,200,774	1,062,509

### 【施策の方向】

○コロナ禍では利用率が減少していましたが、今後は利用者数の増加も見込まれることから、ニーズに対応できる事業者の確保に努めます。

## (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

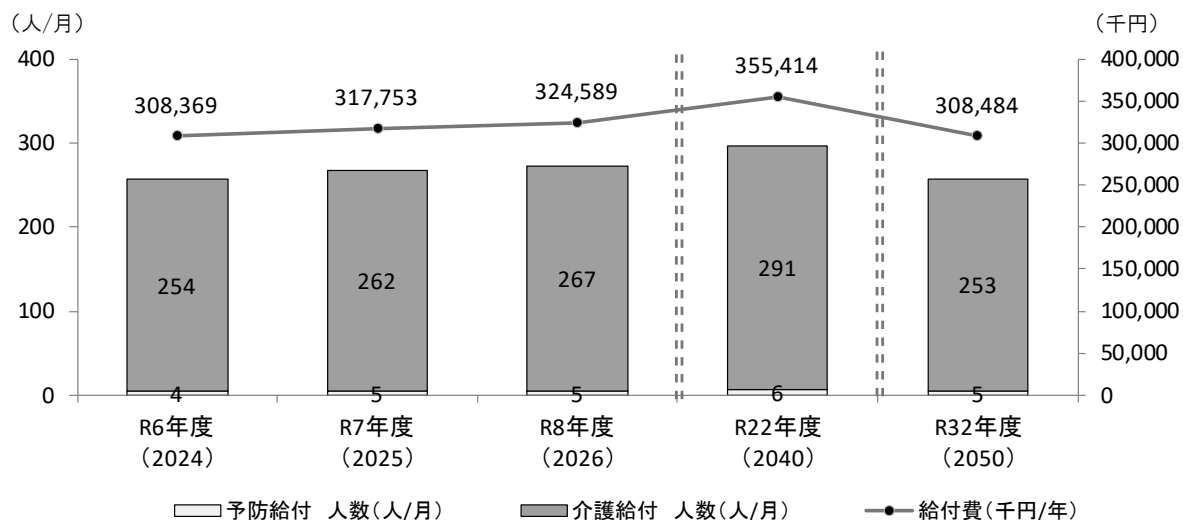


	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
予防給付 日数 (日/月)	67	73	73	73	67
予防給付 人数 (人/月)	11	12	12	12	11
介護給付 日数 (日/月)	4,816	4,980	5,095	5,542	4,826
介護給付 人数 (人/月)	431	445	454	493	431
給付費 (千円/年)	494,844	511,878	524,279	570,551	496,424

### 【施策の方向】

○コロナ禍では利用率が減少していましたが、ケアマネジャー調査の結果では、不足感が高いサービスであり、今後は利用者数の増加も見込まれることから、提供基盤体制の充実に努めます。

## (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護



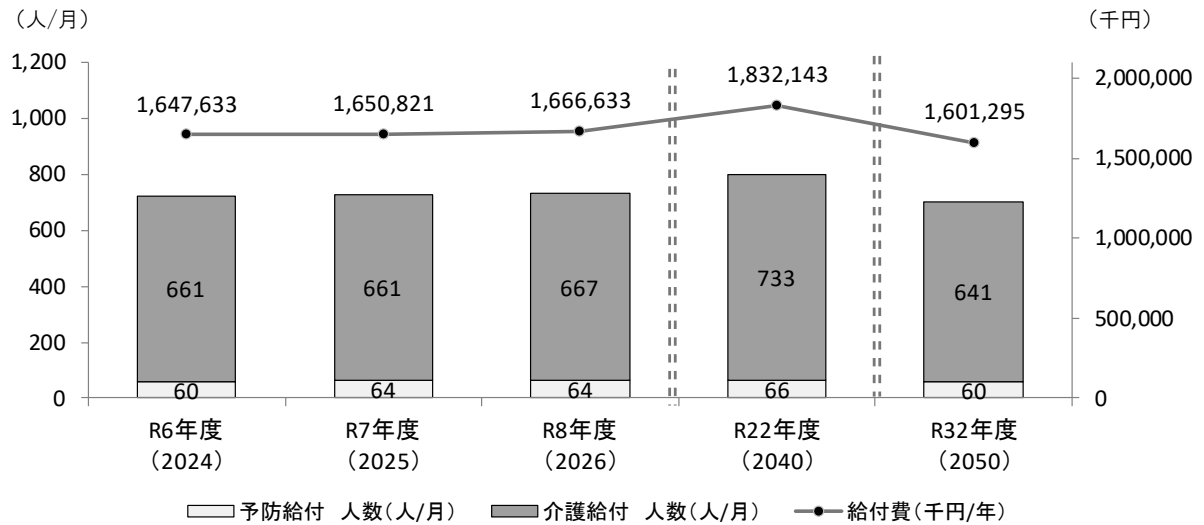
	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
予防給付 日数 (日/月)	21	28	28	35	28
予防給付 人数 (人/月)	4	5	5	6	5
介護給付 日数 (日/月)	2,389	2,469	2,518	2,743	2,383
介護給付 人数 (人/月)	254	262	267	291	253
給付費 (千円/年)	308,369	317,753	324,589	355,414	308,484

### 【施策の方向】

○コロナ禍では利用率が減少していましたが、ケアマネジャー調査の結果では、不足感が高いサービスであり、今後は利用者数の増加も見込まれることから、提供基盤体制の充実に努めます。



## (10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

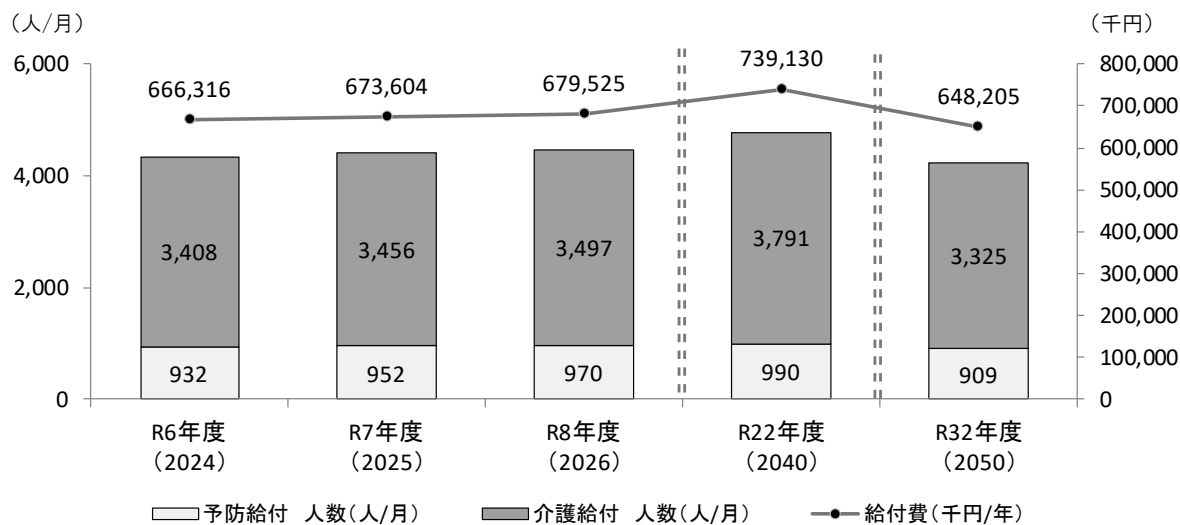


	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
予防給付 人数 (人/月)	60	64	64	66	60
介護給付 人数 (人/月)	661	661	667	733	641
給付費 (千円/年)	1,647,633	1,650,821	1,666,633	1,832,143	1,601,295

### 【施策の方向】

- 第6期から特養の入所基準が原則要介護3以上になったことから、施設入所が必要な高齢者の受け皿となっています。
- 本広域圏における整備率は高く、空床もみられるため、新たな整備は行わず、既存のサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）や住宅型有料老人ホームからの転換を見込みます。

## (11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

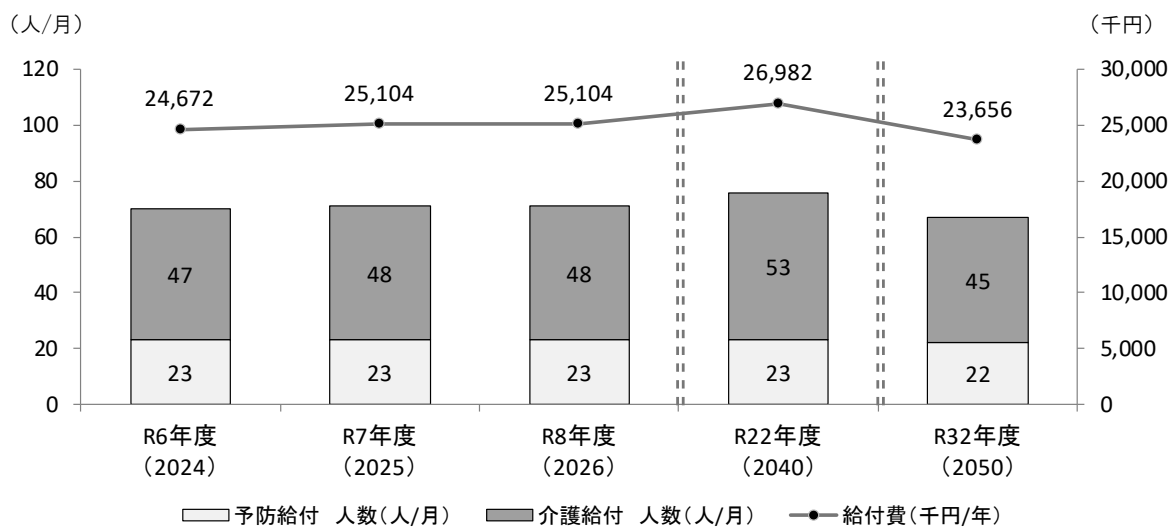


	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
予防給付 人数 (人/月)	932	952	970	990	909
介護給付 人数 (人/月)	3,408	3,456	3,497	3,791	3,325
給付費 (千円/年)	666,316	673,604	679,525	739,130	648,205

### 【施策の方向】

- ここ数年、利用者数・利用率ともに増加傾向にあるサービスであり、今後もニーズが増加することが見込まれます。
- 利用者が福祉用具を有効に使えるよう、個々の身体状況に適した福祉用具の貸与について、ケアマネジャーや事業者への情報提供や指導を徹底します。

## (12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

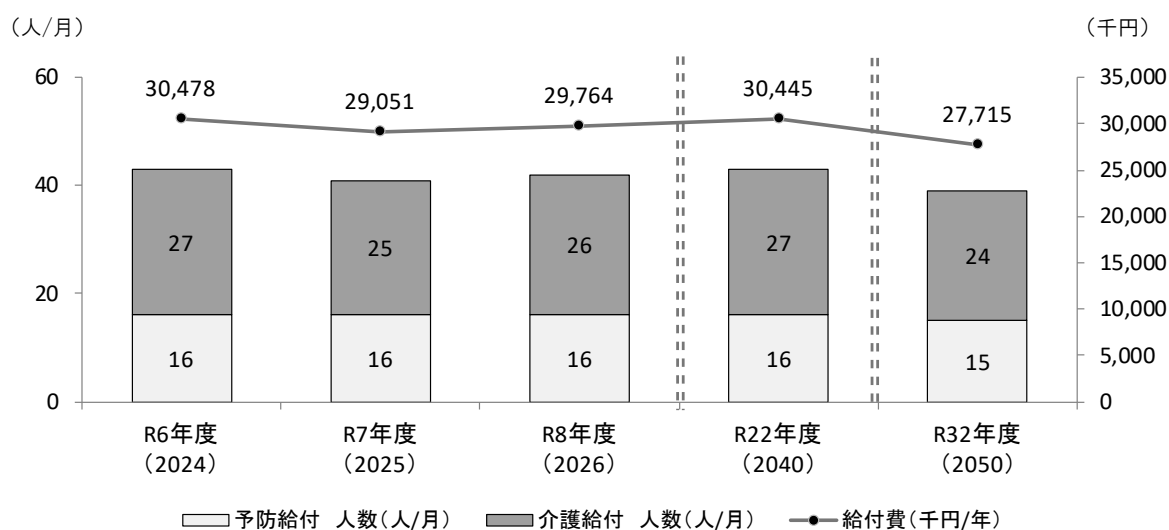


	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
予防給付 人数 (人/月)	23	23	23	23	22
介護給付 人数 (人/月)	47	48	48	53	45
給付費 (千円/年)	24,672	25,104	25,104	26,982	23,656

### 【施策の方向】

- 利用者が福祉用具を有効に使えるよう、個々の身体状況に適した福祉用具の購入について、ケアマネジャーや事業者への情報提供や指導を徹底します。
- 特定福祉用具販売は償還払いとなっていますが、費用の支払いが困難な場合には貸付制度が活用できることについて周知します。また、利用者に一時的に負担のかからない手続を研究してまいります。

## (13) 住宅改修・介護予防住宅改修

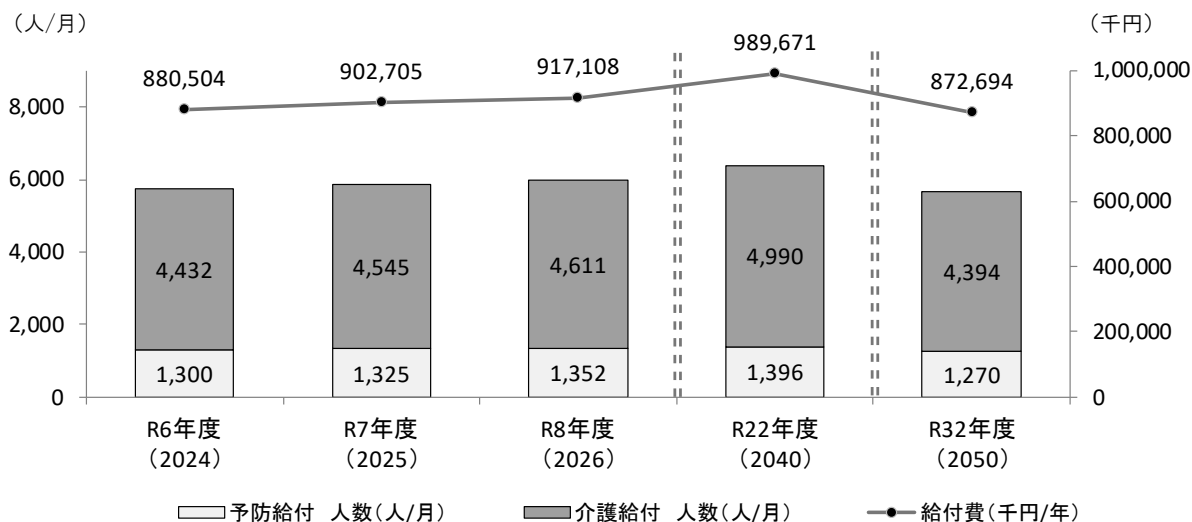


	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
予防給付 人数 (人/月)	16	16	16	16	15
介護給付 人数 (人/月)	27	25	26	27	24
給付費 (千円/年)	30,478	29,051	29,764	30,445	27,715

### 【施策の方向】

- 住宅改修について広く周知に努め、事前審査の段階で適切、効果的な利用を促進するため、ケアマネジャーや事業者への情報提供や指導を徹底します。
- 住宅改修は償還払いとなっていますが、費用の支払いが困難な場合には貸付制度が活用できることについて周知します。また、利用者に一時的に負担のかからない手続を研究してまいります。
- 利用者の利便に資するため、事業者の指導を強化するとともに、構成市町村相談窓口の充実を図ります。

## (14) 居宅介護支援・介護予防支援



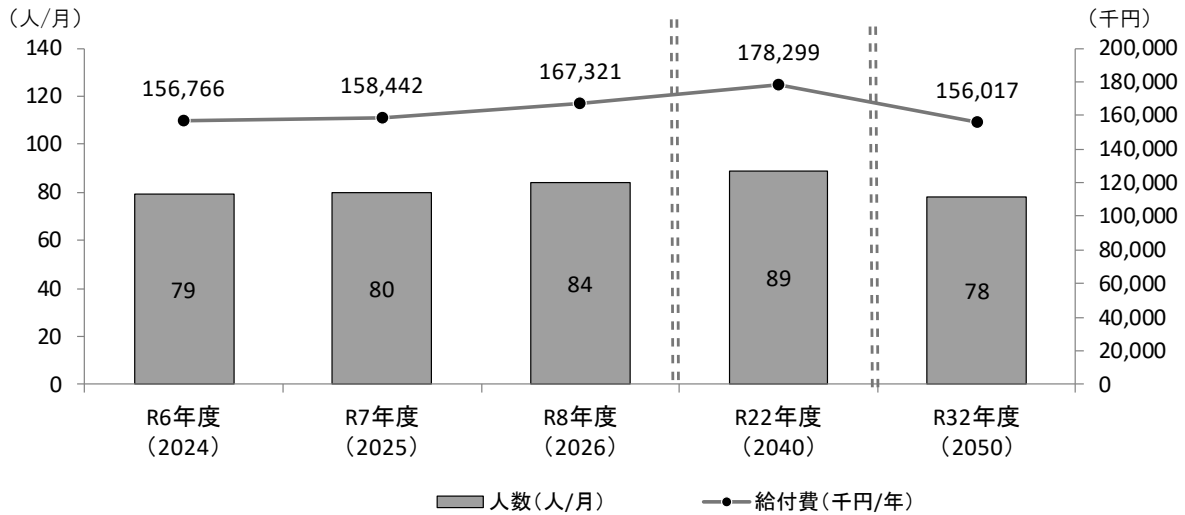
	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
予防給付 人数 (人/月)	1,300	1,325	1,352	1,396	1,270
介護給付 人数 (人/月)	4,432	4,545	4,611	4,990	4,394
給付費 (千円/年)	880,504	902,705	917,108	989,671	872,694

### 【施策の方向】

- ケアマネジャーを対象に、利用者にとってより良いケアプランの作成に資するため、情報交換や研修会を行います。
- 適正なケアプランが作成されているか、また、ケアプランに不満がないかチェックを行うとともに、ケアマネジャーとの連絡会を開催し、適正なケアプラン作成を促進します。
- 地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが、困難事例等の相談に応じ、支援や関係機関への橋渡しなどをします。
- 職員（保健師）を対象に、予防支援の研修を行うなど質の向上に努めます。

## 6-2 地域密着型サービス

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



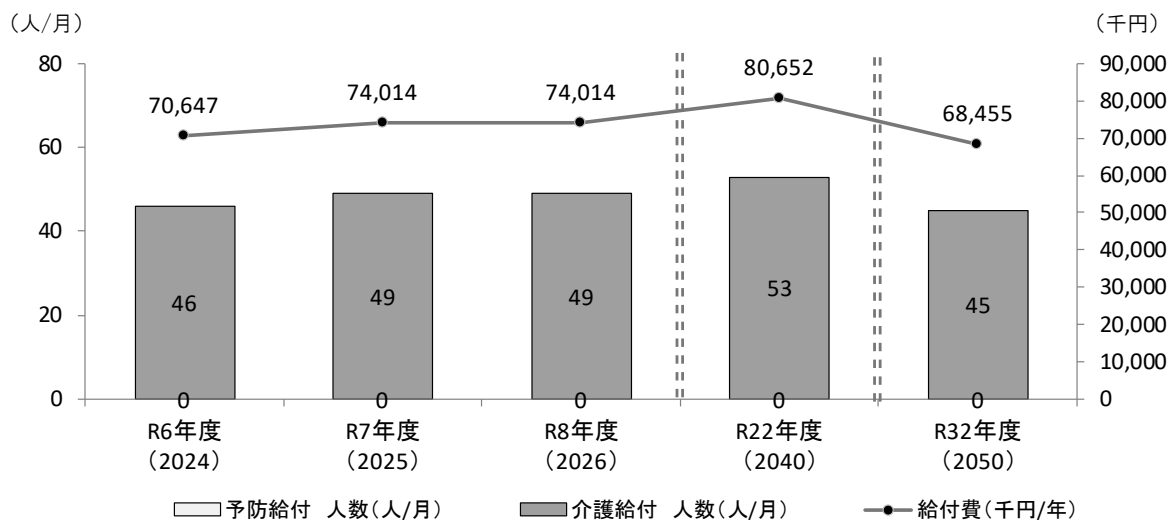
	第9期			中長期	
	R6年度(2024)	R7年度(2025)	R8年度(2026)	R22年度(2040)	R32年度(2050)
人数(人/月)	79	80	84	89	78
給付費(千円/年)	156,766	158,442	167,321	178,299	156,017
	R6年度(2024)	R7年度(2025)	R8年度(2026)	R22年度(2040)	R32年度(2050)
岡谷市(人/月)	21	21	22	23	21
諏訪市(人/月)	19	19	20	21	18
茅野市(人/月)	20	21	22	23	20
下諏訪町(人/月)	10	10	11	12	10
富士見町(人/月)	6	6	6	7	6
原村(人/月)	3	3	3	3	3

※日常生活圏域ごとの見込量は、日常生活圏域ごとの要介護認定者数の割合で按分して算出します。

#### 【施策の方向】

- ケアマネジャー調査では、一人暮らし高齢者が要介護2以上になっても自宅で暮らし続けることができるために必要なこととして、「夜間や緊急時の訪問サービスの充実」「定期的な見守りサービス」が上位に来ています。
- 医療・介護の連携体制が強化されるとサービスを必要とする人が増加することが予想されます。
- 今後、在宅での療養が必要な要介護認定者が増加することが見込まれることから、地域包括ケアシステムの要となるサービスとして整備を促進します。また、整備にあたっては、日常生活圏域間の均衡に配慮しながら、計画的な整備を行います。

## (2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護



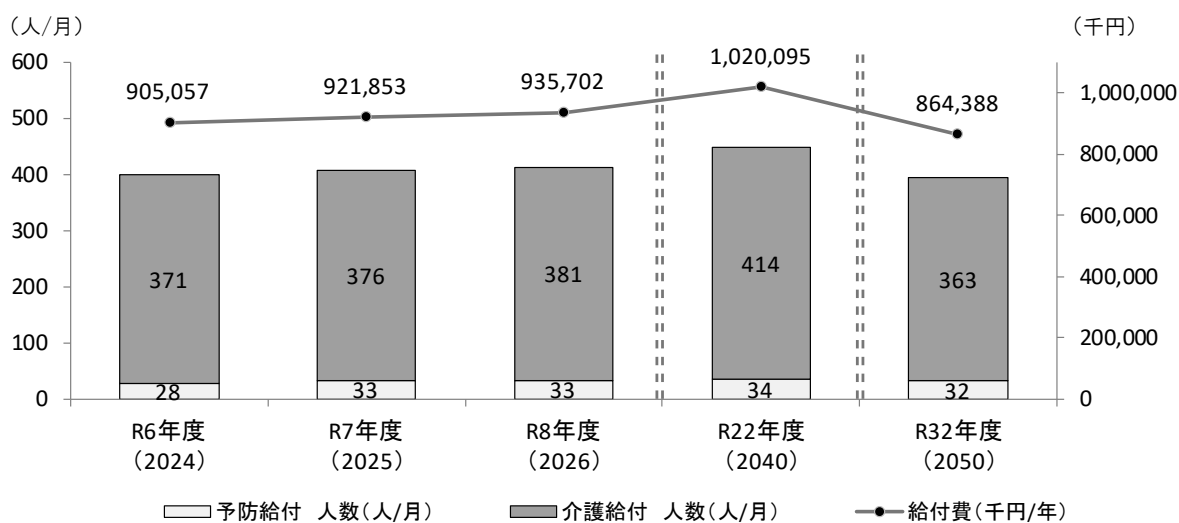
	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
予防給付 回数 (回/月)	0	0	0	0	0
予防給付 人数 (人/月)	0	0	0	0	0
介護給付 回数 (回/月)	524	556	556	603	512
介護給付 人数 (人/月)	46	49	49	53	45
給付費 (千円/年)	70,647	74,014	74,014	80,652	68,455
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
岡谷市 (人/月)	12	13	13	14	12
諏訪市 (人/月)	11	12	12	13	11
茅野市 (人/月)	12	12	12	14	11
下諏訪町 (人/月)	6	6	6	7	6
富士見町 (人/月)	3	4	4	4	3
原村 (人/月)	2	2	2	2	2

※日常生活圏域ごとの見込量は、日常生活圏域ごとの要介護認定者数の割合で按分して算出します。

### 【施策の方向】

- 今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、身近な地域で利用できるようサービス提供事業者の参入促進を図ります。
- 認知症高齢者が生活をしている地域に、認知症の理解が深まるよう事業者への指導を行っていきます。

### (3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護



	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
予防給付 人数 (人/月)	28	33	33	34	32
介護給付 人数 (人/月)	371	376	381	414	363
給付費 (千円/年)	905,057	921,853	935,702	1,020,095	864,388
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
岡谷市 (人/月)	105	109	109	119	103
諏訪市 (人/月)	95	97	98	106	94
茅野市 (人/月)	102	104	106	114	101
下諏訪町 (人/月)	52	53	54	58	52
富士見町 (人/月)	30	31	31	34	30
原村 (人/月)	15	15	16	17	15

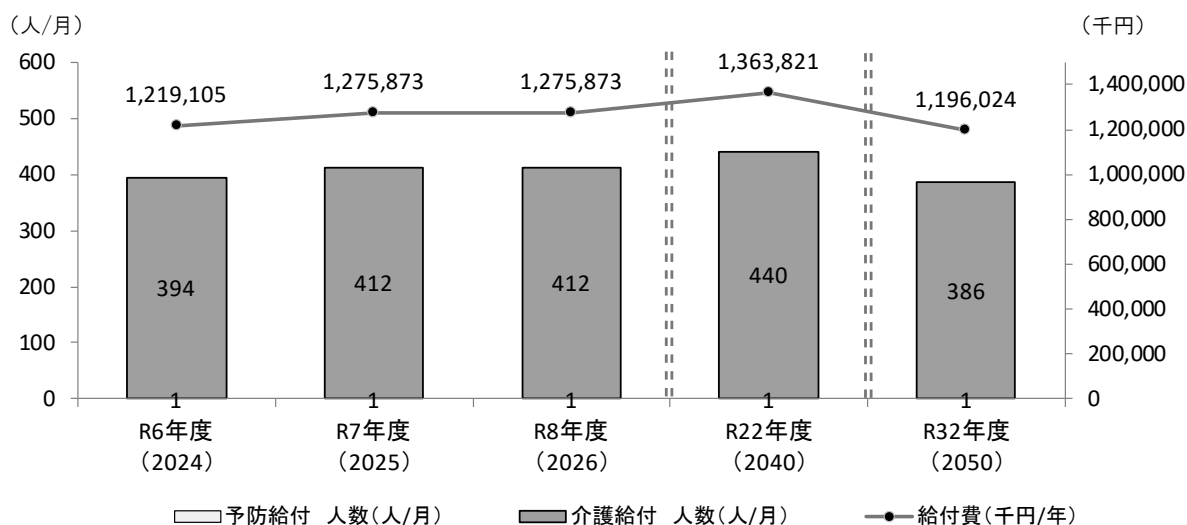
※日常生活圏域ごとの見込量は、日常生活圏域ごとの要介護認定者数の割合で按分して算出します。

#### 【施策の方向】

- 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組として、日常生活圏域間の均衡に配慮しながら、計画的に整備を進めます。
- 定期的に運営推進会議を開催し、泊まり、通い、訪問サービスの提供が円滑、適切であるかの確認や、地域との交流等について協議の場を設けるよう事業者への指導を徹底します。



#### (4) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護



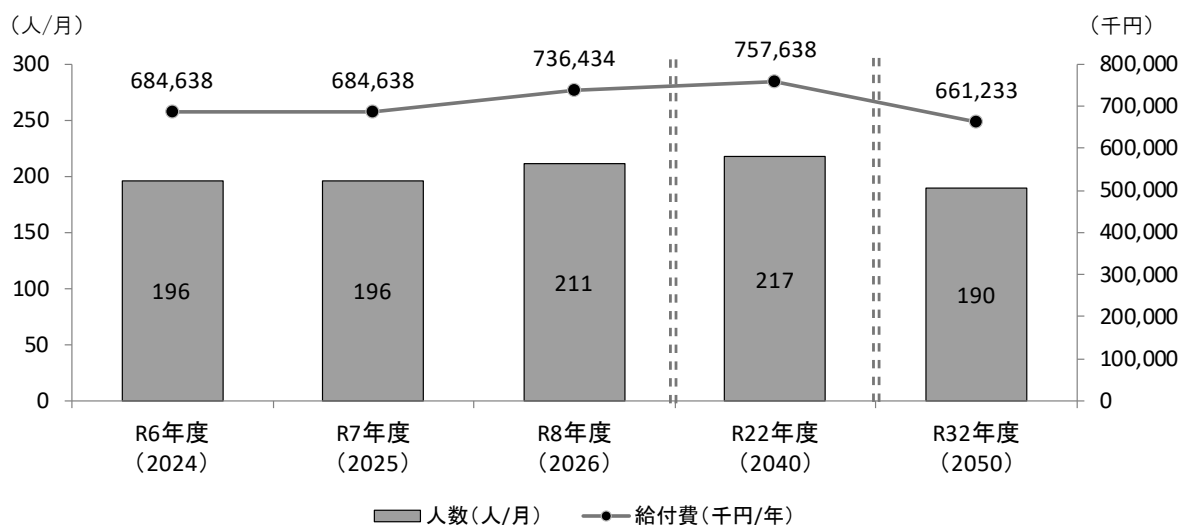
	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
予防給付 人数 (人/月)	1	1	1	1	1
介護給付 人数 (人/月)	394	412	412	440	386
給付費 (千円/年)	1,219,105	1,275,873	1,275,873	1,363,821	1,196,024
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
岡谷市 (人/月)	103	108	108	115	101
諏訪市 (人/月)	94	98	98	105	92
茅野市 (人/月)	101	105	105	111	99
下諏訪町 (人/月)	52	54	54	58	50
富士見町 (人/月)	30	31	31	34	29
原村 (人/月)	15	16	16	17	15

※日常生活圏域ごとの見込量は、日常生活圏域ごとの要介護認定者数の割合で按分して算出します。

#### 【施策の方向】

- 今後、後期高齢者の増加とともに認知症高齢者の増加が見込まれ、また、入居希望者も多いことから、第9期では18人分の整備をします。
- 運営推進会議を定期的を開催することで、地域との交流を図るとともに、地域に認知症の理解が深まるよう事業者への指導を行っていきます。
- 利用者の経済的負担の軽減を図るため、他保険者の状況を参考にしながら助成について検討していきます。

## (5) 地域密着型介護老人福祉施設



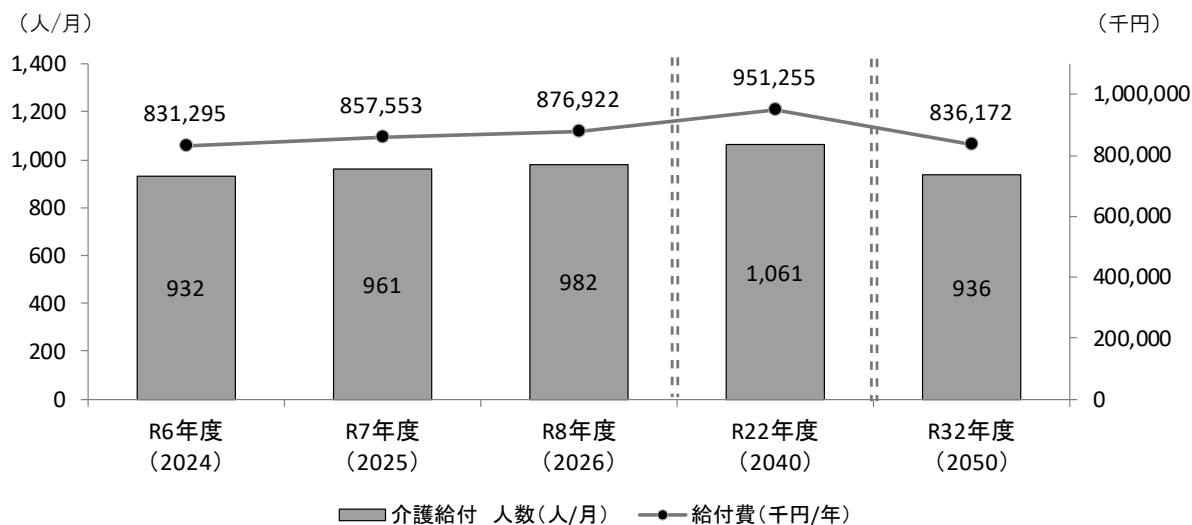
	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
人数 (人/月)	196	196	211	217	190
給付費 (千円/年)	684,638	684,638	736,434	757,638	661,233
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
岡谷市 (人/月)	52	52	55	58	51
諏訪市 (人/月)	46	46	50	51	45
茅野市 (人/月)	50	50	54	56	48
下諏訪町 (人/月)	26	26	28	28	25
富士見町 (人/月)	15	15	16	16	14
原村 (人/月)	7	7	8	8	7

※日常生活圏域ごとの見込量は、日常生活圏域ごとの要介護認定者数の割合で按分して算出します。

### 【施策の方向】

- 特養待機者は減少傾向にあることから、第8期の積み残しとなっている定員29人分のみの整備をします。
- 運営推進会議を定期開催することで、地域との交流を深め、地域に馴染んだ施設になるよう事業者への指導を徹底します。

## (6) 地域密着型通所介護



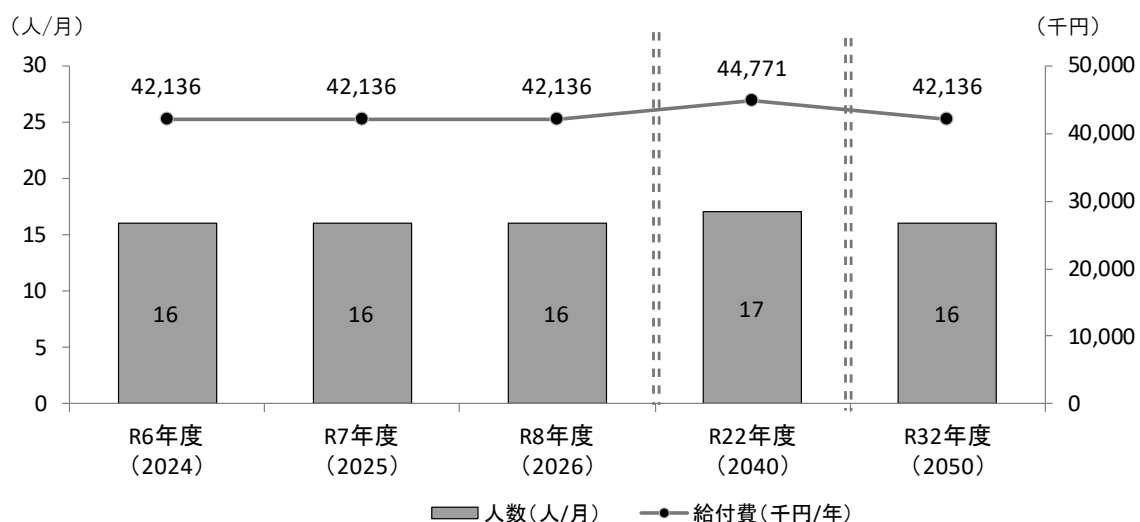
	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
介護給付回数 (回/月)	8,802	9,079	9,281	10,042	8,848
介護給付人数 (人/月)	932	961	982	1,061	936
給付費 (千円/年)	831,295	857,553	876,922	951,255	836,172
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
岡谷市 (人/月)	245	254	259	279	247
諏訪市 (人/月)	221	228	233	252	222
茅野市 (人/月)	238	245	250	271	239
下諏訪町 (人/月)	122	125	128	138	122
富士見町 (人/月)	71	73	75	81	71
原村 (人/月)	35	36	37	40	35

※日常生活圏域ごとの見込量は、日常生活圏域ごとの要介護認定者数の割合で按分して算出します。

### 【施策の方向】

- 今後、要介護認定者数の増加により利用者数の増加も見込まれることから、ニーズに対応できる事業者の確保に努めます。

## (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護



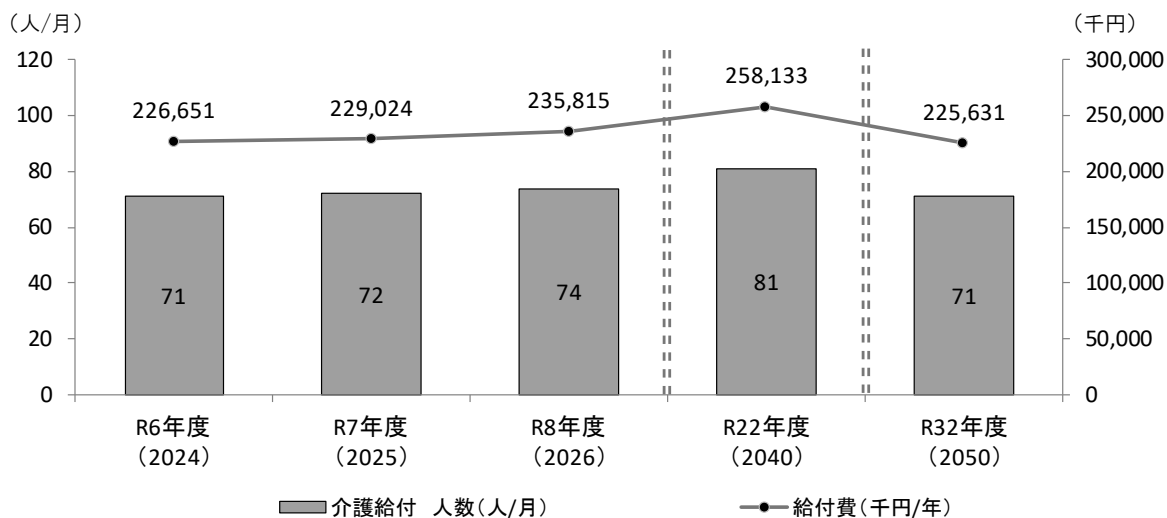
	第9期			中長期	
	R6年度(2024)	R7年度(2025)	R8年度(2026)	R22年度(2040)	R32年度(2050)
人数(人/月)	16	16	16	17	16
給付費(千円/年)	42,136	42,136	42,136	44,771	42,136
	R6年度(2024)	R7年度(2025)	R8年度(2026)	R22年度(2040)	R32年度(2050)
岡谷市(人)	4	4	4	4	4
諏訪市(人)	4	4	4	4	4
茅野市(人)	4	4	4	4	4
下諏訪町(人)	2	2	2	2	2
富士見町(人)	1	1	1	1	1
原村(人)	1	1	1	1	1

※日常生活圏域ごとの見込量は、日常生活圏域ごとの要介護認定者数の割合で按分して算出します。

### 【施策の方向】

○介護度は低い施設入所が必要な高齢者の受け皿となっていますが、本広域圏における特定施設の整備率は高く、空床もみられることから、新たな整備は行わないこととします。

## (8) 看護小規模多機能型居宅介護



	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
介護給付 人数 (人/月)	71	72	74	81	71
給付費 (千円/年)	226,651	229,024	235,815	258,133	225,631
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
岡谷市 (人/月)	19	19	20	21	19
諏訪市 (人/月)	17	17	18	19	17
茅野市 (人/月)	18	18	19	21	18
下諏訪町 (人/月)	9	9	10	11	9
富士見町 (人/月)	5	5	6	6	5
原村 (人/月)	3	3	3	3	3

※日常生活圏域ごとの見込量は、日常生活圏域ごとの要介護認定者数の割合で按分して算出します。

### 【施策の方向】

- 看護小規模多機能型居宅介護は、要介護認定を受けた在宅高齢者の中でも医療ニーズの高い高齢者への支援充実を目的としています。小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、利用者の医療ニーズに応じて柔軟なサービスを受けることができます。
- 既存の小規模多機能型居宅介護に訪問看護機能を併設させる転換型による整備も認めることとします。
- 整備にあたっては、日常生活圏域間の均衡に配慮し、整備を進めます。

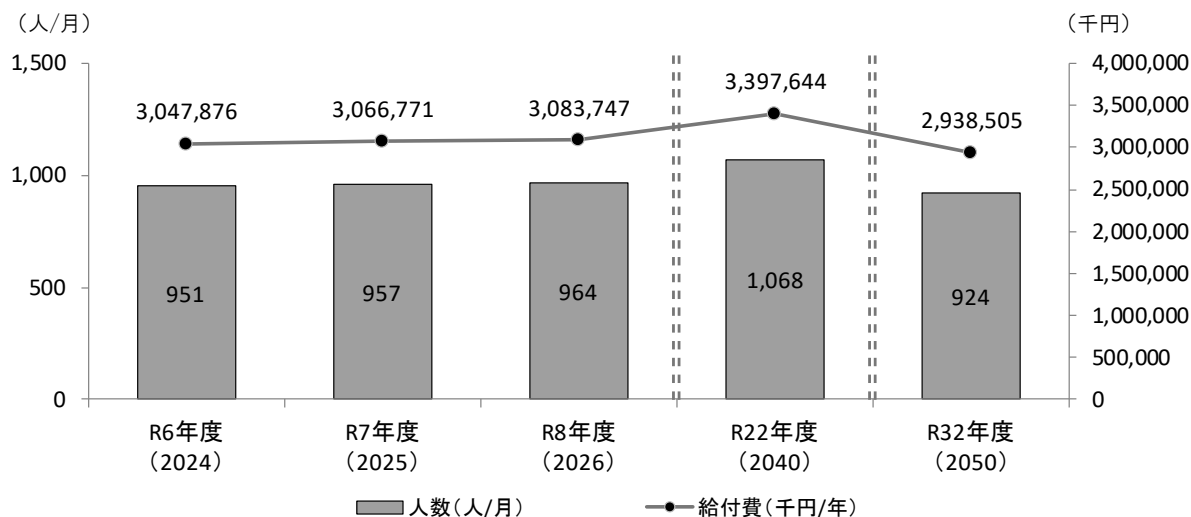
## (9) 夜間対応型訪問介護

### 【施策の方向】

- 当該サービスの整備促進については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供の動向を踏まえつつ、利用者のニーズ等を見極めたうえで、検討を行います。

## 6-3 施設サービス

### (1) 介護老人福祉施設

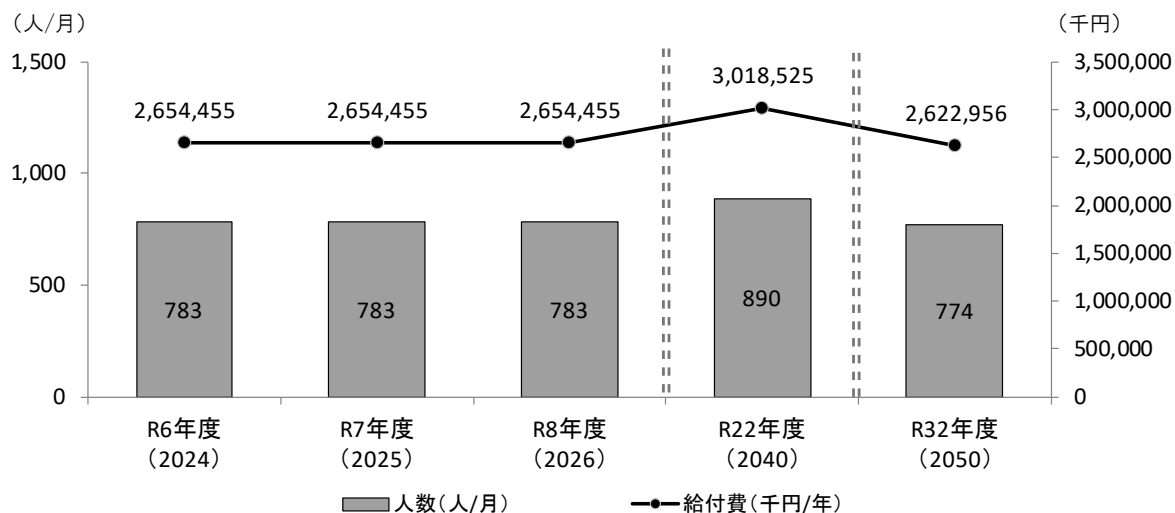


	第9期			中長期	
	R6年度(2024)	R7年度(2025)	R8年度(2026)	R22年度(2040)	R32年度(2050)
人数(人/月)	951	957	964	1,068	924
給付費(千円/年)	3,047,876	3,066,771	3,083,747	3,397,644	2,938,505

#### 【施策の方向】

- 特養入所希望者は年々減少していることから、第9期では、新たな整備は行わず、既存施設の増床を認めます。
- 居室形態については、個室ユニット型と従来型（多床室）の均衡に配慮した整備を行うこととします。

## (2) 介護老人保健施設



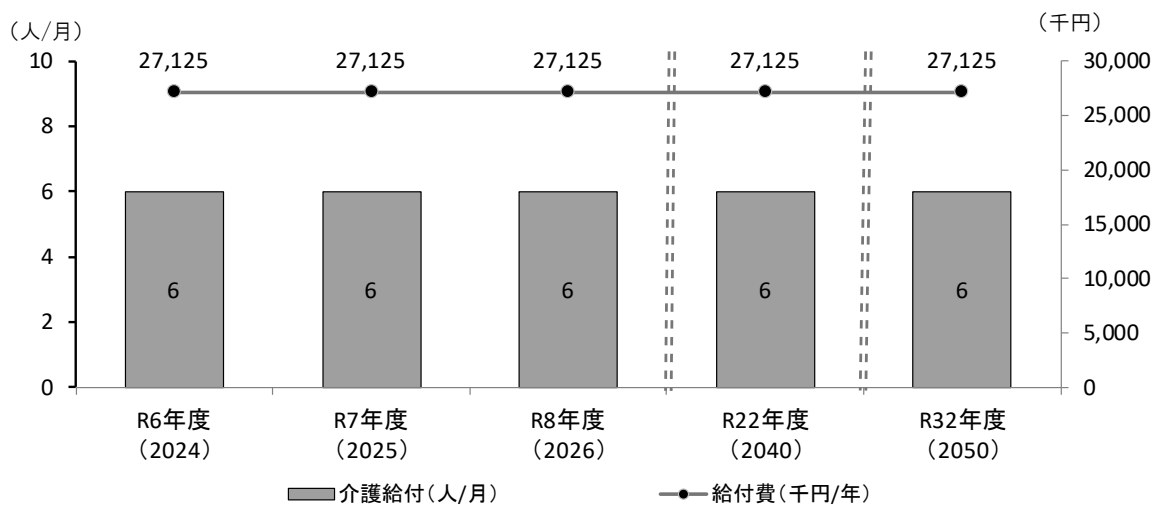
	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
人数(人/月)	783	783	783	890	774
給付費(千円/年)	2,654,455	2,654,455	2,654,455	3,018,525	2,622,956

### 【施策の方向】

○本広域圏においては、比較的基盤整備が進んでいるサービスであり、また入所待機者も比較的少なく、空床もみられることから、第9期において新たな整備は行わないこととします。



### (3) 介護医療院



	第9期			中長期	
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)
介護給付 (人/月)	6	6	6	6	6
給付費 (千円/年)	27,125	27,125	27,125	27,125	27,125

#### 【施策の方向】

- 新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されましたが、介護医療院への転換意向を示す事業所がありませんでした。
- ケアマネジャー調査や事業所調査では、サービスの必要性を指摘する意見も一定数みられており、参入希望があった場合は整備を進めます。

## 第7章

### 地域支援事業の推進

## 第7章 地域支援事業の推進

### 7-1 介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向け、構成市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とし、「介護予防・日常生活支援総合事業」を推進します。

事業は、当広域連合から構成市町村へ委託し実施しています。具体的な事業メニューは、市町村の従来からの取組状況や地域性・独自性を尊重し、市町村の判断で取組事業を選択し対応します。

なお、保険者の判断により、希望する居宅要介護被保険者が総合事業を利用することが可能になったことから、介護保険給付と総合事業を組み合わせたケアプランの作成を含め、ケアマネジャーによるケアマネジメントを通じて適切な事業の利用が確保されるよう、連携体制の構築を図ります。

#### (1) 実施方針

##### ① 住民及び事業者等への周知

住民や事業者等に対しさまざまな機会を通じて総合事業の目的、制度やサービス内容、サービスメニュー、手続方法及び利用者負担等について周知するとともに、パンフレット等を活用し、被保険者やその家族などにわかりやすく説明し周知を図ります。

##### ② サービス提供体制の確保

サービス提供事業所の地域支援事業への参入意向を踏まえつつ、専門的なサービスの提供体制を確保します。また、NPO法人やボランティア団体、地域住民等が行う支援活動の状況を把握しつつ、地域包括ケアネットワークへの参画を促すなど連携した取組を推進していく中で、それぞれの地域の実情に応じて主体的かつ効果的な支援が行われる体制づくりに努めます。

##### ③ 関連データの活用

総合事業の推進にあたり、介護レセプトや要介護認定情報のデータに加え、高齢者の状態や提供される具体的な介護サービスの内容に関する情報等について、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、活用促進を図ります。

## (2) 介護予防・生活支援サービス事業

### ① 訪問型サービス

訪問型サービスは、従前の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスで構成されます。多様なサービスでは、主に雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移送支援を想定しています。

#### ■訪問型サービスの類型

基準	従前の訪問介護相当サービス	多様なサービス			
サービス種類	①訪問介護	②訪問型サービスA	③訪問型サービスB	④訪問型サービスC	⑤訪問サービスD
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	緩和した基準によるサービス	住民主体による支援	短期集中予防サービス	移送支援
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</li> <li>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者</li> <li>・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等</li> </ul> </li> <li>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</li> </ul>	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</li> <li>・ADL/IADLの改善に向けた支援が必要なケース</li> </ul>	住民主体による支援に準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

#### 【施策の方向】

- 従前相当訪問型サービス及び基準緩和サービスについて、提供体制の確保及び整備を図ります。
- 住民主体による支援について、地域で行われている活動状況を把握しつつ、介護予防普及啓発事業など介護予防活動参加者の主体的なグループ活動等を支援し、担い手としての参加を図ります。
- 地域のニーズを探りつつ、さらなる多様なサービスの充実を検討していきます。

#### ■目標事業量

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
従前相当訪問型サービス	延件数(件)	5,652	5,748	5,820
多様なサービス	延件数(件)	348	348	348

## ② 通所型サービス

通所型サービスは、従前の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスで構成されます。多様なサービスでは、主に雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスを想定しています。

### ■通所型サービスの類型

基準	従前の通所介護相当サービス	多様なサービス		
サービス種類	①通所介護	②通所型サービスA 緩和した基準によるサービス	③通所型サービスB 住民主体による支援	④通所型サービスC 短期集中予防サービス
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、主体的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なサービス ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL/IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

### 【施策の方向】

- 従前相当通所型サービス及び基準緩和サービスについて、提供体制の確保及び整備を図ります。
- 対象者にとって魅力あるプログラムの提供を図るとともに、プログラム終了後も継続的に介護予防活動を行うためのフォローアップ体制について整備していきます。
- 住民主体による支援について、地域で行われている活動状況を把握しつつ、介護予防普及啓発事業など介護予防活動参加者の主体的なグループ活動等を支援し、担い手としての参加を図ります。
- 事業の利用促進を図ることにより、費用対効果の高い支援につなげるとともに、利用者が拡大することで多様な主体の参入を促します。
- 地域のニーズを探りつつ、さらなる多様なサービスの充実を検討していきます。

### ■目標事業量

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
従前相当通所型サービス	延件数(件)	11,028	11,232	11,364
多様なサービス	延件数(件)	2,112	2,148	2,172

### ③ その他の生活支援サービス

その他の生活支援サービスは、地域での自立した日常生活を支援するための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果が認められるサービスで、栄養改善や見守りを目的とした配食サービスや住民ボランティア等による定期的な安否確認及び緊急時の対応等を想定しています。

#### 【施策の方向】

- 構成市町村で実施している生活支援事業との組み合わせによる事業実施を検討します。
- 高齢者の生活支援ニーズの把握に努めながら、地域で活動する各種団体等と連携し、効果的な支援サービスの提供体制の構築を図ります。
- 地域特性にマッチした生活支援サービスを各種団体と連携し模索していきます。

### ④ 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、介護予防及び生活支援を目的として、利用者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が提供されるよう、専門的な必要な援助を行うもので、アセスメント、ケアプランの作成、モニタリングを行います。

現行の予防給付に対するケアマネジメント同様に実施するものに加え、利用者の状態や利用するサービス内容等に応じて、簡略化したケアマネジメントや初回のみケアマネジメントを実施します。

なお、要支援者に対し、予防給付とサービス事業を組み合わせ提供する場合には、介護予防支援として予防給付によるケアマネジメントを実施します。

#### 【施策の方向】

- 地域包括支援センターにおいて、自立支援の視点からアセスメントを行い、一人ひとりの状態に応じたケアプランの作成と事業の実施、実施後の評価を行います。
- ケアマネジメントに関する研修会や情報交換会、ケアプランの評価等、また、社会資源、地域資源の把握、活用を進めることにより、適切なケアプラン作成に努めます。
- リハビリテーション専門職をはじめ多職種との連携・協働によるケアマネジメント体制の構築を図ります。

#### ■目標事業量

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防ケアマネジメント	件数(件)	2,041	2,103	2,143

### (3) 一般介護予防事業

#### ① 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動につなげます。

##### 【施策の方向】

- 民生委員をはじめ、各関係機関や地域活動団体等と連携し、情報収集するとともに、総合相談支援事業など他事業との連携を図り、見守りや支援が必要な高齢者の状況把握に努めます。
- 住民に対する普及啓発を行うことで、本人や家族の気づきを促し、地域包括支援センターへの相談等につなげます。
- 他事業での相談や活動の中から地域の潜在的な課題を発見し、支援を要する者を早期に把握し介護予防活動につなげられるよう努めます。

#### ② 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット等の配布や、講演会、健康教室等を開催します。

##### 【施策の方向】

- あらゆる媒体を用いた広報、有識者による講演、地区の集まりの場での出前講座の開催や介護予防のための教室等を通じて介護予防の重要性について広く普及啓発に努め、高齢者自身の介護予防に関する意識を高めるための取組を推進します。
- 介護予防に関する教室終了者が運動等を継続できるよう、健康づくりや保健事業への参加者に対する介護予防への意識啓発に努め、住民主体によるグループ活動支援や通いの場の推進を図ります。
- 自ら介護予防に積極的に取り組むことができるためのツールの提供や「(仮称)介護予防手帳」の配布など、セルフマネジメントの推進を図ります。

##### ■目標事業量

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
講演会	開催回数(回)	300	300	300
介護予防教室	開催回数(回)	3,000	3,000	3,000

#### ③ 地域介護予防活動支援事業

地域に根差した介護予防を推進するため、ボランティア等の人材育成や自発的な介護予防に資する地域活動組織の育成・支援を行います。

### 【施策の方向】

- 元気な高齢者が自らサービスの担い手として活動できるよう、各種講座や研修会、情報提供などを通じて、介護予防に関するボランティアの育成や地域活動組織の育成・支援を行います。
- 介護予防普及啓発事業の修了者が介護予防ボランティアとして活動できる場の創出や相互支援の仕組みづくり等により、介護予防活動の担い手としての参加促進を図ります。
- 介護予防ボランティアに興味のある方と、支援が必要な方のニーズの把握をし、双方のマッチングを図ることで、活動支援につなげていきます。

### ■目標事業量

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域活動組織の育成・支援	開催回数(回)	1,500	2,000	2,500
社会参加を通じた地域活動	実施回数(回)	700	800	900

### ④ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業の実施状況や目標の達成状況を検証・評価し、結果に基づいて実施方法等の改善に取り組むとともに、次期事業計画への反映を図ります。

### 【施策の方向】

- 実施過程（プロセス）や活動量（アウトプット）、成果（アウトカム）において、地域の実情に応じた評価方法、評価指標を検討、設定し、適切な評価を行います。
- 地域全体の評価と併せ、本人一人ひとりが介護予防の効果を実感できる方法を検討します。

### ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業です。

### 【施策の方向】

- 地域ケア会議やサービス担当者会議へのリハビリテーション専門職等の定期的な参加を促進し、自立支援に向けたプロセスの共有と実践につなげます。
- 住民運営の通いの場にリハビリテーション専門職等の参加機会の充実を図り、効果的な取組の促進や参加意欲の喚起を図ります。



## ■目標事業量

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
住民への助言	実施回数(回)	400	450	500
介護職員へ助言	実施回数(回)	6	6	6
ケアマネジメント支援	開催回数(回)	12	12	12

## 7-2 包括的支援事業

岡谷市、諏訪市、茅野市では、当広域連合との委託契約によって事業を実施します。

下諏訪町、富士見町、原村では、法人等に委託することから、事業実施にあたり、町村が全面的に関与し、責任を持つことを前提に、当広域連合と法人等との委託契約によって事業を実施します。

### (1) 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービスや各種制度の利用につなげます。

#### ア 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を把握し、適切な支援へとつなぎ、継続的な見守り等を行うことができるよう、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等、地域におけるさまざまな関係機関・団体等のネットワークの構築を図ります。

#### イ 実態把握

地域におけるさまざまな関係機関・団体等と連携し、ネットワークも活用しながら、高齢者や家族等の状況について実態把握を行います。特に、地域から孤立している要介護高齢者や介護を含め重層的な困難を抱えている世帯等について、必要な支援につなげることができるよう、実態把握に努めます。

#### ウ 総合相談支援

本人、家族、近隣住民や地域のネットワークを通じて受けた相談に対し、的確な状況把握等を行いつつ、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。

## 【施策の方向】

- サービス提供機関や専門相談機関、在宅介護支援センターや社会福祉協議会等の関係機関及び民生委員等との連携を強化し、総合相談支援業務に必要なネットワークを構築します。
- ネットワークや地域ケア会議等を活用し、認知症初期集中支援チームとも連携しながら、認知症の一人暮らし高齢者など地域の高齢者の実態把握に努め、できる限り初期段階からの相談支援が行える体制の整備を図ります。
- 高齢者が抱える重層的な困難やその背景等を各関係機関で共有しつつ、課題や支援の方向性を明確にした継続的、専門的相談を実施します。
- 問題の早期相談、早期対応がなされるよう、各関係機関と連携して相談窓口のさらなる周知を進めていきます。

### ■目標事業量

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
総合相談支援	相談者実人数(人)	3,998	4,121	4,198
	延相談回数(回)	12,876	13,270	13,520

## (2) 権利擁護事業

地域の住民や民生委員、ケアマネジャーだけでは十分に問題解決できない困難な状況にある高齢者に対して、地域において安心して尊厳のある生活をおくることができるよう、関係機関と連携し、専門的・継続的視点から必要な支援を行います。

### ア 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対し、成年後見制度の説明や申し立てにあたっての関係機関の紹介を行います。申し立てを行える親族がいないと思われる場合や申し立てを行う意思がない場合は、構成市町村による申し立てにつなげます。

### イ 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等により高齢者を老人福祉施設等へ入所させることが必要と判断した場合は、構成市町村による措置入所につなげます。

### ウ 高齢者虐待への対応

虐待等の事例を把握した場合は、速やかに状況を確認する等、適切な対応を行います。

### エ 困難事例への対応

高齢者やその家庭が重層的な困難を抱えていたり、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合は、地域包括支援センターの専門職が連携しつつ、

全体で対応を検討し、必要な支援を行います。

## オ 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー等に必要な情報提供を行います。

### 【施策の方向】

- 構成市町村、関係機関と連携し、成年後見制度の幅広い普及と成年後見支援センターの活用に向けた広報等の取組を行います。
- 高齢者虐待の早期発見及び適切な対応に向け、専門関係機関等を含めた「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築や地域の実情に合わせた「高齢者虐待等対応マニュアルの作成」を進めます。
- 高齢者虐待の発生要因となる背景や課題について、個別ケースや地域共有の課題を把握、検討し、発生の未然防止や再発防止に努めます。
- 住民や関係機関等に対し高齢者虐待についての知識や理解を深める取組を推進するとともに、虐待に関する相談窓口の周知を図ります。
- 困難ケースの増加に対応するため、職員のスキルアップや専門職等との連携の強化を図ります。

### ■目標事業量

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
成年後見制度に関すること	相談者実人数(人)	141	145	148
	延相談回数(回)	302	311	317
高齢者虐待に関すること	相談者実人数(人)	101	104	106
	延相談回数(回)	484	499	508

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

主治医や地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的に、地域のケアマネジャー等に対する個別相談窓口を設置し、ケアプラン作成に関する相談・指導、支援困難事例への助言等を行います。また、医療機関、関係施設、ボランティアなど地域におけるさまざまな社会資源との連携・協力体制の構築を図ります。

### ア 包括的・継続的なケア体制の構築

医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域のケアマネジャーと関係機関の間の連携を支援します。また、地域のケアマネジャーが地域における健康づくりや交流促進のための地域活動団体等の社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

### イ 地域のケアマネジャーのネットワークの活用

地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、ケアマネジャ

一相互の情報交換を行う場を創出するなど、ケアマネジャーのネットワークの構築・活用を図ります。

#### ウ 日常的個別指導・相談

ケアマネジャーからの個別の相談窓口の設置やケアプラン作成の技術指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地から個別指導、相談への対応を行います。また、必要に応じて、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行います。

#### エ 支援困難事例等への指導・助言

地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関と連携しながら具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

#### 【施策の方向】

- 地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心に、地域の関係機関等との連携のもとに、包括的・継続的なケアマネジメントを実施します。併せて主任ケアマネジャーの育成・確保に努めます。
- 施設、在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域のケアマネジャーと関係機関との連携を支援します。
- 構成市町村に設置されている介護サービス事業者及びケアマネジャー連絡会を通じ、情報の共有化や困難事例の検討などを行い相互の資質向上を図るとともに、ケアマネジャーが抱えるさまざまな問題解決に向けた後方支援の充実を図ります。
- 予防給付に関するケアマネジメント及び総合事業における介護予防事業に関するケアマネジメント相互の連携を図り、包括的・継続的なケアの提供に努めます。
- 関係機関との連携体制づくり、ケアマネジャー同士のネットワークづくり、実践力向上等、個々のケアマネジャーを支援します。

### (4) 在宅医療・介護連携推進事業

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係機関と介護事業所等の連携体制の構築を図ります。日常の療養支援、入退院の支援、急変時の対応、看取りにおける目指す姿を設定するとともに、その実現に向けた取組を推進します。

#### ① 現状分析・課題抽出・施策立案

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向け、現状の分析、課題の抽出、施策の立案を行います。

#### ア 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業所の機能等の社会資源及び在宅医療・介護サービス利用者

の情報を把握、整理したうえで、医療・介護関係者の連携を支援する施策の立案等に活用するとともに、医療・介護関係者がそれぞれの役割等について、理解を深めます。また、医療・介護関係者の連携に必要な情報を提供することにより、照会先や協力依頼先を適切に選択、連絡できるようにします。さらに、把握した情報を活用して、地域住民の医療・介護へのアクセスの向上を支援します。

#### イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策の検討を行います。また、将来の人口動態や地域特性に応じた在宅医療などのニーズの推計を算出し、課題の抽出を行い、これに対応する施策を立案します。立案時には、事業の評価・見直し時期も合わせて設定し、目標に向けた取組の評価・改善を行います。

#### ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的な取組について検討します。

### ② 対応策の実施

医療・介護関係者が在宅医療・介護連携について相談できる窓口の設置や、住民や医療・介護関係者が在宅医療と介護に関する理解を深め、在宅療養を必要とする人（家族）が適切なサービスを選択できるように普及啓発を実施します。また、医療・介護関係者との協働・連携を深めるため、地域の実情に応じて情報共有や知識の習得等のための研修などの支援を実施します。

#### エ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

地域の在宅医療・介護連携を支援する人材を配置し、相談を受け付けます。また、必要に応じて、地域の医療・介護関係者の連携を支援する相談会の開催や、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連絡の調整、患者、利用者、家族の要望を踏まえた地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行います。

#### オ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護連携に関する講演会やシンポジウム等の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。

#### カ 医療・介護関係者の情報共有の支援

情報共有の手順等を定めた情報共有ツールを整備する等、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援します。

#### キ 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を実現するため、多職種でのグループワーク等の協

働・連携に関する研修を行います。また、必要に応じて地域の医療関係者に介護に関する研修、介護関係者に医療に関する研修を行います。

### ③ 対応策の評価及び改善の実施

実施した対応策について、立案時に設定した評価時期に、地域の実情に応じて設定した指標等を用いて評価を行います。その評価結果を踏まえ、目標設定や課題抽出、対応策の実施内容等について、再度検討し、取組の選択と集中を繰り返しながら、地域包括ケアシステムの実現に向けて、さらなる改善を行います。

#### 【施策の方向】

- 地域の医師会等と連携しながら、個々のケースにおける情報共有や意見交換はもとより、医療と介護がさらに円滑に互いの情報を提供し合い共有していくための仕組みと顔のみえる関係づくりを推進し、生活状況に応じた医療や心身の状態に応じた適切な介護につなげます。
- 地域医療・介護連携推進センター等を活用し、医療・介護関係者等の連携体制の強化を図ります。
- 県や関係自治体等と連携し、広域的に取り組むべき課題について協議します。
- 在宅医療・介護連携に関する相談窓口の周知を図り、医療と介護の連携が密になるように支援します。

## (5) 生活支援体制整備事業

地域の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に行います。

### ① 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

地域において、生活支援の担い手の養成やニーズに応じたサービスの開発等を行うとともに、サービス提供体制のネットワーク構築を行うなど、生活支援・介護予防サービスのコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置します。

#### 【施策の方向】

- 社会福祉協議会等と連携し、既存の活動を活用しながら、コーディネーター機能の創出及び生活支援コーディネーターの確保に努めます。
- 生活支援コーディネーターによる地域、各団体との情報共有や、ニーズの把握、マッチング、資源開発を進めていきます。

### ② 協議体の設置

構成市町村が主体となり、生活支援コーディネーター及びサービス提供主体等が参画

し、生活支援・介護予防サービス提供体制の構築に向けた情報共有と連携・協働による資源開発等を推進します。

#### 【施策の方向】

- 構成市町村単位で設置されている協議体の活用を図り、住民の参画を促しつつ、地域の実情に応じたきめ細かな生活支援体制の整備に努めます。
- 協議体による地域の課題解決がなされるように支援をします。

#### ■目標事業量

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生活支援コーディネーター	配置人数(人)	26	27	28
協議体	開催回数(回)	30	30	30

### ③ 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置

役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等をマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）について、地域住民の就労に関するニーズの把握を行い、配置の必要性について検討します。

## （6）認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「認知症初期集中支援チーム」により認知症の人やその家族に早期に関わりを持ち、「地域支援推進員」による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

### ① 認知症初期集中支援推進事業

地域包括支援センターに複数の専門職による支援チームを設置し、認知症が疑われる高齢者又は認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行います。

#### 【施策の方向】

- 認知症専門医をはじめ、地域の医師会や病院等と連携・協力し、認知症施策の方向性を共有しながら、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援の充実を図ります。
- 認知症初期集中支援チームへの幅広い職種の参加やチームと関係機関・関係者との連携強化を図り、より専門的な支援ができる体制の強化を図ります。
- 地域住民や関係機関・団体に対し、支援チームの役割や機能についての周知や理解・協力の促進を図ります。

- 初期集中支援チーム検討委員会を設置し、活動状況等について検討します。
- 初期集中支援チームや認知症ケアパスを活用して、早期発見を進めます。

■目標事業量

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問相談	実人数(人)	200	220	240

② 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う「認知症地域支援推進員」を配置します。

【施策の方向】

- 地域における認知症高齢者支援の中核的な役割を担う人材の確保に努め、認知症の人やその家族を地域で支える環境整備を進めます。
- 認知症カフェ等の活動の充実を図り、認知症高齢者とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症高齢者を支え、家族の負担軽減につなげます。
- 認知症初期集中支援チームや協議体との連携を強化し、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整します。
- 認知症ケアパスについて、当事者や家族の声を活かした見直しや普及に向けて主導的な役割を担います。
- 医療や介護の導入後に、地域とのつながりが途切れないように推進員が支援する仕組みづくりをします。

■目標事業量

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症の人の家族からの相談	実人数(人)	1,000	1,100	1,200

③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備するため、認知症サポーター養成講座に加え、より実際の活動につなげるためのステップアップ講座の開催を推進し、「チームオレンジ」の立ち上げ及び運営支援を図るため「チームオレンジコーディネーター」の配置をします。

【施策の方向】

- 認知症サポーターの育成促進のため、養成講座及びステップアップ講座の開催を推進します。
- コーディネーターを配置し地域ごとにチームオレンジが整備されるように活動を進めていきます。



## ■目標事業量

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
チームオレンジ (ステップアップ講座)	受講者数(人)	180	190	200

## (7) 地域ケア会議推進事業

医療、介護等の多職種が協働して包括的・継続的ケアマネジメント業務を効果的に実施するため、地域ケア会議を開催します。

### 【施策の方向】

- 地域包括支援センター等において、多職種協働による個別ケースの課題解決に向けた会議を開催します。
- 個別ケースの検討を積み重ねて地域課題を抽出するとともに、地域課題の解決に向けた施策検討や資源開発を行います。
- ケアマネジャーが個別ケースを提出しやすい環境づくりに配慮しつつ、ケアマネジメントの資質向上に資するための効果的な実施に努めます。

## ■目標事業量

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
個別会議	開催回数(回)	50	50	50
全体(市町村)会議	開催回数(回)	40	40	40

## 7-3 任意事業

### (1) 介護給付等費用適正化事業

介護給付費等費用の適正化に向けて、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを事業者がルールに従って適正に提供するよう促します。その方策として、以下の3つの主要適正化事業を実施します。

#### ア 要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業所等に委託している全ての認定調査の結果について点検等を実施します。

#### イ ケアプランの点検、住宅改修・福祉用具の点検

ケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なとす

るサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供の改善を図ります。

また、改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、施行後の点検をし、受給者の状態にそぐわない住宅改修が行われていないか実地確認します。

#### ウ 医療情報との突合・縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

また、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

#### 【施策の方向】

- 介護給付等費用適正化事業については、当広域連合が実施主体となり、構成市町村と連携を図りながら実施します。
- ケアプランの点検においては、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指します。

#### ■目標事業量

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認定審査結果の点検	件数	9,138	9,418	9,595
ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具等の点検	件数	56,649	58,382	59,480
医療情報の突合・縦覧点検	件数	5,468	5,635	5,741

## (2) その他の任意事業

任意事業にはこのほかに、高齢者を介護する家族の支援を目的とした事業などがありますが、構成市町村の従来からの取組や地域性、独自性などを活かし、地域の実情に応じたメニューを実施していきます。

## 第8章

### 保険料の算定

## 第8章 保険料の算定

### 8-1 所得段階別被保険者数の推計

第1号被保険者（65歳以上）の保険料額は、本人や世帯の所得に応じた保険料段階別の保険料率が設定されており、第9期は国が示す標準の保険料段階が9段階から13段階に変更されました。

当広域連合では、負担能力に応じた保険料賦課の考え方に基づき、よりきめ細かい保険料負担段階を設定するため、第6期以降14段階に区分しており、第9期においても14段階にて設定することとします。

【単位：人】

保険料段階	保険料段階区分の内訳		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計	
第1段階	本人非課税	生活保護費受給者等	5,574	5,558	5,527	16,659	
第2段階		80万円以下					
第3段階		前年の合計所得金額と 課税年金収入の合計	80万円超120万円以下	5,829	5,812	5,779	17,420
第4段階			120万円超	5,919	5,902	5,868	17,689
第5段階 (基準額)			80万円以下	4,618	4,605	4,578	13,801
第6段階	本人課税	前年の合計所得金額	80万円超	12,396	12,360	12,289	37,045
第7段階			80万円未満	6,235	6,217	6,181	18,633
第8段階			80万円以上125万円未満	6,258	6,240	6,204	18,702
第9段階			125万円以上200万円未満	7,516	7,495	7,453	22,464
第10段階			200万円以上300万円未満	4,536	4,523	4,497	13,556
第11段階			300万円以上400万円未満	1,704	1,699	1,689	5,092
第12段階			400万円以上600万円未満	1,247	1,243	1,236	3,726
第13段階			600万円以上1000万円未満	667	665	662	1,994
第14段階			1000万円以上1500万円未満	288	287	286	861
合計	1500万円以上	337	336	334	1,007		
合計			63,124	62,942	62,583	188,649	

※（注）合計所得金額について

- ・第1段階から第5段階については、年金収入にかかる所得を控除した額。
- ・土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額。

## 8-2 介護保険給付費等

### (1) 総給付費

第8期の給付実績を基にサービス利用単位（1回、1日、1人）の給付費を設定し、前頁で推計したサービス見込量を乗じ、さらに介護報酬の改定等を勘案して算出しています。

【単位：千円】

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
<b>介護給付</b>	18,052,006	18,322,009	18,624,201	54,998,216
在宅サービス	8,591,264	8,748,710	8,904,636	26,244,610
居住系サービス	2,893,673	2,953,890	2,969,946	8,817,509
施設サービス	6,567,069	6,619,409	6,749,619	19,936,097
<b>予防給付</b>	526,329	549,421	567,971	1,643,721
在宅サービス	470,064	488,762	507,312	1,466,138
居住系サービス	56,265	60,659	60,659	177,583
<b>総給付費</b>	18,578,335	18,871,430	19,192,172	56,641,937

### (2) 標準給付費

標準給付費は、「総給付費」に「特定入所者介護サービス費等給付額」、「高額介護サービス費等給付額」、「高額医療合算介護サービス費等給付額」及び「算定対象審査支払手数料」を加えた額となります。

【単位：千円】

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
総給付費	18,578,335	18,871,430	19,192,172	56,641,937
特定入所者介護サービス費等給付額	430,014	432,997	436,299	1,299,311
高額介護サービス費等給付額	382,009	384,736	387,670	1,154,415
高額医療合算介護サービス費等給付額	60,011	60,351	60,811	181,172
算定対象審査支払手数料	15,931	16,021	16,144	48,096
<b>標準給付費</b>	19,466,300	19,765,535	20,093,096	59,324,932

※端数処理の関係で合計等の数値が一致しない場合がある。

### (3) 地域支援事業費

第8期の実績を基に、第9期計画期間における後期高齢者数及び総給付費の伸びを勘案して算出しています。

【単位：千円】

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
地域支援事業費	1,219,577	1,235,856	1,248,949	3,704,382
介護予防・日常生活支援総合事業費	681,054	693,855	701,428	2,076,337
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	363,668	366,017	369,745	1,099,430
包括的支援事業（社会保障充実分）	174,855	175,984	177,776	528,615

### (4) 基金繰入

介護給付費準備基金に積み立てられた剰余金については、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方となっています。

令和5(2023)年度末時点の残高が15億円になると見込まれており、介護保険料の上昇を抑えるため、介護給付費準備基金から11億2,700万円を取り崩し、歳入に繰り入れることとします。

準備基金残高（令和5年度末時点）	1,500,000千円
準備基金取崩額（令和6～8年度合計）	1,127,000千円

(参考) 第1号被保険者の保険料額

保険料段階	保険料段階区分の内訳			保険料率	保険料額		
					年額	月額	
第1段階	本人非課税	世帯非課税	生活保護費受給者等	0.285 (0.455)	18,981円 (30,303円)	1,581円 (2,525円)	
第2段階			80万円以下	0.485 (0.685)	32,301円 (45,621円)	2,691円 (3,801円)	
第3段階			80万円超 120万円以下	0.65 (0.69)	43,290円 (45,954円)	3,607円 (3,829円)	
第4段階			120万円超	0.90	59,940円	4,995円	
第5段階 (基準額)			80万円超	1.00	66,600円	5,550円	
第6段階	本人課税	世帯課税	前年の合計所得金額と 課税年金収入の合計	80万円未満	1.05	69,930円	5,827円
第7段階				80万円以上 125万円未満	1.10	73,260円	6,105円
第8段階				125万円以上 200万円未満	1.35	89,910円	7,492円
第9段階				200万円以上 300万円未満	1.60	106,560円	8,880円
第10段階				300万円以上 400万円未満	1.70	113,220円	9,435円
第11段階				400万円以上 600万円未満	1.90	126,540円	10,545円
第12段階				600万円以上 1000万円未満	2.05	136,530円	11,377円
第13段階				1000万円以上 1500万円未満	2.20	146,520円	12,210円
第14段階				1500万円以上	2.35	156,510円	13,042円

※住民税非課税世帯（第1段階から第3段階）を対象に、公費により保険料率が軽減されます。

下段カッコは、公費負担による軽減前の保険料率と保険料額になります。

# 資 料 編



# 資料編

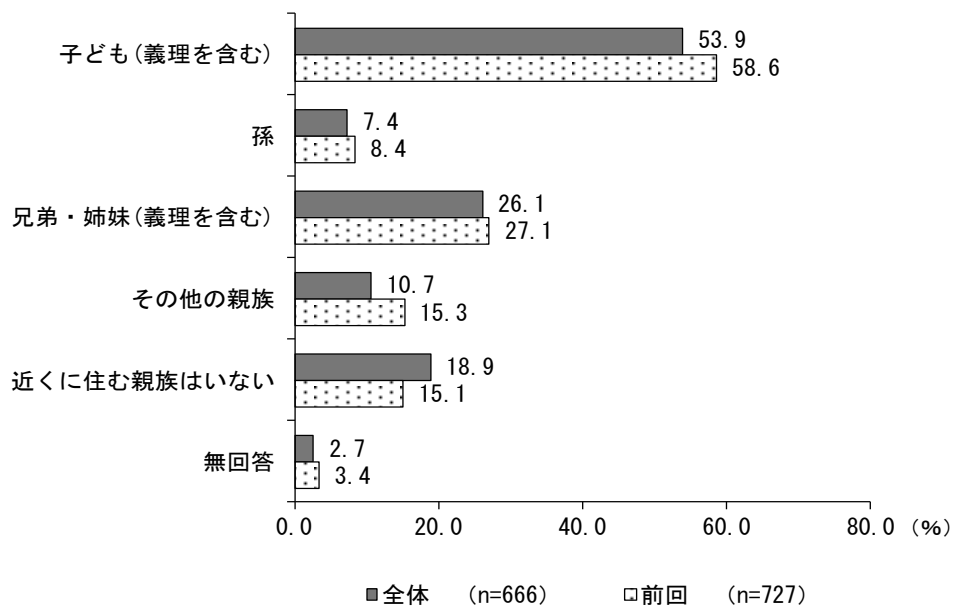
## 資料1 高齢者等実態調査の結果概要

### (1) 家族や近所づきあいについて

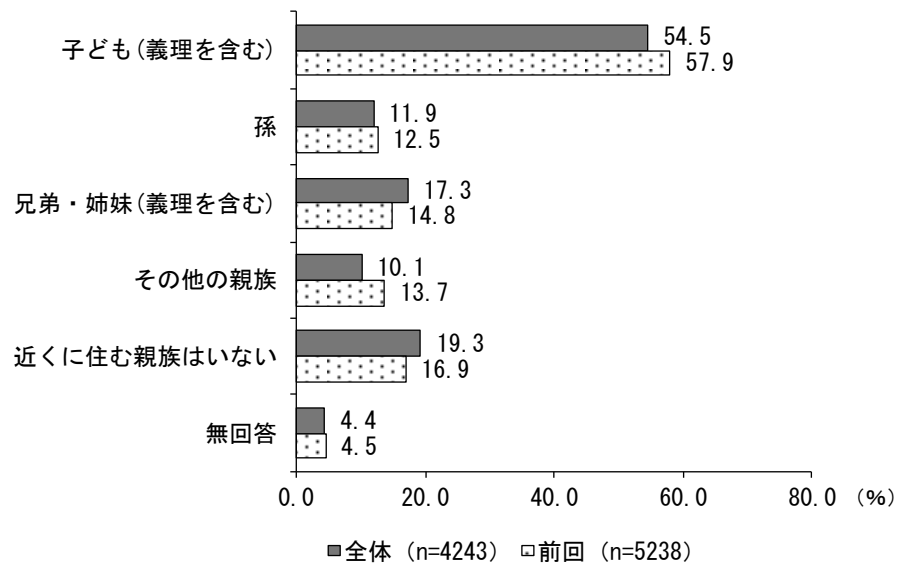
#### ア 30分以内に駆けつけてくれる親族の有無（元気高齢者・認定者）

○元気高齢者の53.9%、認定者の54.5%が「子」と回答しています。

#### 【元気高齢者】



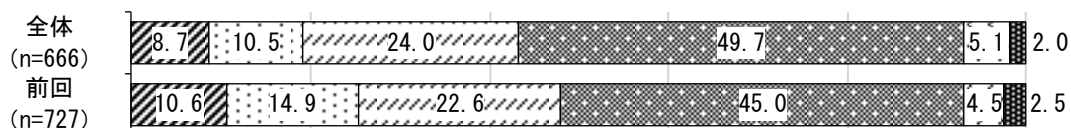
#### 【居宅要介護・要支援認定者】



## イ 近所づきあいの程度（元気高齢者・認定者）

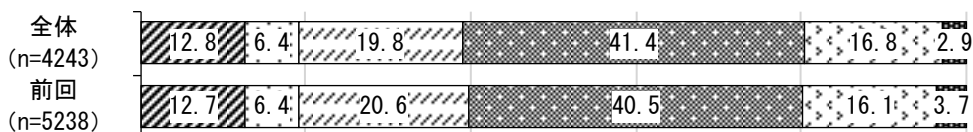
- 「あいさつ、立ち話をする程度の人がある」が最も高く、元気高齢者で49.7%、認定者で41.4%となっています。
- 前回調査と比べると、元気高齢者で「お互いに訪問し合う人がある」の割合が減少しています。

### 【元気高齢者】



- 常に自宅の様子を見に来てくれる(電話をくれる)人がある
- お互いに訪問し合う人がある
- 困った時に気軽に頼める人がある
- あいさつ、立ち話をする程度の人がある
- 付き合いはない
- 無回答

### 【居宅要介護・要支援認定者】

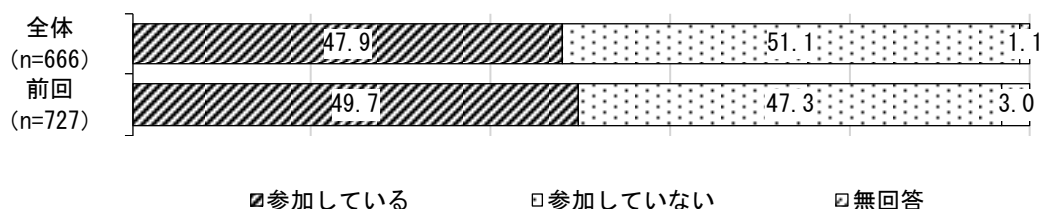


- 常に自宅の様子を見に来てくれる(電話をくれる)人がある
- お互いに訪問し合う人がある
- 困った時に気軽に頼める人がある
- あいさつ、立ち話をする程度の人がある
- 付き合いはない
- 無回答

## (2) 社会参加・生きがいについて

### ア 地域の会やグループへの参加状況（元気高齢者）

○「参加している」が47.9%、「参加していない」が51.1%となっています。



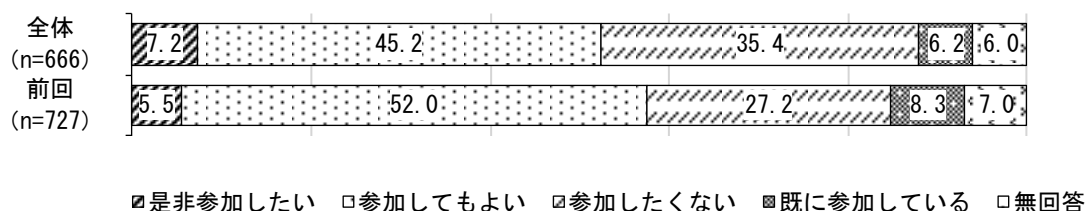
### イ 有志による地域・グループ活動への参加意向（元気高齢者）

○参加者として「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせると52.4%、「既に参加している」と回答した人は6.2%となっています。

○企画・運営者（お世話役）として「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせると34.0%、「既に参加している」と回答した人は3.3%となっています。

○前回調査と比べると、参加者として「参加してもよい」の割合が減少しています。

#### ■参加者として



#### ■企画・運営者（お世話役）として



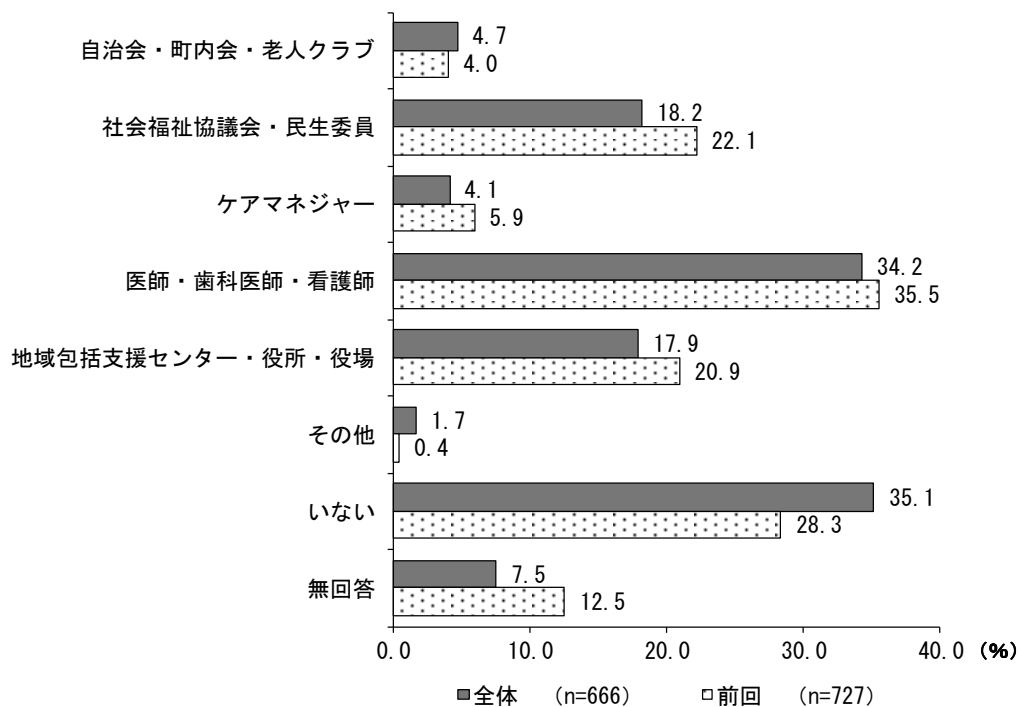
### (3) 地域での助け合いについて

#### ア 何かあったときに家族や友人・知人以外で相談する相手（元気高齢者・認定者）

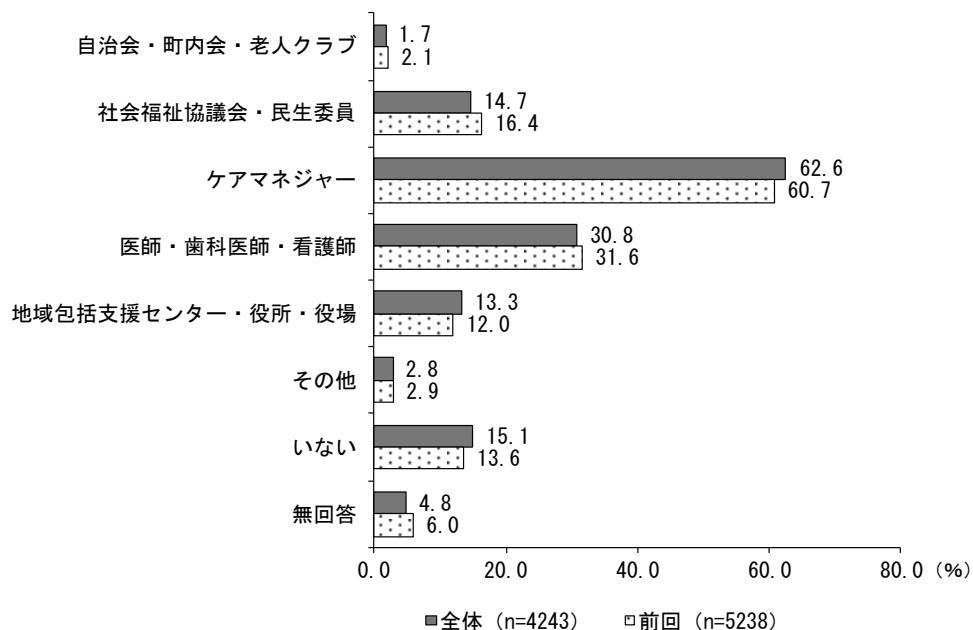
○元気高齢者では、「いない」が35.1%で最も高く、前回と比べて増加しています。

○要介護認定者では、「ケアマネジャー」が62.6%で最も高く、「いない」人は15.1%となっています。

#### 【元気高齢者】



#### 【居宅要介護・要支援認定者】

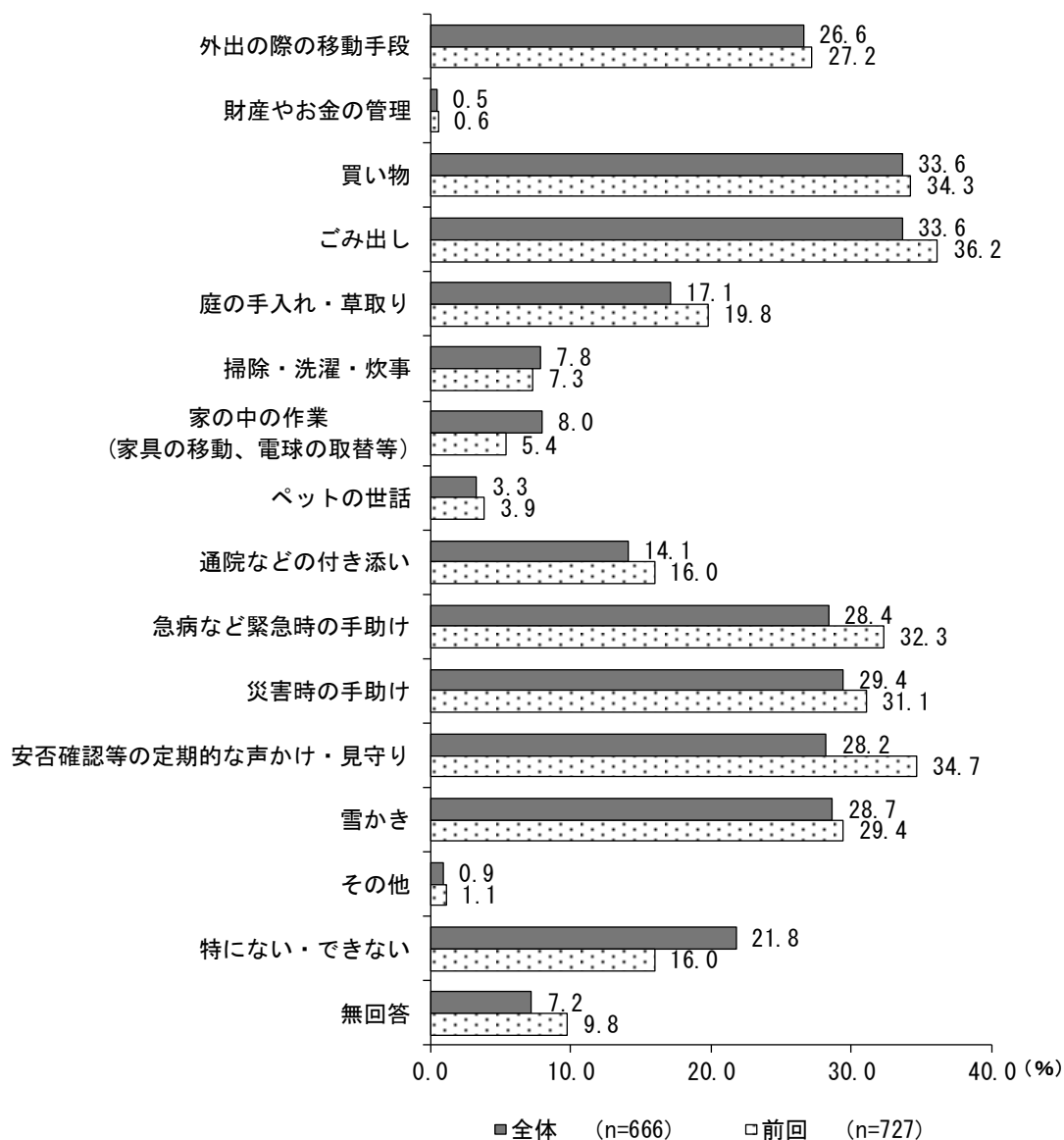


## イ 日常生活で支援できること・支援してほしいこと（元気高齢者・認定者）

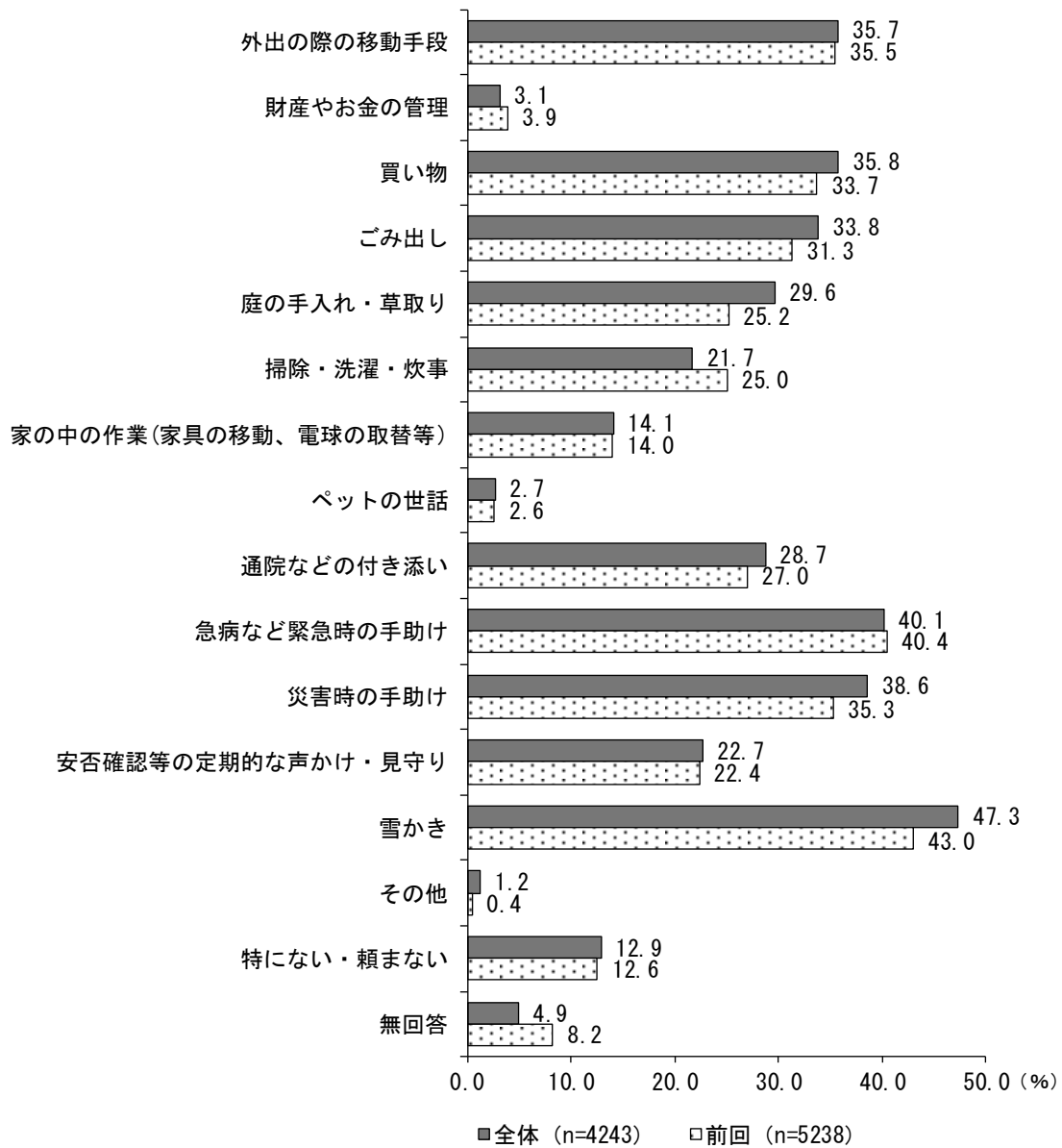
○元気高齢者が支援できることについて、「買い物」と「ごみ出し」がそれぞれ 33.6% で最も高く、次いで「災害時の手助け」（29.4%）と続いています。

○認定者が手助けしてほしいことについて、「雪かき」が 47.3% で最も高く、次いで「急病など緊急時の手助け」（40.1%）、「災害時の手助け」（38.6%）と続いています。

### ■支援できること【元気高齢者】



■支援してほしいこと【居宅要介護・要支援認定者】



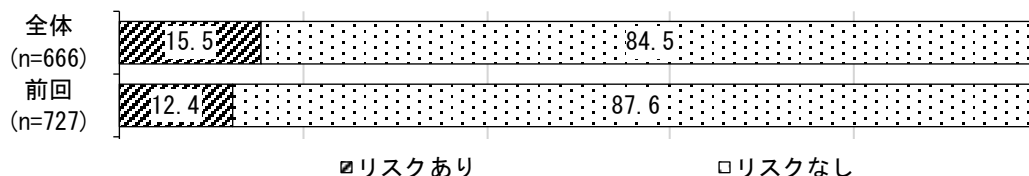
## (4) 介護予防について

### ア リスク判定 (元気高齢者)

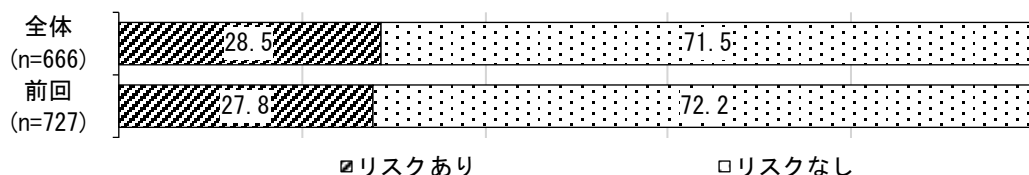
○元気高齢者において、リスクがあると判定された人の割合は、認知症リスクが49.2%、うつ傾向が38.4%、転倒リスクが28.5%などとなっています。

○前回調査と比べると、認知症リスク、口腔リスク、閉じこもり傾向等でリスクありの割合が増加しています。

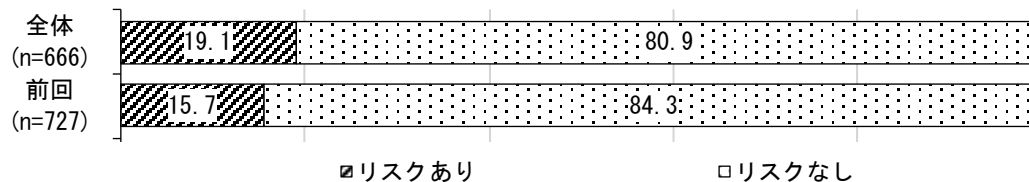
#### 【運動器の機能低下】



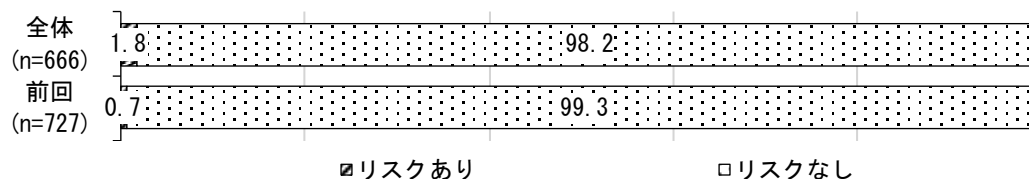
#### 【転倒リスク】



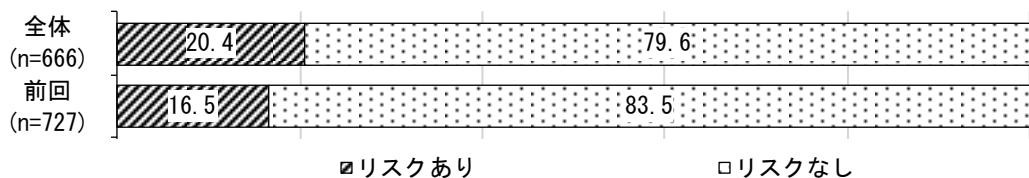
#### 【閉じこもり傾向】



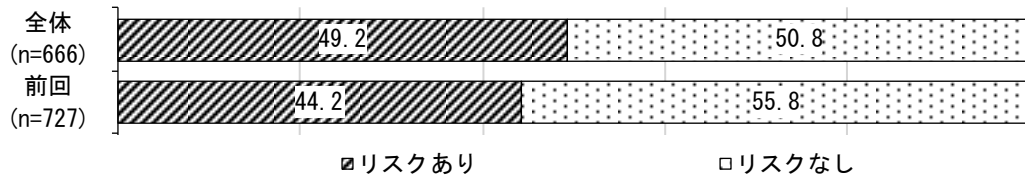
#### 【栄養リスク】



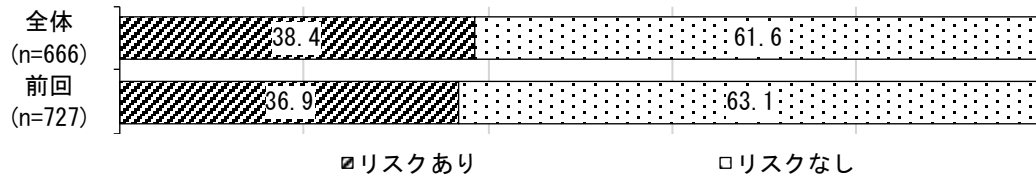
#### 【口腔リスク】



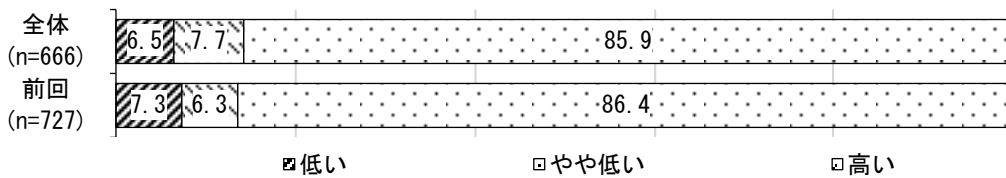
【認知症リスク】



【うつ傾向】

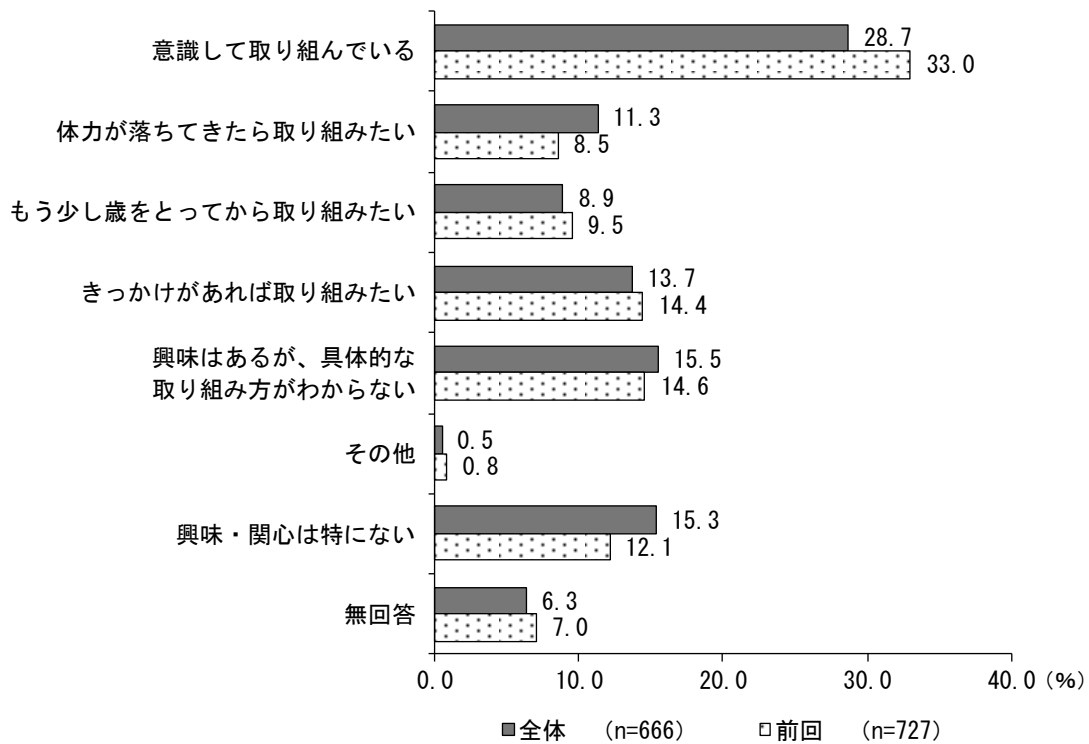


【手段的日常生活動作 (IADL)】



イ 介護予防への取組状況 (元気高齢者)

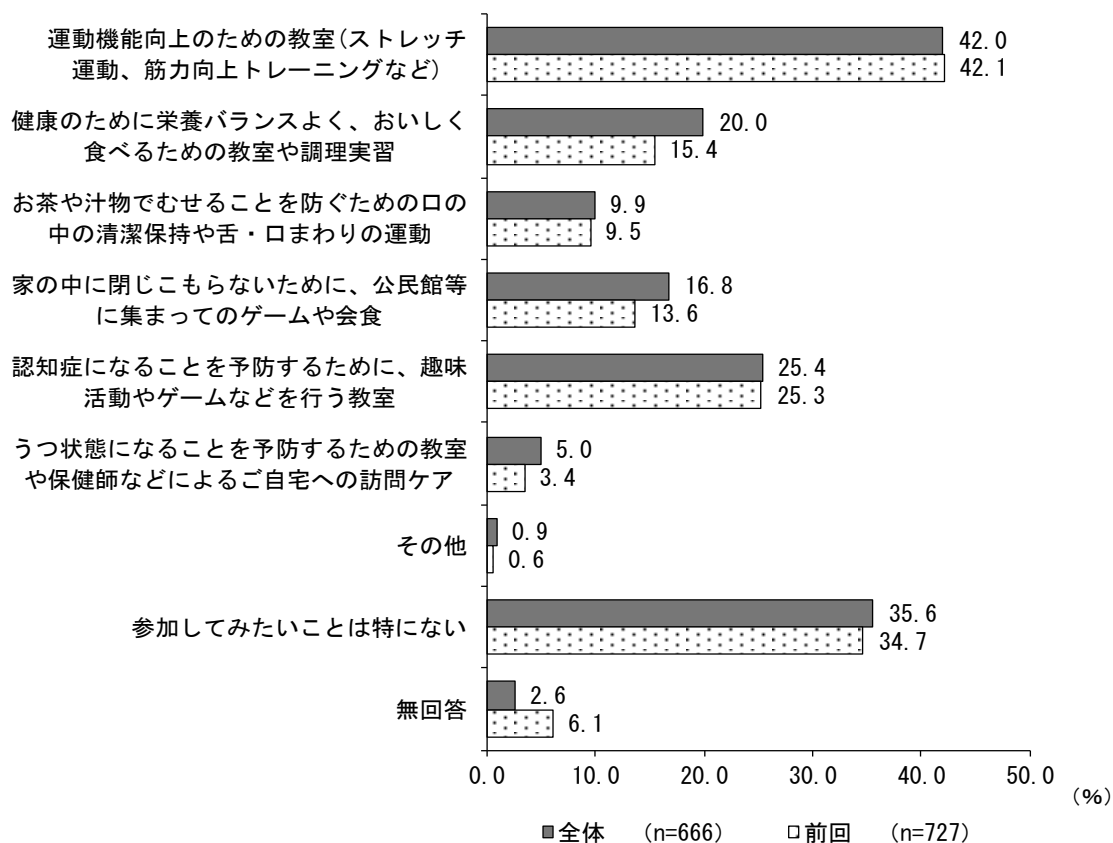
○元気高齢者において、介護予防について「意識して取り組んでいる」人が28.7%となっています。





## ウ 参加してみたい介護予防事業（元気高齢者）

- 「運動機能向上のための教室」が42.0%で最も高く、次いで「参加してみたいことは特にない」(35.6%)、「認知症になることを予防するために、趣味活動やゲームなどを行う教室」(25.4%)と続いています。
- 前回調査と比べると、「健康のために栄養バランスよく、おいしく食べるための教室や調理実習」の割合が増加しています。



## エ 「フレイル」の認知度（元気高齢者）

- フレイルという言葉について、「内容を知っている」が24.2%、「名前は知っているが、内容は知らない」人は29.4%、「名前を聞いたこともない」が44.0%となっています。
- 前回調査と比べると、「内容を知っている」、「名前を知っているが、内容は知らない」の割合が大きく増加しています。

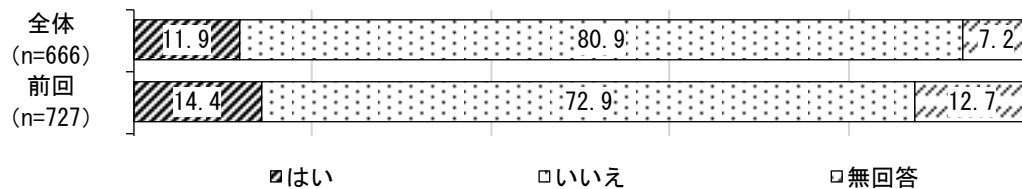


## (5) 認知症施策について

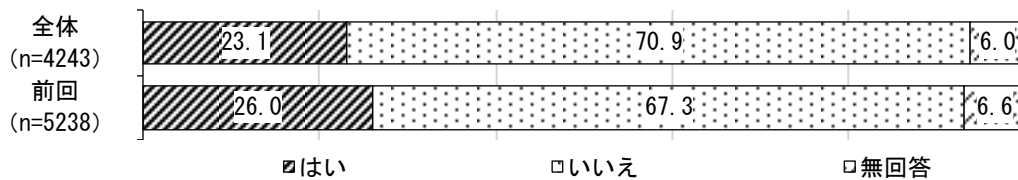
### ア 認知症の相談窓口の認知度（元気高齢者・認定者）

○元気高齢者では、「はい」が11.9%、「いいえ」が80.9%、認知症高齢者では「はい」が23.1%、「いいえ」が70.9%となっています。

#### 【元気高齢者】

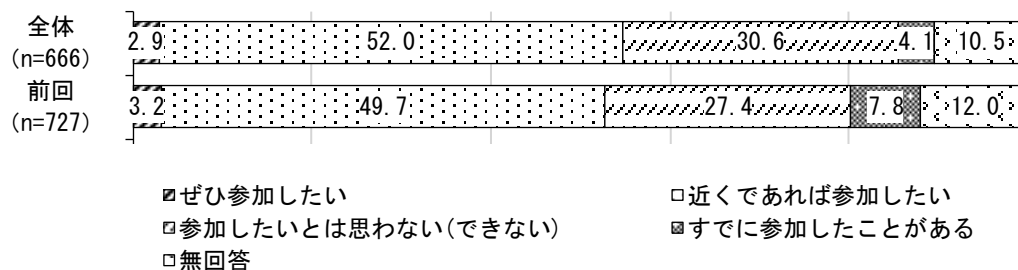


#### 【居宅要介護・要支援認定者】



### イ 認知症サポーター養成講座への参加意向（元気高齢者）

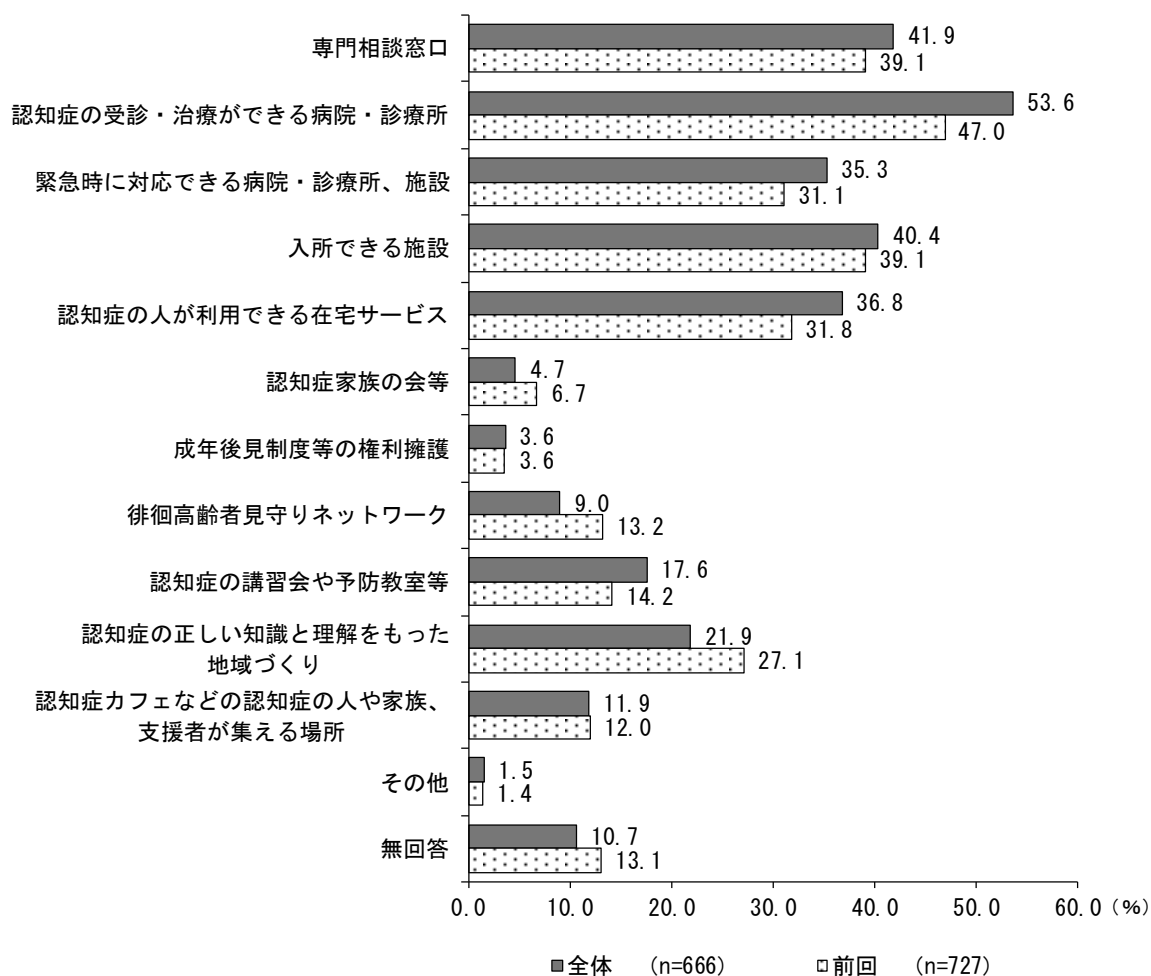
○「近くであれば参加したい」が52.0%で最も高く、次いで「参加したいとは思わない(できない)」(30.6%)、「既に参加している」(4.1%)と続いています。



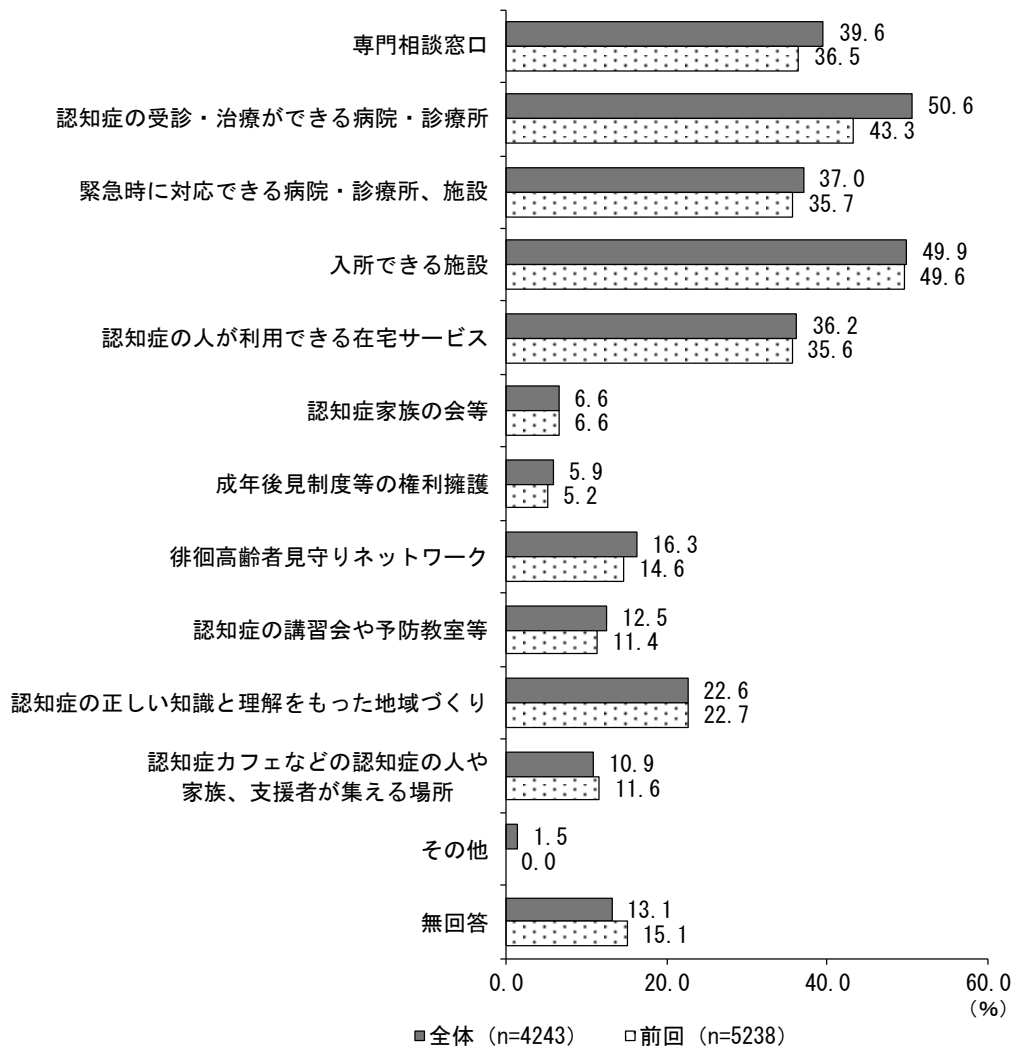
## ウ 認知症になっても安心して暮らすことができるための取組（元気高齢者・認定者）

- 元気高齢者では、「認知症の受診・治療ができる病院・診療所」が53.6%で最も高く、次いで「専門相談窓口」（41.9%）、「入所できる施設」（40.4%）と続いています。
- 認定者では、「認知症の受診・治療ができる病院・診療所」が50.6%で最も高く、次いで「入所できる施設」（49.9%）、「専門相談窓口」（39.6%）と続いています。
- 前回調査と比べると、元気高齢者、認定者ともに「認知症の受診・治療ができる病院・診療所」の割合が増加しています。また、元気高齢者では、「認知症の正しい知識と理解をもった地域づくり」の割合が減少しています。

### 【元気高齢者】



【居宅要介護・要支援認定者】



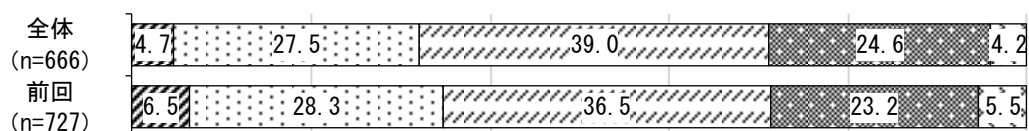
## (6) 地域包括支援センターについて

### ア 地域包括支援センターの認知度（元気高齢者・認定者）

○元気高齢者では、「ほとんど知らない」が 39.0%で最も高く、次いで「ある程度知っている」(27.5%)、「全く知らない」(24.6%)と続いています。

○認定者では、「ある程度知っている」が 37.6%で最も高く、次いで「ほとんど知らない」(30.7%)、「全く知らない」(18.2%)と続いています。

#### 【元気高齢者】



■よく知っている □ある程度知っている □ほとんど知らない ■全く知らない □無回答

#### 【居宅要介護・要支援認定者】

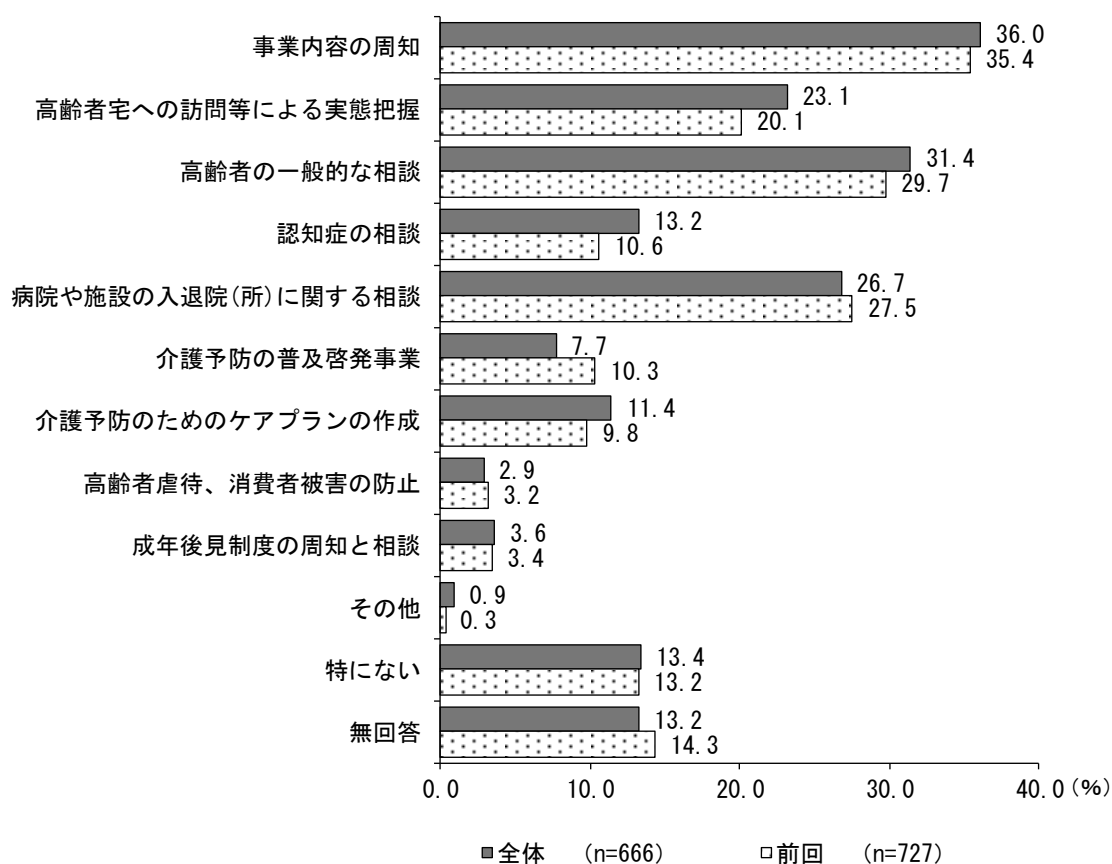


■よく知っている □ある程度知っている □ほとんど知らない ■全く知らない □無回答

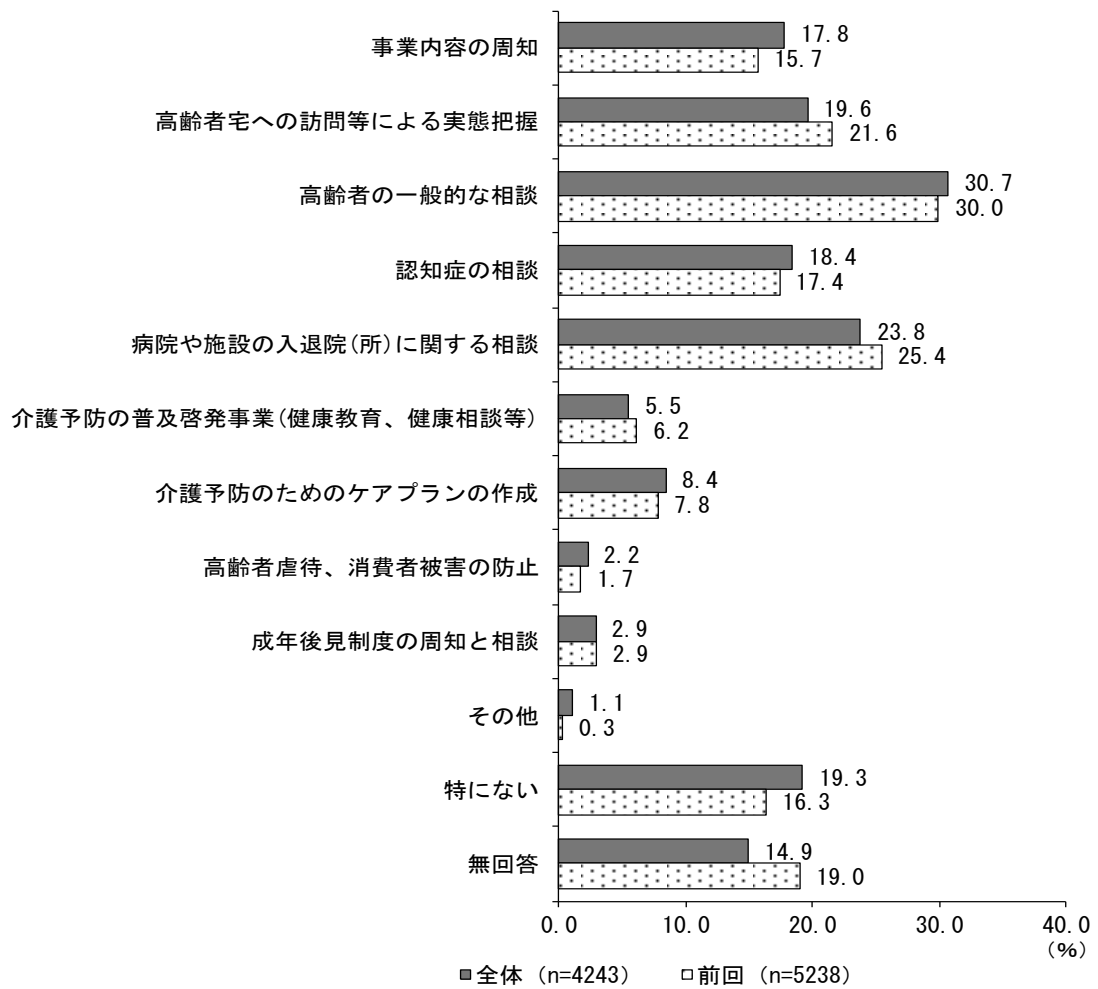
## イ 力を入れてほしい事業（元気高齢者・認定者）

- 元気高齢者では、「事業内容の周知」が 36.0%で最も高く、次いで「高齢者の一般的な相談」(31.4%)、「病院や施設の入退院(所)に関する相談」(26.7%)と続いています。
- 認定者では「高齢者の一般的な相談」が 30.7%で最も高く、次いで「病院や施設の入退院(所)に関する相談」(23.8%)、「高齢者宅への訪問等による実態把握」(19.6%)と続いています。
- 前回調査と比べると、元気高齢者で「高齢者宅への訪問等による実態把握」の割合が増加しています。

### 【元気高齢者】



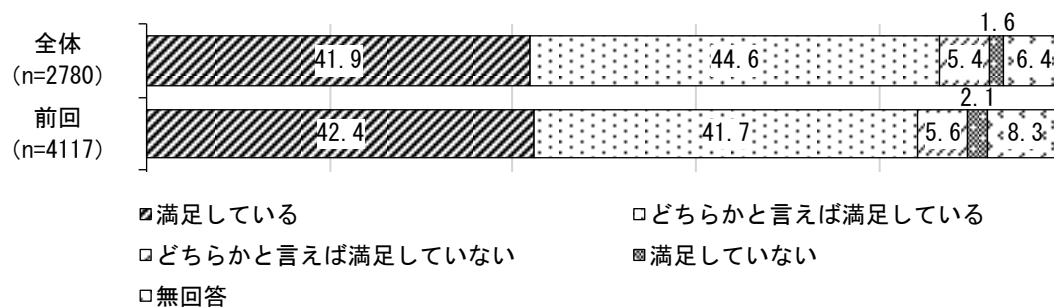
【居宅要介護・要支援認定者】



## (7) 介護サービスについて

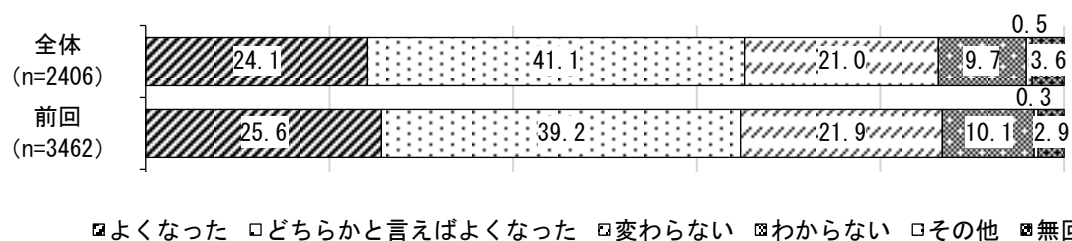
### ア 介護保険サービスの満足度（認定者）

○「満足している」が41.9%、「どちらかと言えば満足している」が44.6%となっており、8割以上の方が『満足』と回答しています。



### イ 心身の状態の変化（認定者）

○「満足している」または「どちらかと言えば満足している」と回答した人に、介護保険サービスを利用したことによる心身の状態の変化をうかがったところ、「どちらかと言えばよくなった」が41.1%、「よくなった」が24.1%、「変わらない」が21.0%となっています。

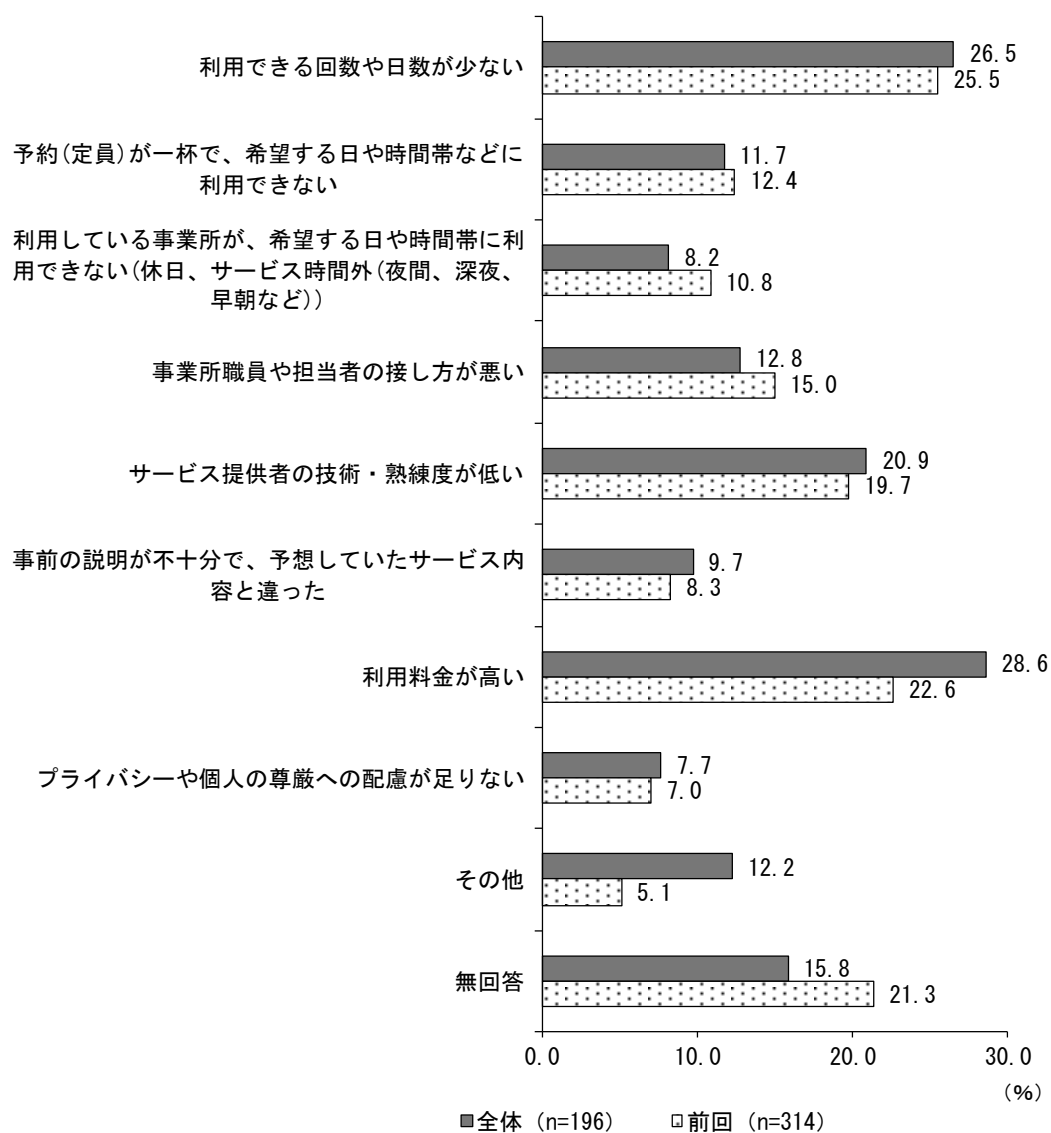




## ウ 満足していない理由（認定者）

○「どちらかと言えば満足していない」または「満足していない」と回答した人に、満足していない理由をうかがったところ、「利用料金が高い」が28.6%で最も高く、次いで「利用できる回数や日数が少ない」（26.5%）、「サービス提供者の技術・熟練度が低い」（20.9%）と続いています。

○前回調査と比べると「利用料金が高い」の割合が増加しています。



## エ 施設等への入所（入居）の希望の有無（認定者）

○「希望する」が18.7%、「希望しない（可能な限り自宅で生活したい）」が54.7%となっています。

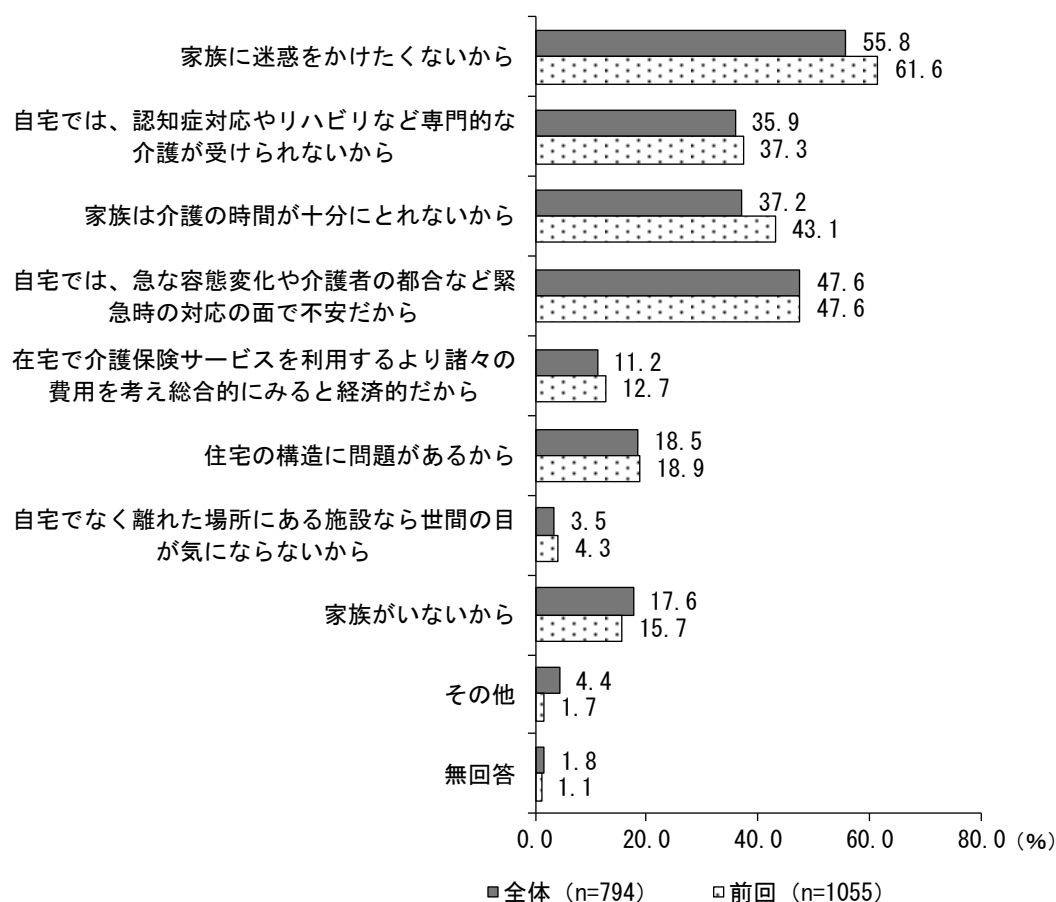
○前回調査と比べると「希望しない（可能な限り自宅で生活したい）」の割合が増加しています。



■希望する □希望しない(可能な限り自宅で生活したい) □わからない ■無回答

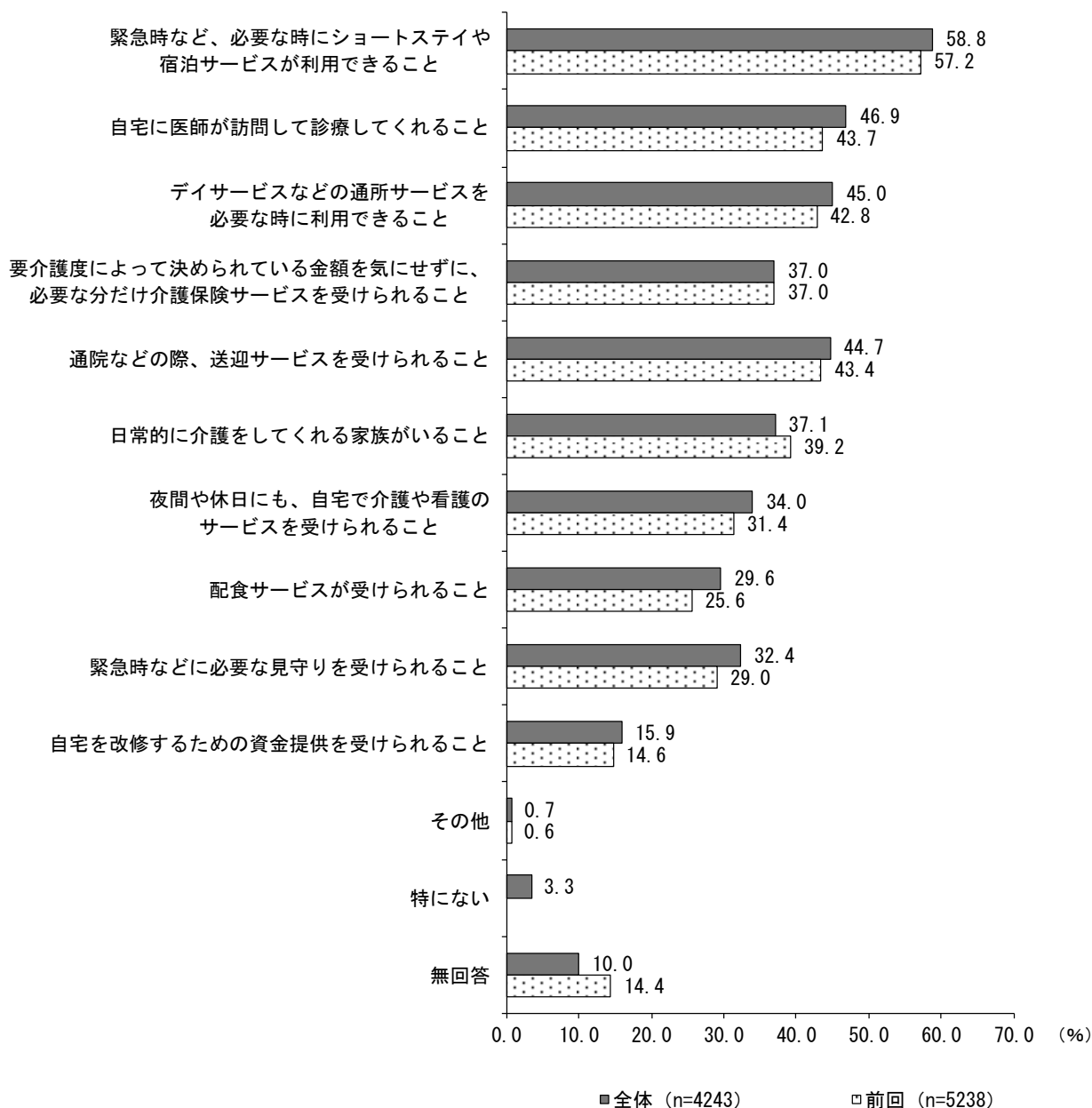
## オ 施設等への入所（入居）を希望する理由（認定者）

○「家族に迷惑をかけたくないから」が55.8%で最も高く、次いで「自宅では、急な容態変化や介護者の都合など緊急時の対応の面で不安だから」（47.6%）、「家族は介護の時間が十分とれないから」（37.2%）と続いています。



## カ 自宅で暮らし続けるために必要な支援（認定者）

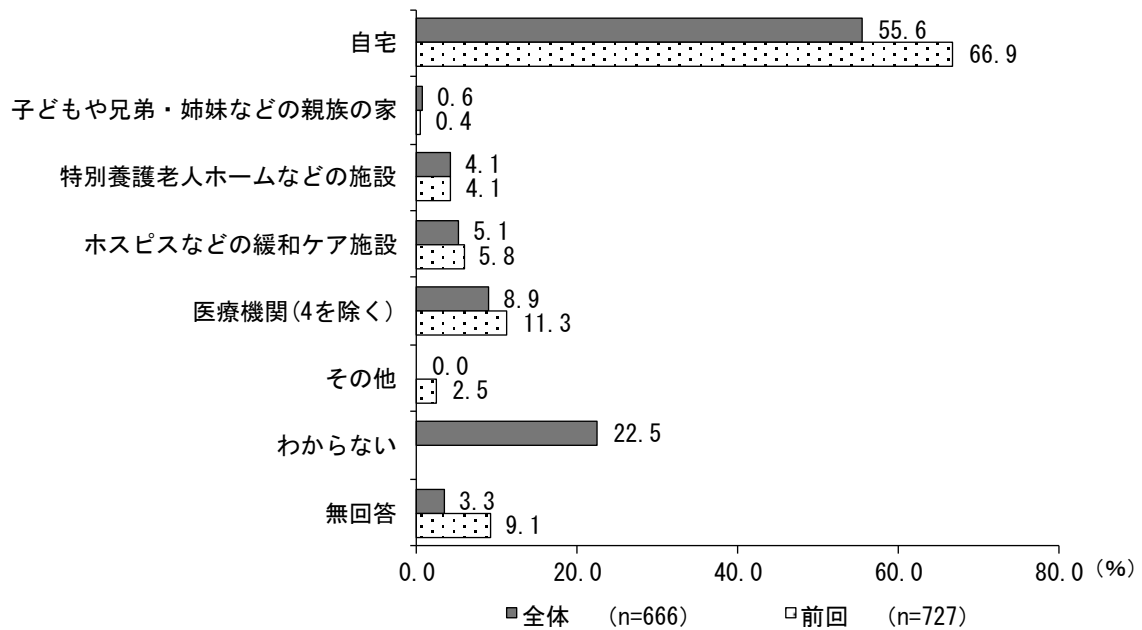
○「緊急時など、必要なときにショートステイや宿泊サービスが利用できること」が58.8%で最も高く、次いで「自宅に医師が訪問して診療してくれること」（46.9%）、「デイサービスなどの通所サービスを必要な時に利用できること」（45.0%）と続いています。



## (8) 人生の最期について

### ア 人生の最期を迎えたい場所（元気高齢者）

○「自宅」が55.6%で最も高く、次いで「わからない」(22.5%)、「医療機関（緩和ケア施設を除く）」(8.9%)と続いています。



※前回は「わからない」の選択肢無し

### イ 家族との話し合い（元気高齢者）

○人生の最期をどのように迎えたいかを家族と話し合ったことの有無について、「話し合ったことはない」が56.0%、「話し合ったことがある」が35.9%、「十分に話し合っている」が5.4%となっています。

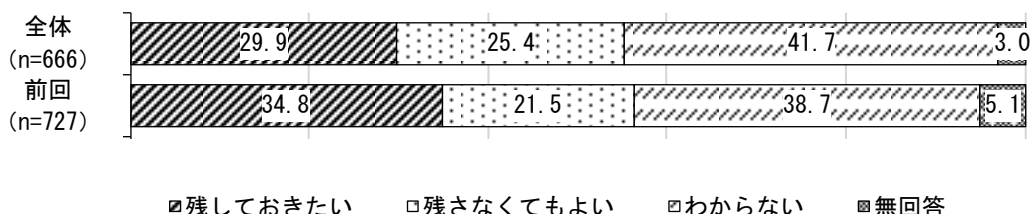
○前回調査と比べると「話し合ったことがない」の割合が増加し、「話し合ったことがある」の割合が減少しています。



### ウ エンディングノートについて（元気高齢者）

○エンディングノート等により自分の意思を書面に残しておきたいかどうかについて、「わからない」が41.7%、「残しておきたい」が29.9%、「残さなくてもよい」が25.4%となっています。

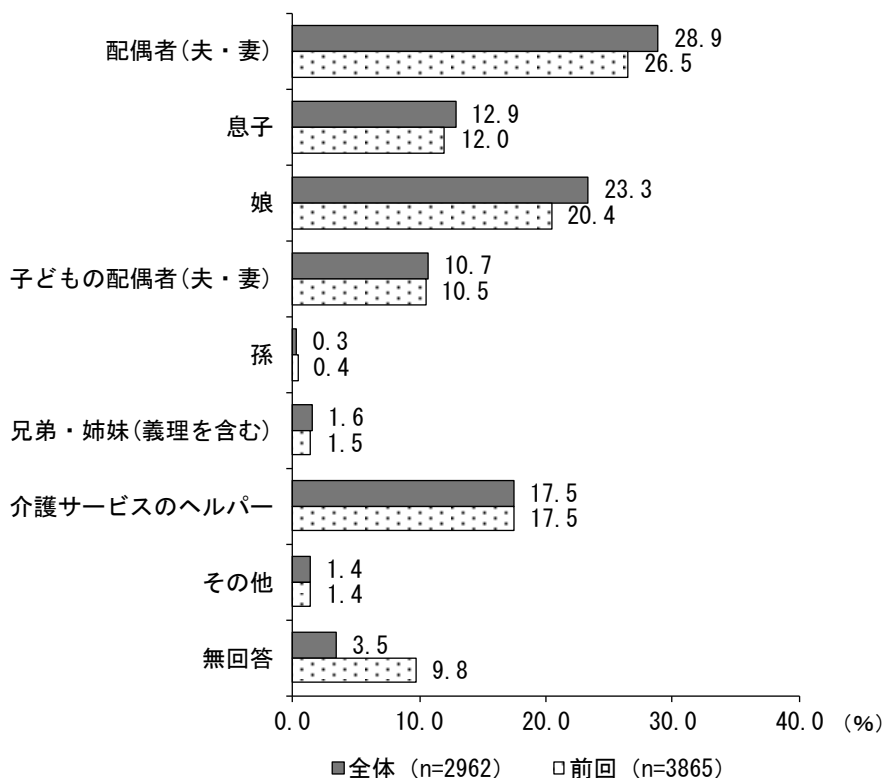
○前回調査と比べると「残しておきたい」の割合が減少しています。



## (9) 介護者について

### ア 主な介護・介助者（認定者）

○「配偶者」が28.9%で最も高く、次いで「娘」（23.3%）、「介護サービスのヘルパー」（17.5%）と続いています。



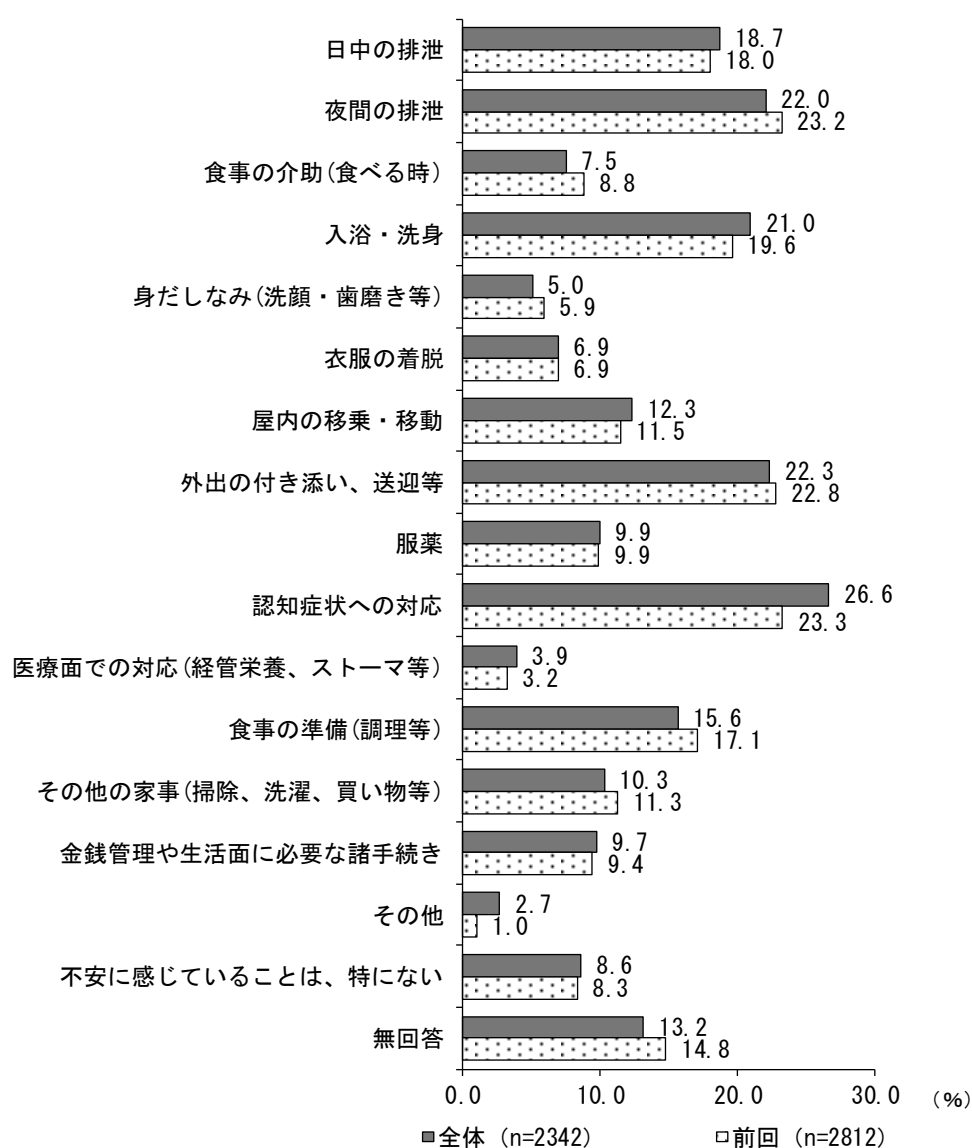
## イ 不安を感じる介護や困っていること（認定者）

○在宅生活を継続していくうえで不安を感じる介護について、「認知症状への対応」が26.6%で最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎など」（22.3%）、「夜間の排泄」（22.0%）と続いています。

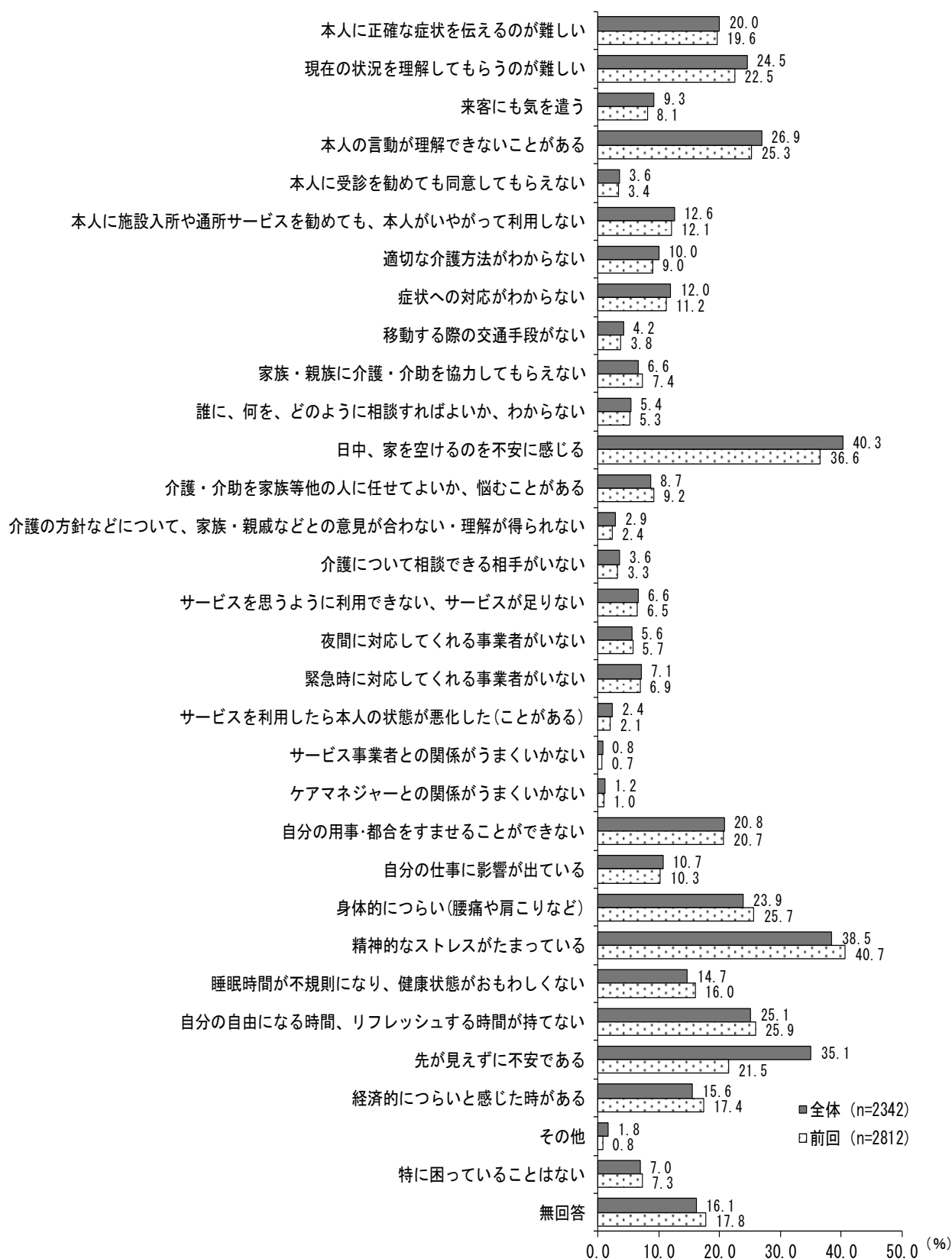
○介護・介助する上で困っていることについて、「日中、家を空けるのを不安を感じる」が40.3%で最も高く、次いで「精神的なストレスがたまっている」（38.5%）、「先が見えずに不安である」（35.1%）と続いています。

○前回調査と比べると、困っていることとして「先が見えずに不安である」の割合が大きく増加しています。

### ■不安を感じる介護



## ■介護・介助で困っていること

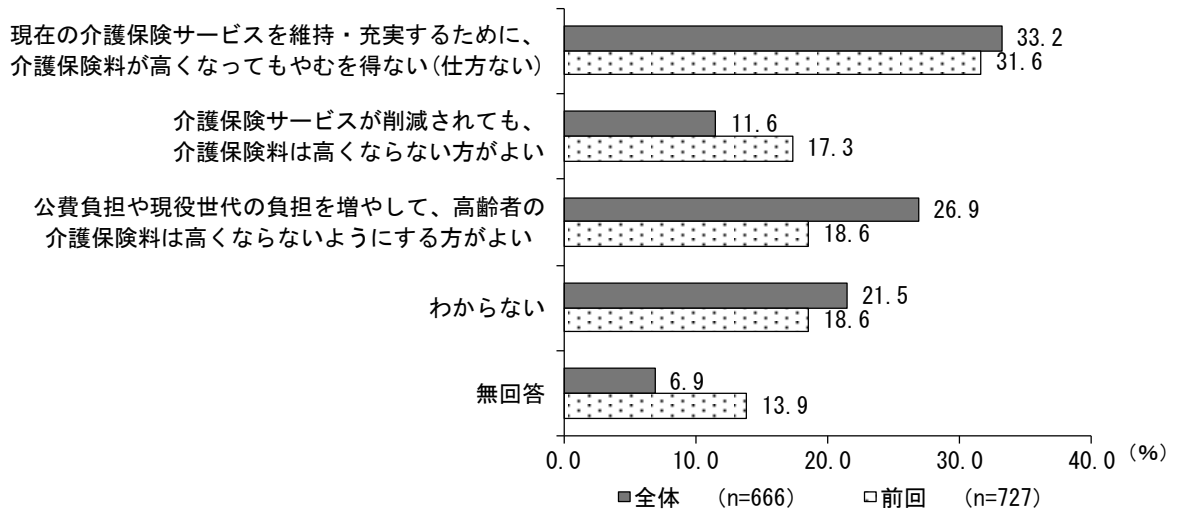


## (10) 介護保険制度・高齢者施策について

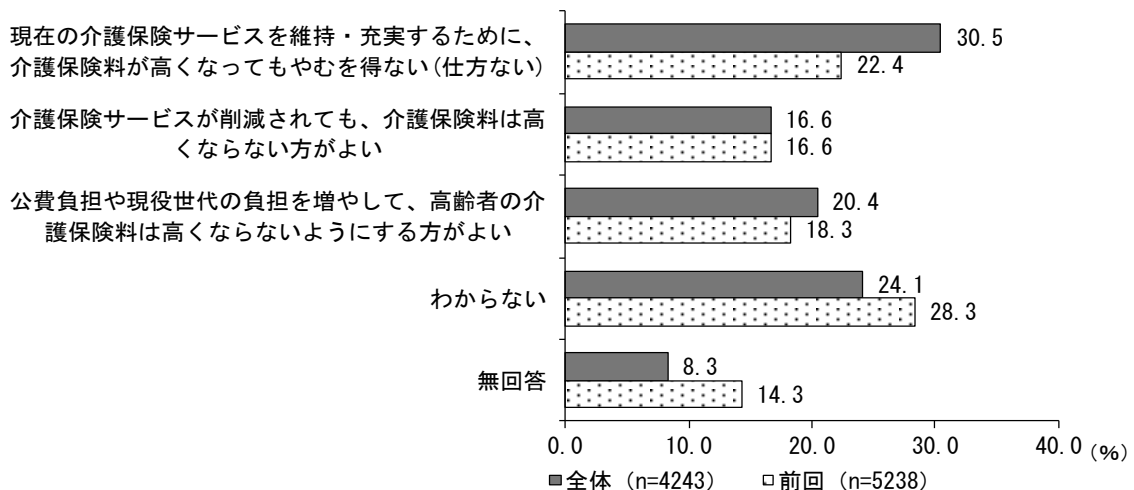
### ア 介護保険料と介護保険サービスの関係に対する考え方（元気高齢者・認定者）

- 元気高齢者、認定者ともに、「現在の介護保険サービスを維持・充実するために、介護保険料が高くなってもやむを得ない(仕方ない)」が最も高く、元気高齢者で 33.2%、認定者で 30.5%となっています。
- 前回調査と比べると、元気高齢者では「公費負担や現役世代の負担を増やして、高齢者の介護保険料は高くないようにする方がよい」の割合が増加し、認定者では「現在の介護保険サービスを維持・充実するために、介護保険料が高くなってもやむを得ない」の割合が増加しています。

#### 【元気高齢者】



#### 【居宅要介護・要支援認定者】



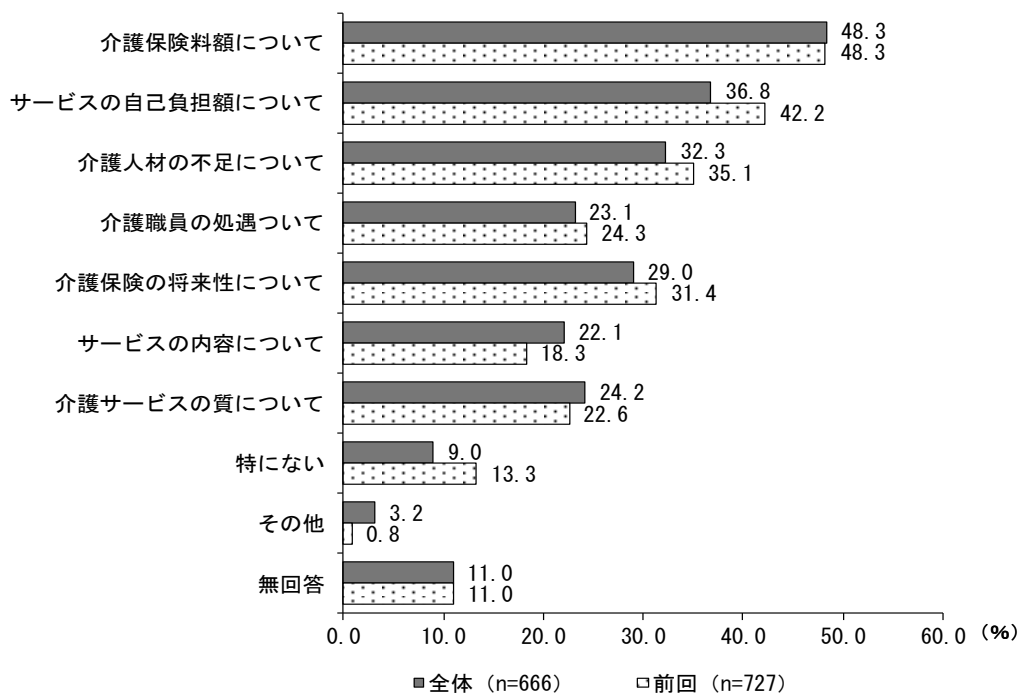


## イ 介護保険制度の課題（元気高齢者・認定者）

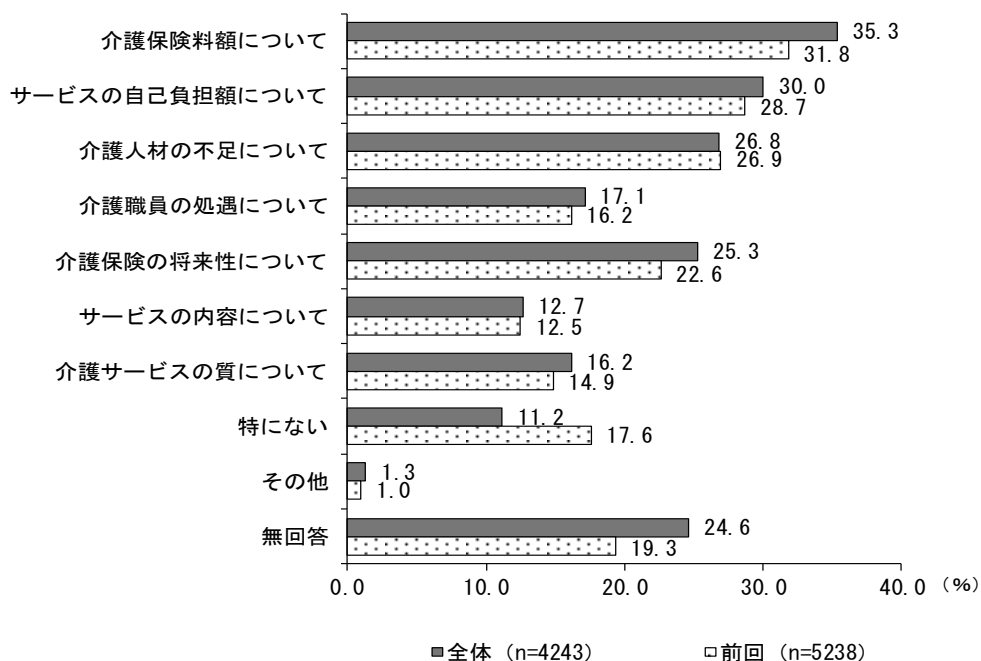
○元気高齢者では、「介護保険料額について」が48.3%で最も高く、次いで「サービスの自己負担額について」（36.8%）、「介護人材の不足について」（32.3%）が続いています。

○認定者では、「介護保険料額について」が35.3%で最も高く、次いで「サービスの自己負担額について」（30.0%）、「介護人材の不足について」（26.8%）と続いています。

### 【元気高齢者】



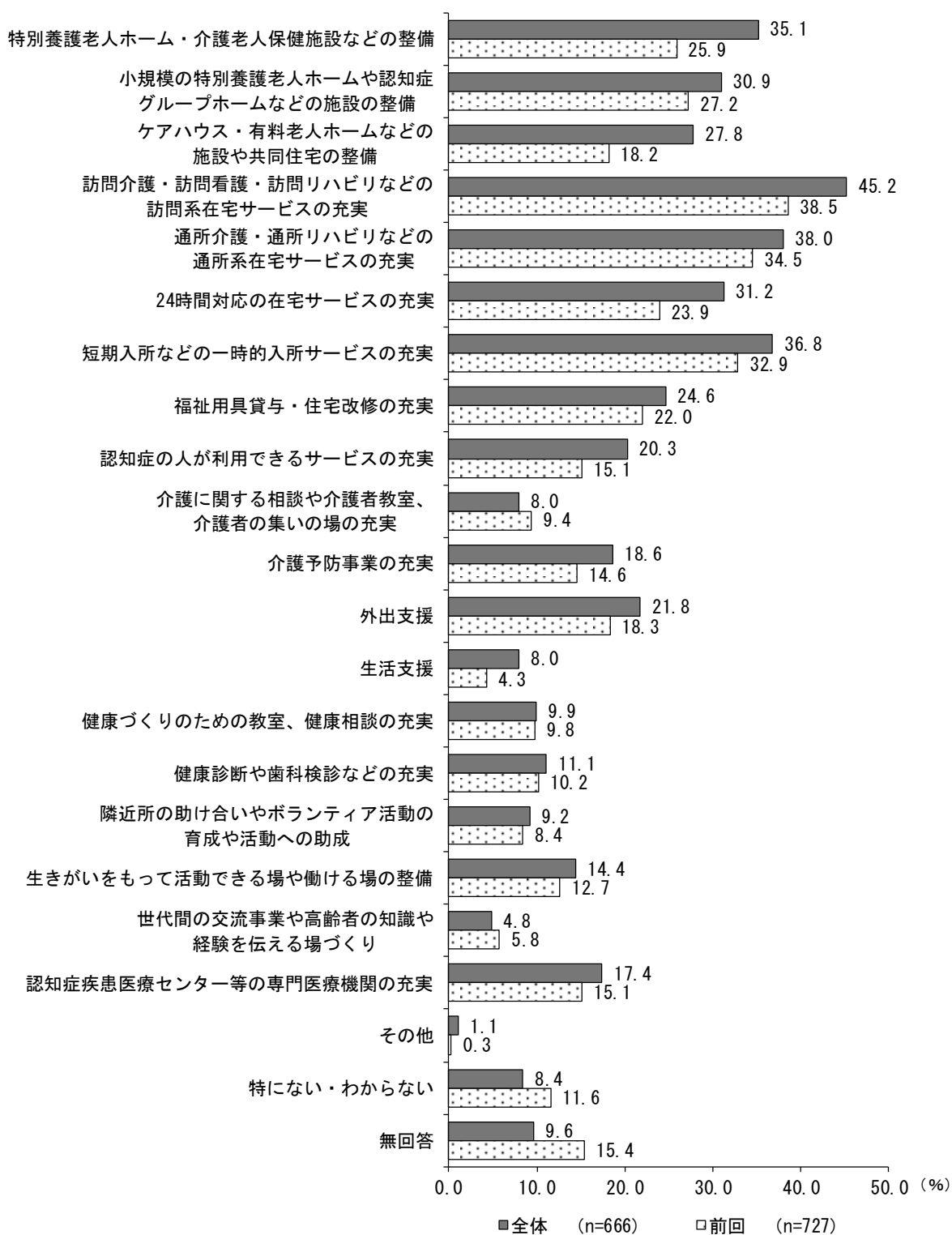
### 【居宅要介護・要支援認定者】



## ウ 介護や高齢者に必要な施策（元気高齢者・認定者）

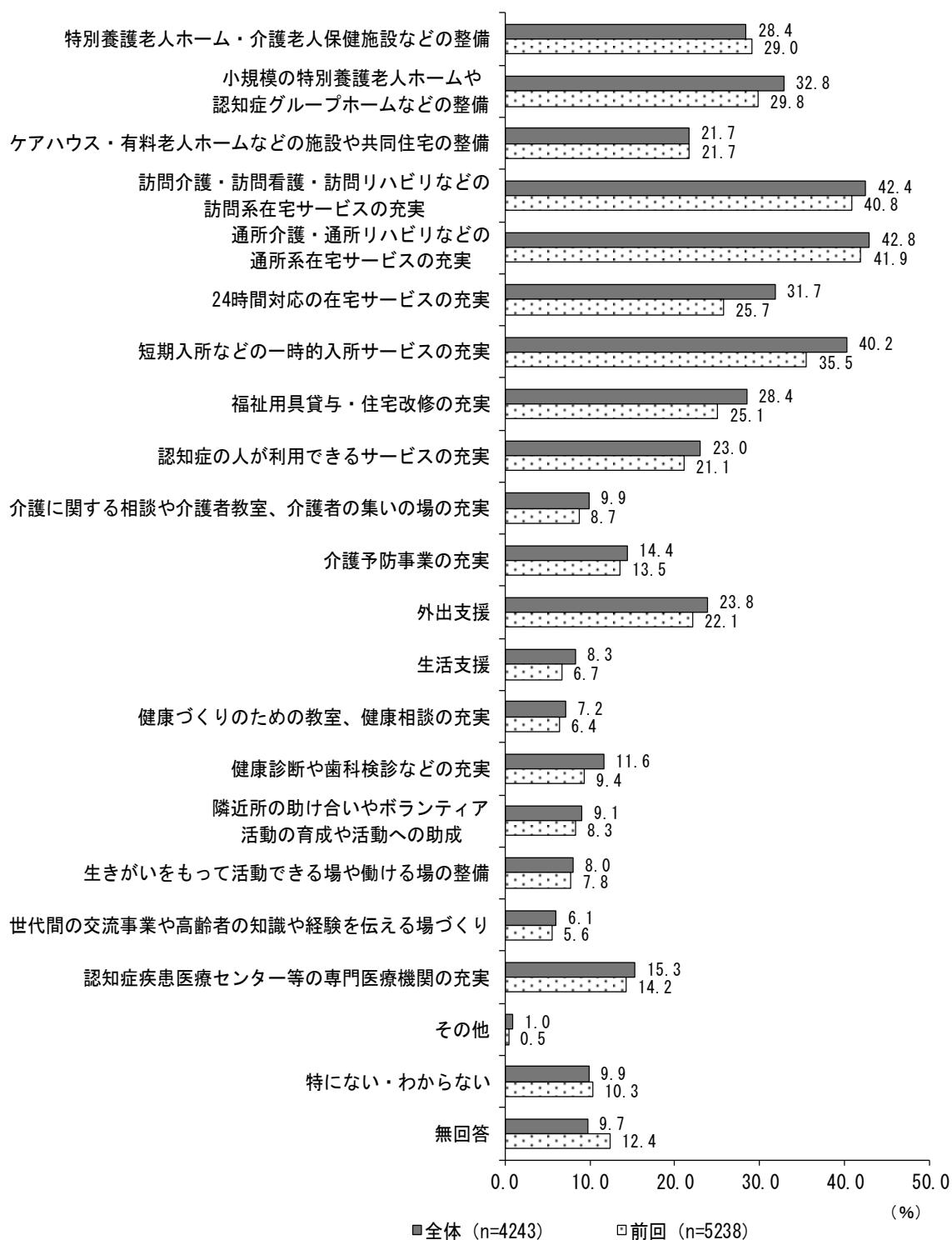
○元気高齢者では、「訪問介護・訪問看護・訪問リハビリなどの訪問系在宅サービスの充実」が45.2%で最も高く、次いで「通所介護・通所リハビリなどの通所系在宅サービスの充実」(38.0%)、「短期入所などの一時的入所サービスの充実」(36.8%)と続いています。

### 【元気高齢者】



○認定者では、「通所介護・通所リハビリなどの通所系在宅サービスの充実」が42.8%で最も高く、次いで「訪問介護・訪問看護・訪問リハビリなどの訪問系在宅サービスの充実」(42.4%)、「短期入所などの一時的入所サービスの充実」(40.2%)と続いています。

【居宅要介護・要支援認定者】

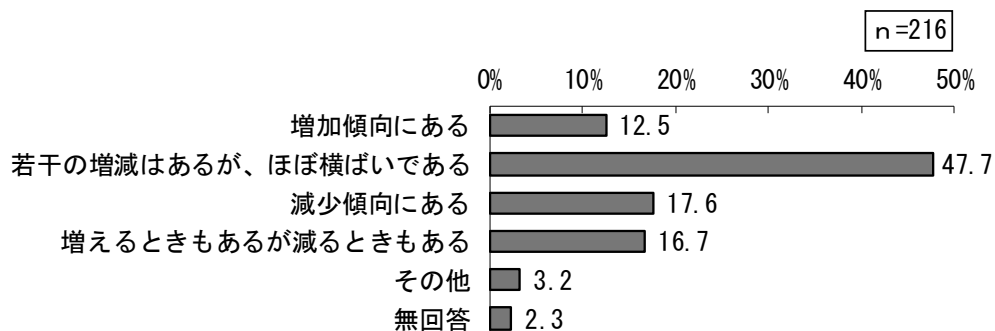


## 資料2 サービス提供事業者アンケート調査の結果概要

### (1) 事業運営について

#### ア 利用者数の状況

○「若干の増減はあるが、ほぼ横ばいである」が47.7%で最も高く、次いで「減少傾向にある」(17.6%)、「増えるときもあるが減るときもある」(16.7%)と続いています。



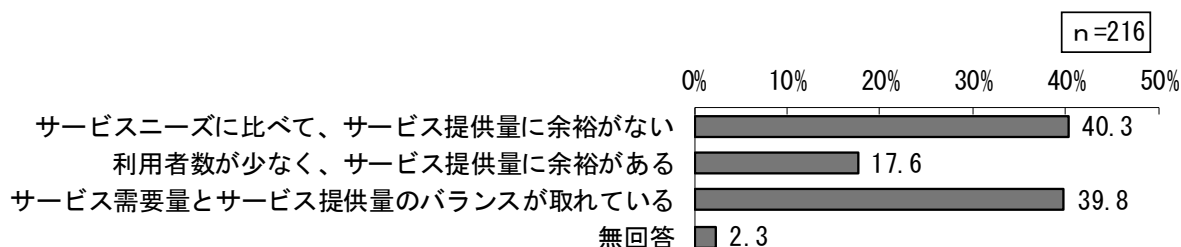
単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
増加傾向にある	12.5	14.0	-1.5
若干の増減はあるが、ほぼ横ばいである	47.7	45.0	2.7
減少傾向にある	17.6	17.4	0.2
増えるときもあるが減るときもある	16.7	15.5	1.2
その他	3.2	5.0	-1.8
無回答	2.3	3.1	-0.8

## イ サービス提供の状況

○「サービスニーズに比べて、サービス提供量に余裕がない」が40.3%で最も高く、次いで「サービス需要量とサービス提供量のバランスが取れている」(39.8%)、「利用者数が少なく、サービス提供量に余裕がある」(17.6%)と続いています。

○前回と比べると「サービスニーズに比べて、サービス提供量に余裕がない」の割合が増加しています。



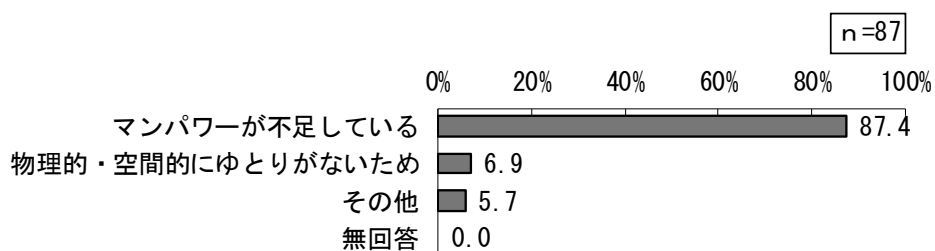
単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
サービスニーズに比べて、サービス提供量に余裕がない	40.3	32.6	7.7
利用者数が少なく、サービス提供量に余裕がある	17.6	17.8	-0.2
サービス需要量とサービス提供量のバランスが取れている	39.8	45.7	-5.9
無回答	2.3	3.9	-1.6

## ウ ニーズに比べて提供量が少ない理由

○「マンパワーが不足している」が87.4%で、全体の9割近くを占めています。

○前回調査と比べると「マンパワーが不足している」の割合が増加しています。

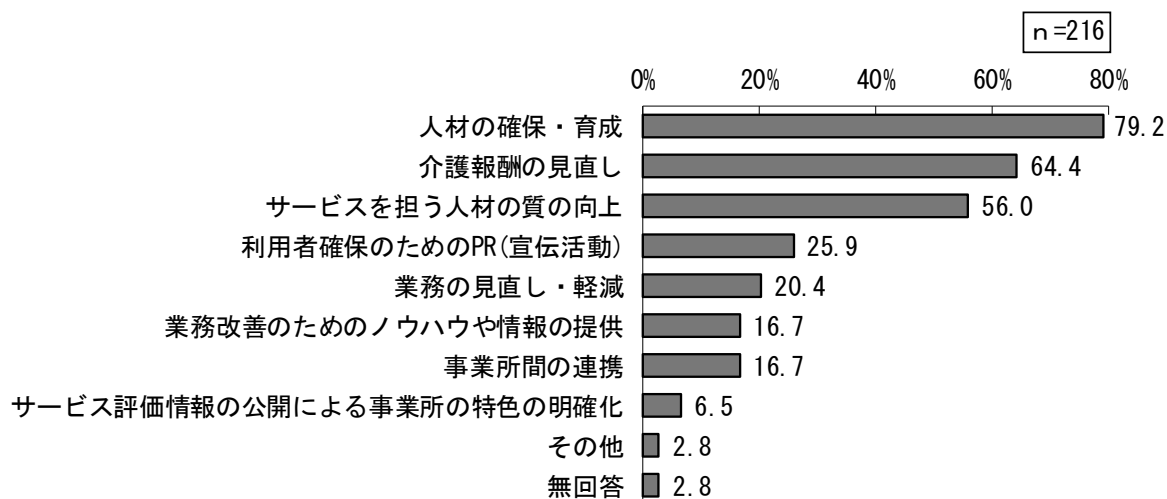


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
マンパワーが不足している	87.4	78.6	8.8
物理的・空間的にゆとりがないため	6.9	14.3	-7.4
その他	5.7	6.0	-0.2
無回答	0.0	1.2	-1.2

## エ 経営の安定に必要なこと

- 「人材の確保・育成」が79.2%で最も高く、次いで「介護報酬の見直し」(64.4%)、「サービスを担う人材の質の向上」(56.0%)と続いています。
- 前回調査と比べると、「サービスを担う人材の質の向上」の割合が減少しています。

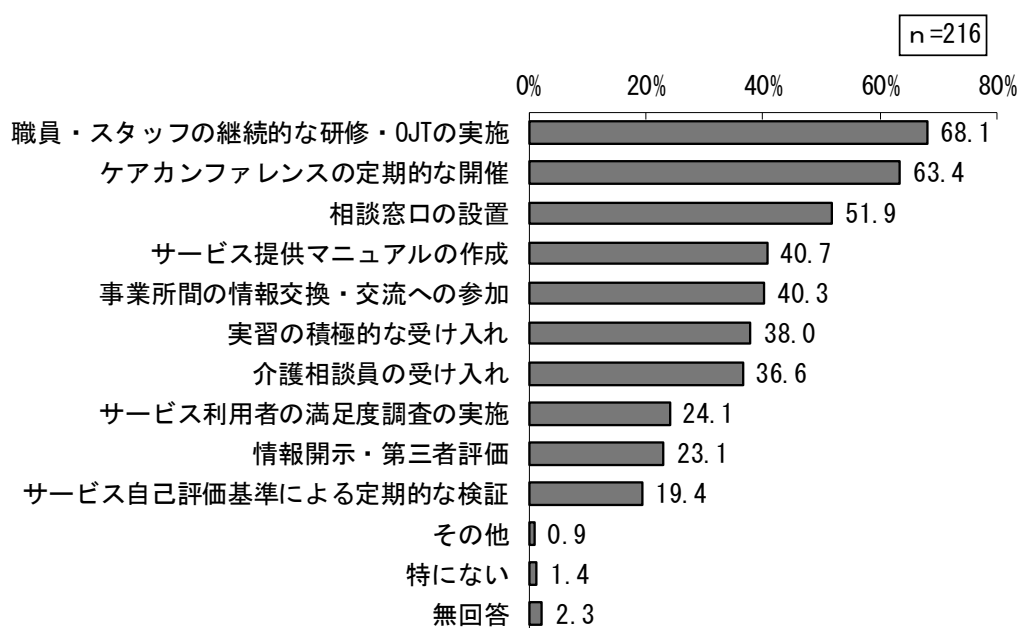


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
人材の確保・育成	79.2	76.7	2.4
介護報酬の見直し	64.4	62.4	1.9
サービスを担う人材の質の向上	56.0	65.1	-9.1
利用者確保のためのPR(宣伝活動)	25.9	28.3	-2.4
業務の見直し・軽減	20.4	23.6	-3.3
業務改善のためのノウハウや情報の提供	16.7	15.1	1.6
事業所間の連携	16.7	21.3	-4.7
サービス評価情報の公開による事業所の特色の明確化	6.5	8.1	-1.7
その他	2.8	5.0	-2.3
無回答	2.8	3.1	-0.3

## オ サービスの質の向上のためにやっていること

- 「職員・スタッフの継続的な研修・OJTの実施」が68.1%で最も高く、次いで「ケアカンファレンスの定期的な開催」(63.4%)、「相談窓口の設置」(51.9%)と続いています。
- 前回調査と比べると「介護相談員の受け入れ」、「サービス利用者の満足度調査の実施」等の割合が減少しています。



単位：%

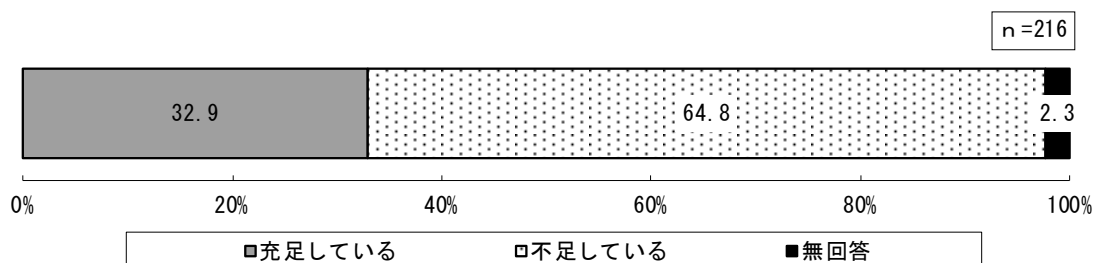
カテゴリー名	今回	前回	増減
職員・スタッフの継続的な研修・OJTの実施	68.1	69.4	-1.3
ケアカンファレンスの定期的な開催	63.4	60.9	2.6
相談窓口の設置	51.9	52.3	-0.5
サービス提供マニュアルの作成	40.7	43.0	-2.3
事業所間の情報交換・交流への参加	40.3	44.6	-4.3
実習の積極的な受け入れ	38.0	38.8	-0.8
介護相談員の受け入れ	36.6	46.1	-9.5
サービス利用者の満足度調査の実施	24.1	31.8	-7.7
情報開示・第三者評価	23.1	19.4	3.8
サービス自己評価基準による定期的な検証	19.4	17.4	2.0
その他	0.9	3.5	-2.6
特にない	1.4	1.9	-0.5
無回答	2.3	2.7	-0.4

## (2) スタッフについて

### ア スタッフの充足度

○スタッフの充足状況について、「充足している」が32.9%、「不足している」が64.8%となっています。

○前回調査と比べると、「不足している」の割合が増加しています。



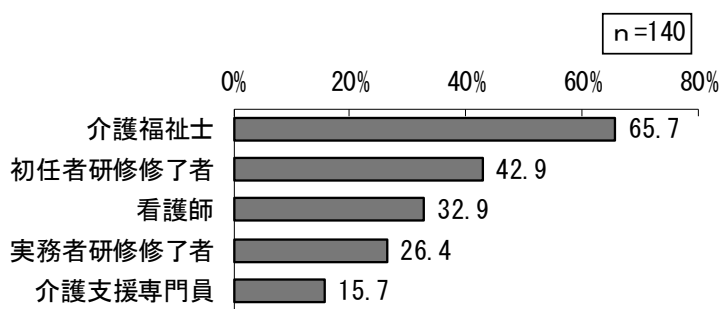
単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
充足している	32.9	42.2	-9.4
不足している	64.8	55.4	9.4
無回答	2.3	2.3	0.0

### イ 不足している職種

○「介護福祉士」が65.7%で最も高く、次いで「初任者研修修了者」(42.6%)、「看護師」(32.9%)と続いています。

○前回調査と比べると、「介護支援専門員」の割合が増加しています。



(上位5項目)

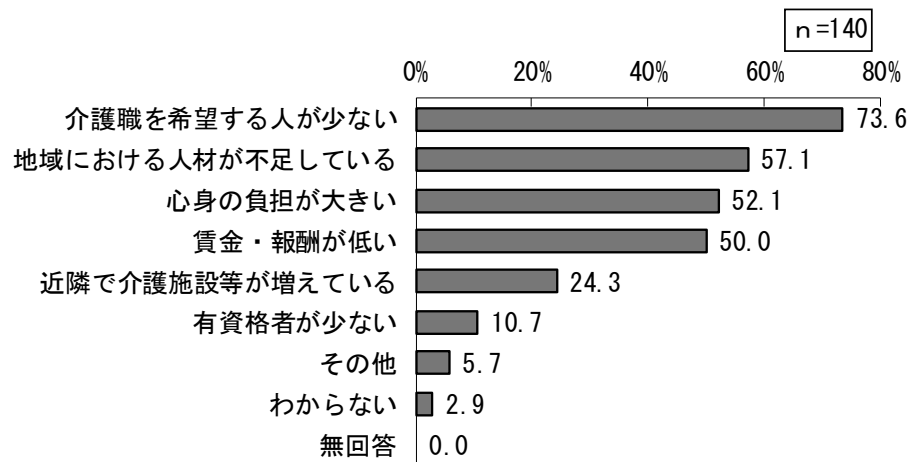
単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
介護福祉士	65.7	69.2	-3.5
初任者研修修了者	42.9	40.6	2.3
看護師	32.9	37.8	-4.9
実務者研修修了者	26.4	25.2	1.3
介護支援専門員	15.7	7.0	8.7



## ウ 不足している原因

- 「介護職を希望する人が少ない」が73.6%で最も高く、次いで「地域における人材が不足している」(57.1%)、「心身の負担が大きい」(52.1%)と続いています。
- 前回調査と比べると、「近隣で介護施設等が増えている」の割合が増加しています。



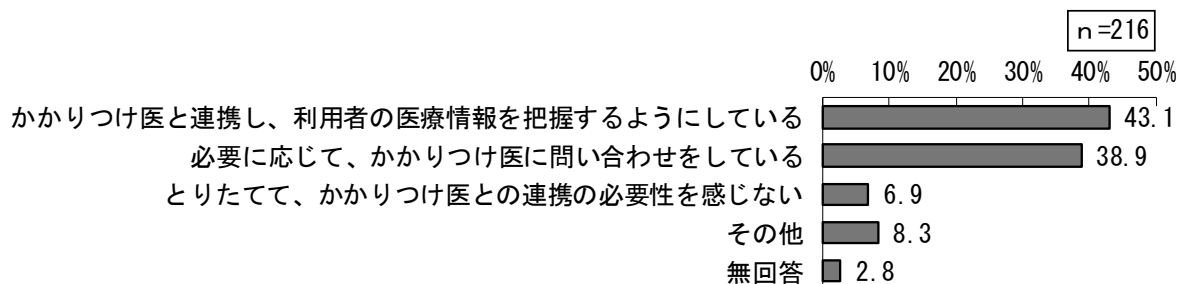
単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
介護職を希望する人が少ない	73.6	69.2	4.3
地域における人材が不足している	57.1	55.2	1.9
心身の負担が大きい	52.1	53.8	-1.7
賃金・報酬が低い	50.0	50.3	-0.3
近隣で介護施設等が増えている	24.3	14.7	9.6
有資格者が少ない	10.7	16.8	-6.1
その他	5.7	9.8	-4.1
わからない	2.9	1.4	1.5
無回答	0.0	0.0	0.0

### (3) 医療と介護の連携について

#### ア かかりつけ医との連携状況

- 「かかりつけ医と連携し、利用者の医療情報を把握するようにしている」が43.1%で最も高く、次いで「必要に応じて、かかりつけ医に問い合わせをしている」(38.9%)、「その他」(8.3%)と続いています。
- 前回調査と比べると、「かかりつけ医と連携し、利用者の医療情報を把握するようにしている」の割合が増加しています。

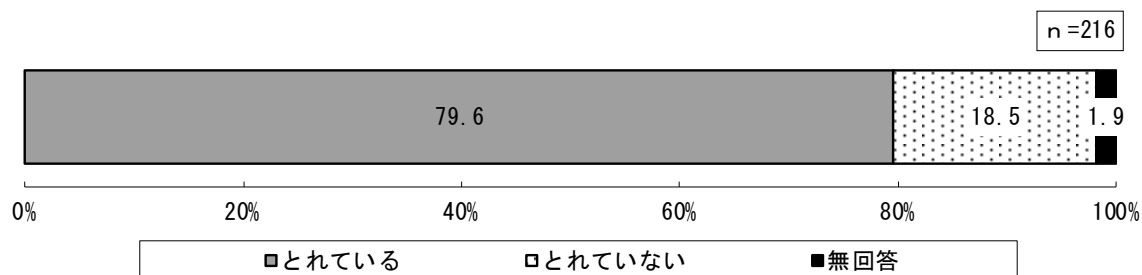


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
かかりつけ医と連携し、利用者の医療情報を把握するようにしている	43.1	36.4	6.6
必要に応じて、かかりつけ医に問い合わせをしている	38.9	44.2	-5.3
とりたてて、かかりつけ医との連携の必要性を感じない	6.9	8.1	-1.2
その他	8.3	5.8	2.5
無回答	2.8	5.4	-2.6

#### イ 医療と介護の連携がとれていると思うか

- 「とれている」が79.6%、「とれていない」が18.5%となっています。

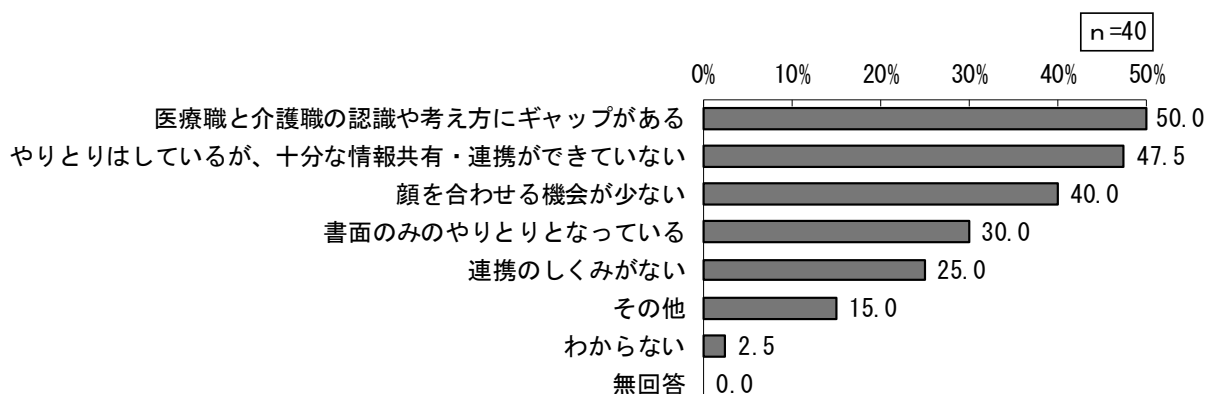


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
とれている	79.6	76.0	3.7
とれていない	18.5	20.9	-2.4
無回答	1.9	3.1	-1.2

## ウ とれていないと思う理由

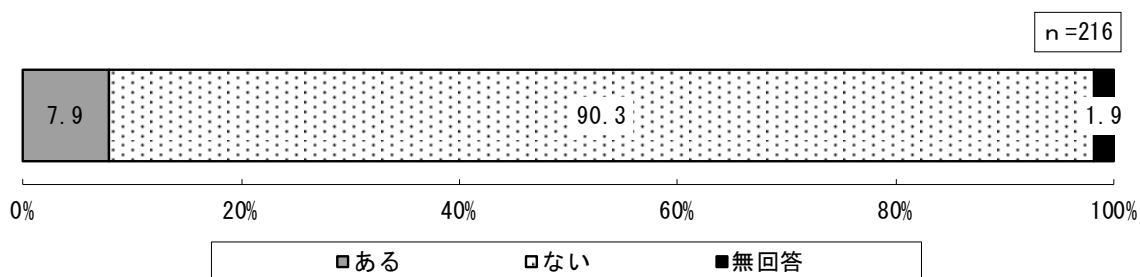
- 「医療職と介護職の認識や考え方にギャップがある」が50.0%で最も高く、次いで「やりとりはしているが、十分な情報共有・連携ができていない」(47.5%)、「顔を合わせる機会が少ない」(40.0%)と続いています。



## (4) 高齢者虐待について

### ア 事業所内での虐待と思われる事例の有無

- 「ある」が7.9%、「ない」が90.3%となっています。  
○前回調査と比べると「ない」の割合が増加しています。

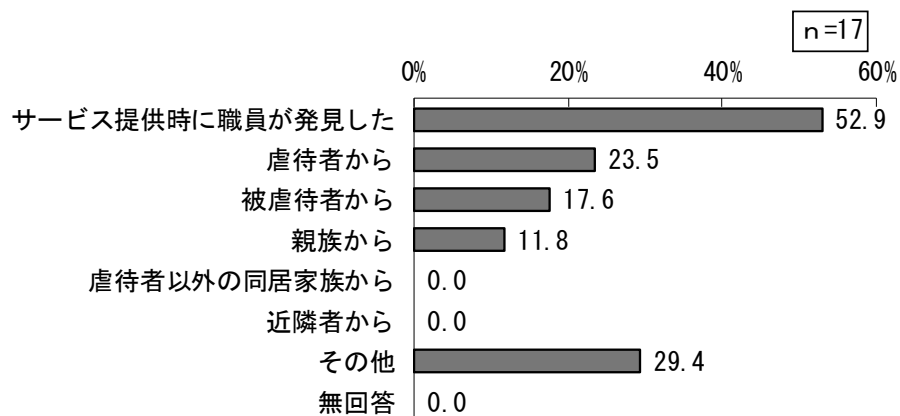


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
ある	7.9	14.3	-6.5
ない	90.3	79.1	11.2
無回答	1.9	6.6	-4.7

## イ どこから虐待を発見したか

○「サービス提供時に職員が発見した」が52.9%で最も高く、次いで「その他」(29.4%)、「虐待者から」(23.5%)と続いています。

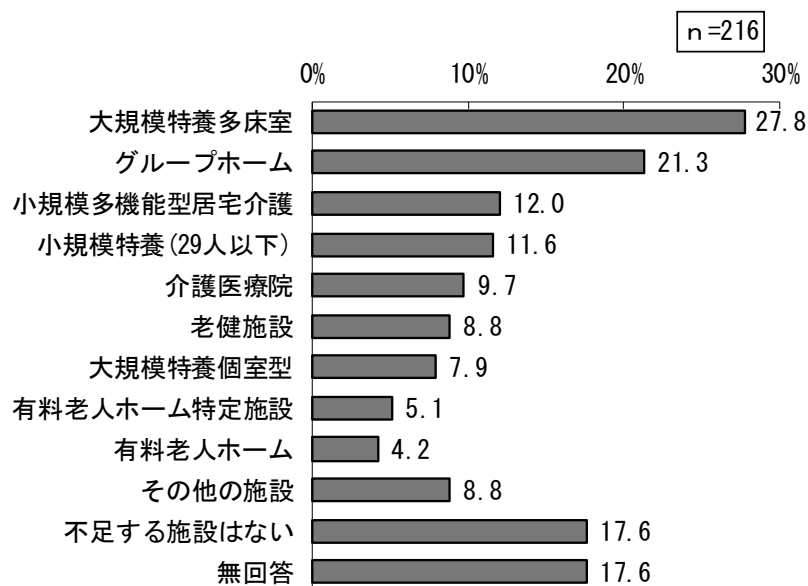


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
サービス提供時に職員が発見した	52.9	51.4	1.6
虐待者から	23.5	13.5	10.0
被虐待者から	17.6	21.6	-4.0
親族から	11.8	5.4	6.4
虐待者以外の同居家族から	0.0	2.7	-2.7
近隣者から	0.0	8.1	-8.1
その他	29.4	24.3	5.1
無回答	0.0	8.1	-8.1

## (5) 不足していると思われる介護施設

○今後 5 年ないし 10 年後に諏訪広域に不足すると思われる介護施設について、「大規模特養多床室」が 27.8%で最も高く、次いで「グループホーム」(21.3%)、「不足する施設はない」(17.6%)と続いています。

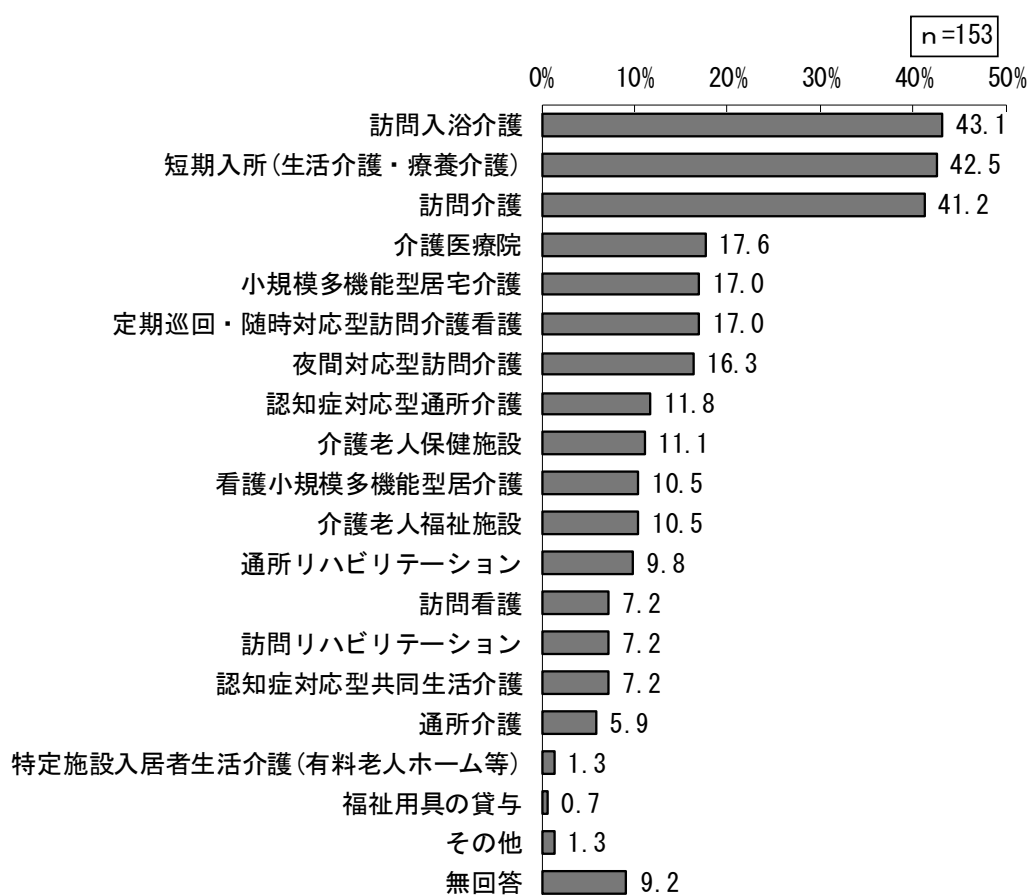


### 資料3 ケアマネジャーアンケート調査の結果概要

#### (1) 介護サービスについて

##### ア 供給が不足していると思うサービス

- 「訪問入浴介護」が43.1%で最も高く、次いで「短期入所(生活介護・療養介護)」(42.5%)、「訪問介護」(41.2%)と続いています。
- 前回調査と比べると、「訪問入浴介護」の割合が大きく増加し、「介護老人福祉施設」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の割合が減少しています。



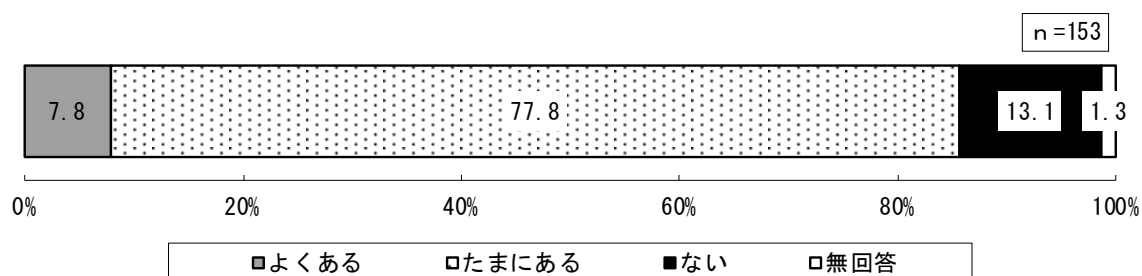
(上位10項目)

単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
訪問入浴介護	43.1	24.6	18.5
短期入所(生活介護・療養介護)	42.5	44.4	-2.0
訪問介護	41.2	32.5	8.6
介護医療院	17.6	-	-
小規模多機能型居宅介護	17.0	16.7	0.3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	17.0	27.0	-10.0
夜間対応型訪問介護	16.3	23.8	-7.5
認知症対応型通所介護	11.8	17.5	-5.7
介護老人保健施設	11.1	17.5	-6.3
看護小規模多機能型居介護	10.5	7.1	3.3
介護老人福祉施設	10.5	22.2	-11.8

## イ 事業者からサービス提供を断られたことの有無

- 「よくある」が7.8%、「たまにある」が77.8%、「ない」が13.1%となっています。
- 前回調査と比べると、「たまにある」の割合が増加しています。

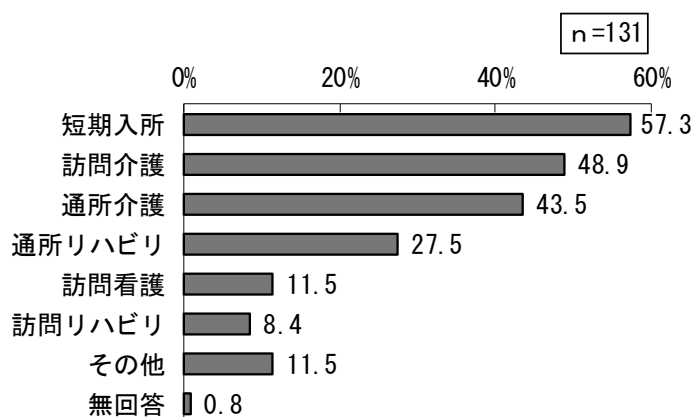


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
よくある	7.8	6.3	1.5
たまにある	77.8	66.7	11.1
ない	13.1	22.2	-9.2
無回答	1.3	4.8	-3.5

## ウ 事業者から提供を断られたことのあるサービス

- 「短期入所」が57.3%で最も高く、次いで「訪問介護」(48.9%)、「通所介護」(43.5%)と続いています。
- 前回調査と比べると、「通所リハビリ」の割合が減少しています。

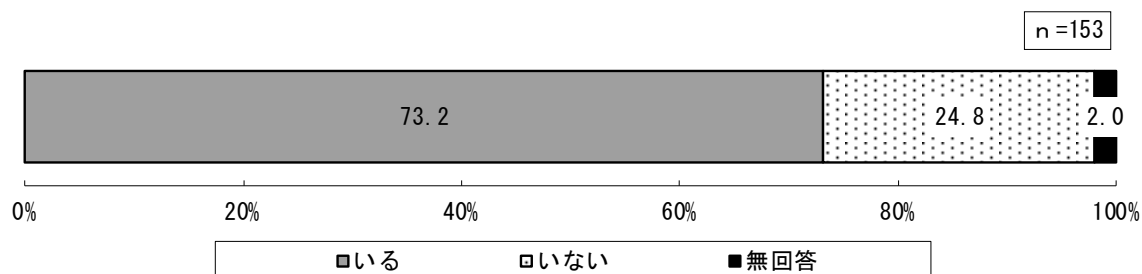


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
短期入所	57.3	59.8	-2.5
訪問介護	48.9	53.3	-4.4
通所介護	43.5	48.9	-5.4
通所リハビリ	27.5	39.1	-11.6
訪問看護	11.5	8.7	2.8
訪問リハビリ	8.4	5.4	3.0
その他	11.5	5.4	6.0
無回答	0.8	0.0	0.8

## エ 在宅生活の継続が困難と見込まれる高齢者の有無

○「いる」が73.2%、「いない」が24.8%となっています。

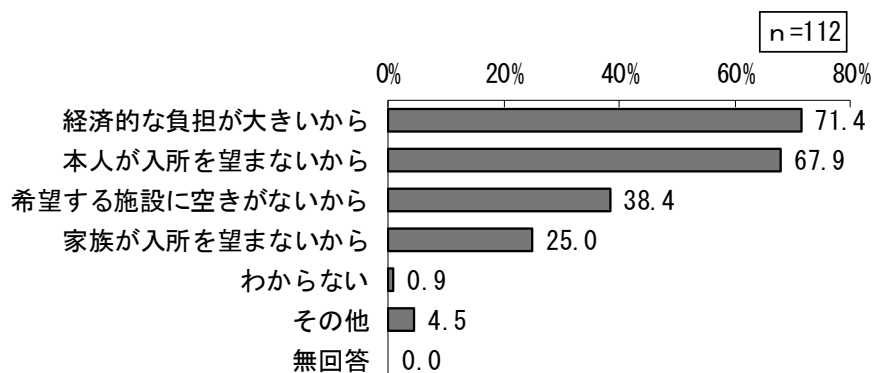


カテゴリー名	今回	前回	増減
いる	73.2	66.7	6.5
いない	24.8	26.2	-1.4
無回答	2.0	7.1	-5.2

## オ 施設に入所しない（できない）主な理由

○「経済的な負担が大きいから」が71.4%で最も高く、次いで「本人が入所を望まないから」(67.9%)、「希望する施設に空きがないから」(38.4%)と続いています。

○前回調査と比べると「希望する施設に空きがないから」の割合が減少しています。



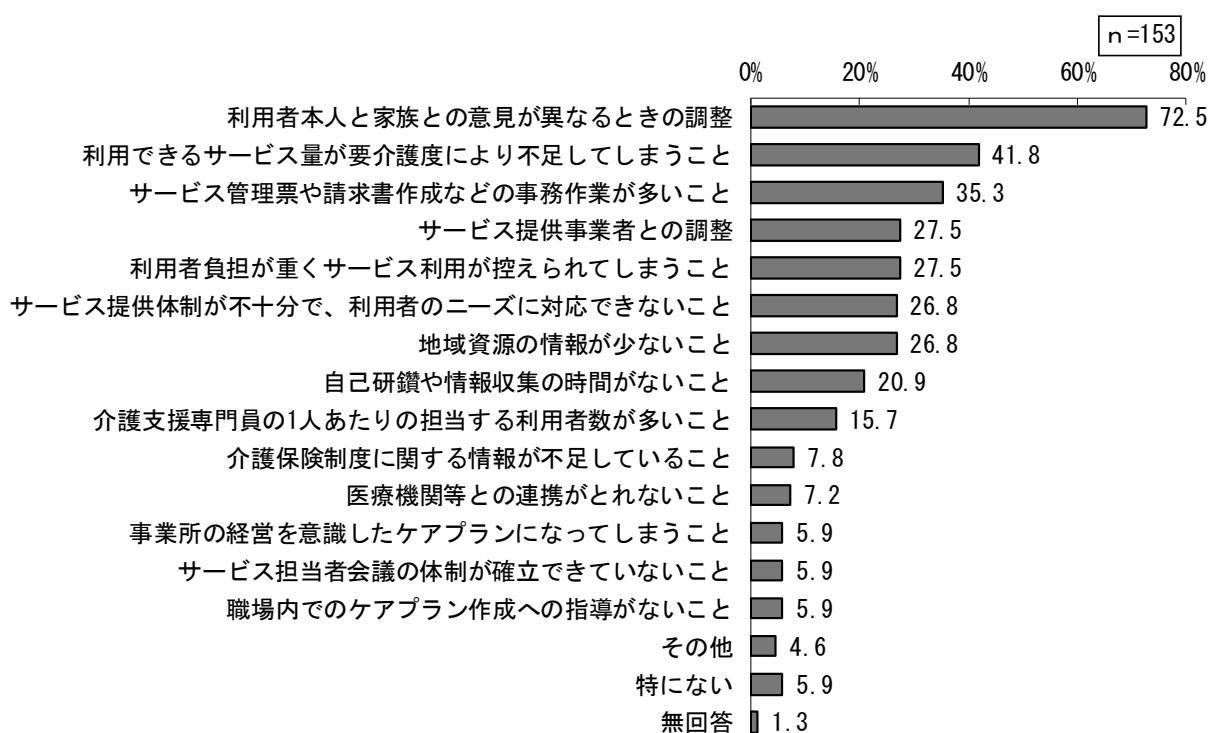
カテゴリー名	今回	前回	増減
経済的な負担が大きいから	71.4	60.7	10.7
本人が入所を望まないから	67.9	61.9	6.0
希望する施設に空きがないから	38.4	56.0	-17.6
家族が入所を望まないから	25.0	19.0	6.0
わからない	0.9	0.0	0.9
その他	4.5	9.5	-5.1
無回答	0.0	0.0	0.0



## (2) ケアマネジメントについて

### ア ケアプラン作成時に困っていること

○「利用者本人と家族との意見が異なるときの調整」が72.5%で最も高く、次いで「利用できるサービス量が要介護度により不足してしまうこと」(41.8%)、「サービス管理票や請求書作成などの事務作業が多いこと」(35.3%)と続いています。



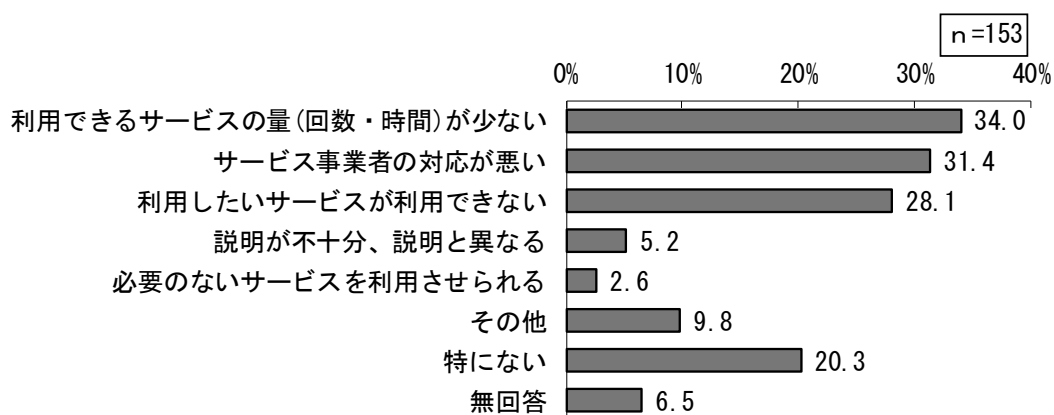
(上位10項目)

単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
利用者本人と家族との意見が異なるときの調整	72.5	75.4	-2.8
利用できるサービス量が要介護度により不足してしまうこと	41.8	33.3	8.5
サービス管理票や請求書作成などの事務作業が多いこと	35.3	31.0	4.3
サービス提供事業者との調整	27.5	24.6	2.8
利用者負担が重くサービス利用が控えられること	27.5	25.4	2.1
サービス提供体制が不十分で、利用者のニーズに対応できないこと	26.8	24.6	2.2
地域資源の情報が少ないこと	26.8	31.7	-4.9
自己研鑽や情報収集の時間がないこと	20.9	23.8	-2.9
介護支援専門員の1人あたりの担当する利用者数が多いこと	15.7	16.7	-1.0
介護保険制度に関する情報が不足していること	7.8	7.9	-0.1

## イ 利用者から多い不満

○「利用できるサービスの量(回数・時間)が少ない」が34.0%で最も高く、次いで「サービス事業者の対応が悪い」(31.4%)、「利用したいサービスが利用できない」(28.1%)と続いています。

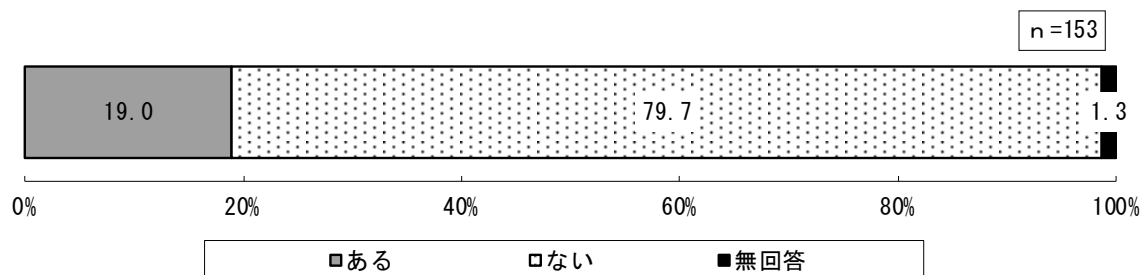


カテゴリー名	今回	前回	増減
利用できるサービスの量(回数・時間)が少ない	34.0	25.4	8.6
サービス事業者の対応が悪い	31.4	34.1	-2.8
利用したいサービスが利用できない	28.1	37.3	-9.2
説明が不十分、説明と異なる	5.2	4.8	0.5
必要のないサービスを利用させられる	2.6	0.0	2.6
その他	9.8	7.9	1.9
特になし	20.3	17.5	2.8
無回答	6.5	8.7	-2.2

### (3) 高齢者虐待について

#### ア 虐待を受けている、又はを受けていると思われる事例の有無

○「ある」が19.0%、「ない」が79.7%となっています。

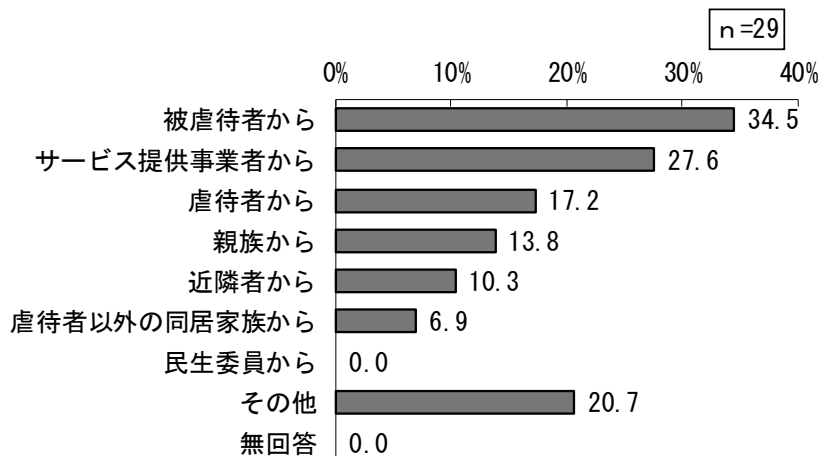


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
ある	19.0	17.5	1.5
ない	79.7	80.2	-0.4
無回答	1.3	2.4	-1.1

#### イ どこから発見したか

○「被虐待者から」が34.5%で最も高く、次いで「サービス提供事業者から」(27.6%)、「その他」(20.7%)と続いています。

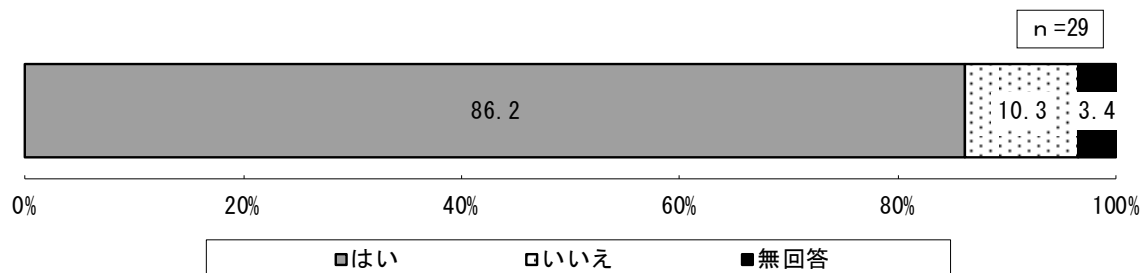


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
被虐待者から	34.5	45.5	-11.0
サービス提供事業者から	27.6	31.8	-4.2
虐待者から	17.2	13.6	3.6
親族から	13.8	31.8	-18.0
近隣者から	10.3	4.5	5.8
虐待者以外の同居家族から	6.9	18.2	-11.3
民生委員から	0.0	4.5	-4.5
その他	20.7	13.6	7.1
無回答	0.0	4.5	-4.5

## ウ 発見した際の相談・通報の有無

○「はい」が86.2%、「いいえ」が10.3%となっています。

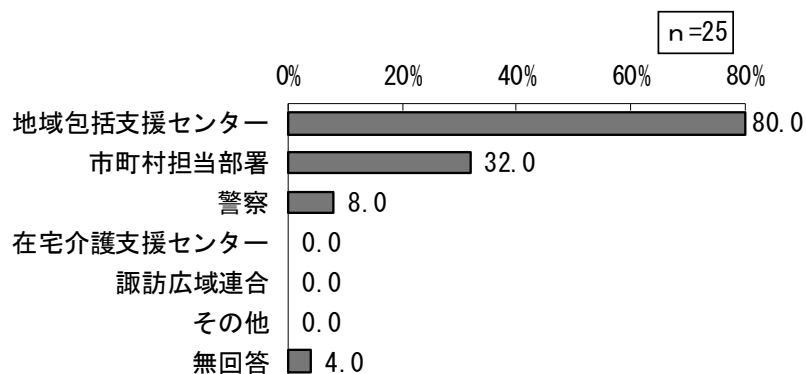


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
はい	86.2	95.5	-9.2
いいえ	10.3	4.5	5.8
無回答	3.4	0.0	3.4

## エ 相談・通報先

○「地域包括支援センター」が80.0%で最も高く、次いで「市町村担当部署」(32.0%)、「警察」(8.0%)と続いています。



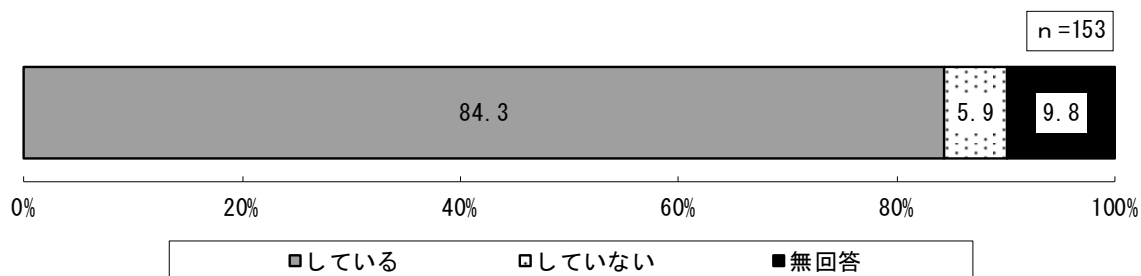
単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
地域包括支援センター	80.0	85.7	-5.7
市町村担当部署	32.0	33.3	-1.3
警察	8.0	0.0	8.0
在宅介護支援センター	0.0	0.0	0.0
諏訪広域連合	0.0	4.8	-4.8
その他	0.0	4.8	-4.8
無回答	4.0	4.8	-0.8

#### (4) 関係機関との連携について

##### ア 地域包括支援センターとの連携の有無

○「している」が84.3%、「していない」が5.9%となっています。

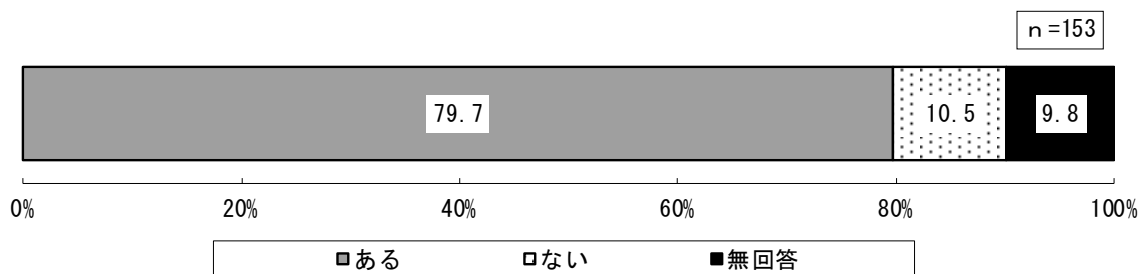


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
している	84.3	80.2	4.2
していない	5.9	4.0	1.9
無回答	9.8	15.9	-6.1

##### イ 困難事例等の地域包括支援センターへの相談の有無

○「ある」が79.7%、「ない」が10.5%となっています。

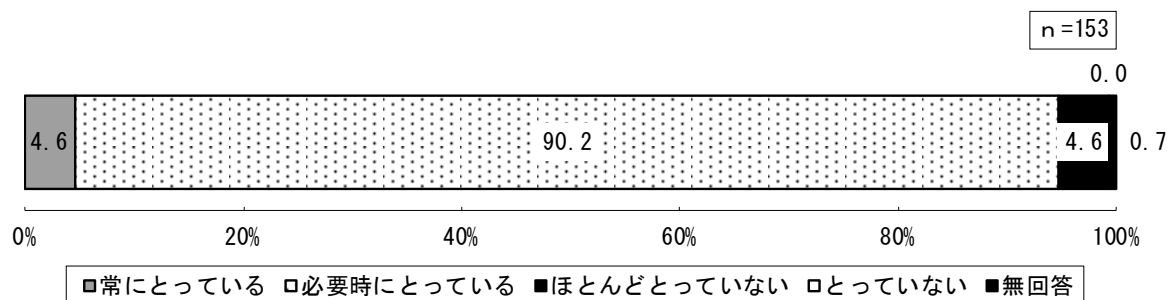


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
ある	79.7	74.6	5.1
ない	10.5	10.3	0.1
無回答	9.8	15.1	-5.3

## ウ 主治医との連絡状況

○「必要時にとっている」が 90.2%で最も高く、次いで「常にとっている」、「ほとんどとっていない」、各 4.6%) と続いています。



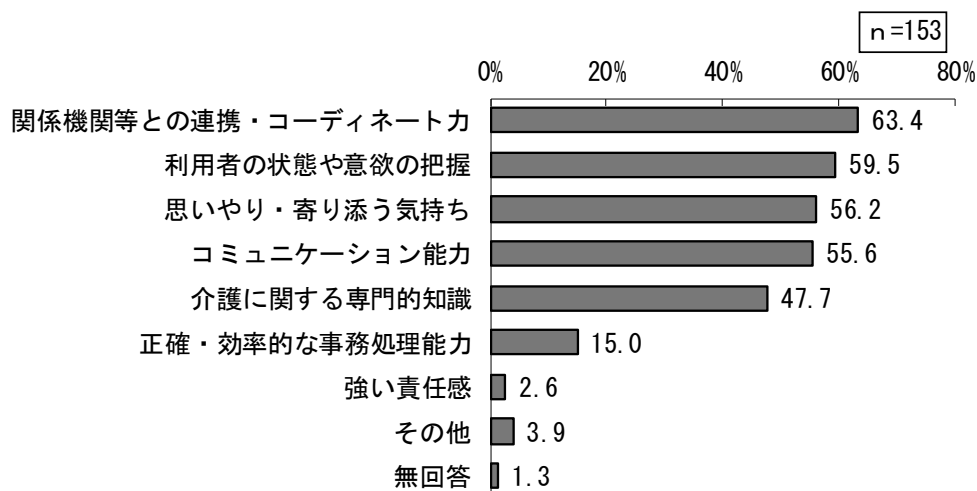
単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
常にとっている	4.6	4.0	0.6
必要時にとっている	90.2	88.1	2.1
ほとんどとっていない	4.6	5.6	-1.0
とっていない	0.0	0.0	0.0
無回答	0.7	2.4	-1.7

## (5) 資質向上について

### ア ケアマネジャーに求められる資質

- 「関係機関等との連携・コーディネート力」が63.4%で最も高く、次いで「利用者の状態や意欲の把握」(59.5%)、「思いやり・寄り添う気持ち」(56.2%)と続いています。



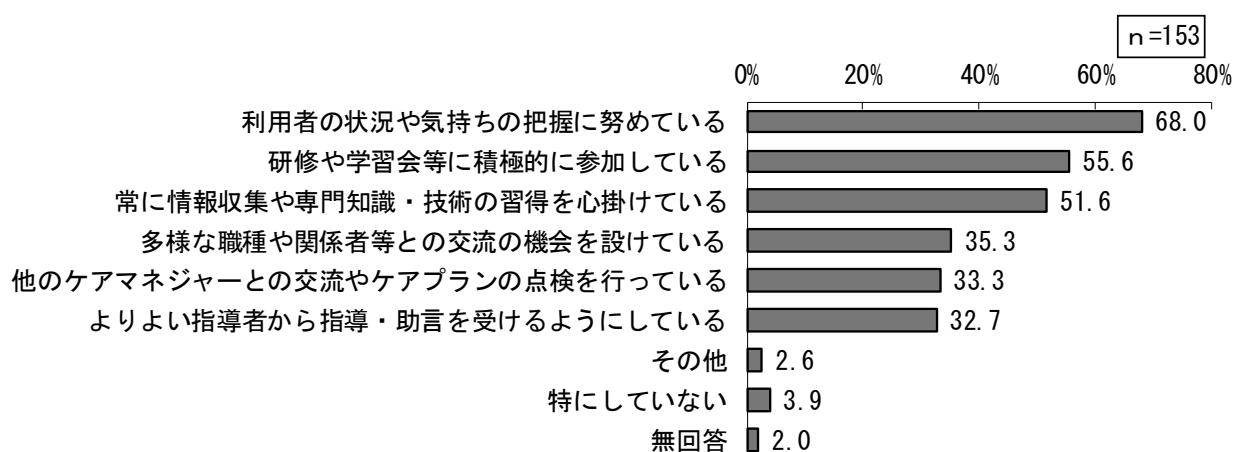
単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
関係機関等との連携・コーディネート力	63.4	67.5	-4.1
利用者の状態や意欲の把握	59.5	64.3	-4.8
思いやり・寄り添う気持ち	56.2	46.8	9.4
コミュニケーション能力	55.6	55.6	0.0
介護に関する専門的知識	47.7	53.2	-5.5
正確・効率的な事務処理能力	15.0	17.5	-2.4
強い責任感	2.6	4.8	-2.1
その他	3.9	0.0	3.9
無回答	1.3	1.6	-0.3

## イ 資質向上のためにしている工夫

○「利用者の状況や気持ちの把握に努めている」が 68.0%で最も高く、次いで「研修や学習会等に積極的に参加している」(55.6%)、「常に情報収集や専門知識・技術の習得を心掛けている」(51.6%)と続いています。

○前回調査と比べると、「利用者の状況や気持ちの把握に努めている」の割合が減少しています。



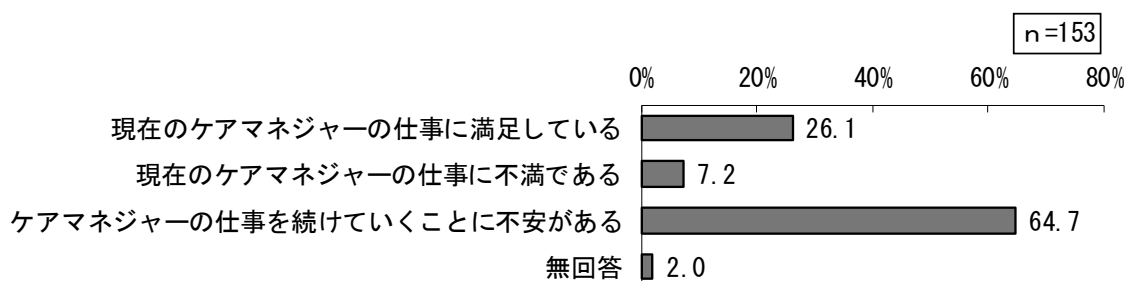
単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
利用者の状況や気持ちの把握に努めている	68.0	81.0	-13.0
研修や学習会等に積極的に参加している	55.6	47.6	7.9
常に情報収集や専門知識・技術の習得を心掛けている	51.6	49.2	2.4
多様な職種や関係者等との交流の機会を設けている	35.3	27.8	7.5
他のケアマネジャーとの交流やケアプランの点検を行っている	33.3	31.7	1.6
よりよい指導者から指導・助言を受けるようにしている	32.7	33.3	-0.7
その他	2.6	2.4	0.2
特にしていない	3.9	1.6	2.3
無回答	2.0	2.4	-0.4



## ウ 仕事の満足度

- 「ケアマネジャーの仕事が続けていくことに不安がある」が64.7%で最も高く、次いで「現在のケアマネジャーの仕事に満足している」(26.1%)、「現在のケアマネジャーの仕事に不満である」(7.2%)となっています。

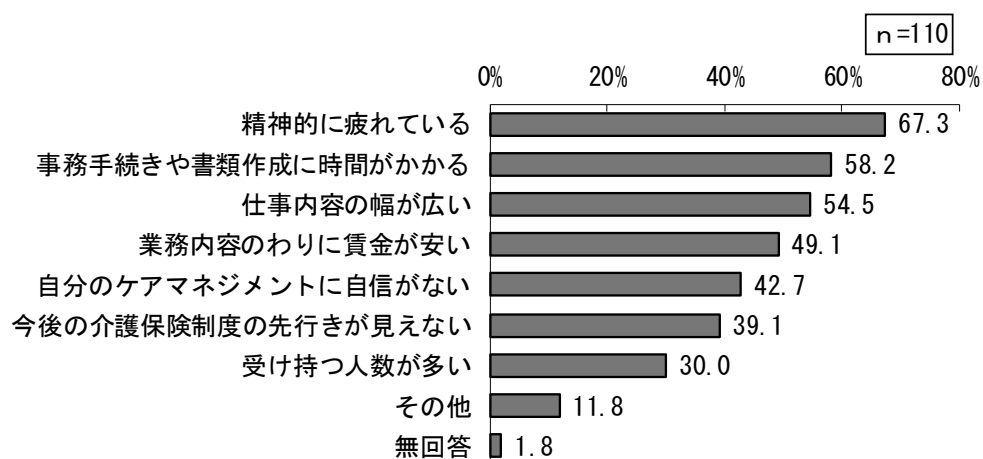


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
現在のケアマネジャーの仕事に満足している	26.1	33.3	-7.2
現在のケアマネジャーの仕事に不満である	7.2	8.7	-1.5
ケアマネジャーの仕事が続けていくことに不安がある	64.7	55.6	9.2
無回答	2.0	2.4	-0.4

## エ 不満・不安の主な理由

- 「精神的に疲れている」が67.3%で最も高く、次いで「事務手続きや書類作成に時間がかかる」(58.2%)、「仕事内容の幅が広い」(54.5%)と続いています。



単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
精神的に疲れている	67.3	63.0	4.3
事務手続きや書類作成に時間がかかる	58.2	50.6	7.6
仕事内容の幅が広い	54.5	59.3	-4.7
業務内容のわりに賃金が安い	49.1	56.8	-7.7
自分のケアマネジメントに自信がない	42.7	40.7	2.0
今後の介護保険制度の先行きが見えない	39.1	42.0	-2.9
受け持つ人数が多い	30.0	33.3	-3.3
その他	11.8	12.3	-0.5
無回答	1.8	0.0	1.8

## 資料4 パブリックコメントの結果と考え方

### (1) 実施概要

#### ア 実施期間

令和5年12月22日～令和6年1月22日

#### イ 実施方法

- ① 住民周知 各市町村の広報12月号または1月号への掲載  
諏訪広域連合ホームページへの掲載  
報道 長野日報
- ② 資料の提供 諏訪広域連合ホームページに掲載  
諏訪広域連合介護保険課・各市町村の窓口で提供

#### ウ 募集結果

意見・要望提出者 4名(2名メール、1名郵送、1名FAX)

### (2) 意見・要望の内容とその対応について

#### ○地域包括ケアについて

意見概要	広域連合の考え方
<p>今後、介護認定者は増加するが全体を網羅する介護体制を構築することは難しいことの方が多くある。</p> <p>高齢者一人ひとりまで、切れ目なく介護体制を提供することは難しい。しかし、サービスを受けたくても声を出せない人もいる。一人でも多く介護サービスが受けられるために地域包括ケアシステムを充実させる必要がある。各市町村において地域包括支援センターの要員を増員させ早めの対応や、相談体制の充実を図るべきである。</p> <p>また、広報等へ統一的に広域連合の案内を掲載するのも方法であると考えます。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、43頁「(3) 地域包括支援センターの機能強化」及び44頁「(2) 重層的支援体制の整備」に記載のとおりです。</p> <p>また、55頁(1)①地域包括支援センターの本文を追加・修正いたしました。</p> <p>周知方法につきましては、諏訪広域連合ホームページ等の活用を検討しております。</p>

○施設整備について

意見概要	広域連合の考え方
<p>認知症高齢者グループホームについて、岳麓側の高齢者（80～90歳代）は、農業従事者が多く国民年金者が多いためグループホームに入所したくても月に4～9万円の年金収入では入居は経済的に厳しい状況。</p> <p>特養も個室は高く多床室を希望される方が多い状況のため順番が中々回って来ない。</p> <p>特養の個室は空いているものの問題行動がない利用者から入所している傾向あり。</p> <p>低所得者でも入所できる多床室の施設も必要と思われる。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、51頁「5-1 介護保険サービス基盤の充実」に記載のとおりです。</p>

○重層的支援体制の整備について

意見概要	広域連合の考え方
<p>イメージ図により、何をやろうとしているかは理解できると思う。</p> <p>重層的支援体制整備事業については、6市町村で考え方や進捗に差があると思う。</p> <p>高齢者、介護保険事業への相談について、連携体制や対応にばらつきがないように進める必要があると思う。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、実施市町村の実情を踏まえ、対応等にばらつきが出ないように進めてまいります。</p>

○養護施設者における高齢者虐待防止と対応強化について

意見概要	広域連合の考え方
<p>虐待の発生防止として、実際に虐待と認定された事例や通報事例の要因の分析を行っていただきたい。</p> <p>また、広域連合や市町村による施設への出前講座を実施して虐待防止促進に取り組んでいただきたい。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、48頁「(2) 養護者による高齢者虐待防止と対応強化」及び「(3) 養護施設者における高齢者虐待防止と対応強化」に記載のとおりです。</p>

○介護する家族等への支援の充実について

意見概要	広域連合の考え方
<p>①介護が必要な人と介護者(家族)が住み慣れた自宅での生活を継続するためには、介護者への支援も欠かせません。仕事をつづけながら介護されている方もいますが、介護のために仕事を辞めた(いわゆる介護離職)方もいます。</p> <p>そこで、仕事と介護の両立ができる支援を政策的に取り組んでください。</p> <p>また、事業所にパンフレットを配るなどを通</p>	<p>ご指摘いただきました事項、①については、49頁「4-9 介護する家族等への支援の充実」及び55頁「(1) 相談窓口の充実」に記載のとおりです。</p> <p>②については、44頁「(2) 重層的支援体制の整備」に記載のとおりです。</p> <p>また、調査等の実施による実態把握、諏訪広域連合ホームページ及び広報等を活用した周知を</p>

<p>じて、働く人に介護保険制度や相談窓口（地域包括支援センター、介護保険事業所など）、介護支援専門員（ケアマネジャー）の存在を周知して、「いざ介護が必要になった時」に事前準備ができ安心して介護ができるように取り組んでほしいです。</p> <p>②介護と育児の両方をしているいわゆるダブルケアに関して、実態を調査したり、ダブルケアを行っている人への支援として、相談窓口の設置や保育所等の利用を優先的に行えるようにするなど各市町村の保育・子育て制度との連携を充実してください。</p>	<p>行ってまいります。</p>
---	------------------

○低所得者への対応について

意見概要	広域連合の考え方
<p>グループホームに入居する際に必要となる入居一時金（預り金）への広域連合としての独自の補助制度を設けてください。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、他のサービスへの影響を考慮しながら今後の参考とさせていただきます。</p>

○介護保険料上昇への対応について

意見概要	諏訪広域の考え方
<p>第8期計画の介護給付費準備基金残高を基金に積み増し（繰り越し）するのではなく、第9期計画での保険料の引き下げへの活用を積極的に検討してください。</p> <p>また、被保険者の負担を軽減することを目的に、第1号被保険者の介護保険料について、現行の14段階から、所得に応じてさらに段階を増やすなどの改定も検討してください。</p> <p>さらに、広域連合として国に対し、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるように強く要望してください。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、102頁「8-1 所得段階別被保険者数の推計」及び104頁「(4) 基金繰入」に記載のとおりです。</p> <p>また、保険料段階につきましては、今後も要介護認定者数及び介護保険サービス利用者の増加に伴い、介護保険料基準額の上昇が見込まれることから、引き続き制度改正の動向や当広域連合の介護給付費準備基金残高の状況などを踏まえて、さらなる保険料段階数の設定や各保険料段階の保険料率の変更について検討してまいります。</p> <p>なお、国庫負担割合の引き上げなどの抜本的な制度の改革については、保険者での対応は困難ですが、今後の国の動向を注視してまいります。</p>

○介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進について

意見概要	諏訪広域の考え方
<p>専門的な福祉や介護人材の育成は欠かせないが、人材のなり手不足も深刻な課題です。介護労働者の賃金引き上げと待遇改善を行い、人材確保によって介護サービスが確実に提供される体制づくりに国とともに広域連合も責任を持つことです。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、2019年の介護報酬改定で介護職員の確保・定着につながるため賃金改善に充てることを目的に、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ加算が行われ、今回の報酬改定では、介護職員の処遇改善でプラス改定とし、加算を一本</p>

	<p>化することで事業者の取得を促して継続的な賃上げに繋げるとしています。</p> <p>当広域連合としては、加算取得のための実務実践研修等を実施し、事務手続きの支援を継続してまいります。</p>
--	--

○特定福祉用具販売及び住宅改修について

意見概要	諏訪広域の考え方
<p>利用者負担の軽減のため、償還払い方式から、介護保険の請求の権利を事業者に委任する「受領委任払い方式」への切り替えをお願いします。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、償還払い方式から、「受領委任払い方式」へ一律に切り替える考えはありませんが、利用者負担の軽減を図るため、一時立替が困難な場合の保険給付費の貸付制度「介護保険介護サービス費等貸付制度」を定めております。</p>

○居宅介護支援について

意見概要	広域連合の考え方
<p>国において居宅介護支援費の自己負担導入（いわゆるケアプランの有料化）の是非について議論されていますが、ケアプラン作成は利用者にとって、介護保険制度のサービス利用における「入口」であり、入口を有料化すると、低所得者を中心に利用控え・一層の負担増加が起きる危険性が想定されことから、国に対して自己負担導入に反対の意見をあげてください。</p>	<p>ご指摘いただきました事項について、ケアプラン有料化は、国の社会保障審議会等において検討が進められており、今後の介護保険事業計画にも大きく影響することと捉えていることから、引き続き議論の動向を注視してまいります。</p>

○認知症対応型通所介護について

意見概要	広域連合の考え方
<p>認知症介護に特化したサービスである一方で、通常の通所介護（デイサービス）との違いが分かりにくい面もあるかと思えます。より認知症介護について専門性の高い職員が配置されていることなど差別化を図り、要介護者にとってわかりやすい説明をお願いします。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、サービス利用時にケアマネジャーから説明が行われていますが、「よくわかる介護保険サービス利用ガイドブック」等を活用したわかりやすい説明や周知に努めてまいります。</p>

○地域密着型介護老人福祉施設について

意見概要	広域連合の考え方
<p>①年金で入れる、暮らせる特養の増設は、必要な課題です。ユニット型個室の施設は、利用料が高いことから入居順番が来ても、公的年金だけでは利用料を賄えず入居を辞退するケースがあります。誰もが経済的な負担なく介護が必要な時に入居できるように施設居住費助成の充実を図るなど、低所得者の住まいの確保に取り組ん</p>	<p>ご指摘いただきました事項、①については、54頁「(4) 低所得者への対応」に記載のとおりです。</p> <p>②については、55頁「(1) ④関係機関との連携」及び58頁「(3) サービスの質の向上に向けた研修・指導等の実施」に記載のとおりです。</p>

<p>てください。</p> <p>②特養の新設、増床にあたっては、障害のある人の高齢化に伴う介護ニーズ（いわゆる「65歳の壁」）に対応できるように介護保険事業所と障害福祉サービス事業所との連携を図って取り組んでください。</p> <p>また、既存の介護保険事業所の職員に対して、障害特性（知的障害や発達障害、強度行動障害など）に対応できるように研修を実施してください。</p>	
--	--

○看護小規模多機能型居宅介護について

意見概要	広域連合の考え方
<p>既存の小規模多機能型居宅介護に訪問看護機能を併設させる「転換型」の整備を行うにあたっては、訪問看護や看護小規模多機能型居宅介護との差別化を図り、既存の事業所が縮小・閉鎖することのないように留意して取り組んでください。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、51頁「(1) ①居宅サービス」に記載のとおりです。</p>

※掲載しているご意見のほかに、複数ご意見をいただきましたが、本事業計画に対してのご意見のみ掲載をしております。

## 資料5 諏訪広域連合介護保険委員会

### (1) 諏訪広域連合介護保険委員会設置要綱

平成18年6月1日

告示第17号

#### (設置)

第1条 諏訪広域連合は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく介護保険事業の健全かつ円滑な実施を推進するため、諏訪広域連合介護保険委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険事業の運営に関する意見をまとめること。
- (2) 介護保険事業計画の策定に関する意見をまとめること。
- (3) 地域密着型サービスの事業者指定に関する意見をまとめること。
- (4) その他広域連合長が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員40人以内で組織し、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者を代表する者
- (2) 保健、医療及び福祉の関係団体を代表する者
- (3) その他広域連合長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、介護保険課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(諏訪広域連合介護保険運営協議会設置要綱の廃止)

2 諏訪広域連合介護保険運営協議会設置要綱（平成15年告示第9号）は、廃止する。



## (2) 諏訪広域連合介護保険委員会委員名簿

① 保健、医療及び福祉の関係団体を代表する者

令和6年3月31日現在

委員名	推薦団体	推薦・所属団体での役職名等	部会
向山 茂雄	岡谷市医師会	理事	保険料
有賀 誠司	諏訪市医師会	理事	予防
知見 秀雄	諏訪郡医師会		委員会長
宮坂 大	岡谷下諏訪歯科医師会	理事	予防
正田 行穂	諏訪市歯科医師会	副会長	保険料
浅井 伸二郎	茅野市諏訪郡歯科医師会	理事	予防
井上 真由美	長野県看護協会諏訪支部	老人保健施設みづうみ看護副師長	予防
丸田 哲	岡谷薬剤師会	副会長	保険料
五味 高義	長野県理学療法士会		予防部会長
井上 憲昭	諏訪地区老人保健施設連絡協議会	富士見高原医療福祉センター 名誉院長	サービス部会長
早出 徳一	諏訪地区老人福祉施設連絡協議会	さわらび 施設長	サービス
松崎 洋子	長野県介護支援専門員協会		サービス
井原 裕介	諏訪広域老人ホームの会	事務局	サービス
笠原 奈美	長野県介護福祉士会	登録講師	サービス
横関 和代	諏訪地域小規模多機能型居宅介護事業者連絡会	会長	サービス
小口 明則	岡谷市	岡谷市社会福祉協議会会長	保険料部会長
熊井 巻文	岡谷市	岡谷市地区社会福祉協議会会長	予防
矢崎 敏江	諏訪市	諏訪市地域医療・介護連携センター ライフドアすわ副センター長	予防
北沢 将広	諏訪市	諏訪市社会福祉協議会	保険料
竹内 武	茅野市	茅野市社会福祉協議会事務局長	保険料
矢崎 洋子	茅野市	茅野市介護サービス相談員	予防
藤森 佐恵子	下諏訪町	下諏訪町社会福祉協議会事務局 次長	保険料部副会長
北澤 綾子	下諏訪町	下諏訪町ケアマネジメント研究会 代表	サービス
小林 誠一	富士見町	富士見町社会福祉協議会 介護保険事業所長	委員会副会長
小林 忍	富士見町	富士見町民生児童委員協議会 副会長	サービス
小島 早苗	原 村	原村民生児童委員協議会 副会長	サービス部副会長
牛山 亜矢子	原 村	原村社会福祉協議会	予防部副会長

※推薦・所属団体での役職名等は委嘱当時のものとなります。

## ② 介護保険の被保険者を代表する者（公募・市町村の推薦）

令和6年3月31日現在

委員名	推薦団体	推薦・所属団体での役職名等	部会
藤森 すす子	岡谷市	1号被保険者（岡谷市保健委員連合会会長）	保険料
大和 洋平	岡谷市	1号被保険者（岡谷市介護相談員）	サービス
笠原 和代	岡谷市	1号被保険者（岡谷市介護相談員）	予防
小島 光治	諏訪市	1号被保険者（諏訪市老人クラブ連合会）	予防
安部 修二	諏訪市	1号被保険者（諏訪市介護なんでも相談員）	保険料
酒井 知美	諏訪市	2号被保険者（諏訪市保健補導員連合会）	予防
小池 歩美	茅野市	2号被保険者（医療と介護の連携連絡会運営委員会）	保険料
荻田 雅史	茅野市	1号被保険者（茅野市介護サービス相談員）	サービス
宮坂 民子	茅野市	1号被保険者（茅野市介護サービス相談員）	サービス
太田 秀子	下諏訪町	1号被保険者（下諏訪町民生児童福祉委員協議会副会長）	保険料
小松 利実	下諏訪町	1号被保険者（下諏訪町民生児童福祉委員協議会副会長）	保険料
齊藤 政雄	富士見町	1号被保険者	保険料
清水 文人	原 村	1号被保険者	保険料

※推薦・所属団体での役職名等は委嘱当時のものとなります。

## 資料6 諏訪広域圏内 介護保険サービス事業所一覧(令和6年2月現在)

### ○訪問介護（ホームヘルプ）

事業所名	所在地	TEL	FAX	現行相当	サービスA
岡谷市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	岡谷市長地権現町4-11-50	24-2121	24-3555	○	○
ヘルパーステーション わかば	岡谷市湖畔3-2-18	23-4884	23-4410	○	○
ニチイケアセンター おかや	岡谷市長地権現町1-7-26	26-2913	26-2916	○	
在宅介護てまり	岡谷市神明町1-2-2	23-8827	23-8852	○	○
和が家ヘルパーステーション	岡谷市山下町1-1-22	75-5669	78-8482	○	○
ヘルパーステーション 和楽	岡谷市2916-4	22-4057	22-6166	○	
訪問介護事業所そよかぜ	岡谷市長地御所2-14-12 フレグランスあずさA棟101	55-4007	28-5268	○	
ヘルパーステーション ホープ	岡谷市山下町2-13-10	78-7979	78-7989	○	
やさしい手 わかみや訪問介護事業所	岡谷市若宮1-5-27	21-2001	-	○	○
ヘルパーステーション 和縁	岡谷市湊2-11-14-4	55-7040	55-6916	○	
ヘルパーステーションなでしこ	岡谷市南宮1-5-16	78-8855	78-8886	○	○
株式会社つくしんぼ	岡谷市中央町2-3-11 セントラルバレス8号	55-4837	55-9465		
訪問介護 ツバメの巣	岡谷市川岸中1-23-8	88-8472	63-1676	○	
アクア岡谷訪問介護	岡谷市塚間町2-6059-1	78-6199	78-6299		
諏訪市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所 西山の里	諏訪市湖南4016-1 デイサービスセンター「西山の里」内	56-1499	57-1711	○	○
富士見高原医療福祉センター ケアネットセンターすわこ	諏訪市豊田2400-9	57-5089	57-5102	○	○
かりんの里訪問介護事業所	諏訪市湖岸通り5-11-5 老人保健施設かりんの里内	57-5261	57-5766	○	○
こころ高島	諏訪市高島1-21-14	54-5565	78-3830	○	○
諏訪交通	諏訪市四賀103-6	52-1130	58-1194		
(株)まごころホーム訪問介護事業所	諏訪市清水1丁目2-18 クレストハイツ清水201号室	54-3011	54-3022	○	
すずらの里訪問介護事業所	諏訪市高島1-25-14 フジビル201号	54-3320	54-3340	○	
みよし家介護サービス訪問介護事業所	諏訪市湯の脇2-9-13	58-7205	58-7201	○	○
ニチイケアセンター諏訪城南	諏訪市城南1-2658-2 イトウビル2F	78-0041	78-0042	○	
合同会社ヘルパーステーションよつば	諏訪市湯の脇1-14-6	84-1710	84-3062	○	
ヘルパーステーションすずか	諏訪市湖南658-14	58-6887	78-1057	○	
ヘルパーステーションケアこまくさ	茅野市ちの3094-6（虹の森内）	82-0500	82-8088	○	
富士見高原医療福祉センター ケアネットセンター茅野	茅野市仲町17-33 JA信州仲町ビル1階	82-6770	82-5671	○	○
茅野市社会福祉協議会 訪問介護事業所	茅野市宮川3975	82-1415	82-1107	○	
介護センターこすもす	茅野市宮川5010-20	73-7382	73-0019		
株式会社ニココライフ訪問介護事業所	茅野市ちの904 C-1	55-2332	55-1552	○	
ニチイケアセンター茅野	茅野市塚原2-4-23	73-7591	73-7592	○	

事業所名	所在地	TEL	FAX	現行相当	サービスA
ニチケアセンターすわ	茅野市宮川4245-1	82-5183	72-0439	○	
エクセレントライフサービス	茅野市北山5513-159	67-0609	67-0610	○	
桜ハウス訪問介護事業所	茅野市宮川4900-4	75-5720	82-4160	○	
ヘルパーステーション寿和寮	茅野市宮川5010-1	71-1610	71-1611		
ふくろうsuwa支援センターつばめ	茅野市玉川4011-1	55-1245	75-5293	○	
訪問介護事業所 狸	茅野市豊平3765	080-5140-6708	55-2200	○	
ゆう	茅野市玉川3152-2	79-7737	79-7737		
ニチケアセンター神之原	茅野市玉川4143-7	75-0856	75-0857	○	
ほっとケア あかり	茅野市宮川7296-18	050-1456-0839	050-1456-0839	○	○
訪問介護事業所 ゆかりケア	茅野市ちの274-8	72-2235	75-5567	○	
訪問介護事業所 ユニサボすわ	茅野市ちの694-1	75-2820	75-2822	○	
リゾートケア蓼科	茅野市北山4035-1296	75-1031	75-1032	○	
訪問介護事業所ゆーはーと	茅野市豊平1704-3	82-5551	82-5551	○	
下諏訪町社会福祉協議会	下諏訪町(大門3)162-4	28-8292	27-0890	○	
諏訪共立ヘルパーステーション	下諏訪町(西弥生町)4928-1	28-2499	28-2490	○	○
月岡ケアサービス訪問介護事業所	下諏訪町(東赤砂)4699-15	28-7650	28-7651	○	
カーサ・デ・ソル	下諏訪町(南四王)6150-4	27-3850	27-3865	○	○
ケアサポートふきのとう	下諏訪町(御田町)3134-7	28-5307	28-5392	○	
訪問介護ら・ら・ら24	下諏訪町(東赤砂)4704-10	55-5703	78-8715	○	
ヘルパーステーション春うらら	下諏訪町(武居)5869	78-7884	78-7884	○	
富士見町社会福祉協議会 ふれあい訪問介護事業所	富士見町富士見8988-1	62-6766	62-6772	○	○
富士見町社会福祉協議会 清泉荘訪問介護事業所	富士見町境7276	61-8210	62-8212	○	○
あくしす訪問介護事業所	富士見町富士見11517-3	78-6484	78-6585	○	
うえむら訪問介護信州事業所	富士見町富士見3793-1 山科グリーンハイツ201号室	080-7955-8341	055-284-8099		
原村ホームヘルプサービス	原村6649-3	79-7228	79-7093	○	○

## ○総合事業 訪問型サービスA 単独事業所 (サービスAのみ提供)

事業所名	所在地	TEL	FAX
岡谷下諏訪広域シルバー人材センター 訪問介護事業所	岡谷市長地権現町4-11-50	23-0760	23-4936
茅野市広域シルバー人材センター 訪問介護事業所	茅野市塚原2-5-45	73-0224	73-0227

## ○訪問入浴介護

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
ニチケアセンターおかや	岡谷市長地権現町1-7-26	26-2915	26-2916	○
諏訪市社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	諏訪市四賀1844-6	52-0088	52-0070	○
ニチケアセンターすわ	茅野市宮川4245-1	82-5184	72-0439	○
ケアエイド諏訪広域営業所	茅野市宮川10996 ピラオクタテポルテ105	75-5995	75-5996	○
富士見町社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	富士見町富士見8988-1	62-6766	62-6772	○

## ○訪問看護

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
岡谷市訪問看護ステーション	岡谷市本町4-11-33	23-2000	78-3623	○
ニチケアセンターおかや 訪問看護ステーション	岡谷市長地権現町1-7-26	26-2085	26-2916	○
やさしい手わかみや 訪問看護ステーション	岡谷市若宮1-3-15 ルミエール花岡D	75-2366	21-2003	○
アクア岡谷訪問看護ステーション	岡谷市塚間町2-6059-1	78-6199	78-6299	
訪問看護ステーション エール	岡谷市1873-4	080-4857- 4922	-	○
諏訪赤十字訪問看護ステーション	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院内	57-5151	57-6016	○
宮坂医院	諏訪市元町4-10	52-1711	52-8115	○
ハーツ訪問ナースステーション	諏訪市高島1-27-2	58-3050	55-2265	○
つるかめ訪問看護ステーション	諏訪市中洲5317-1	55-7755	050-3145- 0006	○
訪問看護ステーションふじみ サテライトみづうみ	諏訪市豊田2400-9	54-2118	57-3030	○
訪問看護ステーションりんどう	茅野市塚原2-5-45	82-1234	82-0188	○
訪問看護ステーションこまくさ	茅野市ちの3094-6	82-8080	82-8088	○
訪問看護ステーションいろは	茅野市玉川4300	72-1000	73-5417	○
尖石診療所	茅野市豊平4485-1	71-6211	71-6210	○
あん訪問看護ステーション	茅野市ちの3499-1 タカハシビル3階	78-7650	78-7995	○
諏訪共立訪問看護ステーション	下諏訪町（西赤砂）4429-6	27-0471	27-0105	○
yui訪問看護ステーション	下諏訪町（東山田社）6529-6	78-7193	78-7197	○
みつばさ訪問看護ステーションしもすわ	下諏訪町（矢木東）219-76 大門Ⅱアパート	78-6712	78-6713	○
訪問看護ステーションふじみ	富士見町落合11106-1	62-8003	62-8005	○

## ○訪問リハビリテーション

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
岡谷市民病院	岡谷市本町4-11-33	23-8000	23-0818	○
つるみね共立診療所	岡谷市川岸上1-22-21	22-6680	24-3573	○
湖畔病院	岡谷市長地小萩1-11-30	27-5500	-	○
宮坂医院	諏訪市元町4-10	52-1711	52-8115	○
掬水	諏訪市豊田837-1	58-3232	58-3202	○
みづうみ	諏訪市豊田2400-9	54-2111	57-3030	○
介護老人保健施設かりんの里	諏訪市湖岸通り5-11-5	57-5755	57-5766	○
きみづか整形外科	諏訪市上川2343	78-4001	78-4002	○
上諏訪駅前ひろ整形外科	諏訪市諏訪1-6-1 アーク諏訪2階	78-8595	78-8935	○
諏訪中央病院	茅野市玉川4300	72-1000	72-4120	○
訪問リハビリテーション 虹の森	茅野市ちの3094-6	73-2000	73-2211	○
諏訪共立病院	下諏訪町(矢木町1)214	28-3071	28-5241	○
老健すずかぜ	下諏訪町(西赤砂)4429-6	26-3053	26-2135	○
老人保健施設あららぎ	富士見町落合11106-1	62-8008	62-8005	○
老人保健施設さくらの	原村13220-1	70-1222	70-1223	○

## ○通所介護(デイサービス)

事業所名	所在地	TEL	FAX	現行相当	サービスA
ウェルハート おかや	岡谷市長地片間町1-11-1	28-1000	28-6800	○	
さわらび	岡谷市西山1723-101	21-1180	21-1182	○	○
グレイスフル岡谷	岡谷市湖畔2-6-2	21-7321	24-0711	○	○
ニチイケアセンター おかや	岡谷市長地権現町1-7-26	26-2912	26-2916	○	
温泉デイサービス湯けむり	岡谷市南宮3-3-8	24-2006	24-8211	○	
ツクイ岡谷	岡谷市本町1-7-21	21-1320	21-1321	○	
さわやか絹の郷信州おかや	岡谷市郷田2-1-24	24-8822	24-8824	○	
デイサービスセンター聖母憩の家	諏訪市大和1-5-7	52-1594	52-2252	○	
デイサービスセンター「湯の里」	諏訪市四賀2213-1	57-1800	57-3800	○	○
諏訪市デイサービスセンター「西山の里」	諏訪市湖南4016-1	56-1700	57-1711	○	
すばらしき仲間たち	諏訪市湖南4894-1	57-3108	57-2140	○	○
デイサービスきたえるーむ諏訪	諏訪市四賀1982-2	78-8767	78-8822	○	
諏訪中央病院組合老人福祉施設 ふれあいの里	茅野市玉川4300-9	73-8880	71-1641	○	

事業所名	所在地	TEL	FAX	現行相当	サービスA
富士見高原医療福祉センター デイサービスけいすい	茅野市北山4808-1	78-2322	78-2366	○	
茅野市西部デイサービスセンター	茅野市宮川3975	82-6161	82-1107	○	
桜ハウス玉川	茅野市玉川3046-1	82-7685	82-7690	○	
りんどう苑	茅野市豊平1907-1	82-5882	82-5883	○	
ツクイ茅野	茅野市仲町15-6	82-7801	82-7802	○	
桜ハウス宮川	茅野市宮川4900-4	75-5720	82-4160	○	
憩いの家パセオ	下諏訪町(矢木町3)26	27-0106	27-0129	○	
穂乃家	下諏訪町(東山田第5)社6534-4	26-4530	26-4532	○	
湖浜温泉デイサービス	下諏訪町(西豊)6174-1	26-2121	26-2323	○	
富士見町社会福祉協議会 ふれあい指定通所介護事業所	富士見町富士見8988-1	62-6762	62-6772	○	○
富士見町社会福祉協議会 清泉荘通所介護事業所	富士見町境7276	61-8210	61-8212	○	○
デイサービスセンターかがやき	富士見町境7276	64-2820	64-2821	○	○
紅林荘デイサービスセンター	富士見町富士見3107-2	61-2085	61-2081	○	
原村デイサービスセンター	原村6649-3	79-7228	79-7093	○	○
デイサービスセンターあいりす	原村10377-2	72-8300	72-7800	○	

## ○地域密着型通所介護(定員18人以下のデイサービス)

事業所名	所在地	TEL	FAX	現行相当	サービスA
ホープ岡谷	岡谷市山下町2-13-10	78-7979	78-7989		
和が家新倉	岡谷市川岸中3-4-1	75-2525	75-5509	○	
リハビリデイサービスいずみ橋原	岡谷市川岸東2-7-25	24-1044	-	○	
デイサービスセンターなごやか岡谷	岡谷市神明町1-4-10	75-5780	75-5781	○	○
在宅介護てまり	岡谷市神明町1-2-2	23-8827	23-8852	○	
パセオおかや	岡谷市赤羽3-2-15	22-4155	78-6875	○	
リハビリテーション小菰	岡谷市長地小菰2-8-28	78-3261	78-3262	○	○
めだかの学校	岡谷市天竜町2-3-20	22-7062	22-7062	○	
私をデイに連れてって	岡谷市湊5-9-1	78-8089	78-8098	○	
リハビリデイサービスwagaya岡谷店	岡谷市若宮1-7-35	75-5370	75-5360	○	
ほがら家 南宮	岡谷市南宮1-5-16	21-1230	21-1138	○	
ひかりサロンwagaya	岡谷市中央町1-11-1	24-0837	75-0144	○	
宅老所たんぼの家 長地出早	岡谷市長地出早1-15-24	75-5865	75-5866	○	
デイサービスセンター由楽里ハウス	岡谷市御倉町2-21	080-6242-5516	-	○	
小さなデイ穂の花	諏訪市湖南6581-5	58-0288	57-1711	○	
こころ高島	諏訪市高島3-1300-1	54-5564	54-5561	○	

事業所名	所在地	TEL	FAX	現行相当	サービスA
アストレ城南	諏訪市高島1-17-6	56-6060	56-6070	○	○
宅幼老所あやとり	諏訪市小和田9-6	52-6229	52-6229	○	
リハビリデイサービスいずみ	諏訪市上川1-1544	52-1677	-	○	
かりんの里デイサービスセンターあおぞら	諏訪市四賀861	54-2210	54-2215	○	○
パセオとよだ	諏訪市大字豊田3040-1	55-2507	78-6875	○	
デイサービス湖岸通り	諏訪市湖岸通り2-305-1	54-5100	54-5222	○	○
みんなのデイハウスにじのわ(共生型サービス)	諏訪市高島3-1405-11	55-5240	55-7482	○	
かりんの里デイサービスセンターうららか	諏訪市中洲3838-4	54-3361	54-3362	○	
かりんの里複合福祉施設 デイサービスセンターきずな	諏訪市高島1-1-11	52-7111	52-7132	○	○
パワーリハビリかいき諏訪	諏訪市四賀122-1	78-3308	78-3209	○	
元気づくりジム おれんじ	諏訪市中洲5672-4	84-0976	-	○	
デイサービスセンター白駒の森	茅野市ちの3000-1	82-7500	82-7575	○	
デイサービスゆるり	茅野市ちの3502-1	78-3730	78-3720	○	
ゆうもあ	茅野市塚原2-1-1	72-1010	75-5040	○	
宅老所みみずく玉川	茅野市玉川3255-1	78-3875	78-3870	○	
宅幼老所しらかば	茅野市北山3419-10	68-2085	68-2085	○	
デイサービス 茶の間	茅野市米沢4133-2	55-7967	55-4973	○	
和デイサービス	茅野市城山5-15	55-2918	55-2918	○	
みんなの家紙風船	下諏訪町(西豊)6175-3	28-7005	78-1480	○	
ほがら家 赤砂	下諏訪町(西赤砂)4406	75-2862	75-2863	○	
デイサービスセンターグレイスフル下諏訪	下諏訪町(北高木)9375-1	26-8872	26-8874	○	○
ほがら家	下諏訪町(西赤砂)4415-1	78-1581	78-1583	○	
デイサービスセンター「陽だまり横丁」	下諏訪町(東山田第3)社6672-15	24-3734	24-3734	○	
デイサービスセンタースマイル	下諏訪町(大門2)121-5	27-0084	28-0737	○	
宅幼老所ひなたぼっこ	富士見町富士見11651-6	75-2761	61-2336	○	○
宅幼老所とみさと	原村8132-1	79-5027	79-5027	○	

### ○総合事業 通所型サービスA 単独事業所 (サービスAのみ提供)

事業所名	所在地	TEL	FAX
ヘルスケアサロン「あさがお」	岡谷市長地小萩1-11-30	27-5500	28-7012
すわいきいき教室 ラ・サンテ	諏訪市四賀2213-1	57-0088	57-3800
阿部整骨院介護予防事業所 さにい〜♪	諏訪市大字湖南6539-2	53-1282	53-1286



事業所名	所在地	TEL	FAX
合同会社山本整骨院 デイサービス筋トレ会	茅野市玉川500 (茅野市運動公園総合体育館)	78-6918	78-6917
ミニデイサービスたぬき	茅野市湖東8323	78-6210	—
合同会社山本整骨院 デイサービス筋トレ会Ⅱ	茅野市本町東5-23	78-6918	78-6917
はーともCLUB	原村ペンション17217-1620	74-2038	74-2661

## ○通所リハビリテーション（デイケア）

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
岡谷市民病院	岡谷市本町4-11-33	23-8000	23-0818	○
つるみね共立診療所	岡谷市川岸上1-22-21	22-6680	24-3573	○
諏訪湖畔病院	岡谷市長地小萩1-11-30	27-5500	28-7012	○
介護老人保健施設 白寿荘	岡谷市長地小萩1-11-30	28-8910	27-5313	○
かりんの里	諏訪市湖岸通り5-11-5	57-5755	57-5766	○
掬水	諏訪市豊田837-1	58-3232	58-3202	○
宮坂医院	諏訪市元町4-10	52-1711	52-8115	○
こまくさの森	諏訪市中洲5924	53-8833	58-7277	○
みづうみ	諏訪市豊田2400-9	54-2111	57-3030	○
上諏訪駅前ひろ整形外科	諏訪市諏訪1-6-1 アーク諏訪2階	78-8595	78-8935	○
土橋整形外科歯科医院	茅野市塚原2-2-22	72-3226	72-0452	○
やすらぎの丘	茅野市玉川4300	73-1212	73-1509	○
虹の森	茅野市ちの3094-6	82-0700	82-8088	○
アイグレーハート&ケアクリニック	茅野市本町東14-3	72-9129	-	○
諏訪共立病院	下諏訪町(矢木町1)214	28-3071	28-5241	○
グレイスフル下諏訪	下諏訪町(北高木)9375-1	26-7001	26-7005	○
老健すずかぜ	下諏訪町(西赤砂)4429-6	26-3033	26-2135	○
老人保健施設あららぎ	富士見町落合11106-1	62-8008	62-8005	○
老人保健施設さくらの	原村13220-1	70-1222	70-1223	○
富士見高原医療福祉センター-中新田診療所	原村13221-2	70-1331	70-1332	○

## ○福祉用具貸与・販売

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
在宅介護リフォームセンター ふれあいショップ	岡谷市塚間町1-6-9	22-5294	22-6171	○
サクラケア塩尻店	塩尻市広丘吉田3348	0263-59-4115	0263-59-4116	○
エフビー介護サービス	松本市島内4972-5	0263-40-3700	0263-40-3770	○
ハトヤメディカルサポート株式会社	諏訪市中洲三ツ俣5709-31	52-1555	52-1557	○
みよし家介護サービス	諏訪市湯の脇2-9-13	58-7205	58-7201	○
こころ	諏訪市高島1-21-14	54-5569	54-6002	○
サクラケア諏訪店	諏訪市中洲5709-24	52-4117	52-4116	○
ケアライフ	茅野市仲町12-16	55-2661	55-9425	○
カネミツ	茅野市宮川4450-1	72-3582	73-5355	○
ニチイケアセンターすわ	茅野市宮川4245-1	82-5183	72-0439	○
ダスキンヘルスレント茅野ステーション	茅野市塚原2-13-39 竹村ビル1F	78-3422	78-3433	○
介護センター花岡	下諏訪町(高浜)6188-1	26-1112	26-1113	○
フィット	下諏訪町(武居北)6750	26-1400	26-1401	○

## ○短期入所生活介護(ショートステイ)

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
ウェルハート おかや	岡谷市長地片間町1-11-1	28-1000	28-6800	○
さわらび	岡谷市西山1723-101	21-1180	21-1182	○
ショートステイホーム第2 グレイスフル岡谷	岡谷市加茂町3-8-7	89-1211	89-1214	○
すばらしき仲間たち	諏訪市湖南4894-1	57-2111	57-2002	○
かりんの里複合福祉施設	諏訪市高島1-1-11	52-7111	52-7132	○
うぐいすの森	諏訪市沖田町4-2-1	75-1212	75-1222	○
ふくろうの森	諏訪市四賀2398-1	53-5577	54-2255	○
諏訪中央病院組合老人福祉施設 ふれあいの里	茅野市玉川4300-9	73-8880	71-1641	○
白駒の森	茅野市ちの3000-1	82-7500	82-7575	○
桜ハウス玉川	茅野市玉川3046-1	82-7685	82-7690	○
桜ハウス宮川	茅野市宮川4900-4	75-5720	82-4160	○
アイリス茅野	茅野市宮川5778-1	82-6011	82-6012	○
ハイム天白	下諏訪町(東町中1)557-2	28-8160	28-8183	○
グレイスフル下諏訪	下諏訪町(北高木)9375-1	26-8851	26-8874	○

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
富士見町社協ふれあい短期入所事業所	富士見町富士見 8 9 8 8 - 1	62-6766	62-6772	○
ショートステイやすらぎ	富士見町境 7 2 7 6	64-2828	64-2821	○
富士見高原医療福祉センター 特別養護老人ホーム恋月荘	富士見町境字東平 8 8 3 0	75-5558	64-2288	○
特別養護老人ホーム紅林荘	富士見町富士見 3 1 0 7 - 2	61-2080	61-2081	○
アイリス	原村 1 0 3 7 7 - 2	72-8300	72-7800	○
さくらの	原村 1 3 2 2 1 - 6	70-1305	70-1306	○

### ○短期入所療養介護（ショートステイ）

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
白寿荘	岡谷市長地小萩 1 - 1 1 - 3 0	28-8910	27-5313	○
第2 グレイスフル岡谷	岡谷市加茂町 3 - 8 - 7	89-1211	89-1214	○
かりんの里	諏訪市湖岸通り 5 - 1 1 - 5	57-5755	57-5766	○
掬水	諏訪市豊田 8 3 7 - 1	58-3232	58-3202	○
こまくさの森	諏訪市中洲 5 9 2 4	53-8833	58-7277	○
老人保健施設みづうみ	諏訪市豊田 2 4 0 0 - 9	54-2111	57-3030	○
やすらぎの丘	茅野市玉川 4 3 0 0	73-1212	73-1509	○
虹の森	茅野市ちの 3 0 9 4 - 6	73-2000	73-2211	○
グレイスフル下諏訪	下諏訪町（北高木） 9 3 7 5 - 1	26-7001	26-7005	○
老健すずかぜ	下諏訪町（西赤砂） 4 4 2 9 - 6	26-3053	26-2135	○
老人保健施設あららぎ	富士見町落合 1 1 1 0 6 - 1	62-8008	62-8005	○
老人保健施設さくらの	原村 1 3 2 2 0 - 1	70-1222	70-1223	○

### ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
グレイスフル岡谷	岡谷市湖畔 2 - 6 - 2	21-7321	24-0711	○
グループホームさわらび	岡谷市西山 1 7 2 3 - 1 0 1	21-1113	21-1112	○
グループホーム高尾	岡谷市川岸上 4 - 3 - 4	22-8288	22-8299	○
グループホーム風薫	岡谷市南宮 3 - 3 - 3 3	21-1211	23-7720	○
ニチイケアセンター川岸夏明	岡谷市川岸西 2 - 1 1 - 3	21-1556	21-1557	○
愛の家グループホーム岡谷幸町	岡谷市幸町 6 - 2 4 - 1	21-1580	21-1581	○
ほほえみ絹の郷	岡谷市郷田 2 - 1 - 5 1	78-8022	78-8166	○

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
医療法人こまくさ会こまくさの森	諏訪市中洲豆田 5 9 2 4	53-8811	53-8815	
かりんの里複合福祉施設 グループホームかりん	諏訪市高島 1 - 1 - 1 1	52-7111	52-7132	○
ニチイケアセンター四賀	諏訪市四賀 1 9 6 5 - 1	54-2181	54-2182	○
グループホームとよだ	諏訪市豊田 1 0 1	78-3032	52-5801	○
こころのひろばグループホーム	諏訪市高島 1 - 2 1 - 1 4	54-5615	54-5618	○
グループホーム諏訪沖田	諏訪市沖田町 1 - 1 4 1 - 3	78-3120	78-3125	○
愛の家グループホーム諏訪湖南	諏訪市湖南 3 9 0 9 - 1	78-7377	78-7378	○
グループホームすずらん	茅野市湖東 7 0 5 0 - 1	73-8332	57-7383	○
グループホームせせらぎの家	茅野市宮川 6 3 2 7 - 1	72-4626	72-4645	○
グループホーム寿和寮	茅野市宮川 5 0 1 0 - 1	71-1622	71-1624	○
グループホーム豊平	茅野市豊平 2 5 5 2	73-3010	73-3010	○
グループホームいずみの	茅野市泉野 6 5 5 8 - 1	75-5900	78-3868	○
グループホームアイリス茅野	茅野市宮川 5 7 7 8 - 1	82-6011	82-6012	○
グループホームグレイスフル下諏訪	下諏訪町（北高木） 9 3 1 0	26-8878	26-8878	○
グループホームさくら	下諏訪町（東町中 1） 5 5 6 - 1	26-8888	26-8890	○
グループホームふきのとう	下諏訪町（西四王 2 部） 5 0 0 0 - 8	75-2362	75-2374	○
グループホーム縁	下諏訪町（東山田第 6） 社 7 6 1 8 - 1	26-0170	26-8681	○
グループホームやまゆり	富士見町富士見 3 7 9 6 - 5	61-1011	61-1055	○
グループホームひなたぼっこ	富士見町富士見 1 1 6 5 0 - 1	61-2223	61-2227	○
グループホームひめばら	原村 1 7 2 1 7 - 1 2 5	78-3101	78-3103	○

## ○認知症対応型通所介護

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
ウェルハート おかや	岡谷市長地片間町 1 - 1 1 - 1	28-1000	28-6800	○
ニチイケアセンター川岸夏明	岡谷市川岸西 2 - 1 1 - 3	21-1556	21-1557	
ニチイケアセンター四賀	諏訪市四賀 1 9 6 5 - 1	54-2181	54-2182	
グループホーム寿和寮	茅野市宮川 5 0 1 0 - 1	71-1622	71-1624	○
認知症対応型通所介護通いサービスはるかぜ	下諏訪町（西赤砂） 4 4 2 9 - 3 0	26-1660	26-2135	○
グループホームやまゆり	富士見町富士見 3 7 9 6 - 5	61-1011	61-1055	○
グループホームひめばら	原村 1 7 2 1 7 - 1 2 5	78-3101	78-3103	○

## ○小規模多機能型居宅介護

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
小規模多機能型居宅介護第2 グレイスフル岡谷	岡谷市加茂町3-8-7	89-1211	89-1214	○
和が家日和	岡谷市山下町1-1-22	75-2708	23-6608	○
小規模多機能型居宅介護 梨久保	岡谷市長地梨久保2-18-1	26-2202	75-5016	○
宅老所和が家	岡谷市湖畔4-1-27	24-3708	24-0811	○
和が家間下	岡谷市山手町2-3-26	78-8480	78-8482	○
小規模多機能ホーム集皆所とよだ	諏訪市豊田101	78-3043	52-5802	○
こころのひろば小規模多機能型居宅介護事業所	諏訪市高島1-21-14	54-5611	54-5618	○
小規模多機能居宅 倶楽部 いずみ	諏訪市大手2-17-2	75-1423	52-5678	○
いぶきゆいの家	諏訪市中洲2536-1	75-2331	75-2883	○
宅老所いぶき	諏訪市中洲5373-1	78-8677	78-8167	○
小規模多機能ケア米沢の家	茅野市米沢3515-1	55-6009	55-6001	○
在宅サポート じこぼう	茅野市豊平4478	71-6070	71-6071	○
小規模多機能型居宅介護アイリス茅野	茅野市宮川5778-1	82-6077	82-6012	○
小規模多機能ケアはなもも	茅野市豊平1032-1	55-8630	55-5575	○
月岡ケアサービス多機能事業所月見ヶ丘	下諏訪町(武居北)5927-3	26-0091	26-0092	○
小規模多機能ケア やよい	下諏訪町(東弥生町)5247-4	55-4313	55-6867	○
小規模多機能型居宅介護事業所一本松の家	富士見町立沢815-65	78-6001	62-3766	○
小規模多機能型居宅介護ひめばら	原村17217-125	78-3101	78-3103	○

## ○看護小規模多機能型居宅介護

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
看護小規模多機能型居宅介護支援かえりえわかみや	岡谷市若宮1-5-27	21-2001	21-2003	
看護小規模多機能ケア めくもり	下諏訪町(西赤砂)4429-6	26-3057	26-2135	

## ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所名	所在地	TEL	FAX
定期巡回ケアステーション和が家	岡谷市山下町1-1-22	75-2343	23-6608
イリーゼ諏訪定期巡回・随時対応型訪問介護看護センター	諏訪市高島2-1284-1	56-1885	56-1884
定期巡回随時対応型事業所寿和寮	茅野市宮川5010-1	71-1610	71-1611
諏訪共立定期巡回ケア えにし	下諏訪町(西弥生町)4928-1	26-3008	26-3009
24時間ケアサポートふじみ	富士見町立沢815-65	78-6001	62-3766

## ○特定施設入居者生活介護

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
ケアハウス高尾	岡谷市川岸上4-3-7	22-2772	22-3720	○
ツクイ・サンシャイン岡谷	岡谷市本町2-4-10	21-7270	21-7271	○
さわやか絹の郷信州おかや	岡谷市郷田2-1-24	24-8822	24-8824	○
サービス付き高齢者向け住宅「さつき」	岡谷市長地小萩1-11-30	27-6670	27-6681	○
イリーゼ岡谷	岡谷市山下町1-1-37	24-1238	24-2677	○
こころ高島	諏訪市高島3-1300-1	54-5560	54-5561	○
ウィズ諏訪	諏訪市中洲5853-5	54-3636	54-3639	○
イリーゼ・セントベル諏訪湖	諏訪市大和1-5-5	52-8123	52-8283	○
こころのひろば特定施設入居者生活介護事業所	諏訪市高島1-21-14	54-5612	54-5618	○
イリーゼ高島城	諏訪市高島2-1284-1	56-1885	56-1884	○
すばらしき仲間たち	諏訪市湖南4894-1	78-5271	78-5273	○
ケアホーム豊平	茅野市豊平2552	82-5703	82-5663	○
ラ・ナシカちの	茅野市塚原2-7-29	82-6002	82-6003	○
桜ガーデン茅野	茅野市宮川11400-12	75-5188	75-5187	○
ウィズ茅野	茅野市宮川11005	75-1077	75-1078	○
カーサ・デ・ソル諏訪湖	下諏訪町（東赤砂）10802	27-0317	27-0318	○
ケアハウスひなたぼっこ	原村南原18638-1	70-0008	70-0009	○

## ○地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の特定施設）

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
おはな和が家	岡谷市山手町2-3-26	78-8481	78-8482	

## ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

施設名	所在地	TEL	FAX	ベッド数	
				個室	多床室
さわらび	岡谷市西山1723-101	21-1180	21-1182	10	70
洗心荘	岡谷市長地出早2-6-33	28-6537	28-3949	100	0
松風	岡谷市内山4769-548	21-2200	21-2288	50	0
すばらしき仲間たち	諏訪市湖南4894-1	57-2111	57-2002	0	74
ふくろうの森	諏訪市四賀2398-1	53-5577	54-2255	100	0
諏訪中央病院組合老人福祉施設 ふれあいの里	茅野市玉川4300-9	73-8880	71-1641	2	72

施設名	所在地	TEL	FAX	ベッド数	
				個室	多床室
白駒の森	茅野市ちの3000-1	82-7500	82-7575	72	0
りんどう苑	茅野市豊平南大塩1907-1	73-1081	73-1088	80	0
ハイム天白	下諏訪町(東町中1)557-2	28-8160	28-8183	0	56
グレイスフル下諏訪	下諏訪町(北高木)9375-1	26-8851	26-8874	12	56
恋月荘	富士見町境字東平8830	75-5558	64-2288	100	0
紅林荘	富士見町富士見3107-2	61-2080	61-2081	4	76
アイリス	原村10377-2	72-8300	72-7800	0	50

### ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(定員29人以下の特別養護老人ホーム)

施設名	所在地	TEL	FAX	ベッド数	
				個室	多床室
第2グレイスフル岡谷	岡谷市加茂町3-8-7	89-1211	89-1214	20	0
かりんの里複合福祉施設	諏訪市高島1-1-11	52-7111	52-7132	29	0
こころのひろば	諏訪市高島1-21-14	54-5616	54-5618	29	0
うぐいすの森	諏訪市沖田町4-2-1	75-1212	75-1222	29	0
アイリス茅野	茅野市宮川5778-1	82-6011	82-6012	29	0
和音	下諏訪町4770-2	27-3088	27-3089	29	0
さくらの	原村13221-6	70-1305	70-1306	29	0

### ○介護老人保健施設

施設名	所在地	TEL	FAX	ベッド数	
				個室	多床室
白寿荘	岡谷市長地小萩1-11-30	28-8910	27-5313	66	84
第2グレイスフル岡谷	岡谷市加茂町3-8-7	89-1211	89-1214	20	0
かりんの里	諏訪市湖岸通り5-11-5	57-5755	57-5766	12	88
掬水	諏訪市豊田837-1	58-3232	58-3202	0	100
こまくさの森	諏訪市中洲5924	53-8833	58-7277	13	16
やすらぎの丘	茅野市玉川4300	73-1212	73-1509	4	46
虹の森	茅野市ちの3094-6	73-2000	73-2211	28	72
グレイスフル下諏訪	下諏訪町(北高木)9375-1	26-7001	26-7005	22	58
あららぎ	富士見町落合11106-1	62-8008	62-8005	4	80
さくらの	原村13220-1	70-1222	70-1223	51	2
老人保健施設みづうみ	諏訪市豊田2400-9	54-2111	57-3030	79	0
老健すずかぜ	下諏訪町(西赤砂)4429-6	26-3053	26-2135	5	24

## ○居宅介護支援事業所

事業所名	所在地	TEL	FAX
岡谷市民病院居宅介護支援事業所	岡谷市本町4-11-33	23-8700	23-8740
岡谷市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	岡谷市長地権現町4-11-50	24-2127	24-3555
諏訪湖畔病院 居宅介護支援事業所	岡谷市長地小萩1-11-30	26-2525	28-8414
ウェルハートおかや 指定居宅介護支援事業所	岡谷市長地片間町1-11-1	28-1000	28-6800
ニチイケアセンターおかや	岡谷市長地権現町1-7-26	26-2914	26-2916
居宅介護支援事業所 きずな	岡谷市長地御所2-14-2 フレグランスあずさA棟206号	55-6780	28-5268
居宅介護支援事業所 湯けむり	岡谷市南宮3-3-8	24-2006	24-8211
居宅介護支援事業所 和縁	岡谷市湊2-11-14-4	55-6747	55-6916
居宅介護支援事業所 ほーぶ	岡谷市長地源2-4-40 レジデンス923A-1	78-3938	78-3991
やさしい手わかみや居宅介護支援事業所	岡谷市堀ノ内1-1-15 コーミーハイツ103	78-6417	78-6418
さくら居宅介護支援事業所	岡谷市川岸上2-5-9	080-5140- 2971	23-4798
かりんの里指定居宅介護支援事業所	諏訪市湖岸通り5-11-5 老人保健施設かりんの里内	57-5533	57-5537
諏訪市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	諏訪市四賀2213-1 デイサービスセンター「湯の里」内	57-1000	57-3800
諏訪市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所西山の里	諏訪市湖南4016-1 デイサービスセンター「西山の里」内	56-1000	57-1711
聖母介護支援センター	諏訪市大和1-5-7	52-3512	56-2244
富士見高原医療福祉センター ケアネットセンターすわこ	諏訪市豊田2400-9	57-5089	57-5102
宮坂医院	諏訪市元町4-10	52-1083	52-8115
居宅介護支援事業所 こころ高島	諏訪市高島1-21-14	54-5613	78-3830
いぶき居宅介護支援事業所	諏訪市中州2536-1	75-2122	75-2883
みよし家介護サービス居宅介護支援事業所	諏訪市湯の脇2-9-13	78-7231	58-7201
諏訪赤十字居宅介護支援事業所	諏訪市湖岸通り5-11-50	57-6128	57-6016
居宅介護支援事業所 掬水	諏訪市豊田837-1	58-3232	58-3202
居宅介護支援事業所 ゆうな	諏訪市沖田町3-12 センタービル2F	55-3074	55-2970
ケアプランセンターかいき諏訪	諏訪市四賀122-1	78-3308	-
土橋整形外科歯科医院	茅野市塚原2-2-22	72-3226	72-0452
諏訪中央病院組合介護老人保健施設 やすらぎの丘	茅野市玉川4300	73-1212	73-1509
訪問看護ステーション りんどう	茅野市塚原2-5-45	82-1234	82-0188



事業所名	所在地	TEL	FAX
諏訪中央病院 訪問看護ステーション いろは	茅野市玉川4300	72-1000	73-5417
茅野市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	茅野市宮川3975	82-0211	82-1107
富士見高原医療福祉センター ケアネットセンター茅野	茅野市仲町17-33 JA信州仲町ビル1階	82-5670	82-5671
ニチイケアセンターすわ	茅野市宮川4245-1	82-5183	72-0439
エクセレントライフ	茅野市北山5513-159	67-0609	67-0610
桜ハウス 居宅介護支援事業所	茅野市宮川4900-4	75-5720	82-4160
居宅介護支援事業所寿和寮	茅野市宮川5010-1 茅野市養護老人ホーム寿和寮内	71-1610	71-1611
ウィズの風居宅介護支援事業所	茅野市宮川11005	78-6531	75-1078
居宅介護支援事業所ケアマネセロリ	茅野市ちの1353-3	090-9359- 7716	73-1314
居宅介護支援事業所 米沢	茅野市米沢4133-2	55-1533	55-4973
桜の実居宅介護支援事業所	茅野市玉川3046-1	82-7685	82-7690
居宅介護支援事業所 こまくさ	茅野市ちの3094-6	73-0666	73-0661
居宅介護支援事業所 白駒の森	茅野市ちの3000-1	82-7500	82-7575
アイリス	茅野市宮川5778-1	82-6011	82-6012
居宅介護支援事業所 なごみ	茅野市仲町12-16	55-2661	55-9425
社会福祉法人 下諏訪町社会福祉協議会	下諏訪町(大門3)162-4	78-3860	27-0890
下諏訪町在宅介護支援センター	下諏訪町(矢木町1)214	27-1195	27-1179
居宅介護支援事業所 フラワー諏訪	下諏訪町(高浜)6188-1	26-1119	26-1113
指定居宅介護支援事業所 カーサ・デ・ソル	下諏訪町(南四王)6150-4	27-3850	27-3865
ケアサポート ふきのとう	下諏訪町(御田町)3134-7	28-5307	28-5392
老人保健施設 あららぎ	富士見町落合11106-1	62-8008	62-8005
富士見町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	富士見町富士見8988-1	78-8987	62-6772
原村社協居宅介護支援事業所	原村6649-3	79-7228	79-7093
つくし居宅介護支援事業所	原村11390	090-9354- 7639	79-3438

## 資料7 諏訪広域圏内 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅一覧

### ○有料老人ホーム（令和5年8月現在）

施設名	所在地	TEL	FAX	定員	種別
ツクイ・サンシャイン岡谷	岡谷市本町2-4-10	21-7270	21-7271	72	介護付
さわやか絹の郷 信州おかや	岡谷市郷田2-1-24	24-8822	24-8824	77	介護付
シニアホーム風の家	岡谷市長地御所2-13-40	27-7289	28-5268	17	住宅型
第2 グレイスフル岡谷	岡谷市加茂町3-8-7	89-1211	89-1214	40	住宅型
住宅型有料老人ホーム ホープ	岡谷市山下町2-13-10	78-7979	78-7989	23	住宅型
イリーゼ岡谷	岡谷市山下町1-1-37	24-1238	24-2677	介53・住7	介護付・住宅型
アクアホーム岡谷塚間	岡谷市塚間町2-6059-1	78-6199	78-6299	40	住宅型
株式会社まごころホーム	諏訪市湖岸通り5-20-10	54-3011	54-3022	20	住宅型
ヴィラ月岡	諏訪市豊田96	28-7650	28-7651	5	住宅型
介護付有料老人ホームウィズ諏訪	諏訪市中洲5853-3	54-3636	54-3639	75	介護付
いぶきゆいの家	諏訪市大字中洲2536-1	75-2331	75-2883	8	住宅型
パセオすわ	諏訪市豊田3952-1	55-4455	55-1512	13	住宅型
イリーゼ高島城	諏訪市高島2-1284-1	56-1885	56-1884	60	介護付
イリーゼ・セントベル諏訪湖	諏訪市大和1-5-5	52-8123	52-8283	51	介護付
グループリビングとよだ	諏訪市豊田101	78-3043	52-5802	16	住宅型
有料老人ホーム すばらしき仲間たち	諏訪市湖南4894-1	78-5271	78-5273	48	住宅型
リゾートケアホーム蓼科	茅野市北山4035-1296	71-8455	71-8471	10	住宅型
エクセレントライフ蓼科	茅野市北山5513-159	67-0609	67-0610	85	住宅型
ケアホーム豊平	茅野市豊平字前田2552	82-5703	82-5663	18	介護付
有料老人ホーム 秋桜荘	茅野市宮川5464-3	73-0132	73-0132	5	住宅型
ラ・ナシカ ちの	茅野市塚原2-7-29	82-6002	82-6003	75	介護付
桜ガーデン茅野	茅野市宮川11400-12	75-5188	75-5187	40	介護付
あったかホーム福寿草	茅野市米沢3515-1	55-6009	55-6001	8	住宅型
住宅型有料グループリビング 狸	茅野市湖東8323	78-7660	78-7915	19	住宅型
住宅型有料老人ホームみみずく	茅野市玉川3255-1	73-8386	75-5721	18	住宅型
カーサ・デ・ソル諏訪湖	諏訪郡下諏訪町10802	27-0317	27-0318	介47・住37	介護付・住宅型
有料老人ホームパセオハウス	諏訪郡下諏訪町26	27-0106	27-0129	14	住宅型
ゆいまーる西弥生高齢者複合施設	諏訪郡下諏訪町（西弥生町）4928-1	26-8311	26-8312	15	住宅型
テラスの森 諏訪湖	諏訪郡下諏訪町10616-10	26-2000	26-2005	60	住宅型
カーサ・デ・ソル湖浜	諏訪郡下諏訪町（南四王）6150-4	27-3850	27-3865	61	住宅型

## ○サービス付き高齢者向け住宅（令和5年8月現在）

施設名	所在地	TEL	戸数	特定施設
夢 ゆたか	岡谷市御倉町2-21	090-2331-6580	6	
サービス付き高齢者向け住宅 「さつき」	岡谷市長地小萩1-11-30	27-6670	40	○
おはな 和が家	岡谷市山手町2-3-26	78-8481	12	○
やさしえ わかみや	岡谷市若宮1-5-27	21-2001	29	
こころ高島	諏訪市高島3-1300-1	54-5560	38	○
こころのひろば特定施設入居者生活介護事業所	諏訪市高島1-21-14	54-5612	40	○
ウイズ茅野	茅野市宮川11005	75-1077	78	○
サービス付高齢者住宅住まいる茅野	茅野市ちの274-8	72-2235	46	
ル・レポ月岡	諏訪郡下諏訪町（東赤砂）4699-15	28-7650	6	
ゆいまーる西弥生高齢者複合施設	諏訪郡下諏訪町（西弥生町）4928-1	26-8311	25	
ハッピーライフ あくしす	諏訪郡富士見町富士見11517-3	78-6484	25	

## 資料8 用語解説

---

### あ 行

#### 一般介護予防事業

地域の全ての高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発や地域における介護予防活動を支援する事業。地域支援事業における介護予防事業の一つ。

### か 行

#### 介護給付

要介護1から要介護5と認定された方が利用できる介護保険サービスのこと。

#### 介護給付費準備基金

介護保険事業の中期的な財政の調整を図るために設置する基金で、第1号被保険者保険料の剰余金を積み立てている。財源に不足が生じた場合や保険料の急激な上昇の抑制等に活用される。

#### 介護サービス相談員（旧称：介護相談員）

介護保険サービス利用者から、サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供事業者や行政との間に立って解決に向けた手助けを行う人。「事業の実施にふさわしい人格と熱意を持っていると認められた人で、一定水準以上の養成研修を受けた人」を市町村長（保険者）が委嘱する。

令和2年4月より、介護サービス相談員と名称が変更された。

#### 介護予防・生活支援サービス

要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、一人ひとりの心身の状態等に応じて通所及び訪問により行う介護予防事業。基本チェックリスト等により対象者を把握して実施する。

#### 介護医療院

2018年4月に新たに創設された施設サービス。長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設。

#### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム・特養）

居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを受けられる。

#### 介護老人保健施設（老健）

症状が安定した状態の要介護者が、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他日常生活上の世話などを受けられる。

## 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービス。医療ニーズの高い利用者の状況に応じたサービスの組み合わせにより、地域における多様な療養支援を行う。

## キャラバンメイト

地域で暮らす認知症高齢者やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成する認知症サポーター養成講座において講師を務める人。

## 居宅介護支援

居宅サービスや地域密着型サービス（施設・居住系サービスを除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービス。

## 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービス。

## ケアプラン

介護サービスの利用計画のこと。利用者の希望や心身の状態等に応じ、どのような介護サービスをいつ、どのくらい利用するかを決める。

## ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護の知識を幅広く持った専門家で、県知事から与えられる公的資格。介護サービスの利用にあたって本人や家族の相談に応じアドバイスをしたり、希望をもとに心身の状態にあったケアプランを作成し、事業者とのサービス調整を行う。

## 高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、定められた基準額を越えた場合、越えた分を按分してそれぞれの保険者が支給する制度。

## 高額介護サービス費

1か月あたりの利用者負担額が高額になり、定められた上限額を超えた場合、超えた分が高額介護サービス費として支給される。

## コーホート変化率法

同じ期間に生まれた集団（コーホート）の一定期間後の変化率を求め、それが将来にも続くことを想定して推計する方法。

## 個室ユニット型

少人数のグループを生活単位（ユニット）とし、台所・食堂・リビング等の共同生活スペースを囲むように個室が配置されている施設。

## さ 行

### サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）に基づくバリアフリー構造の施設。安否確認や生活相談など高齢者を支援するサービスも提供する。

### 小規模多機能型居宅介護

主に認知症高齢者等を対象とし、利用者の様態や希望に応じて、「通い」を中心として、必要に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護が受けられるサービス。

### 重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備のための任意事業であり、制度や仕組みの「支援のしづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援していくとする事業。

### 住宅改修

「手すりの取付け」、「段差の解消」などの住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービス。

### 主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）

原則としてケアマネジャー（介護支援専門員）の実務経験が5年以上あり、所定の専門研修課程を修了した者に与えられる資格。介護保険サービスや他の保健・医療サービスとの連絡調整のほか、介護支援専門員に対する助言・指導などを行う。

## た 行

### 短期入所生活介護（ショートステイ）

施設に短期間入所して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス。

### 短期入所療養介護（ショートステイ）

施設に短期間入所して、看護や医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービス。

### 地域支援事業

介護が必要な状態になる前から介護予防を推進し、要介護状態になってもできるだけ地域において自立した生活を継続できるよう支援する事業。介護保険制度の枠組みの中で実施される。

## 地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援するための中核的機関。介護予防や権利擁護の推進、高齢者本人や家族からの相談対応を行うとともに、必要な支援が継続的に提供されるように調整する。

## チームオレンジ

市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。

## 地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所。

## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

利用定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する方が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられる。

## 地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設（指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなど）のうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する方が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられる。

## 地域密着型サービス

できるだけ住み慣れた地域の近くで利用できることを目的としたサービス。事業所指定は市町村（保険者）が行い、原則として設置されている市町村（広域圏）の住民のみが利用できる。

## 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通って、入浴、排せつ等の介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービス。

## 通所リハビリテーション（デイケア）

医療機関などに通って、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを受けるサービス。

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時対応を行うサービス。

## 特定福祉用具販売

「腰掛便座」、「特殊尿器」、「入浴補助用具」、「簡易浴槽」など、貸与になじまない排せつや入浴に使用する特定福祉用具の購入費の9割の払い戻しが受けられるサービス。

## 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやサービス付高齢者向けの住宅等のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所において、サービス計画に基づき入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けられる。

## 特定入所者介護サービス費

短期入所生活介護や施設サービス等を利用する場合に必要な食費や居住費（滞在費）について、所得が低い人を対象に限度額が設けられており、平均的な費用（基準額）と限度額の差額が特定入所者介護サービス費として支給される。

## な 行

### 日常生活圏域

地域の特性や実情に応じたサービスの提供及び基盤整備を推進するため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を考慮して設定するもの。

### 認知症ケアパス

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れのこと。標準的な認知症ケアパスとは、認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障がいが増進していく中で、その進行状況に合わせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ決めておくものをいう。

### 認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を見守る人のこと。認知症サポーター養成講座を受講することで誰でもなることができる。

### 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同生活を営む住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助や機能訓練を受けるサービス。

### 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービス。



## は 行

### ピア活動

介護が終わった経験者が現役介護者の悩みを聞いたり、病気経験者が闘病中の方の不安に寄り添うなど、同じ立場の者同士が悩みや不安を共有し、互いに支え合う活動。

### PDCAサイクル（ピーディーシーエーサイクル）

Plan（計画）→Do（実行）→Check（確認）→Act（改善）を繰り返すことで業務を継続的に実施・改善していく手法。

### 福祉用具貸与

日常生活を送る上で必要とする「車イス」や「特殊ベッド」などの用具を貸与するサービス。

### 包括的支援事業

地域支援事業の柱の一つであり、高齢者の日常生活の実態を把握しつつ、必要に応じて適切な社会資源につなげるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備を行う事業。地域包括支援センターに委託して実施する。

### 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、その他日常生活上の援助を行うサービス。

### 訪問看護

医師の判断に基づき、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行うサービス。

### 訪問入浴介護

居宅での入浴が困難な要介護者等の居宅を巡回入浴車などで訪問し、入浴の介護を行うサービス。

### 訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復を目的としたリハビリテーションを行うサービス。

## ま 行

### 民生委員

それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める民間奉仕者。「児童委員」を兼ねている。厚生労働大臣から委嘱される。

## や 行

### 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間に定期巡回や通報による随時の対応を併せた訪問介護サービスを受けられるサービス。

### 予防給付

要支援1及び要支援2と認定された方が利用できる介護保険サービスのこと。

諏訪広域連合第9期介護保険事業計画

発行日 令和6年3月

発行 諏訪広域連合  
長野県諏訪市高島1丁目22番30号  
(諏訪市役所内)  
電話 0266-52-4141

編集 諏訪広域連合介護保険課